

平成 30 年度

広島県環境データ集

広 島 県

広島県環境データ集 目次

第1 大気環境

1	大気汚染測定網一覧	1
2	大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）	1
3	大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）	1
4	大気汚染常時監視網配置図	2
5	二酸化硫黄濃度測定結果	3
6	二酸化窒素濃度測定結果	4
7	一酸化炭素濃度測定結果	5
8	微小粒子状物質濃度測定結果	5
9	浮遊粒子状物質濃度測定結果	6
10	光化学オキシダント濃度測定結果	7
11	緊急時等における協力工場・事業場一覧	8
12	オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数	9
13	オキシダント情報等の月別発令回数	10
14	非メタン炭化水素濃度測定結果	10
15	有害大気汚染物質モニタリング結果	11
16	簡易測定法による硫黄酸化物濃度測定結果	12
17	簡易測定法による二酸化窒素濃度測定結果	12
18	短期間測定における光化学オキシダント測定結果	12
19	浮遊粒子状物質測定結果（ハイボリウムエアサンプラー又はローボリウムエアサンプラー法）	12
20	浮遊粉じん測定結果	13
21	降下ばいじん量測定結果	13
22	黄砂観測日数	13
23	大気環境中のアスベスト濃度調査結果	14
24	自動車排出ガス規制の概要	15
25	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数	17
26	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等	17
27	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等（電気・ガス工作物，鉱山保安法関係）	17
28	生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等	18
29	大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等	18
30	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等	19
31	大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等（電気・ガス工作物，鉱山保安法関係）	19
32	生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等	20
33	大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	20

第2 水環境

1	水質環境基準の水域類型の指定状況	21
2	環境基準の達成状況（BOD又はCOD）	25
3	環境基準の達成状況（全窒素及び全りん）	25
4	水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	25
5	水域別環境基準（BOD，COD）の達成状況	26
6	水域別環境基準（全窒素及び全りん）の達成状況	29
7	水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況	29

8	健康項目の環境基準値を超える割合	30
9	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（河川）	31
10	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（湖沼）	32
11	生活環境項目の環境基準に適合しない割合（海域）	32
12	主要河川の水質汚濁状況（BOD）	33
13	海域の水質汚濁状況（COD）	34
14	環境基準類型指定水域別水質（BOD, COD）の推移	35
15	環境基準点についての地点別測定結果（生活環境項目）	38
16	環境基準点についての地点別測定結果（全窒素及び全りん）	44
17	水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果	46
18	海域の栄養塩の状況	46
19	ダム貯水池（貯水量1,000万m ³ 以上）の栄養塩の状況	47
20	棕梨ダムのアオコ確認日数	47
21	地下水環境基準達成率の推移	47
22	地下水測定結果	48
23	公共用水域要監視項目等調査結果	51
24	生活排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	53
25	産業排水（瀬戸内海流域）に係る発生源別汚濁負荷量の割合	53
26	産業排水（瀬戸内海流域）に係る業種別汚濁負荷量の割合	53
27	赤潮発生海域概要	54
28	特定施設の許可・届出受理状況	55
29	特定事業場の状況	55
30	業種別特定事業場の届出状況	56
31	水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況	57
32	市町別水道普及率	57
33	公共下水道の普及状況	57
34	太田川流域下水道計画図	58
35	芦田川流域下水道計画図	59
36	沼田川流域下水道計画図	60
37	海水浴場水質測定結果	61

第3 騒音・振動・悪臭

1	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	63
2	騒音に係る環境基準の地域類型の指定図	63
3	環境騒音の環境基準達成状況	64
4	自動車騒音の環境基準達成状況	64
5	自動車騒音測定結果	65
6	自動車騒音環境基準達成状況の経年変化	72
7	道路交通振動測定結果	72
8	面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況	73
9	航空機騒音に係る環境基準の地域指定図	73
10	航空機騒音短期測定結果	74
11	航空機騒音常時測定結果	74
12	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定	75
13	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	75
14	騒音規制区域の区分	75

15	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	76
16	特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準	76
17	騒音規制区域別の特定工場等数	76
18	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況	77
19	騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	77
20	騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	77
21	振動規制法に基づく規制区域の区分	77
22	振動規制法に基づく地域の指定図	78
23	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	78
24	特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準	78
25	振動規制区域別の特定工場等数	78
26	振動規制法に基づく特定施設の届出状況	79
27	振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	79
28	振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況	79
29	悪臭防止法に基づく規制地域	79
30	悪臭の規制基準	80
31	生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況	80
32	悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況	80

第4 化学物質

1	ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況	81
2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況	81
3	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況	82
4	ダイオキシン類環境汚染状況調査結果	82
5	内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果	84
6	ポリ塩化ビフェニル（PCB）による汚染状況調査	85
7	水銀による魚介類の汚染調査結果	85
8	トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による汚染調査結果	86
9	かきの重金属検査結果	86

第5 自然環境

1	自然公園等位置図	87
2	自然公園の指定状況	87
3	県自然環境保全地域一覧	88
4	自然海浜保全地区一覧	89
5	緑地環境保全地域一覧	89
6	自然公園内の許可等の処理状況	90
7	海岸線の状況	90
8	藻場・干潟の現存面積と消滅面積	90
9	保安林面積	90
10	鳥獣保護区等一覧	91
11	有害鳥獣の捕獲（有害捕獲数）	92

第6 温暖化対策関係

1	部門別二酸化炭素排出量の推移（広島県）	93
2	電灯・電力消費量（広島県）	93
3	用途別都市ガス販売量（広島県）	93
4	種類別燃料油販売量（広島県）	93
5	自動車保有台数の推移（広島県）	93
6	住宅用太陽光発電システム設置件数（広島県）	93

第7 廃棄物対策関係

1	し尿処理の概況	94
2	ごみ処理の概況	94
3	容器包装廃棄物の分別収集の状況	95
4	広島県分別収集促進計画（第8期）の概要	95
5	自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況	95
6	産業廃棄物処理業者許可状況	95

第8 その他

1	生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況	96
2	発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況	96
3	公害苦情事案の処理状況	97
4	環境保全協定締結状況	97
5	環境影響評価の実施状況	98
6	広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況	99
7	瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表	100
8	せとうち海援隊認定団体	103
9	こどもエコクラブ数，メンバー数	104
10	緑の少年団，団員数	104
11	国指定・県指定文化財等件数一覧	104
12	都市公園整備現況	105
13	県・市町の環境保全関係規程等	106

第9 環境基準

1	大気汚染に係る環境基準	109
2	有害大気汚染物質に係る環境基準	109
3	水質汚濁に係る環境基準	110
4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	115
5	騒音に係る環境基準（一般地域の騒音）	116
6	航空機騒音に係る環境基準	117
7	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	117
8	ダイオキシン類に係る環境基準	117
9	土壌の汚染に係る環境基準	118

第1 大気環境

1 大気汚染測定網一覽

(平成30年3月31日現在)

項目 市 町	硫 酸 化 物				窒 素 酸 化 物		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質				微小粒子状物質		浮遊粉じん		炭化水素		風向風速	気温湿度	日射量		
	簡易測定法等		溶液導電率又は紫外線蛍光法		簡易測定法等		吸光度法又は化学発光法		短期測定		簡易測定法等		β線吸収法		β線吸収法		デボジツトゲージ法等		ハイボリウムエアサンブラー法					ガスクロマトグラフ法	
	二酸化硫黄	分子拡散式サンブラー	短期測定	紫外線蛍光法	分子拡散式サンブラー	短期測定	化学発光法	非分散型赤外線分析法	紫外線吸収法	紫外線吸収法	ローボリウムエアサンブラー法	ハイボリウムエアサンブラー法	β線吸収法	β線吸収法	β線吸収法	β線吸収法	デボジツトゲージ法等	ハイボリウムエアサンブラー法	ガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ法				風速	湿度
総数	1	52	1	26	84	1	40	5	1	28	7	14	1	39	24	77	5	10	35	9	9				
広島市				4			11	2		7		1		11	11	2		4	7	2	2				
呉市				5			6	1		3	4			6	2	10	4	2	5	2	2				
竹原市		8		3	5		3			1				1	1	6		1	3	1	1				
三原市		12		1	12		2	1		1				2	1	12		1	2	1	1				
尾道市	1				14		1			1				1		10			1						
福山市				7	18		9	1		6	3			9	5	15		1	8	1	1				
府中市		8		1	2		1			1				1		8			1						
三次市				1	2		1			1				1	1				1	1	1				
大竹市				1	5		1			1				1	1	4		1	1	1	1				
東広島市		13		1	13		2			2		13		2	1	1			2						
廿日市市		7			7		1			1				1		5			1						
安芸郡府中町			1			1			1					1					1						
〃海田町		1		1	1		1			1				1					1						
〃熊野町					2																				
〃坂町		3			3											3									
山県郡北広島町										1				1	1				1						
豊田郡大崎上島町				1			1			1				1					1						

資料：環境保全課（注）県、市町の測定網である。

2 大気汚染常時監視測定局別測定項目（一般環境大気測定局）

(平成30年3月31日現在)

設置主体	番 号	測 定 局		測 定 項 目												
		名 称	設 置 場 所	硫 酸 化 物	窒 素 酸 化 物	オ ー キ シ ダ ン ト	炭 化 水 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	微 小 粒 子 状 物 質	風 向 風 速	気 温 湿 度	日 射				
県	1	大竹油見公園	大竹市油見三丁目1143	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	廿日市桂公園	廿日市市桜尾本町		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	広島市	3	井口小学校	広島市西区井口二丁目13-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4	三篠小学校	〃 西区三篠町一丁目9-25	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		5	皆実小学校	〃 南区皆実町一丁目15-32	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		6	福木小学校	〃 東区馬木九丁目1-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		7	伴小学校	〃 安佐南区伴中央一丁目7-2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		8	安佐南区役所	〃 安佐南区古市一丁目33-14	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		9	可部小学校	〃 安佐北区可部四丁目9-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10		海田高校	安芸郡海田町つくも町1-60	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
11		明立小学校	呉市伏原二丁目6-38	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
呉市	12	呉西消防署	〃 中央三丁目1-34	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	13	宮原小学校	〃 宮原四丁目8-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	14	鍋山団地	〃 警固屋一丁目地内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	15	白岳小学校	〃 広駅前一丁目6-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	16	東広島西条小学校	東広島市西条中央二丁目15-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
県	17	河内入野	〃 河内町入野5048-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	18	竹原高校	竹原市竹原町3444-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	19	大崎小学校	豊田郡大崎上島町中野2078-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	20	三原宮浦公園	三原市宮浦二丁目1-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	21	尾道東高校	尾道市東久保町12-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	福山市	22	松永小学校	福山市松永町六丁目7-11-8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		23	向丘中学校	〃 水香向丘107	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		24	曙小学校	〃 曙町五丁目16-3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		25	南小学校	〃 明治町4-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
26		手城小学校	〃 南手城町四丁目5-10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
27		培遠中学校	〃 春日町三丁目15-18	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
28		駅家東小学校	〃 駅家町法成寺67	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
29		神辺事業所	〃 神辺町北字内井之端1356-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
県	30	府中市教育センター	府中市元町1-5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	31	北広島町	山県郡北広島町壬生				●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	32	三次市十日市町	三次市十日市町168-1	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
竹原市	33	賀茂川中学校	竹原市東野町2051-1	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	34	福田区民館	〃 福田町1355-1	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
合 計				26	33	28	5	32	18	34	8	8				

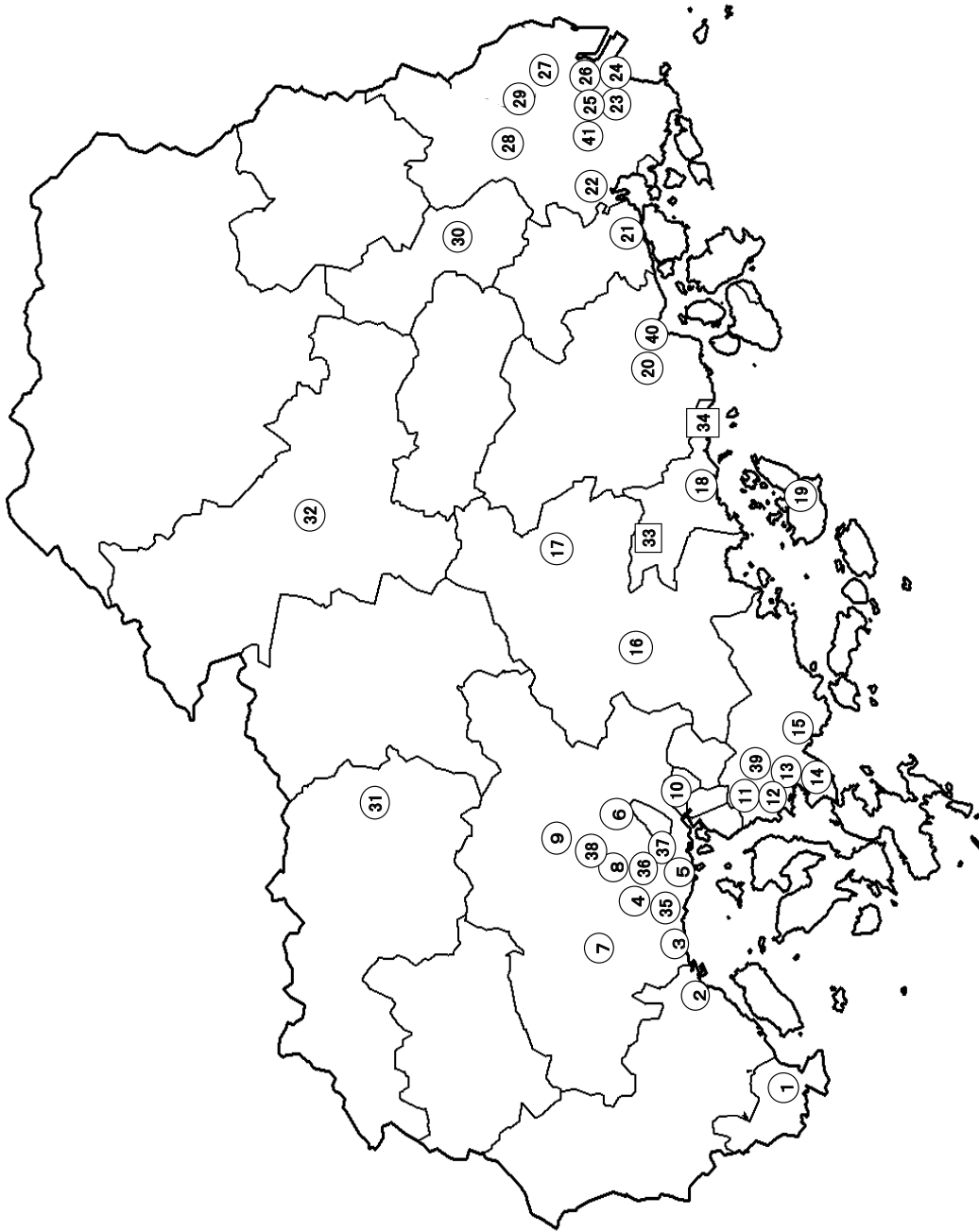
(注)「測定項目」欄中○印は、県中央監視局とオンライン化されていないことを示す。

3 大気汚染常時監視測定局別測定項目（自動車排出ガス測定局）

(平成30年3月31日現在)

設置主体	番 号	測 定 局		測 定 項 目											
		名 称	設 置 場 所	硫 酸 化 物	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	微 小 粒 子 状 物 質	風 向 風 速	気 温 湿 度	日 射			
広島市	35	庚午	広島市西区己斐本町三丁目13		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	36	紙屋町	〃 中区基町11-1		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	37	比治山	〃 南区比治山本町12		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
呉市	38	古市小学校	〃 安佐南区古市二丁目21-1		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	39	西畑町	呉市西畑町33地先		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
福山市	40	三原宮沖町	三原市宮沖町119-2		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	41	福山市役所	福山市東桜町3-5		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
合 計				0	7	5	5	7	6	1	1				

4 大気汚染常時監視観配置図



【オンライン局(○数字)】

No	局別	測定局名
1	一般	大竹油見公園
2	一般	廿日市桂小学校
3	一般	井口小学校
4	一般	三篠小学校
5	一般	菅実小学校
6	一般	福木小学校
7	一般	伴小
8	一般	安佐南区役所
9	一般	可部小学校
10	一般	海田高等学校
11	一般	明立小学校
12	一般	呉西消防署
13	一般	宮原小学校
14	一般	鍋山団地
15	一般	白岳小学校
16	一般	東広島西条小学校
17	一般	河内入野
18	一般	竹原高校
19	一般	大崎小学校
20	一般	三原宮浦公園
21	一般	尾道東高校
22	一般	松永中学校
23	一般	向丘中学校
24	一般	曙小
25	一般	南小
26	一般	手城小
27	一般	培遠中学校
28	一般	駅家東小
29	一般	神辺事業所
30	一般	府中市教育センター
31	一般	北広島市
32	一般	三次市
35	自排	康屋
36	自排	紙屋
37	自排	比治山
38	自排	比治山小
39	自排	西三原
40	自排	三原宮沖町
41	自排	福山市役所

【オフライン局(□数字)】

No	局別	測定局名
33	一般	賀茂川中学校
34	一般	福田区民館

(平成30年3月31日現在)
資料: 県環境保全課

5 二酸化硫黄濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途 地域	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間 数とその割 合		日平均値 が0.04ppm を超えた日 数とその割 合		1時間 値の最 高値 (ppm)	日平均 値の 2%除 外値 (ppm)	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値が0.04 ppmを超 えた日数 (日)	環 境 基 準 適 否	1時間値の年平均値				
						(時間)	(%)	(日)	(%)					25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度
						(ppm)												
一般環境 大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	358	8,506	1	0.0	0	0.0	0.103	0.006	0	適	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	広島市	井口小学校	住	363	8,671	0	0.0	0	0.0	0.018	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		皆実小学校	住	364	8,666	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
		伴小学校	住	362	8,637	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
		安佐南区役所	住	361	8,628	0	0.0	0	0.0	0.01	0.003	0	適	0.004	0.005	0.003	0.001	0.002
		海田町	海田高校	住	365	8,666	0	0.0	0	0.0	0.029	0.005	0	適	0.005	0.005	0.005	0.004
	呉市	明立小学校	住	365	8,678	0	0.0	0	0.0	0.03	0.006	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		呉西消防署	商	363	8,627	0	0.0	0	0.0	0.044	0.007	0	適	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		宮原小学校	住	365	8,671	0	0.0	0	0.0	0.033	0.007	0	適	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		鍋山団地	住	365	8,674	0	0.0	0	0.0	0.038	0.006	0	適	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
		白岳小学校	住	365	8,676	0	0.0	0	0.0	0.018	0.003	0	適	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	東広島市	東広島西条小学校	住	364	8,700	0	0.0	0	0.0	0.018	0.008	0	適	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	竹原市	竹原高校	住	365	8,671	0	0.0	0	0.0	0.033	0.003	0	適	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
		賀茂川中学校	住	213	6,105	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	0	適	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
		福田区民館	住	315	7,588	2	0.0	0	0.0	0.568	0.005	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
	大崎上島町	大崎小学校	未	364	8,666	0	0.0	0	0.0	0.021	0.003	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	三原市	三原宮浦公園	住	364	8,674	0	0.0	0	0.0	0.018	0.004	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	福山市	松永小学校	住	364	8,615	0	0.0	0	0.0	0.018	0.004	0	適	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002
		向丘中学校	住	348	8,277	0	0.0	0	0.0	0.031	0.005	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
		曙小学校	住	364	8,625	0	0.0	0	0.0	0.037	0.006	0	適	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
		南小学校	商	364	8,613	0	0.0	0	0.0	0.025	0.005	0	適	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
		手城小学校	住	358	8,496	0	0.0	0	0.0	0.026	0.005	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
		培遠中学校	住	364	8,614	0	0.0	0	0.0	0.04	0.006	0	適	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
駅家東小学校		未	364	8,626	0	0.0	0	0.0	0.022	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
府中市	府中市教育センター	準工	365	8,680	0	0.0	0	0.0	0.029	0.003	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
三次市	三次市十日市町	未	363	8,656	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 測定は、溶液導電率法又は紫外線蛍光法による。

2 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。

3 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。

4 「環境基準適否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

6 二酸化窒素濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準適合 否	1時間値の年平均値					
							(日)	(%)	(日)	(%)				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
																			(ppm)
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	350	8,306	0.059	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	
	廿日市市	廿日市桂公園	住	339	8,350	0.063	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.016	0.016	0.016	0.014	0.015	
	広島市		井口小学校	住	358	8,567	0.054	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.013	0.014	0.014	0.010	0.011
			三篠小学校	住	357	8,573	0.048	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.011	0.012	0.012	0.011	0.011
			皆実小学校	住	358	8,570	0.063	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013
			福木小学校	住	351	8,445	0.049	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.013	0.013	0.012	0.011	0.012
			伴小学校	住	354	8,514	0.047	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
			安佐南区役所	住	359	8,596	0.053	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.010	0.012	0.011	0.010	0.010
			可部小学校	住	351	8,415	0.033	0	0.0	0	0.0	0.015	0	適	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008
	海田町	海田高校	住	359	8,553	0.062	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.017	0.018	0.017	0.015	0.016	
	呉市		明立小学校	住	357	8,544	0.051	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
			呉西消防署	商	363	8,646	0.064	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010
			宮原小学校	住	315	7,536	0.060	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.014	0.014	0.014	0.012	0.012
			鍋山団地	住	362	8,632	0.070	0	0.0	0	0.0	0.027	0	適	0.013	0.012	0.013	0.012	0.012
			白岳小学校	住	336	8,038	0.057	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
	東広島市		東広島西条小学校	住	358	8,533	0.045	0	0.0	0	0.0	0.022	0	適	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010
			河内入野	未	365	8,720	0.040	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
	竹原市		竹原高校	住	360	8,567	0.033	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
			賀茂川中学校	住	281	6,788	0.038	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.014	0.014	0.012	0.011	0.011
			福田区民館	住	345	8,252	0.050	0	0.0	0	0.0	0.015	0	適	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006
	大崎上島町	大崎小学校	未	363	8,705	0.034	0	0.0	0	0.0	0.011	0	適	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	
	三原市	三原宮浦公園	住	359	8,559	0.049	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.011	0.010	0.011	0.010	0.010	
	尾道市	尾道東高校	住	358	8,538	0.048	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.015	0.013	0.013	0.012	0.012	
	福山市		松永小学校	住	364	8,614	0.046	0	0.0	0	0.0	0.025	0	適	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013
			向丘中学校	住	349	8,286	0.048	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007
			曙小学校	住	364	8,623	0.061	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010
			南小学校	商	364	8,611	0.048	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.015	0.014	0.014	0.011	0.010
手城小学校			住	356	8,460	0.062	0	0.0	0	0.0	0.031	0	適	0.017	0.016	0.015	0.014	0.014	
培遠中学校			住	356	8,523	0.059	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.016	0.014	0.015	0.014	0.014	
駅家東小学校			未	361	8,593	0.041	0	0.0	0	0.0	0.013	0	適	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	
神辺事業所	未	364	8,622	0.051	0	0.0	0	0.0	0.018	0	適	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007			
府中市	府中市教育センター	準工	353	8,443	0.049	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.007	0.006	0.007	0.007	0.007		
三次市	三次市十日市町	未	362	8,646	0.022	0	0.0	0	0.0	0.009	0	適	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004		
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午	商	357	8,583	0.059	0	0.0	0	0.0	0.030	0	適	0.024	0.022	0.020	0.019	0.017	
		紙屋町	商	345	8,276	0.075	0	0.0	0	0.0	0.033	0	適	0.025	0.026	0.024	0.022	0.022	
		比治山	商	309	7,408	0.082	0	0.0	4	1.3	0.033	0	適	0.021	0.018	0.019	0.017	0.017	
		古市小学校	商	353	8,438	0.051	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.016	0.015	0.015	0.013	0.012	
	呉市	西畑町	住	357	8,539	0.050	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.013	0.012	0.012	0.010	0.010	
	三原市	三原宮沖町	住	344	8,219	0.056	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	
	福山市	福山市役所	商	364	8,623	0.063	0	0.0	0	0.0	0.029	0	適	0.022	0.021	0.021	0.019	0.017	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

- (注) 1 測定は、ザルツマン試薬を用いた吸光度法又は化学発光法による。ザルツマン係数は0.84である。
 2 「日平均値の年間98%値」とは、年間にわたる日平均値につき、低い方から98%に相当するものである。
 3 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち、低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。
 4 「環境基準適合」は、「98%値評価による日平均値が、0.06ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。
 5 ()内の数値は、有効測定時間数6,000時間に達していない値を示す。

7 一酸化炭素濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数 (日)	環境基準適合否	1時間値の年平均値				
						(回)	(%)	(日)	(%)					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
						(ppm)												
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午商		365	8,682	0	0.0	0	0.0	1.4	0.5	0	適	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
		紙屋町商		364	8,681	0	0.0	0	0.0	2.4	0.8	0	適	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5
	呉市	西畑町住		365	8,698	0	0.0	0	0.0	2.3	0.8	0	適	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
	三原市	三原宮沖町住		364	8,689	0	0.0	0	0.0	1.4	0.5	0	適	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	福山市	福山市役所商		365	8,691	0	0.0	0	0.0	1.9	0.7	0	適	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

- (注) 1 測定は、非分散型赤外線分析法による。
 2 「日平均値の2%除外値」とは、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値である。
 3 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外当該日に入っている日数分については除外していない。
 4 「環境基準適合否」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」が0の場合を適としている。

8 微小粒子状物質濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数 (日)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準適合否	日平均値の年平均値				
						(日)	(%)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
						(ppm)							
一般環境大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	356	32.6	6	1.7	適	16.6	16.0	14.8	13.4	12.7
	広島市	井口小学校	住	362	33.8	5	1.4	適	18.4	19.5	16.0	15.3	14.1
		三篠小学校	住	361	32.1	2	0.6	適	—	—	12.6	12.8	12.6
		皆実小学校	住	363	34.0	6	1.7	適	—	—	13.2	12.7	13.7
		福木小学校	住	362	33.5	5	1.4	適	16.3	17.3	14.5	13.3	12.7
		伴小学校	住	361	31.8	3	0.8	適	—	14.5	13.5	12.3	12.2
		安佐南区役所	住	363	32.3	0	0	適	—	—	12.8	12.9	12.6
		可部小学校	住	361	34.9	6	1.7	適	16.8	16.5	13.4	12.7	12.1
	呉市	明立小学校	住	361	36.1	10	2.8	否	—	18.0	16.3	15.3	15.0
		白岳小学校	住	361	35.0	7	1.9	適	—	—	15.9	14.6	14.7
	東広島市	東広島西条小学校	住	358	30.8	4	1.1	適	—	—	15.1	14.3	13.3
	竹原市	竹原高校	住	357	29.7	0	0	適	15.6	15.1	13.6	12.0	11.8
	福山市	松永小学校	住	365	32.9	5	1.4	適	—	—	14.3	14.6	14.1
		曙小学校	住	331	38.3	15	4.5	否	—	13.4	17.2	17.2	16.8
		培遠中学校	住	362	34.6	6	1.7	適	16.8	15.4	15.6	15.9	14.3
		駅家東小学校	未	362	34.4	6	1.7	否	—	17.6	15.9	14.9	15.1
	北広島町	北広島町	未	360	26.6	0	0	適	—	—	11.5	11.2	11.0
三次市	三次市十日市町	未	359	25.7	0	0	適	14.2	13.1	11.4	10.9	11.0	
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午商		353	36.0	8	2.3	否	—	14.8	14.5	14.0	15.9
		紙屋町商		363	34.0	7	1.9	適	—	15.5	15.2	14.5	14.1
		比治山商		363	35.5	8	2.2	否	18.1	19.0	16.6	15.3	13.4
		古市小学校	商	362	36.3	8	2.2	否	19.1	19.0	17.4	16.2	14.9
	三原市	三原宮沖町住		359	31.4	3	0.8	適	16.3	15.4	14.4	13.6	13.2
福山市	福山市役所商		345	34.9	7	2	否	18.7	17.8	16.7	16.2	16.2	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

- (注) 1 測定は、ベータ線吸収法による。
 2 「環境基準適合否」は、「日平均値の年平均値」が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、「日平均値の年間98%値」が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合を適としている。

9 浮遊粒子状物質濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値									
						(日)	(時間)	(時間)	(%)					(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
																			(mg/m ³)				
一般環境測定局	大竹市	大竹油見公園	住	356	8,561	0	0.0	0	0.0	0.082	0.048	0	適	0.022	0.024	0.021	0.020	0.019					
	廿日市市	廿日市桂公園	住	360	8,659	0	0.0	0	0.0	0.107	0.045	0	適	0.021	0.021	0.020	0.018	0.018					
	広島市		井口小学校	住	365	8,734	0	0.0	0	0.0	0.123	0.046	0	適	0.029	0.031	0.032	0.028	0.019				
			三篠小学校	住	363	8,704	0	0.0	0	0.0	0.145	0.048	0	適	0.026	0.024	0.020	0.020	0.020				
			皆実小学校	住	362	8,708	0	0.0	0	0.0	0.091	0.046	0	適	0.023	0.021	0.021	0.021	0.017				
			福木小学校	住	364	8,727	1	0.0	0	0.0	0.225	0.049	0	適	0.022	0.022	0.021	0.020	0.020				
			伴小学校	住	363	8,711	0	0.0	0	0.0	0.166	0.049	0	適	0.022	0.023	0.021	0.020	0.020				
			安佐南区役所	住	363	8,706	0	0.0	0	0.0	0.091	0.043	0	適	0.030	0.027	0.024	0.024	0.018				
			可部小学校	住	365	8,722	0	0.0	0	0.0	0.090	0.037	0	適	0.022	0.020	0.018	0.017	0.014				
			海田町	海田高校	住	361	8,653	0	0.0	0	0.0	0.096	0.042	0	適	0.024	0.023	0.020	0.017	0.018			
	呉市		明立小学校	住	365	8,725	0	0.0	0	0.0	0.106	0.046	0	適	0.024	0.023	0.022	0.020	0.019				
			呉西消防署	商	365	8,728	0	0.0	0	0.0	0.092	0.046	0	適	0.025	0.025	0.022	0.020	0.019				
			宮原小学校	住	365	8,726	0	0.0	0	0.0	0.138	0.049	0	適	0.027	0.026	0.025	0.023	0.021				
			鍋山団地	住	364	8,719	0	0.0	0	0.0	0.105	0.044	0	適	0.027	0.026	0.024	0.022	0.019				
			白岳小学校	住	365	8,725	0	0.0	0	0.0	0.125	0.048	0	適	0.024	0.023	0.021	0.020	0.019				
	東広島市		東広島西条小学校	住	361	8,635	0	0.0	0	0.0	0.094	0.046	0	適	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019				
			河内入野	未	359	8,631	0	0.0	0	0.0	0.100	0.035	0	適	0.020	0.019	0.018	0.016	0.015				
	竹原市	竹原高校	住	361	8,654	0	0.0	0	0.0	0.091	0.043	0	適	0.020	0.020	0.021	0.019	0.018					
	大崎上島町	大崎小学校	未	361	8,655	0	0.0	0	0.0	0.094	0.043	0	適	0.022	0.021	0.021	0.018	0.016					
	三原市	三原宮浦公園	住	354	8,542	0	0.0	0	0.0	0.101	0.040	0	適	0.020	0.020	0.019	0.017	0.015					
	尾道市	尾道東高校	住	360	8,663	0	0.0	0	0.0	0.111	0.051	0	適	0.023	0.024	0.024	0.023	0.021					
	福山市		松永小学校	住	363	8,690	0	0.0	0	0.0	0.102	0.048	0	適	0.023	0.023	0.022	0.022	0.022				
			向丘中学校	住	347	8,370	0	0.0	0	0.0	0.157	0.044	0	適	0.021	0.020	0.020	0.017	0.015				
曙小学校			住	365	8,738	0	0.0	0	0.0	0.121	0.056	0	適	0.021	0.024	0.024	0.027	0.024					
南小学校			商	365	8,740	1	0.0	0	0.0	0.218	0.054	0	適	0.027	0.028	0.026	0.024	0.023					
手城小学校			住	359	8,598	2	0.0	0	0.0	0.225	0.053	0	適	0.027	0.026	0.025	0.024	0.021					
培遠中学校			住	364	8,722	0	0.0	0	0.0	0.138	0.051	0	適	0.026	0.021	0.021	0.019	0.019					
駅家東小学校			未	357	8,575	0	0.0	0	0.0	0.130	0.050	0	適	0.023	0.021	0.020	0.019	0.019					
神辺事業所			未	365	8,725	0	0.0	0	0.0	0.081	0.044	0	適	0.020	0.016	0.016	0.018	0.019					
府中市	府中市教育センター	準工	360	8,650	0	0.0	0	0.0	0.108	0.050	0	適	0.023	0.022	0.021	0.020	0.020						
北広島町	北広島町	未	361	8,647	0	0.0	0	0.0	0.110	0.035	0	適	0.018	0.016	0.015	0.013	0.012						
三次市	三次市十日市町	未	359	8,606	0	0.0	0	0.0	0.100	0.044	0	適	0.021	0.018	0.019	0.019	0.018						
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午	商	365	8,723	0	0.0	0	0.0	0.189	0.048	0	適	0.023	0.019	0.020	0.021	0.020					
		紙屋町	商	345	8,315	0	0.0	0	0.0	0.168	0.044	0	適	0.026	0.024	0.023	0.021	0.019					
		比治山	商	365	8,728	0	0.0	0	0.0	0.104	0.044	0	適	0.027	0.027	0.023	0.020	0.020					
		古市小学校	商	365	8,721	0	0.0	0	0.0	0.109	0.046	0	適	0.021	0.020	0.018	0.018	0.018					
	呉市	西畑町	住	365	8,729	0	0.0	0	0.0	0.107	0.052	0	適	0.026	0.026	0.024	0.022	0.022					
	三原市	三原宮沖町	住	355	8,521	0	0.0	0	0.0	0.164	0.044	0	適	0.026	0.024	0.022	0.020	0.018					
福山市	福山市役所	商	365	8,743	0	0.0	0	0.0	0.127	0.051	0	適	0.025	0.025	0.024	0.023	0.023						

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、ベータ線吸収法による。

2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち、0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外していない。

3 「環境基準適合」は、「環境基準の長期的評価による日平均値が、0.10mg/m³を超えた日数」が0の場合を適としている。

10 光化学オキシダント濃度測定結果

区分	市町	測定局	用途地域	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		環境基準適合 否	昼間の1時間値の年平均値					
							(日)	(時間)	(日)	(時間)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
																	(ppm)
一般環境 大気測定局	大竹市	大竹油見公園	住	365	5,414	0.108	101	491	0	0	否	0.033	0.033	0.035	0.035	0.035	
	廿日市市	廿日市桂公園	住	365	5,395	0.099	92	484	0	0	否	0.031	0.030	0.031	0.032	0.032	
	広島市		井口小学校	住	365	5,431	0.108	110	606	0	0	否	0.035	0.027	0.032	0.034	0.035
			三篠小学校	住	365	5,422	0.118	130	766	0	0	否	0.033	0.033	0.034	0.034	0.037
			皆実小学校	住	365	5,428	0.103	81	436	0	0	否	0.032	0.032	0.032	0.030	0.032
			福木小学校	住	365	5,418	0.105	82	422	0	0	否	0.034	0.032	0.030	0.030	0.031
			伴小学校	住	364	5,390	0.115	108	571	0	0	否	0.034	0.032	0.032	0.032	0.034
			安佐南区役所	住	365	5,408	0.115	130	833	0	0	否	0.034	0.032	0.032	0.032	0.037
			可部小学校	住	365	5,422	0.115	96	530	0	0	否	0.033	0.030	0.032	0.032	0.034
	海田町	海田高校	住	362	5,384	0.102	73	349	0	0	否	0.029	0.027	0.027	0.028	0.030	
	呉市		明立小学校	住	365	5,430	0.100	91	440	0	0	否	0.035	0.035	0.034	0.033	0.035
			宮原小学校	住	365	5,424	0.094	56	241	0	0	否	0.029	0.029	0.032	0.029	0.029
			白岳小学校	住	365	5,429	0.106	106	630	0	0	否	0.035	0.038	0.039	0.039	0.038
	東広島市		東広島西条小学校	住	365	5,417	0.125	144	971	1	3	否	0.038	0.034	0.042	0.040	0.043
			河内入野	未	365	5,432	0.102	105	592	0	0	否	0.030	0.029	0.034	0.034	0.035
	竹原市	竹原高校	住	359	5,306	0.111	138	842	0	0	否	0.034	0.033	0.035	0.036	0.039	
	大崎上島町	大崎小学校	未	365	5,432	0.109	120	745	0	0	否	0.034	0.036	0.037	0.040	0.040	
	三原市	三原宮浦公園	住	365	5,436	0.104	124	667	0	0	否	0.035	0.032	0.035	0.037	0.039	
	尾道市	尾道東高校	住	365	5,441	0.108	113	659	0	0	否	0.033	0.034	0.034	0.036	0.036	
	福山市		松永小学校	住	362	5,368	0.104	102	564	0	0	否	0.033	0.032	0.032	0.033	0.033
			向丘中学校	住	352	5,200	0.119	123	693	0	0	否	0.035	0.037	0.038	0.038	0.038
			南小学校	商	363	5,372	0.102	82	457	0	0	否	0.031	0.031	0.032	0.032	0.032
			培遠中学校	住	365	5,415	0.107	97	463	0	0	否	0.030	0.030	0.033	0.034	0.034
駅家東小学校			未	360	5,329	0.117	104	567	0	0	否	0.032	0.033	0.033	0.033	0.035	
神辺事業所			未	364	5,391	0.104	96	526	0	0	否	0.033	0.032	0.031	0.032	0.033	
府中市	府中市教育センター	準工	365	5,439	0.112	104	584	0	0	否	0.031	0.033	0.034	0.034	0.034		
北広島町	北広島町	未	365	5,428	0.102	77	445	0	0	否	0.030	0.029	0.033	0.031	0.035		
三次市	三次市十日市町	未	365	5,406	0.100	67	373	0	0	否	0.027	0.026	0.028	0.029	0.032		

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定は、紫外線吸収法による。

2 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

3 「環境基準適合」は、「昼間の1時間値が、0.06ppmを超えた時間数」が0の場合を適としている。

11 緊急時等における協力工場・事業場一覧

(平成30年7月現在)

緊急時の発令地区	緊急時等協力工場・事業場		県からの協力要請等			
	名 称	所 在 地	オキシダント 緊急時 (ばい煙)	オキシダント 緊急時 (VOC)	硫酸化物 緊急時	予報
大竹地区	日本製紙(株)大竹工場	大竹市東栄2-1-18	○		○	○
	(株)ダイヤセル大竹工場	大竹市東栄2-1-4	○	○	○	○
	日本製紙(株)大竹工場(北)	大竹市東栄1-16-1	○		○	○
	三菱ケミカル(株)大竹事業所	大竹市御幸町20-1	○	○	○	○
廿日市地区	瀬川金属精錬(株)	廿日市市木材港北3-87	○			
	広島ガス(株)廿日市工場	廿日市市木材港南12-20	○			
	三共ポリエチレン(株)広島事業所	廿日市市大東4-1		○		
	富安金属印刷(株)広島工場	廿日市市峠245-80		○		
	(株)ウッドワンウッドワン発電所	廿日市市木材港南1-1	○			
	イケダ(株)廿日市工場	廿日市市峠245-23		○		
広島地区	マツダ(株)(宇品地区)	広島市南区仁保沖町	○	○	○	○
	三菱重工業(株)広島製作所	広島市西区観音新町4-6-22	○	○	○	○
	広島市中工場	広島市中区南吉島1-5-1	○			○
	広島市南工場	広島市南区東雲3-17-1	○			○
	広島市安佐南工場	広島市安佐南区伴北4-3990	○			○
	コベルコ建機(株)五日市工場	広島市佐伯区五日市港2-2-1		○		○
	MCMエネルギーサービス(株)	広島市南区仁保沖町1-1	○			○
可部地区	大和重工(株)	広島市安佐北区可部1-21-23	○			
	広島市安佐北工場	広島市安佐北区可部町中島1460-1	○			
海田地区	マツダ(株)(本社)	安芸郡府中町新地3-1	○		○	○
	(株)日本製鋼所広島製作所	広島市安芸区船越南1-6-1	○	○	○	○
	安芸クリーンセンター	安芸郡坂町21322-8	○			○
	(有)渋谷塗装店第四工場	安芸郡海田町月見町2-16		○		○
呉地区	(株)淀川製鋼所呉工場	呉市昭和町9-1	○	○	○	○
	日新製鋼(株)呉製鉄所	呉市昭和町11-1	○		○	○
	ジャパンマリンユナイテッド(株)呉事業所	呉市昭和町2-1		○		○
広島地区	王子マテリア(株)呉工場	呉市広末広2-1-1	○		○	○
	クリーンセンターくれ	呉市広多賀谷3-9-3	○			○
	中国木材(株)郷原工場	呉市郷原町一ノ松光山626-2	○			○
	中国木材(株)本社工場	呉市広多賀谷3-1-1	○			○
東広島地区	(株)ヒロエー東邦事業所	東広島市志和町冠1045-1	○		○	
	賀茂環境衛生センター	東広島市西条町上三永10766-1	○		○	
	ダイキョーニシカワ(株)八本松工場	東広島市八本松町原175-1		○		
	まつやセロファン(株)	東広島市西条吉行東2-5-44		○		
	新明和工業(株)特装車事業部広島工場	東広島市八本松西7-1-13		○		
	光陽建設(株)	東広島市黒瀬町津江1845	○			
本郷・河内地区	光和金属工業(株)第二工場	東広島市黒瀬町国近427-37	○			
	東洋製罐(株)広島工場	三原市下北方1-4-1		○		
大崎地区	東邦亜鉛(株)契島製錬所	豊田郡大崎上島町東野5562-1	○		○	○
	大崎クールジェン(株)	豊田郡大崎上島町中野6208-1	○		○	○
	中国電力(株)大崎発電所	豊田郡大崎上島町中野6208-1	《稼働休止中》			
竹原地区	三井金属鉱業(株)竹原製煉所	竹原市塩町1-5-1	○		○	○
	電源開発(株)竹原火力発電所	竹原市忠海長浜2-1-1	○		○	○
三原地区	三菱重工交通機器エンジニアリング(株)	三原市糸崎南1-1-1	○			○
	三菱重工機械システム(株)三原事業所	三原市糸崎南1-1-1	○			○
	三原市清掃工場	三原市八坂町227	○			○
	三菱重工エンジニアリング(株)三原地区(和田沖)	三原市和田沖町1-1		○		○
尾道地区	(株)DNPファインオプトロニクス三原西工場	三原市沼田西町小原73-47		○		○
	日東電工(株)尾道事業所	尾道市美ノ郷町本郷455-6		○		
松永地区	尾道市クリーンセンター	尾道市長者原1-220-75	○			○
	プレス工業(株)尾道工場	尾道市高須町大山田1050		○		○
	日本化薬(株)福山工場	福山市箕沖町126		○		○
福山地区	JFEスチール(株)西日本製鉄所	福山市鋼管町1	○	○	○	○
	瀬戸内共同火力(株)福山共同発電所	福山市鋼管町1	○		○	○
	JFEMiネラル(株)福山製造所	福山市鋼管町1	○		○	○
	福山市西部清掃工場	福山市赤坂町赤坂521	○			○
	ツネイシカムテックス(株)福山工場	福山市箕沖町107-5	○			○
	福山リサイクル発電(株)	福山市箕沖町107-8	○			○
	福山市ごみ固形燃料工場	福山市箕沖町107-7	○			○
	早川ゴム(株)箕島工場	福山市箕島町南丘5351		○		○
	広島化成(株)	福山市松浜町2-2-11			○	○
福山北部地区	カイハラ(株)	福山市新市町常1450			○	○
府中地区	北川精機(株)本社工場B棟	府中市鶴飼町800-8		○		
	北川精機(株)本社工場D棟	府中市鶴飼町800-122		○		
芸北地区	芸北広域きれいセンター	山県郡北広島町川井11080-18	○			
	喜楽鉱業(株)広島総合工場	山県郡北広島町新氏神72-2	○			
備北地区	マツダ(株)三次事業所	三次市東酒屋町551-1	○			
	三次環境クリーンセンター	三次市廻神町1820-12	○			
	庄原市備北クリーンセンター	庄原市一木町境ヶ谷266-2	○			
合計	69工場・事業場		49	25	23	45

資料: 県環境保全課

12 オキシダントの年度別地区別緊急時の発令回数

(単位: 回)

発令ランク	年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	地区										
情報	大竹	4	1	7			3		2	3	1
	廿日市	8	10	5			2		3	3	
	広島	15	17	18	4	2	8	5	6	9	9
	可部	7	14	4	2	1	3	1	2	4	4
	海田	5	5	3	2					5	1
	呉		1		1		1	1		4	
	広島	2	2	1	1		1		1	4	1
	東広島	1		2			1		3	2	4
	本郷・河内	2	3	2			1		1	2	1
	竹原	3	4	3	1		2	2	3	9	4
	大崎	2	2	2			1		3	5	2
	三原	2	7	6	2		3	1	2	7	2
	尾道	5	6	4	2		1		3	12	3
	松永	3	12	6	2		1	2	3	10	3
	福山	13	11	11	3	1	4	2	8	19	8
	福山北部	9	14	11	1	1	2	3	5	6	3
	府中		7	5	1		1		5	8	3
芸北	—	—				1		1		1	
備北	—	—									
計		81	116	90	22	5	36	17	51	112	50
実日数		21	25	22	7	3	13	10	16	26	16
注意	大竹								1		
	廿日市										
	広島	3	3	2			1				
	可部		3	3							
	海田	2	1								
	呉									1	
	広島										
	東広島										1
	本郷・河内										
	竹原	1		1					1		
	大崎										
	三原	1	1						1		
	尾道	1	1						1	3	
	松永		1	1					1	1	
	福山	4	3	2	1				2	4	
	福山北部	1	3	2	1						
	府中		1		1				1		
芸北	—	—									
備北	—	—									
計		13	17	11	3		1		8	9	1
実日数		5	6	7	1		1		3	6	1
警報	実日数										

資料: 県環境保全課

(注) 実日数とは、情報・注意報を発令した日数を示す。

13 オキシダント情報等の月別発令回数

(平成29年度)

地区	区分・月		情報(回)						注意報(回)							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
大竹	1							1								
廿日市																
広島	1	3	4		1			9								
可部	1	1	2					4								
海田			1					1								
呉																
広島			1					1								
東広島	1	1	2					4		1						1
本郷・河内		1						1								
竹原	1	2	1					4								
大崎	1		1					2								
三原			1			1		2								
尾道	1		2					3								
松永		1	2					3								
福山	1	1	2	3	1			8								
福山北部		1	1	1				3								
府中		1	1	1				3								
芸北	1							1								
備北																
計	9	12	21	5	2	1		50		1						1
発令日数	2	4	4	3	2	1		16		1						1

資料: 県環境保全課

14 非メタン炭化水素濃度測定結果

区分	市	町	測定局	用途地域	測定時間 (時間)	6~9時における年平均値 (ppmC)	6~9時測定日数 (日)	6~9時3時間平均値 (ppmC)		6~9時3時間平均値が [※] 0.20ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)		6~9時3時間平均値が [※] 0.31ppmCを超えた日数とその割合 (日) (%)		1時間値の年平均値 (ppmC)					
								最高値	最低値			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
一般環境大気測定局	海田町	海田高校	住	8,609	0.10	363	0.25	0.01	8	2.2	0	0.0	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10		
				呉市	明立小学校	住	8,644	0.11	365	0.38	0.01	20	5.5	1	0.3	0.11	0.11	0.11	0.09
	竹原市	竹原高校	住	8,627	0.10	363	0.33	0.01	6	1.7	1	0.3	0.12	0.12	0.10	0.10	0.09	0.08	
				福山市	南小学校	商	8,612	0.08	363	0.32	0.01	1	0.3	1	0.3	0.08	0.10	0.10	0.09
自動車排出ガス測定局	広島市	庚午	商	8,646	0.08	364	0.24	0.01	1	0.3	0	0.0	0.11	0.11	0.09	0.08	0.08		
				紙屋町	商	8,598	0.20	362	0.70	0.07	158	43.6	21	5.8	0.19	0.17	0.18	0.17	0.16
				比治山	商	8,646	0.12	365	0.46	0.03	24	6.6	4	1.1	0.14	0.14	0.14	0.12	0.12
				古市小学校	商	8,644	0.15	363	0.57	0.07	46	12.7	6	1.7	0.17	0.16	0.16	0.13	0.14
	三原市	三原宮沖町	住	8,578	0.10	361	0.39	0.03	5	1.4	1	0.3	0.09	0.14	0.11	0.09	0.09		
					8,412	0.11	359	0.38	0.03	15	4.2	3	0.8	0.11	0.13	0.12	0.10	0.10	

資料: 県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 測定は、ガスクロマトグラフ法による。

15 有害大気汚染物質モニタリング結果

(平成29年度)

地点(分類) 物質名	単 位	東広島	三原	大竹	北広島町	竹原高校	環境基準	指針値
		西条小学校 (一般環境)	宮沖町 (沿道)	油見公園 (発生源周辺)	(発生源周辺)	(発生源周辺)		
ベンゼン	μg/m ³	0.70	0.80	0.71	0.44	—	3	
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.015	0.22	0.015	0.015	—	200	
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.033	0.036	0.020	0.020	—	200	
ジクロロメタン	μg/m ³	0.61	0.64	0.57	0.91	—	150	
アクリロニトリル	μg/m ³	0.045	0.071	0.51	0.042	—		2
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.018	0.054	0.063	0.029	—		10
クロロホルム	μg/m ³	0.10	0.13	0.18	0.12	—		18
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.068	0.12	0.13	0.085	—		1.6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.032	0.062	0.097	0.017	—		2.5
水銀及びその化合物	ngHg/m ³	1.8	1.9	1.5	—	—		40
ニッケル化合物	ngNi/m ³	3.4	—	2.8	2.1	—		25
ヒ素及びその化合物	ngAs/m ³	2.7	—	0.98	1.2	2.5		6
マンガン及びその化合物	ngMn/m ³	26	—	9.0	8.5	—		140
アセトアルデヒド	μg/m ³	4.5	3.2	5.7	—	—		
酸化エチレン	μg/m ³	0.031	—	0.042	—	—		
ベンゾ(a)ピレン	ng/m ³	0.11	0.079	0.038	—	—		
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.3	2.2	2.8	—	—		
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.049	—	0.015	0.012	—		
クロム及びその化合物	ng/m ³	4.4	—	2.5	2.2	—		
塩化メチル	μg/m ³	1.3	1.3	1.3	1.3	—		
トルエン	μg/m ³	6.2	3.0	2.3	1.4	—		

資料：県環境保全課

(注) 各地点の濃度は、平成29年4月から30年3月までの月1回採取したものの平均濃度

(平成29年度)

地点(分類) 物質名	単 位	広島市				呉市		福山市				
		井口小学校 (一般環境)	安佐南区役所 (一般環境)	比治山測定局 (沿道)	楠那中学校 (発生源周辺)	阿戸 (発生源周辺)	白岳小学校 (一般環境)	宮原小学校 (発生源周辺)	南小学校 (一般環境)	松永小学校 (一般環境)	曙小学校 (発生源周辺)	福山市役所 (沿道)
ベンゼン	μg/m ³	0.72	0.81	0.86	0.82	0.64	1.1	1.1	0.88	1.8	1.1	1.1
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.018	0.029	0.13	0.078	0.030	0.075	0.051	0.17	1.0	0.29	—
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.040	0.047	0.038	0.036	0.038	0.067	0.12	0.038	0.075	0.058	—
ジクロロメタン	μg/m ³	0.84	0.79	0.80	0.88	1.0	0.80	0.76	1.3	1.7	1.6	—
アクリロニトリル	μg/m ³	0.053	0.029	0.031	0.028 *	0.016 *	0.052	0.053	0.022	0.021	—	—
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.14	0.10	0.12	0.066	0.067	0.050	0.049	0.019	—	—	—
クロロホルム	μg/m ³	0.26	0.27	0.26	0.23	0.26	0.26	0.24	0.17	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.28	0.29	0.27	0.26	0.26	0.25	0.25	0.13	0.12	0.13	—
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.048	0.060	0.074	0.037	0.027	0.068	0.086	0.048	—	—	0.079
水銀及びその化合物	ngHg/m ³	1.8	1.8	1.8	1.8	—	1.9	2.1	1.9	1.8	2.1	—
ニッケル化合物	ngNi/m ³	4.2	4.3	4.3	4.2	—	3.4	4.6	2.0	—	1.5	—
ヒ素及びその化合物	ngAs/m ³	1.6	1.6	1.6	1.6	—	1.2	1.4	0.92	—	1.0	—
マンガン及びその化合物	ngMn/m ³	29	15	18	21	—	40	130	14	—	17	—
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.4	1.4	1.8	1.4	—	1.9	1.5	4.8	—	5.7	6.3
酸化エチレン	μg/m ³	0.052	0.059	0.064	0.047	—	0.064	0.068	0.087	—	—	—
ベンゾ(a)ピレン	ng/m ³	0.11	0.12	0.11	0.11	—	0.14	0.11	0.22	—	—	0.24
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.3	2.3	2.7	2.3	—	1.7	1.8	2.3	—	2.8	2.5
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.08 *	<0.03	<0.03	<0.03	—	0.029	0.018	0.016	—	—	—
クロム及びその化合物	ng/m ³	5.6	5.3	7.4	6.9	—	3.9	13	3.2	—	2.2	—
塩化メチル	μg/m ³	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	3.5	1.9	1.2	—	—	—
トルエン	μg/m ³	1.9	2.5	2.4	13	2.4	4.7	8.3	11	—	—	15

資料：広島市、呉市、福山市

(注)1 各地点の濃度は、平成29年4月から30年3月までの月1回採取したものの平均濃度

2 *の数値は、検出下限値以上、定量下限値未満。

16 簡易測定法による硫黄酸化物濃度測定結果

市 町	測定法 (単位)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		29年度 /25年度	29年度 /28年度
						測定値	地点数		
尾 道 市	二酸化鉛法 (SO ₃ mg/日/100cm ³)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1	—	—
竹 原 市	分子拡散式 サンプラー法 (ppb)	4.7	4.6	4.3	3.9	4.0	8	0.9	1.0
三 原 市		4.3	4.1	4.0	3.7	3.9	12	0.9	1.1
府 中 市		1.4	4.0	1.3	1.0	1.5	8	1.1	1.5
東 広 島 市		3.3	3.6	3.7	3.5	3.8	13	1.1	1.1
廿 日 市 市		1.5	1.5	1.2	1.0	1.5	7	1.0	1.5
海 田 町		—	4.9	4.5	4.0	4.1	1	—	1.0
坂 町		—	(2.2)	(2.0)	(1.4)	(2.4)	3	—	1.7
府 中 町	紫外線蛍光法 (ppb)	3	2	2	—	1	1	0.3	—

資料:各市町調べ

(注) ()内の数値は、有効測定時間数6000時間に達していない値を示す。

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成29年度は、8月17日～23日)における平均値である。

17 簡易測定法による二酸化窒素濃度測定結果

市 町	測定法 (単位)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		29年度 /25年度	29年度 /28年度
						測定値	地点数		
竹 原 市	分子拡散式 サンプラー法 (NG-KN-S 法) (ppb)	11.5	12.0	11.4	10.6	11.0	5	1.0	1.0
三 原 市		8.6	8.1	7.6	7.4	7.0	12	0.8	0.9
尾 道 市		11.8	12.9	10.8	9.2	8.7	14	0.7	0.9
福 山 市		9.9	9.3	9.1	8.3	12.8	18	1.3	1.5
府 中 市		9.4	6.6	9.1	6.4	6.6	2	0.7	1.0
三 次 市		5.1	(4.3)	(4.3)	(3.6)	(3.9)	2	0.8	1.1
大 竹 市		10.4	10.5	7.7	9.0	8.7	5	0.8	1.0
東 広 島 市		8.8	8.3	7.3	6.4	6.4	13	0.7	1.0
廿 日 市 市		16.9	16.0	12.4	11.4	11.7	7	0.7	1.0
海 田 町		—	18.8	18.2	12.1	12.2	1	—	1.0
熊 野 町		5.5	5.4	5.1	4.8	5.1	2	0.9	1.1
坂 町		—	(15.2)	(16.3)	(13.8)	(14.1)	3	—	1.0
府 中 町		化学発光法 (NO ₂ ppb)	15	12	8	—	6	1	0.4

資料:各市町調べ

(注) ()内の数値は、有効測定時間数6000時間に達していない値を示す。

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成29年度は、8月17日～23日)における平均値である。

18 短期間測定における光化学オキシダント測定結果

市 町	測定法 (単位)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		29年度 /25年度	29年度 /28年度
						測定値	地点数		
府 中 町	紫外線吸収法 (ppb)	37	23	6	—	39	1	1.1	—

資料:府中町調べ

(注) 府中町の測定結果は、短期間測定(平成29年度は、8月17日～23日)における平均値である。

19 浮遊粒子状物質測定結果(ハイボリウムエアサンプラー又はローボリウムエアサンプラー法)

(単位: μg/m³)

市 町 (地点数)	年度	浮遊粒子 状物質	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
広 島 市 (1地点)	27	12	0.10	0.01	0.03	<0.001	0.015	<0.001	0.04	0.003
	28	8	0.10	0.01	0.05	<0.001	0.017	0.001	0.03	0.002
	29	12	0.29	0.00	0.01	<0.001	0.021	0.002	0.03	0.003
呉 市 (4地点)	27	13	0.50	0.01	0.01	<0.001	0.020	0.003	0.08	—
	28	11	0.44	0.02	0.01	<0.001	0.013	0.003	0.05	—
	29	15	0.43	0.01	0.01	<0.001	0.012	0.003	0.04	—
福 山 市 (3地点)	27	21	0.73	0.02	0.01	0.001	0.020	0.003	0.08	0.004
	28	21	0.69	0.02	0.01	0.001	0.019	0.003	0.09	0.004
	29	20	0.62	0.01	0.01	0.001	0.018	0.003	0.09	0.004
東 広 島 市 (13地点)	27	14	—	—	—	—	—	—	—	—
	28	11	—	—	—	—	—	—	—	—
	29	15	—	—	—	—	—	—	—	—
府 中 町 (1地点)	27	15	—	—	—	—	—	—	—	—
	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	29	23	—	—	—	—	—	—	—	—

資料:各市町調べ

(注) 測定は、ハイボリウムエアサンプラー又はローボリウムエアサンプラー法による。

検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

府中町の測定結果は、短期間測定(平成29年度は、8月17日～23日)における平均値である。

20 浮遊粉じん測定結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

市	町	年度	浮遊粉じん	鉄	鉛	銅	カドミウム	マンガン	ニッケル	亜鉛	バナジウム
呉	市	27	46	3.3	0.03	0.12	<0.001	0.08	0.008	0.21	—
		28	41	2.9	0.02	0.14	<0.001	0.06	0.005	0.17	—
		29	49	3.4	0.02	0.13	<0.001	0.09	0.009	0.22	—
大竹	市	27	28	0.11	0.01	0.00	0.0001	0.01	0.008	0.03	0.007
		28	33	0.19	0.01	0.01	0.0002	0.01	0.003	0.03	0.004
		29	32	0.31	0.00	0.00	0.0001	0.01	0.002	0.02	0.005

資料:各市調べ

(注) 測定は、ハイボリウムエアサンプラー法による。

検出下限値未満の値を含む平均値については、検出下限値の1/2を用いて求めた。

21 降下ばいじん量測定結果

(単位: $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$)

市	町	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		29年度 /25年度	29年度 /28年度
						測定値	地点数		
広島	市	1.9	1.9	1.5	1.5	1.5	2	0.8	1.0
呉	市	2.7	2.6	2.4	2.3	2.4	10	0.9	1.0
竹原	市	1.9	1.9	2.1	2.0	2.0	6	1.0	1.0
三原	市	1.2	1.2	1.0	1.0	0.8	12	0.7	0.8
尾道	市	2.4	2.3	2.5	2.3	2.6	10	1.1	1.1
福山	市	2.4	2.2	2.4	2.6	2.7	15	1.1	1.0
府中	市	1.7	1.9	1.6	2.2	1.9	8	1.1	0.9
大竹	市	1.7	1.8	1.8	1.5	1.5	4	0.9	1.0
東広島	市	1.5	1.6	1.2	1.4	1.2	1	0.8	0.9
廿日市	市	1.9	2.4	1.6	2.1	1.8	5	1.0	0.9
海田	町	—	2.3	2.2	2.3	2.4	1	—	1.0
坂	町	—	(2.5)	(2.2)	(2.2)	(1.7)	3	—	0.8

資料:各市町調べ

(注) 測定は、ろ過式採取、デポジットゲージ又はダストジャー法による。

()内の数値は、有効測定時間数6000時間に達していない値を示す。

22 黄砂観測日数

(単位: 日)

年	度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
黄砂観測日数		7	3	14	7	6	1	7	1	4	3

資料:気象庁調べ(観測地点 広島)

23 大気環境中のアスベスト濃度調査結果

(単位:アスベスト繊維の本数/L) (平成29年度)

区分	市町	測定地点	アスベスト濃度 (平均値)
幹線道路 沿い	海田町	安芸消防署駐輪場	<0.056
		安芸消防署正面入口	0.057
	三原市	三原宮沖町国道2号線近傍	0.059
		三原宮沖町後背地	<0.056
工業地域	北広島町	県営千代田工業団地①	<0.056
		県営千代田工業団地②	<0.056
	府中市	府中市鶴飼工業団地中心部	0.070
		府中市鶴飼工業団地污水处理場	<0.056
都市地域	東広島市	西条小学校大気測定局	<0.056
		県東広島合同庁舎	<0.056
農村地域	三次市	林業技術センター大気測定局	0.089
		林業技術センター敷地内	0.045

資料: 県環境保全課

(単位:総繊維の本数/L) (平成29年度)

市町	地域区分	総繊維数濃度 (平均値)	
広島市	幹線道路沿い	0.14	
	商工業地域	0.18	
	住宅地域	0.34	
呉市	住宅地域	A	0.056
		B	0.056
福山市	幹線道路沿線地域	A	0.10
		B	0.12
	商工業地域	A	0.088
		B	0.056
	住宅地域	A	0.056
		B	0.056
	解体現場等	A	0.28
		B	0.056
		C	0.056
		D	0.28

資料: 広島市, 呉市, 福山市

注) <: 未満(分析に係るアスベスト繊維数が0)を含む場合の平均値の算出方法

不検出の検体の濃度を, 100 視野*で1本検出された場合の濃度として, 幾何平均を算出した。

(※直径 300 μm の顕微鏡視野を1視野とした 100 回分の視野数)

※特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準 :
大気中のアスベストの濃度が1リットルにつき 10 本

24 自動車排出ガス規制の概要

種別	現行規制				次期規制				備考	
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
ガソリン・LPG車	乗用車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.16 (0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		0.08 (0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		0.007 (0.005)	
	軽自動車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成19年	6.67 (4.02)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	7.06 (4.02)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.16 (0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		0.08 (0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		0.007 (0.005)	
	軽量車 (gvw≤1.7t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.16 (0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		0.08 (0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		0.007 (0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	4.08 (2.55)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	4.48 (2.55)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.23 (0.15)	
			NOx		0.10 (0.07)		NOx		0.11 (0.07)	
			PM※2		0.009 (0.005)		PM※2		0.009 (0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	21.3 (16.0)		CO			次期規制に ついては未定
			NMHC		0.31 (0.23)		NMHC			
			NOx		0.9 (0.7)		NOx			
			PM※2		0.013 (0.010)		PM			
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		0.037 (0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		0.23 (0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		0.007 (0.005)	
	軽量車 (gvw≤1.7t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		0.037 (0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		0.23 (0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		0.007 (0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年 ※3	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	4.48 (0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		0.037 (0.024)	
			NOx		0.20 (0.15)		NOx		0.36 (0.24)	
			PM		0.009 (0.007)		PM		0.009 (0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 ※3	2.95 (2.22)	WHTC※5 及び WHSC (g/kWh)	CO	平成28年 ※6	2.95 (2.22)	
			NMHC		0.23 (0.17)		NMHC		0.23 (0.17)	
			NOx		0.9 (0.7)		NOx		0.7 (0.4)	
			PM		0.013 (0.010)		PM		0.013 (0.010)	

CO: 一酸化炭素、HC: 炭化水素、NMHC: 非メタン炭化水素、NOx: 窒素酸化物、PM: 粒子状物質
規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。

- ※1 JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。
- ※2 吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。
- ※3 GVW1.7t超2.5t以下、3.5t超12t以下の車両については平成22年からの適用。
- ※4 WLTCを冷機状態のみにおいて測定した値に対し適用。
- ※5 WHTCを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。
- ※6 トラックについては平成29年、GVW3.5t超7.5t以下の車両については平成30年から適用

現行規制					次期規制					備考				
種別	試験モード	成分	規制年	規制値	種別	試験モード	成分	規制年	規制値					
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	平成18年	CO	(2.0)	クラス1 ※1	WMTC (g/km) ※2※3	平成28年	CO	(1.14)	次期規制において総排気量0.050ℓ以下かつ最高速度50km/h以下の二輪車については現行規制を適用。			
				HC	(0.50)				HC	(0.30)				
				NOx	(0.15)				NOx	(0.07)				
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	平成19年	CO	(2.0)				クラス2 ※1	WMTC (g/km) ※2※3		平成28年	CO	1.58 (1.14)
				HC	(0.50)								HC	0.24 (0.20)
				NOx	(0.15)								NOx	0.10 (0.07)
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	平成18年	CO	2.7 (2.0)	クラス3 ※1	WMTC (g/km) ※2※3	平成28年					CO	1.58 (1.14)
				HC	0.40 (0.30)								HC	0.21 (0.17)
				NOx	0.20 (0.15)								NOx	0.14 (0.09)

種別	現行規制				次期規制				備考			
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値				
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRRTCモード (g/kWh) ※4	平成28年	CO	6.5 (5.0)					次期規制については未定		
				NMHC	0.9 (0.7)						NMHC	
				NOx	5.3 (4.0)						NOx	
				PM	0.04 (0.03)						PM	
	定格出力 37kW以上56kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRRTCモード (g/kWh) ※4	平成28年	CO	6.5 (5.0)					次期規制については未定		
				NMHC	0.9 (0.7)						NMHC	
				NOx	5.3 (4.0)						NOx	
				PM	0.033 (0.025)						PM	
	定格出力 56kW以上75kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRRTCモード (g/kWh) ※4	平成27年	CO	6.5 (5.0)					次期規制については未定		
				NMHC	0.25 (0.19)						NMHC	
				NOx	0.53 (0.4)						NOx	
				PM	0.03 (0.02)						PM	
	定格出力 75kW以上130kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRRTCモード (g/kWh) ※4	平成27年	CO	6.5 (5.0)					次期規制については未定		
				NMHC	0.25 (0.19)						NMHC	
				NOx	0.53 (0.4)						NOx	
				PM	0.03 (0.02)						PM	
	定格出力 130kW以上560kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRRTCモード (g/kWh) ※4	平成26年	CO	4.6 (3.5)					次期規制については未定		
				NMHC	0.25 (0.19)						NMHC	
				NOx	0.53 (0.4)						NOx	
				PM	0.03 (0.02)						PM	
ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未滿のもの	7M (g/kWh)	平成19年	CO	26.6 (20.0)					次期規制については未定			
			NMHC	0.80 (0.6)						NMHC		
			NOx	0.80 (0.6)						NOx		

CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質
規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

※1 平成28年からは以下の種別に変更する。

クラス1:総排気量0.050ℓ超0.150ℓ未滿かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150ℓ未滿かつ最高速度50km/h超100km/h未滿の二輪車

クラス2:総排気量0.150ℓ未滿かつ最高速度100km/h以上130km/h未滿、又は、総排気量0.150ℓ以上かつ最高速度130km/h未滿の二輪車

クラス3:最高速度130km/h以上の二輪車

※2 WMTCは、総排気量、最高速度に基づく車両分類に応じて、走行パターンの異なる3つの走行サイクル(パート1~3)を組み合わせたものを試験サイクルとして適用。

※3 種別毎に適用される走行サイクルに対し、始動時の温度条件を踏まえ以下のとおり算出した値に対し適用。

クラス1:パート1を冷機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート1を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値との和で算出される値

クラス2:パート1を冷機状態において測定した値に0.3を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.7を乗じた値との和で算出される値

クラス3:パート1を冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート3を暖機状態において測定した値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4 8モード及びNRRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

25 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく届出工場・事業場数及び施設数

(平成30年3月31日現在)

区 分	工場・事業場数				施設数			
	合計	構成比(%)	法	条例	合計	構成比(%)	法	条例
総 計	3,357	100	2,597	760	12,213	100	7,081	5,132
広 島	1,094	33	913	181	2,557	21	1,848	709
広島西	184	5	159	25	491	4	355	136
呉	321	10	247	74	2,429	20	1,029	1,400
芸 北	183	5	134	49	508	4	365	143
広島中央	381	11	271	110	1,573	13	772	801
尾 三	405	12	283	122	1,195	10	700	495
福山・府中	533	16	393	140	2,486	20	1,462	1,024
備 北	256	8	197	59	974	8	550	424

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
2 区分は、広域行政区による。

26 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等

(平成30年3月31日現在)

区 分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	18	19	24	28	29	30	31			
					ボイラー	ガス発生炉	焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	転炉	金属溶解炉	金属加熱炉	加熱炉	触媒再生塔	焼成炉	反応炉	直火炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	焙焼炉	反応炉	塩化水素吸収施設	溶鉱炉	コークス炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関
構成比(%)	-	-	100	-	72	0	0	0	0	5	5	0	0	1	0	0	4	1	4	0	0	0	0	0	6	0		
総計	1,400	100	3,311	100	2,378	3	1	7	11	10	166	150	13	1	44	3	5	141	19	122	2	1	1	1	9	9	211	3
広島	425	30	1,099	30	699						62	57					27		35						6	122		
広島西	84	6	211	6	159	1					3	1	7				6		13	2							13	3
呉	135	10	313	9	223		1	2	3	3	28						7		10								14	
芸北	86	6	162	5	123						16		1				11		5								3	
広島中央	149	11	360	11	275						12	21	2				20		15								6	
尾三	161	12	407	12	342							4		1			19		15								25	
福山・府中	255	18	650	20	402	2		5	8	7	34	65	3				34	19	19							9	3	27
備北	105	8	199	6	155						11	2					1		2	17							1	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。
2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
3 区分は、広域行政区による。

27 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成30年3月31日現在)

区 分	電気事業法関係				ガス事業法関係				鉱山保安法関係																					
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	11	29	30	31	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	31	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1	5	11	14	14	14	14	30			
構成比(%)	100	-	100	-	3.8	0.1	17.2	72.7	6.2	100	-	100	-	94.1	5.9	100	-	100	-	17.4	14.5	7.2	4.3	1.4	5.8	2.9	43.5	1.4	1.4	
総計	780	100	1,123	100	43	1	193	816	70	3	100	17	100	16	1	6	100	69	100	12	10	5	3	1	4	2	30	1	1	
広島	400	51	495	44	5		113	341	36																					
広島西	48	6	81	7	14		8	55	4	1	33	6	35	6																
呉	75	10	107	10	9		14	74	10																					
芸北	26	3	41	4			4	33	4																					
広島中央	50	6	93	8	7		12	61	13	1	33	5	29	4	1	2	33	62	90	10	10	1	3	1	4	2	30	1		
尾三	72	9	109	10			14	92	3	1	33	6	35	6																
福山・府中	82	11	131	12	8		19	104																						
備北	27	3	66	6		1	9	56								4	67	7	10	2			4							1

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。
2 ガス工作物に係る施設はない。
3 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
4 区分は、広域行政区による。

28 生活環境保全条例に定めるばい煙関係特定施設数等

(平成30年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比 (%)	施設数	構成比 (%)	2	3	5	6	7	8	9	10	11		12		13	14		17				
					溶解炉	金属加熱炉	触媒再生塔	焼成炉	直火炉	乾燥炉	吸収施設	廃ガス廃棄施設	電解施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	精製施設	加工施設	精製施設	加工施設	反応施設	熱処理施設	乾燥施設
構成比 (%)	-	-	100	-	0.5	0.3	0.1	0.0	0.2	1.6	0.0	0.0	0.6	5.6	4.0	37.2	28.6	0.3	4.3	0.1	0.3	14.2	1.8	
総計	169	100	2,623	100	13	7	3	1	4	41	1	1	15	146	104	976	751	9	112	9	9	373	46	
広島	51	30	225	9	3	5				11				22	13	58	50						62	1
広島西	3	2	8	0						1		1		1	1							1	3	
呉	28	17	1,142	44	5		3						6	38	29	797	264							
芸北	3	2	9	0						1					1									7
広島中央	2	1	541	21						3			1	7	10	14	292	8	20	2	7	2	153	22
尾三	31	18	182	7	2			1		18	1		7	12	18	17		2		1	6	96	1	
福山・府中	48	28	513	20	3	2			3	5			1	66	32	107	128	1	90		1		52	22
備北	3	2	3	0					1	2														

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号である。
 2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
 3 区分は、広域行政圏による。

29 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設数等

(平成30年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比 (%)	施設数	構成比 (%)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					化学製品製造の用に供する乾燥施設	塗装施設（吹付け塗装に限る）	塗装の用に供する乾燥施設	包装材料等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	接着の用に供する乾燥施設	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	工業製品の洗浄施設	揮発性有機化合物の貯蔵タンク
構成比 (%)	-	-	100	-		40.7	7.0	23.3	4.7	5.8	3.5	3.5	11.6
合計	28	100	86	100		35	6	20	4	5	3	3	10
広島	5	17.9	22	25.6		19						3	
広島西	5	17.9	15	17.4			1	3		2			9
呉	3	10.7	5	5.8		3	1	1					
芸北													
広島中央	3	10.7	8	9.3		7							1
尾三	6	21.4	26	30.2		4		16		3	3		
福山・府中	6	21.4	10	11.6		2	4		4				
備北													

資料：県環境保全課、広島市、福山市、呉市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号である。
 2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
 3 区分は、広域行政圏による。

30 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等

(平成30年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1		2		3		4		5
					コークス炉	鉱物のたい積場	土石の堆積場	ベルトコンベア	バケットコンベア	破砕機	磨砕機	ふるい	
構成比(%)	-	-	100	-	0	4	12	49	5	12	2	15	
総計	315	100	2352	100	9	99	282	1164	108	285	47	358	
広島	81	26	322	14	0	4	48	158	17	54	6	35	
広島西	12	4	39	2	0	1	11	20	0	5	0	2	
呉	33	10	604	26	0	21	27	442	7	39	10	58	
芸北	18	6	162	7	0	0	25	0	83	27	1	26	
広島中央	46	15	174	7	0	3	37	77	0	30	7	20	
尾三	30	10	152	6	0	0	30	69	0	35	0	18	
福山・府中	46	15	662	28	9	70	52	344	1	60	3	123	
備北	49	16	237	10	0	0	52	54	0	35	20	76	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

3 区分は、広域行政圏による。

31 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設数等(電気・ガス工作物、鉱山保安法関係)

(平成30年3月31日現在)

区分	電気事業法関係								鉱山保安法関係									
	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2 鉱物のたい積場	3 ベルトコンベア	4 破砕機	5 ふるい	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	2 鉱物のたい積場	3 土石のたい積場	4 ベルトコンベア	破砕機	磨砕機	ふるい
構成比(%)	-	-	100	-	12	80	3	5	-	-	100	-	14.0	28.1	5.3	42.1	5.3	5.3
総計	5	100	66	100	8	53	2	3	10	100	57	100	8	16	3	24	3	3
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島西	2	40	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芸北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島中央	3	60	63	95	5	53	2	3	2	20	7	12	5	0	1	1	0	0
尾三	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山・府中	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	9	16	1	0	1	7	0	0
備北	0	0	0	0	0	0	0	0	7	70	41	72	2	16	1	16	3	3

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 1 施設名の欄の数字は、大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる項番号である。

2 ガス工作物に係る施設はない。

3 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

4 区分は、広域行政圏による。

32 生活環境保全条例に定める粉じん関係特定施設数等

(平成30年3月31日現在)

区分	工場・事業場数	構成比(%)	施設数	構成比(%)	1		2		3		4				5			6		7		
					粉砕施設	粉砕施設	原料粉砕施設	ふるい分施設	粉砕施設	セメントサイロ	セメントホッパー	バッチャプラント	砂利選別施設	ふるい分施設	自動包装施設	粉砕施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型加工施設	たい積場	製造施設
構成比(%)	-	-	100	-	0.9	2.9	6.2	7.9	0.7	17.3	1.2	8.7	0.0	1.1	0.3	10.4	22.9	2.9	6.3	8.4	1.0	0.8
総計	499	100	2,509	100	23	74	156	198	18	433	31	218	1	27	8	260	575	73	158	212	24	20
広島	130	26.1	484	19.3	0	30	45	59	1	95	7	40	0	2	4	51	57	0	20	62	10	1
広島西	22	4.4	128	5.1	0	31	1	1	2	13	0	7	0	3	0	6	10	0	32	17	1	4
呉	46	9.2	258	10.3	0	0	26	7	1	43	1	23	1	5	0	54	89	1	0	0	1	6
芸北	46	9.2	134	5.3	0	0	1	15	1	40	2	27	0	1	0	12	32	0	0	0	0	3
広島中央	16	3.2	260	10.4	2	10	14	26	2	56	0	31	0	1	0	31	62	2	13	6	2	2
尾三	91	18.2	313	12.5	12	2	29	36	6	59	1	37	0	2	1	30	69	0	13	15	0	1
福山・府中	92	18.4	511	20.4	8	0	32	33	3	61	13	27	0	8	3	43	114	1	46	109	10	0
備北	56	11.2	421	16.8	1	1	8	21	2	66	7	26	0	5	0	33	142	69	34	3	0	3

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 1 施設名の欄の数字は、広島県生活環境の保全等に監査する条例施行規則別表第5に掲げる項番号である。
 2 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。
 3 区分は、広域行政圏による。

33 大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成29年度)

	立入検査														自主煙道等測定立入			
	一般立入		緊急時立入		総量規制立入		環境保全協定立入		煙道等測定						延工場・事業場数	延施設数		
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数	測定項目							
硫酸酸化	ばいじん	窒素酸化物	塩化水素等	VOC	石綿													
総計	926	2,821					19	90	20	11	6	6	6	5	5	20	5	5
大気汚染防止法	784	2,272					17	88	20	11	6	6	6	5	5	20	5	5
生活環境保全条例	142	549					2	2										

(平成29年度)

	立入検査				合計		行政指導	行政処分
	重油中硫黄分測定		事業処理立入		延工場・事業場数	延施設数		
	延工場・事業場数	延施設数	延工場・事業場数	延施設数				
総計			68	65	1,038	2,992	85	
大気汚染防止法			59	39	885	2,415	82	
生活環境保全条例			9	26	153	577	3	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

- (注) 特定粉じん排出等作業における煙道等測定については、工場・事業場数に計上し、施設数には計上していない。

第2 水環境

1 水質環境基準の水域類型の指定状況

(1) 河川のBODに係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考	
小瀬川	小瀬川(1) (前瀏橋より上流で(弥栄ダム貯水池(弥栄湖)(全域)及び小瀬川ダム貯水池(小瀬川ダム湖)(全域)に係る部分に限る。)を除く)	A A	イ	S48. 3. 31	国	小瀬川水域	
	小瀬川(2) (前瀏橋から中市井堰まで)	A	イ				
	小瀬川(3) (中市井堰より下流)	B	イ				
		玖島川 (渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ	S51. 4. 13	県	小瀬川関連支川水域
永慶寺川	永慶寺川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	広島湾西部及び広島湾流入河川水域	
可愛川	可愛川 (全域)	B	イ				
御手洗川	御手洗川 (全域)	B	イ				
八幡川	八幡川上流 (郡橋より上流)	A	イ	S50. 6. 13	県	八幡川水域	
	八幡川下流 (郡橋より下流)	B	ハ				
太田川	太田川上流 (行森川合流点より祇園水門まで)	A	イ	S45. 9. 1	国	広島市内水域	
	太田川下流 (祇園水門より下流)	B	イ				
	旧太田川 (全域)	A	イ				
	天満川 (全域)	A	イ				
	元安川 (全域)	A	イ				
	京橋川 (全域)	A	イ				
	猿猴川 (全域)	B	イ	S45. 9. 1	県		
		太田川上流 (一) (明神橋より上流)	A A	イ	S50. 6. 13	県	太田川関連支川水域
		太田川上流 (二) (明神橋から行森川合流点まで)	A	イ			
		柴木川 (全域)	A A	イ			
		筒賀川 (全域)	A	イ			
		滝山川 (温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域)	A	イ			
		丁川 (全域)	A	イ			
		水内川 (全域)	A	イ			
		西宗川 (全域)	A	イ			
		吉山川 (全域)	A	イ			
		鈴張川 (全域)	A	イ			
		根谷川上流 (代田一合橋より上流)	A	イ			
		根谷川下流 (代田一合橋より下流)	B	ロ			
		三篠川 (全域)	A	イ			
	安川 (全域)	B	ハ				
	古川下流 (安川合流点より下流)	B	ハ				
	府中大川 (全域)	D	ハ	S61. 3. 31	県		
瀬野川	瀬野川 (全域)	B	ハ	S45. 9. 1	国	広島市内水域	
二河川	二河川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	二河川水域	
黒瀬川	黒瀬川 (全域)	A	ハ	S49. 4. 2	県	黒瀬川水域	
	三永川 (全域)	A	ハ				
	温井川 (全域)	A	イ				
	古河川 (全域)	A	イ				
	松板川 (全域)	A	イ				
	イラスケ川 (全域)	A	イ				
野呂川	野呂川 (全域)	B	イ	S51. 4. 13	県	瀬戸内海中部流入河川水域	
高野川	高野川 (全域)	A	イ				
三津大川	三津大川 (全域)	B	イ				
木谷郷川	木谷郷川 (全域)	A	イ				
賀茂川	賀茂川 (全域)	A	イ	S50. 6. 13	県	賀茂川水域	
沼田川	沼田川上流 (潮止め堰より上流)	A	イ	S48. 2. 27	県	沼田川水域	
	沼田川下流 (潮止め堰より下流)	B	イ				
	入野川 (全域)	A	イ				
	棕梨川 (全域)	A	イ				
	仏通寺川 (全域)	A	イ				

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
和久原川	和久原川（全域）	C	イ	S51.4.13	県	燧灘北西部流入河川水域
栗原川	栗原川（全域）	C	ハ			
藤井川	藤井川上流（木梨川合流点より上流）	A	イ	S50.6.13	県	藤井川水域
	藤井川下流（木梨川合流点より下流）	B	イ			
本郷川	本郷川上流（東大橋より上流）	B	イ	S51.4.13	県	燧灘北西部流入河川水域
	本郷川下流（東大橋より下流）	B	ハ			
羽原川	羽原川（全域）	C	ハ			
山南川	山南川（全域）	B	ロ			
芦田川	芦田川上流（府中大橋より上流であって三川ダム貯水池の水域及び八田原ダム貯水池の水域に係る部分を除いたもの）	A	イ	S48.2.27	県	芦田川水域
	芦田川中流（一）（府中大橋から高屋川合流点まで）	A	ロ			
	芦田川中流（二）（高屋川合流点から瀬戸川合流点まで）	A	ハ			
	芦田川下流（瀬戸川合流点より下流）	B	ハ			
	御調川（全域）	A	イ			
	高屋川中流（岡山県との県境から西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁まで）	A	イ			
	高屋川下流（西日本旅客鉄道株式会社福塩線橋梁から芦田川合流点まで）	B	ハ			
	瀬戸川上流（瀬戸池堰堤より上流）	A	イ			
瀬戸川下流（瀬戸池堰堤から芦田川合流点まで）	B	ハ				
江の川	江の川（全域で（土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）に係る部分に限る。）を除く）	A	イ	S48.3.31	国	江の川水域
	志路原川（全域）	A	イ	S51.4.13	県	江の川関連支川水域
	多治比川（全域）	A	イ			
	本村川（安芸高田市地内において江の川と合流するもの。全域）	A	イ			
	板木川（全域）	A	イ			
	馬洗川（全域）	A	イ			
	上下川（全域）	A	イ			
	田総川（全域）	A	イ			
	美波羅川（全域）	A	イ			
	西城川（全域）	A	イ			
	川北川（全域）	A	イ			
	比和川（全域）	A	イ			
	神野瀬川（全域）	A	イ			
	生田川（全域）	A	イ			
高梁川	成羽川（全域）	A	イ	S45.9.1	国	高梁川水域
	小田川上流（淀平堰より上流）	A	イ	S54.3.30	県	高梁川関連支川水域
	帝釈川（帝釈川ダム貯水池の水域に係る部分を除く全域）	A	イ			

(2) 河川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

水系名	環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
小瀬川	小瀬川上流（中市堰より上流に限る。ただし、弥栄ダム貯水池（弥栄湖）（全域）及び小瀬川ダム貯水池（小瀬川ダム湖）（全域）を除く。）	生物A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水域
	小瀬川下流（中市堰より下流に限る。）	生物B	イ			
江の川	江の川上流（大倉谷川合流点より上流に限る。）	生物A	イ	H22.9.24	国	江の川水域
	江の川下流（大倉谷川合流点より下流に限る。ただし、土師ダム貯水池（八千代湖）（全域）を除く。）	生物B	イ			

(3) 湖沼のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼A	イ	H13.3.30	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼A	イ	H13.3.30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼A	ハ	H17.4.25	県	芦田川水系の芦田川の一部
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼A	イ	H17.4.25	県	芦田川水系の芦田川の一部
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼A	イ	H18.3.2	県	小瀬川水系の玖島川の一部
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼A	イ	H18.3.2	県	太田川水系の滝山川の一部
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼A	ハ	H18.3.2	県	高梁川水系の帝釈川の一部

(4) 湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼Ⅱ	ニ	H22.9.24	国	江の川水系の江の川の一部 暫定目標(平成32年度) 全窒素 0.43mg/L 全りん 0.018mg/L
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼Ⅱ	イ	H22.9.24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼Ⅱ	ハ	H13.3.30	国	小瀬川水系の小瀬川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
三川ダム貯水池 (神農湖)	湖沼Ⅲ	イ	H24.11.1	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
八田原ダム貯水池 (芦田湖)	湖沼Ⅲ	ハ	H17.4.25	県	芦田川水系の芦田川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	湖沼Ⅱ	ニ	H30.4.5	県	小瀬川水系の玖島川の一部 暫定目標(平成34年度) 全窒素 0.23mg/L 全りん 0.014mg/L
温井ダム貯水池 (龍姫湖)	湖沼Ⅱ	イ	H18.3.2	県	太田川水系の滝山川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。
帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	湖沼Ⅲ	イ	H18.3.2	県	高梁川水系の帝釈川の一部 全窒素の項目の基準値を除く。

(5) 湖沼の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
土師ダム貯水池 (八千代湖)	湖沼生物B	イ	H22.9.24	国	江の川水系の江の川の一部
弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	湖沼生物A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部
小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	湖沼生物A	イ	H22.9.24	国	小瀬川水系の小瀬川の一部

(6) 海域のCODに係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹港(1)	海域C	□	S45.9.1	国	広島湾西部水域
〃(2)	海域B	□			
大竹・岩国地先海域	海域A	□			
広島湾西部	海域A	イ			
海田湾	海域B	イ	S49.10.1	県	広島湾水域
広島市地先海域	海域A	□			
五日市・廿日市地先海域	海域A	ハ			
広島湾	海域A	イ			
呉地先海域(一)	海域C	□	S48.2.27	県	呉地先水域
呉地先海域(二)	海域B	□			
呉地先海域(三)	海域A	イ			
安芸津・安浦地先海域	海域A	イ	S49.4.2	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域A	イ	S49.5.13	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域B	イ	S49.5.13	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸	海域A	イ			

(注) 大竹港(1)については、測定を休止しており、環境基準達成の評価は行っていない。

(7) 海域の全窒素及び全磷に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
大竹・岩国地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	広島湾西部水域
広島湾西部	海域Ⅱ	イ			
広島湾北部	海域Ⅲ	イ	H9.4.10	県	広島湾水域
広島湾南部	海域Ⅱ	□			
呉地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	呉地先水域
安芸津・安浦地先海域	海域Ⅱ	イ	H9.4.10	県	安芸津・安浦地先水域
燧灘北西部	海域Ⅱ	イ	H9.4.28	国	燧灘北西部水域
箕島町地先海域	海域Ⅳ	イ	H9.4.28	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸(□)(北西部)	海域Ⅱ	イ			

(8) 海域の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定状況

環境基準類型指定水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	指定機関	備考
備讃瀬戸(全域。ただし、備讃瀬戸(イ)、(□)に係る部分を除く。)	海域生物A	イ	H27.3.31	国	備讃瀬戸水域
備讃瀬戸(イ)	海域生物特A	イ			
備讃瀬戸(□)	海域生物特A	イ			
燧灘北西部(全域。ただし、燧灘北西部(イ)に係る部分を除く。)	海域生物A	イ	H29.5.22	国	燧灘北西部水域
燧灘北西部(イ)	海域生物特A	イ			
広島湾西部(全域。ただし、広島湾西部(イ)、(□)に係る部分を除く。)	海域生物A	イ	H29.5.22	国	広島湾西部水域
広島湾西部(イ)	海域生物特A	イ			
広島湾西部(□)	海域生物特A	イ			

資料：県環境保全課

(注) 達成期間の分類は、次のとおりである(以下、この章において同じ。)

- 「イ」は、直ちに達成
- 「□」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2 環境基準の達成状況(BOD又はCOD)

(平成29年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)		
					29年度	24~28年度 (平均)	
河川 (BOD)	AA	イ	3	2	67	87	
		エ	49	48	98	98	
	A	ロ	1	1	100	100	
		ハ	4	2	50	60	
		イ	11	11	100	100	
	B	ロ	2	2	100	100	
		ハ	8	8	100	85	
		イ	1	1	100	100	
	C	ハ	2	2	100	100	
		ハ	1	1	100	100	
	D	ハ	1	1	100	100	
合計			82	78	95	95	
湖沼 (COD)	A	イ	6	2	33	70	
		ハ	2	1	50	70	
	合計		8	3	38	65	
海域 (COD)	A	イ	6	2	33	50	
		ロ	2	0	0	0	
		ハ	1	0	0	0	
	B	イ	2	0	0	20	
		ロ	2	1	50	70	
	C	ロ	1	1	100	100	
	合計			14	4	29	42

資料：県環境保全課

- (注) 1 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。
2 河川の環境基準類型指定水域数については、環境基準点のない成羽川及び小田川を除いている。

3 環境基準の達成状況(全窒素及び全りん)

(平成29年度)

区分	類型	達成期間	全窒素				全りん			
			環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)		環境基準 類型指定 水域数	達成 水域数	達成率 (%)	
					29年度	24~28 年度 (平均)			29年度	24~28 年度 (平均)
湖沼	II	イ	2	0	0	0	2	0	0	90
		ハ	1	0	0	0	1	0	0	12
		ニ	2	0	0	0	2	0	0	3
	III	イ	2	0	0	0	2	1	50	80
		ハ	1	0	0	0	1	0	0	92
合計		8	0	0	0	8	1	13	50	
海域	II	イ	6	6	100	100	6	6	100	100
		ロ	1	1	100	100	1	1	100	100
	III	イ	1	1	100	100	1	1	100	100
	IV	イ	1	0	0	40	1	1	100	100
	合計		9	8	89	93	9	9	100	100

資料：県環境保全課

- (注) 県際水域（江の川、備讃瀬戸、燧灘北西部、大竹・岩国地先海域、広島湾西部）については、広島県水域区内を一環境基準類型指定水域とみなして判定した。

4 水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

(平成29年度)

区分	類型	達成期間	環境基準 類型指定 水域数	達成水域数	達成率 (%)				
					全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩 (LAS)
					29年度	26~28 年度 (平均)	29年度	28年度	29年度
河川	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100
	生物B	イ	2	2	100	100	100	100	100
	合計		4	4	100	100	100	100	100
湖沼	生物A	イ	2	2	100	100	100	100	100
	生物B	イ	1	1	100	100	100	100	100
	合計		3	3	100	100	100	100	100
海域	生物A	イ	1	1	100	100	100	100	100
	生物特A	イ	(注)	1	100	100	100	100	100
	合計		3	2	100	100	100	100	100

資料：県環境保全課

- (注) 海域生物特A類型は指定2水域のうち1水域のみ測定。

5 水域別環境基準(BOD, COD)の達成状況

(1) 河川 (BOD)

(平成29年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	1	0	1	0	0	1	×
	2	小瀬川(2)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	3	小瀬川(3)	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	4	玖島川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
可愛川	7	可愛川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	9	八幡川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
太田川	10	太田川上流(一)	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	11	太田川上流(二)	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
	12	太田川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	13	太田川下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	14	柴木川	AA	イ	1	1	0	0	0	0	○
	15	筒賀川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	16	滝山川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	17	丁川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	18	水内川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	19	西宗川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	20	吉山川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	21	鈴張川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	22	根谷川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	23	根谷川下流	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	24	三篠川	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
	25	安川	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	26	古川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	27	旧太田川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	28	京橋川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	29	天満川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
30	元安川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○	
31	府中大川	D	ハ	1	1	0	0	0	0	○	
32	猿猴川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○	
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
二河川	34	二河川	A	ハ	3	3	0	0	0	0	○
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	4	2	2	1	1	0	×
	36	三永川	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	37	古河川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	38	温井川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	39	松板川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	40	イラスケ川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
野呂川	41	野呂川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
高野川	42	高野川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
三津大川	43	三津大川	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	3	3	0	0	0	0	○
	47	沼田川下流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	48	入野川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	49	椋梨川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	50	仏通寺川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
和久原川	51	和久原川	C	イ	1	1	0	0	0	0	○
栗原川	52	栗原川	C	ハ	1	1	0	0	0	0	○
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	54	藤井川下流	B	イ	2	2	0	0	0	0	○
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	1	1	0	0	0	0	○
	56	本郷川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
羽原川	57	羽原川	C	ハ	1	1	0	0	0	0	○
山南川	58	山南川	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	60	芦田川中流（一）	A	ロ	2	2	0	0	0	0	○
	61	芦田川中流（二）	A	ハ	1	0	1	0	0	1	×
	62	芦田川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	63	御調川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	64	高屋川中流	A	イ	1	0	1	0	1	0	×
	65	高屋川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
	66	瀬戸川上流	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	67	瀬戸川下流	B	ハ	1	1	0	0	0	0	○
江の川	68	江の川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	69	志路原川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	70	多治比川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	71	本村川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	72	板木川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	73	馬洗川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	74	上下川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	75	田総川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	76	美波羅川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	77	西城川	A	イ	2	2	0	0	0	0	○
	78	川北川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	79	比和川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	80	神野瀬川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	81	生田川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
高梁川	82	帝釈川	A	イ	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

(2) 湖沼 (COD)

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
						合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	A	イ	1	0	1	0	0	1	×
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	A	イ	1	0	1	0	0	1	×
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	A	イ	1	1	0	0	0	0	○
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	A	ハ	1	0	1	0	1	0	×
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	A	イ	1	0	1	0	0	1	×
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	A	イ	1	0	1	0	1	0	×
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	A	ハ	1	1	0	0	0	0	○

資料：県環境保全課

(注) x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

(3) 海域 (COD)

(平成29年度)

水系名	水域 番号	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	基準を満足 する地点数	基準を満足していない地点数				達成 状況
							合計	x/y=100%	100%>x/y ≥50%	50%>x/y ≥25%	
広島湾西部	102	大竹港 (2)	B	ロ	1	0	1	0	0	1	×
	103	大竹・岩国地先海域	A	ロ	3	0	3	0	3	0	×
	104	広島湾西部	A	イ	2	0	2	0	2	0	×
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	0	1	0	1	0	×
	106	広島市地先海域	A	ロ	1	0	1	0	1	0	×
	107	海田湾	B	イ	2	0	2	0	2	0	×
	108	広島湾	A	イ	6	0	6	0	6	0	×
呉地先	109	呉地先海域 (一)	C	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	110	呉地先海域 (二)	B	ロ	1	1	0	0	0	0	○
	111	呉地先海域 (三)	A	イ	6	3	3	0	0	3	×
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	4	0	0	0	0	○
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	6	0	0	0	0	○
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	0	1	0	1	0	×
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	1	1	0	0	1	×

資料：県環境保全課

(注) 1 県際水域については、広島県水域内で一環境基準類型水域とみなし判定した。

2 x：環境基準に適合していない日数，y：総測定日数

6 水域別環境基準(全窒素及び全りん)の達成状況

(1) 湖沼

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全窒素		全りん	
					年間平均値	達成状況	年間平均値	達成状況
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	Ⅱ	ニ	1	0.33	—	0.017	×(×)
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	Ⅱ	イ	1	0.32	—	0.016	×
	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	Ⅱ	ハ	1	0.38	—	0.016	×
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	Ⅱ	イ	1	0.29	—	0.012	×
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	Ⅲ	イ	1	0.68	—	0.042	×
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	Ⅲ	ハ	1	0.71	—	0.043	×
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	Ⅱ	ニ	1	0.64	×(×)	0.028	×(×)
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	Ⅲ	イ	1	0.54	—	0.020	○

資料：県環境保全課

(注) 達成状況の()内は、暫定基準の達成状況を示す。

暫定基準適用水域：土師ダム貯水池(全窒素 0.43 mg/l, 全りん 0.018 mg/l)
 渡之瀬ダム貯水池(全りん 0.014 mg/l)

(2) 海域

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全窒素		全りん	
					水域内全平均	達成状況	水域内全平均	達成状況
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	Ⅱ	イ	3	0.20	○	0.025	○
	広島湾西部	Ⅱ	イ	2	0.15	○	0.023	○
広島湾	広島湾北部	Ⅲ	イ	3	0.34	○	0.050	○
	広島湾南部	Ⅱ	ロ	3	0.21	○	0.027	○
呉地先	呉地先海域	Ⅱ	イ	3	0.13	○	0.022	○
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	Ⅱ	イ	3	0.16	○	0.024	○
燧灘北西部	燧灘北西部	Ⅱ	イ	6	0.14	○	0.024	○
備讃瀬戸	備讃瀬戸(ロ)	Ⅱ	イ	1	0.14	○	0.024	○
	箕島町地先海域	Ⅳ	イ	2	1.40	×	0.052	○

資料：県環境保全課

(注) 県際水域については、広島県水域区内で一環境基準類型指定水域とみなし判定した。

7 水域別水生生物の保全に係る環境基準の達成状況

(1) 河川

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況
小瀬川	小瀬川上流	生物A	イ	2	2	○	2	○	2	○
	小瀬川下流	生物B	イ	1	1	○	1	○	1	○
江の川	江の川上流	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	江の川下流	生物B	イ	2	2	○	2	○	2	○

資料：県環境保全課

(2) 湖沼

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	生物B	イ	1	1	○	1	○	1	○

資料：県環境保全課

(3) 海域

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	類型	達成 期間	環境基準 地点数	全亜鉛		ノニルフェノール		直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩(LAS)	
					基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況	基準を満足 する地点数	達成状況
備讃瀬戸	備讃瀬戸(全域)	生物A	イ	1	1	○	1	○	1	○
	備讃瀬戸(イ)	生物特A	イ	1	1	○	1	○	1	○

資料：県環境保全課

8 健康項目の環境基準値を超える割合

測定項目	29年度				28年度				環境基準値	環境基準の評価方法
	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準値不適合地点数	調査検体数	環境基準値を超える検体数	調査地点数	環境基準値不適合地点数		
カドミウム	224	0	133	0	229	0	135	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
全シアン	224	0	133	0	229	0	135	0	検出されないこと	年間最高値による
鉛	247	0	138	0	252	0	140	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
六価クロム	224	0	133	0	229	0	135	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
砒素	237	0	138	0	242	0	140	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
総水銀	224	0	133	0	229	0	135	0	0.0005mg/L 以下	年間平均値による
アルキル水銀	39	0	24	0	44	0	25	0	検出されないこと	年間の全検体において不検出
P C B	140	0	100	0	145	0	101	0	検出されないこと	年間の全検体において不検出
ジクロロメタン	124	0	73	0	130	0	76	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
四塩化炭素	126	0	74	0	132	0	77	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
1,2-ジクロロエタン	124	0	73	0	130	0	76	0	0.004mg/L 以下	年間平均値による
1,1-ジクロロエチレン	121	0	73	0	127	0	76	0	0.1mg/L 以下	年間平均値による
シス-1,2-ジクロロエチレン	121	0	73	0	127	0	76	0	0.04mg/L 以下	年間平均値による
1,1,1-トリクロロエタン	127	0	75	0	133	0	78	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,1,2-トリクロロエタン	121	0	73	0	127	0	76	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
トリクロロエチレン	128	0	76	0	134	0	79	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
テトラクロロエチレン	128	0	76	0	134	0	79	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
1,3-ジクロロプロペン	121	0	73	0	127	0	76	0	0.002mg/L 以下	年間平均値による
チウラム	121	0	73	0	127	0	76	0	0.006mg/L 以下	年間平均値による
シマジン	121	0	73	0	127	0	76	0	0.003mg/L 以下	年間平均値による
チオベンカルブ	121	0	73	0	127	0	76	0	0.02mg/L 以下	年間平均値による
ベンゼン	121	0	73	0	127	0	76	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
セレン	121	0	73	0	127	0	76	0	0.01mg/L 以下	年間平均値による
硝酸性及び亜硝酸性窒素	422	0	101	0	390	0	100	0	10mg/L 以下	年間平均値による
ふっ素	154	1	80	1	158	0	80	0	0.8mg/L 以下	年間平均値による
ほう素	154	0	80	0	158	0	80	0	1mg/L 以下	年間平均値による
1,4-ジオキサン	105	0	75	0	104	0	76	0	0.05mg/L 以下	年間平均値による
合 計	4,240	1	2,372	1	4,345	0	2,431	0	—	—

資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，三原市，福山市，東広島市，廿日市市

(注) 1 海域については，ふっ素及びほう素の環境基準値を適用しない。

2 ほう素の調査地点数には，河川の調査地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

9 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(河川)

(平成29年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象 検体数	環境基準 値を超える 検体数	不適合率(%)		
				29年度	24~28年度 (平均)	
AA (3)	pH	36	0	0	2	6.5以上8.5以下
	DO	36	0	0	8	7.5mg/L以上
	BOD	36	4	11	12	1mg/L以下
	SS	36	0	0	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	36	27	75	70	50MPN/100mL以下
	小計	180	31	17	19	
A (111)	pH	1,498	41	3	3	6.5以上8.5以下
	DO	1,498	105	7	5	7.5mg/L以上
	BOD	1,498	154	10	9	2mg/L以下
	SS	1,498	11	1	0	25mg/L以下
	大腸菌群数	1,492	1,032	69	66	1,000MPN/100mL以下
	小計	7,484	1,343	18	16	
B (35)	pH	520	14	3	4	6.5以上8.5以下
	DO	520	5	1	0	5mg/L以上
	BOD	520	15	3	3	3mg/L以下
	SS	520	3	1	1	25mg/L以下
	大腸菌群数	520	279	54	49	5,000MPN/100mL以下
	小計	2,600	316	12	11	
C (3)	pH	36	5	14	15	6.5以上8.5以下
	DO	36	0	0	1	5mg/L以上
	BOD	36	0	0	0	5mg/L以下
	SS	36	0	0	0	50mg/L以下
	小計	144	5	3	4	
D (2)	pH	18	0	0	5	6.0以上8.5以下
	DO	18	0	0	0	2mg/L以上
	BOD	18	0	0	0	8mg/L以下
	SS	18	0	0	0	100mg/L以下
	小計	72	0	0	1	
合計 (154)	pH	2,108	60	3	3	
	DO	2,108	110	5	4	
	BOD	2,108	173	8	7	
	SS	2,108	14	1	1	
	大腸菌群数	2,048	1,338	65	62	
	合計	10,480	1,695	16	12	

資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，竹原市，三原市，福山市，庄原市，東広島市，
廿日市市，熊野町，坂町

(注) () 内は，測定地点数。

10 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(湖沼)

(1) COD等

(平成29年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成29年度	平成24~28年度(平均)	
A (8)	pH	288	38	13		6.5以上8.5以下
	DO	288	91	32		7.5mg/l以上
	COD	288	96	33		3mg/l以下
	SS	288	29	10		5mg/l以下
	大腸菌群数	288	78	27		1,000MPN/100mL以下
	小計	1,440	332	23		
合計 (8)	pH	288	38	13		
	DO	288	91	32		
	COD	288	96	33		
	SS	288	29	10		
	大腸菌群数	288	78	27		
	合計	1,440	332	23		

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

(2) 全窒素及び全りん

(平成29年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成29年度	平成24~28年度(平均)	
II (5)	全窒素	12	12 (10)	100 (83)		0.2mg/L以下
	全りん	60	49 (43)	82 (72)		0.01mg/L以下
III (3)	全窒素	-	-	-		0.4mg/L以下
	全りん	36	20 (20)	56 (56)		0.03mg/L以下
合計 (8)	全窒素	12	12 (10)	100 (83)		
	全りん	96	69 (63)	72 (66)		

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 表層の検体についての割合を示す。

2 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

3 環境基準値を超える検体数及び不適合率の欄の()内は、暫定基準値を適用した場合の数値である。

11 生活環境項目の環境基準に適合しない割合(海域)

(1) COD等

(平成29年度)

環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成29年度	平成24~28年度(平均)	
A (52)	pH	1,360	61	4	4	7.8以上8.3以下
	DO	1,312	307	23	21	7.5mg/l以上
	COD	1,582	569	36	31	2.0mg/l以下
	油分等 (n-ヘキサン)	346	0	0	0	0.5mg/l以下
	大腸菌群数	640	31	5	2	1,000MPN/100mL以下
	小計	5,240	968	18	16	
B (7)	pH	192	13	7	6	7.8以上8.3以下
	DO	180	2	1	2	5mg/L以上
	COD	192	59	31	26	3mg/L以下
	油分等 (n-ヘキサン)	74	1	1	1	0.5mg/L以下
	小計	638	75	12	10	
C (1)	pH	36	0	0	0	7.0以上8.3以下
	DO	36	0	0	0	2mg/L以上
	COD	36	1	3	1	8mg/L以下
	小計	108	1	1	0	
合計 (60)	pH	1,588	74	5	4	
	DO	1,528	309	20	19	
	COD	1,810	629	35	30	
	油分等 (n-ヘキサン)	420	1	0	0	
	大腸菌群数	640	31	5	2	
	合計	5,986	1,044	17	15	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

(2) 全窒素及び全りん

(平成29年度)

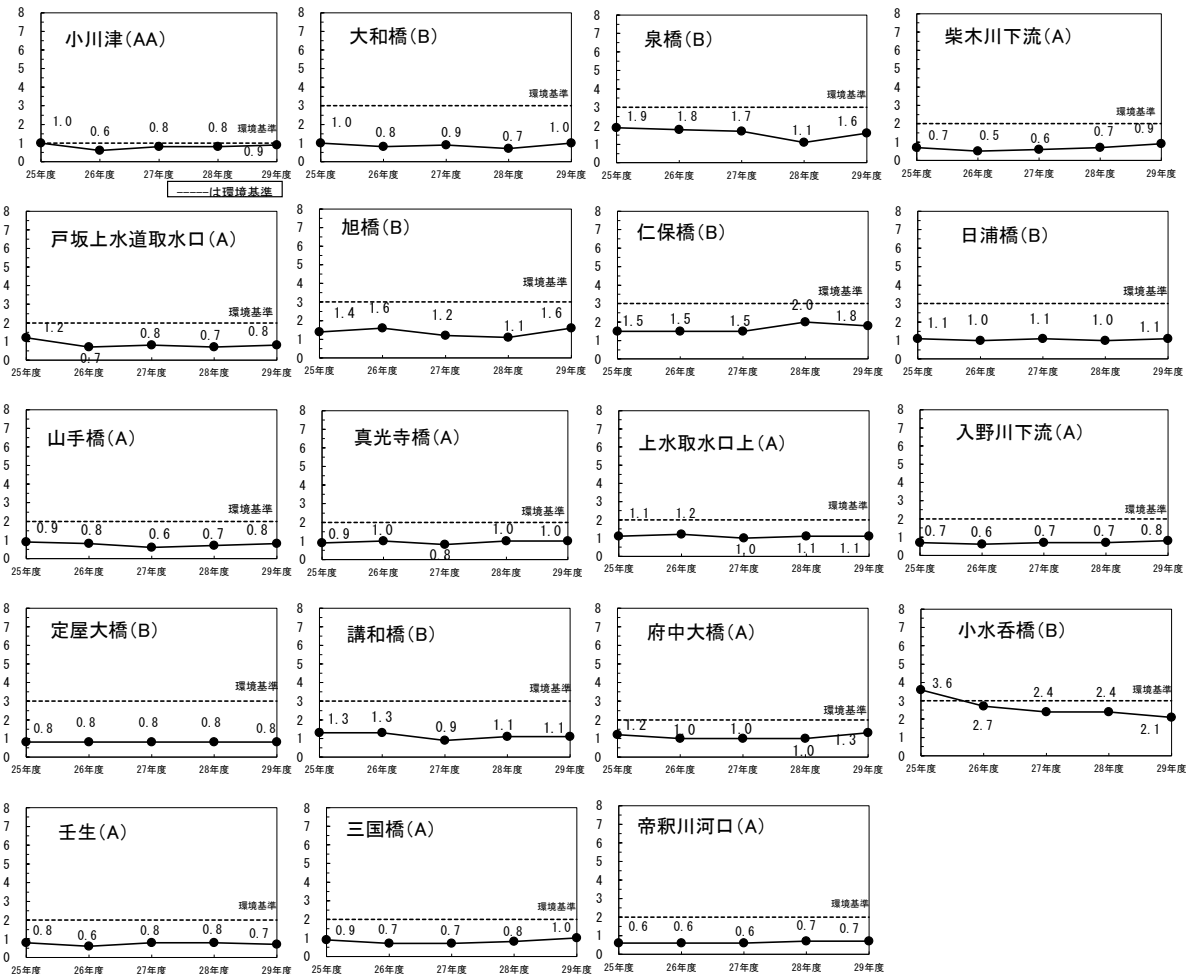
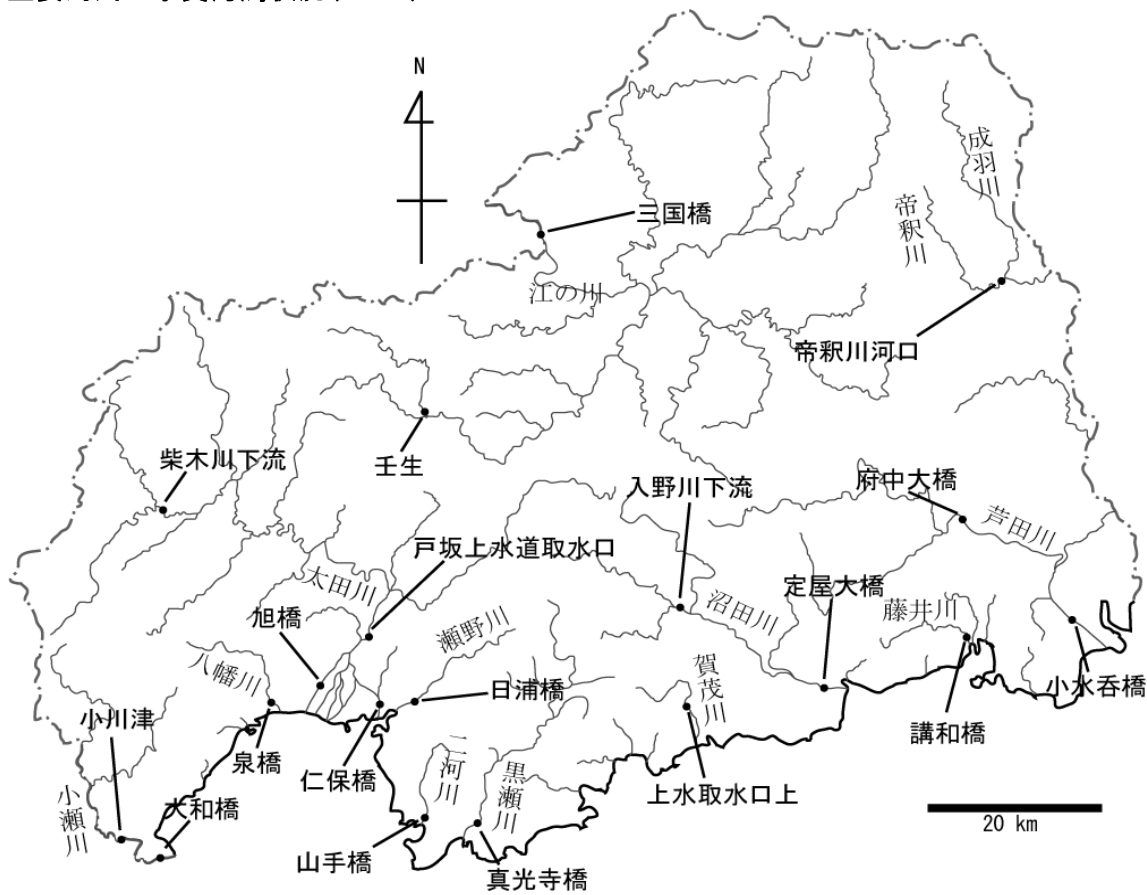
環境基準類型	測定項目	調査対象検体数	環境基準値を超える検体数	不適合率(%)		環境基準値
				平成29年度	平成24~28年度(平均)	
II (39)	全窒素	460	49	11	8	0.3mg/L以下
	全りん	460	120	26	22	0.03mg/L以下
III (8)	全窒素	96	13	14	10	0.6mg/L以下
	全りん	96	36	38	24	0.05mg/L以下
IV (2)	全窒素	24	16	67	42	1mg/L以下
	全りん	24	2	8	8	0.09mg/L以下
合計 (49)	全窒素	580	78	13	10	
	全りん	580	158	27	22	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 表層の検体についての割合を示す。

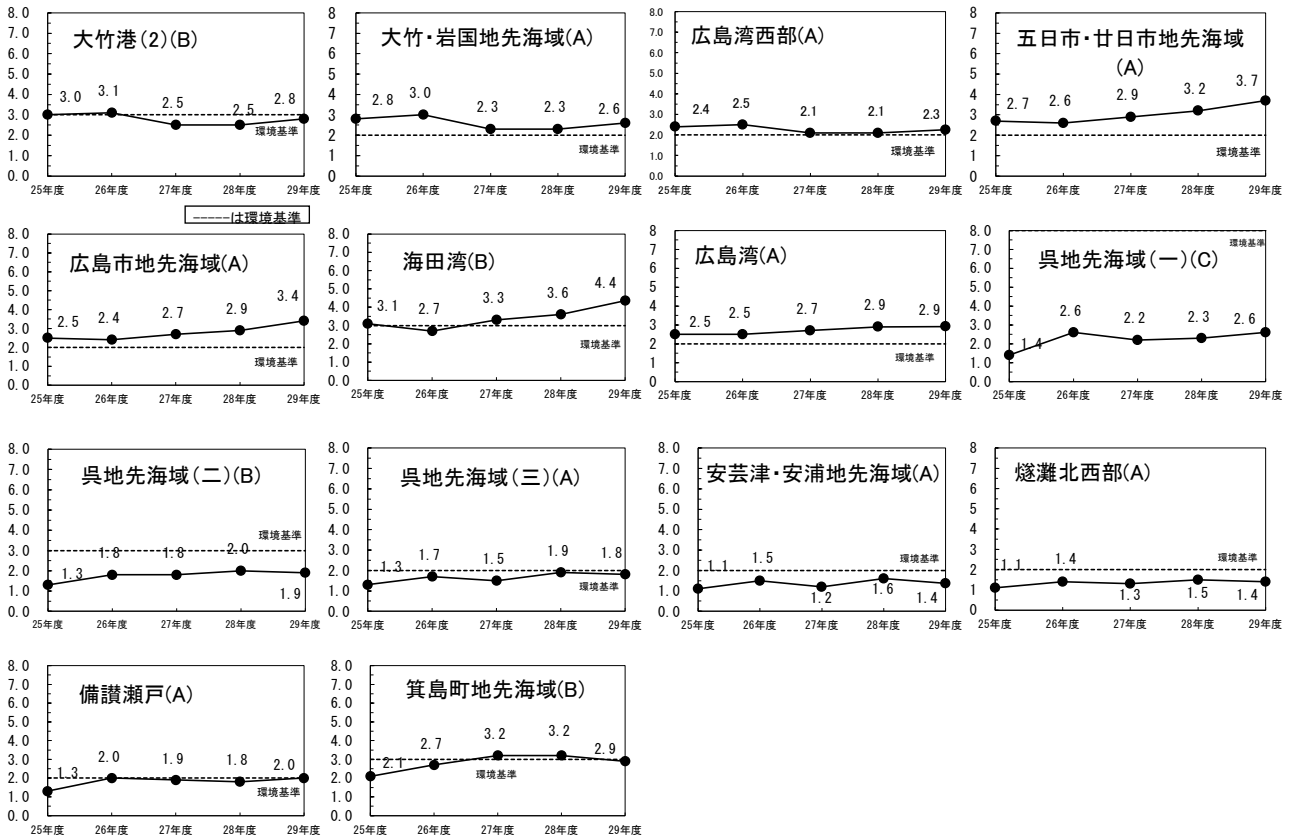
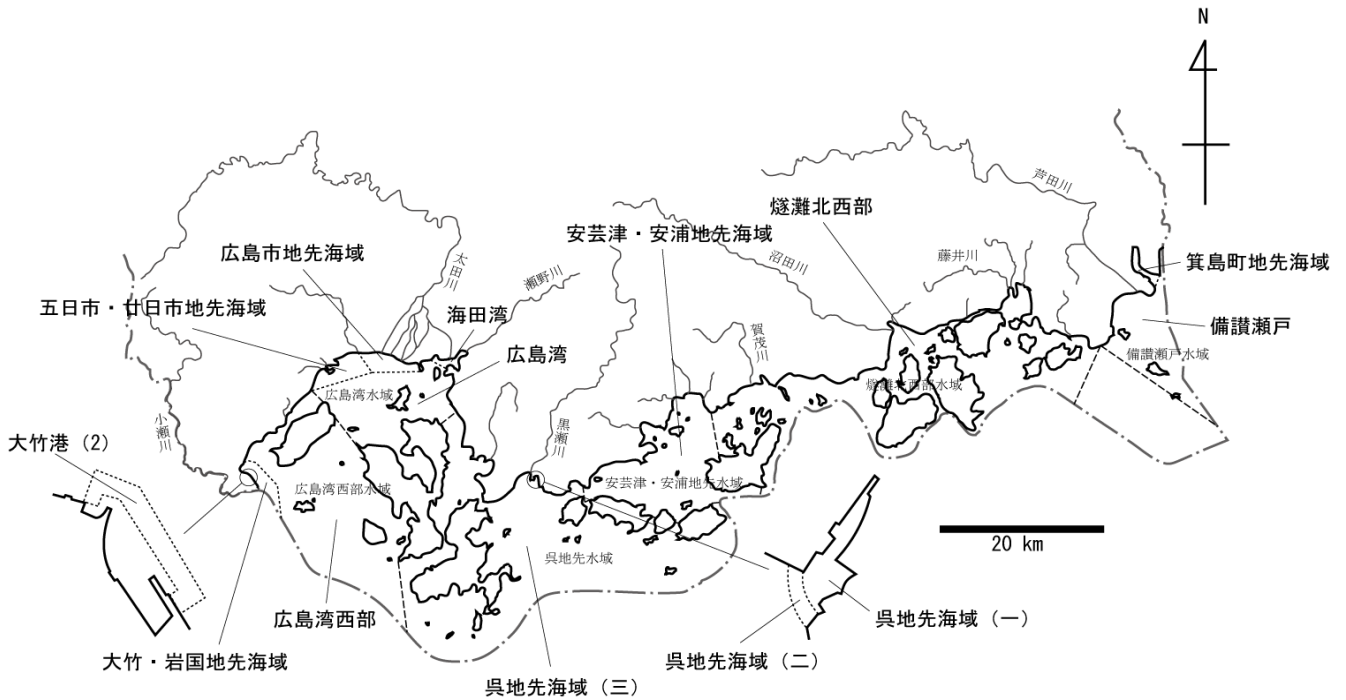
2 環境基準類型の欄の()は、測定地点数である。

12 主要河川の水質汚濁状況(BOD)



資料：中国地方整備局，県環境保全課，広島市，呉市，福山市
 (注) 1 地点名の後のかっこ内は環境基準類型。
 2 数値はBOD年間平均値(mg/l)。

13 海域の水質汚濁状況(COD)



資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、竹原市、大竹市
 (注) 1 地点名のかっこ内は環境基準類型。
 2 数値は各水域環境基準点のCOD平均値(mg/l)。

14 環境基準類型指定水域別水質(BOD, COD)の推移

(1) 河川 (BOD)

水系名	水域番号	環境基準類型指定水域名	環境基準類型	達成期間	環境基準点数	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
						平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n	平均値(mg/L)	m/n
小瀬川	1	小瀬川(1)	AA	イ	1	1.0	3/12	0.6	0/12	0.8	1/12	0.8	4/12	0.9	4/12
	2	小瀬川(2)	A	イ	1	1.0	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12
	3	小瀬川(3)	B	イ	1	1.0	0/24	0.8	0/24	0.9	0/24	0.9	0/24	1.0	0/24
	4	玖島川	A	イ	2	0.6	0/24	0.6	0/24	0.7	0/24	0.7	0/24	0.7	0/24
永慶寺川	5	永慶寺川	B	イ	1	0.9	0/12	0.7	0/12	1.0	0/12	0.8	0/12	1.0	0/12
御手洗川	6	御手洗川	B	イ	1	1.7	0/12	1.6	0/12	1.8	0/12	1.4	0/12	1.8	0/12
可愛川	7	可愛川	B	イ	1	1.7	0/12	1.4	0/12	1.5	0/12	1.3	0/12	1.4	0/12
八幡川	8	八幡川上流	A	イ	2	1.2	0/24	0.9	0/24	0.9	0/24	1.1	2/24	0.9	0/24
	9	八幡川下流	B	ハ	1	1.9	1/12	1.8	1/12	1.7	0/12	1.1	0/12	1.6	1/12
太田川	10	太田川上流(-)	AA	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12
	11	太田川上流(二)	A	イ	4	0.7	0/48	0.6	0/48	0.7	0/48	0.8	0/48	1.1	4/48
	12	太田川上流	A	イ	1	1.2	1/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12
	13	太田川下流	B	イ	1	1.4	2/24	1.6	2/24	1.2	0/24	1.1	0/24	1.6	1/24
	14	柴木川	AA	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	15	筒賀川	A	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	16	滝山川	A	イ	1	0.9	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	1.1	0/12
	17	丁川	A	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
	18	水内川	A	イ	1	0.9	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.5	0/12	0.7	0/12
	19	西宗川	A	イ	1	0.8	0/12	0.5	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12
	20	吉山川	A	イ	1	1.3	1/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12
	21	鈴張川	A	イ	1	1.2	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12
	22	根谷川上流	A	イ	1	0.7	0/12	0.7	0/12	0.9	1/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	23	根谷川下流	B	ロ	1	1.0	0/48	0.8	0/48	0.9	0/48	1.0	0/48	1.0	0/48
	24	三篠川	A	イ	4	0.9	0/48	0.8	0/48	0.8	1/48	0.9	0/48	0.9	0/48
	25	安川	B	ハ	1	0.9	0/12	0.9	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12
	26	古川下流	B	ハ	1	1.1	2/48	1.1	1/48	1.1	0/48	1.1	0/48	1.0	0/48
	27	旧太田川	A	イ	1	1.2	2/24	1.1	1/24	1.0	0/24	1.0	0/24	1.0	1/24
	28	京橋川	A	イ	1	1.2	2/24	1.5	6/24	1.4	6/24	1.8	6/24	1.6	4/24
	29	天満川	A	イ	1	1.2	0/24	1.4	5/24	1.1	1/24	1.0	0/24	1.3	3/24
30	元安川	A	イ	1	1.0	2/24	1.2	2/24	1.0	1/24	1.0	0/24	1.2	2/24	
31	府中大川	D	ハ	1	1.4	0/12	1.8	0/12	1.2	0/12	1.7	0/12	1.6	0/12	
32	猿猴川	B	イ	1	1.5	0/24	1.5	1/24	1.5	2/24	2.0	1/24	1.8	4/24	
瀬野川	33	瀬野川	B	ハ	1	1.1	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12	1.1	0/12
二河川	34	二河川	A	ハ	3	1.0	0/36	1.0	0/36	0.9	2/36	0.9	1/36	1.0	0/36
黒瀬川	35	黒瀬川	A	ハ	4	1.8	14/48	2.0	15/48	1.5	12/48	1.8	14/48	1.9	18/48
	36	三永川	A	ハ	1	1.2	0/12	1.3	1/12	1.2	0/12	1.4	1/12	1.3	2/12
	37	古河川	A	イ	1	1.3	0/12	1.4	0/12	1.5	2/12	1.3	0/12	1.4	2/12
	38	温井川	A	イ	1	1.1	0/12	1.7	3/12	1.5	2/12	1.5	1/12	1.3	1/12
	39	松板川	A	イ	1	1.3	1/12	1.3	1/12	1.2	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12
	40	イラスケ川	A	イ	1	1.6	3/12	1.4	0/12	1.4	1/12	1.2	0/12	1.3	1/12

水系名	水域番号	環境基準 類型指定 水域名	環境 基準 類型	達成 期間	環境 基準 点数	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
						平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n
野呂川	41	野呂川	B	イ	1	0.6	0/12	0.5	0/12	0.5	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12
高野川	42	高野川	A	イ	1	1.1	0/12	1.3	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12	1.0	0/12
三津大川	43	三津大川	B	イ	1	0.8	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	1.1	0/12	0.8	0/12
木谷郷川	44	木谷郷川	A	イ	1	1.0	0/12	1.2	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12	1.1	0/12
賀茂川	45	賀茂川	A	イ	2	1.1	0/24	1.1	0/24	1.0	0/24	1.1	0/24	1.2	0/24
沼田川	46	沼田川上流	A	イ	3	0.9	0/36	0.7	0/36	0.8	0/36	0.8	0/36	0.9	0/36
	47	沼田川下流	B	イ	1	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	48	入野川	A	イ	1	0.8	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12
	49	棕梨川	A	イ	1	0.9	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	50	仏通寺川	A	イ	1	1.2	1/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12
和久原川	51	和久原川	C	イ	1	0.8	0/12	0.5	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12
栗原川	52	栗原川	C	ハ	1	2.4	0/12	2.0	0/12	2.4	0/12	2.0	0/12	2.4	0/12
藤井川	53	藤井川上流	A	イ	1	1.0	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.8	0/12	1.1	1/12
	54	藤井川下流	B	イ	2	1.4	0/24	1.2	0/24	1.0	0/24	1.2	0/24	1.3	0/24
本郷川	55	本郷川上流	B	イ	1	1.0	0/12	1.2	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.9	0/12
	56	本郷川下流	B	ハ	1	1.3	0/12	1.4	0/12	1.1	0/12	1.0	0/12	1.2	0/12
羽原川	57	羽原川	C	ハ	1	1.7	0/12	1.6	0/12	1.1	0/12	1.2	0/12	1.4	0/12
山南川	58	山南川	B	ロ	1	1.7	0/12	1.6	0/12	1.4	0/12	1.4	0/12	1.7	0/12
芦田川	59	芦田川上流	A	イ	2	1.2	0/24	0.9	0/24	0.9	0/24	1	0/24	1.2	2/24
	60	芦田川中流(一)	A	ロ	2	1.4	3/24	1.1	0/24	1.1	0/24	1.1	0/24	1.2	0/24
	61	芦田川中流(二)	A	ハ	1	2.5	33/48	2.1	21/48	1.6	4/48	1.9	16/48	1.7	14/48
	62	芦田川下流	B	ハ	1	3.6	6/12	2.7	4/12	2.4	2/12	2.4	3/12	2.1	2/12
	63	御調川	A	イ	1	1.1	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12
	64	高屋川中流	A	イ	1	2.6	9/12	2.4	6/12	2.3	4/12	1.8	3/12	2.0	6/12
	65	高屋川下流	B	ハ	1	2.7	4/12	2.3	2/12	2.1	0/12	2.1	0/12	2.2	2/12
	66	瀬戸川上流	A	イ	1	1.3	0/12	1.1	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	1.4	3/12
	67	瀬戸川下流	B	ハ	1	3.0	6/12	2.4	1/12	2.4	1/12	2.0	0/12	2.5	3/12
江の川	68	江の川	A	イ	2	0.9	0/24	0.6	0/36	0.8	0/24	0.8	0/24	0.9	0/24
	69	志路原川	A	イ	1	1.0	1/12	0.6	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	70	多治比川	A	イ	1	0.8	0/12	0.6	0/12	0.9	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	71	本村川	A	イ	1	0.8	0/12	0.6	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
	72	板木川	A	イ	1	0.9	0/12	0.6	0/12	1.0	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	73	馬洗川	A	イ	2	1.2	2/24	1.1	0/24	1.0	1/24	1.2	2/24	1.3	0/24
	74	上下川	A	イ	1	1.2	0/12	1.2	0/12	1.2	1/12	1.5	0/12	1.3	0/12
	75	田総川	A	イ	1	1.3	3/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.6	0/12	0.9	0/12
	76	美波羅川	A	イ	1	1.2	0/12	1.1	0/12	0.9	0/12	1.3	1/12	1.1	0/12
	77	西城川	A	イ	2	0.9	0/24	0.8	0/24	0.8	0/24	0.9	1/24	1.0	0/24
	78	川北川	A	イ	1	0.9	0/12	1.0	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12
	79	比和川	A	イ	1	0.7	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12	0.8	0/12
	80	神野瀬川	A	イ	1	0.8	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.9	0/12
	81	生田川	A	イ	1	0.9	0/12	0.6	0/12	0.9	0/12	0.8	0/12	0.7	0/12
高梁川	82	帝釈川	A	イ	1	0.6	0/12	0.6	0/12	0.6	0/12	0.7	0/12	0.7	0/12

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数, n:総検体数

(2) 海域 (COD)

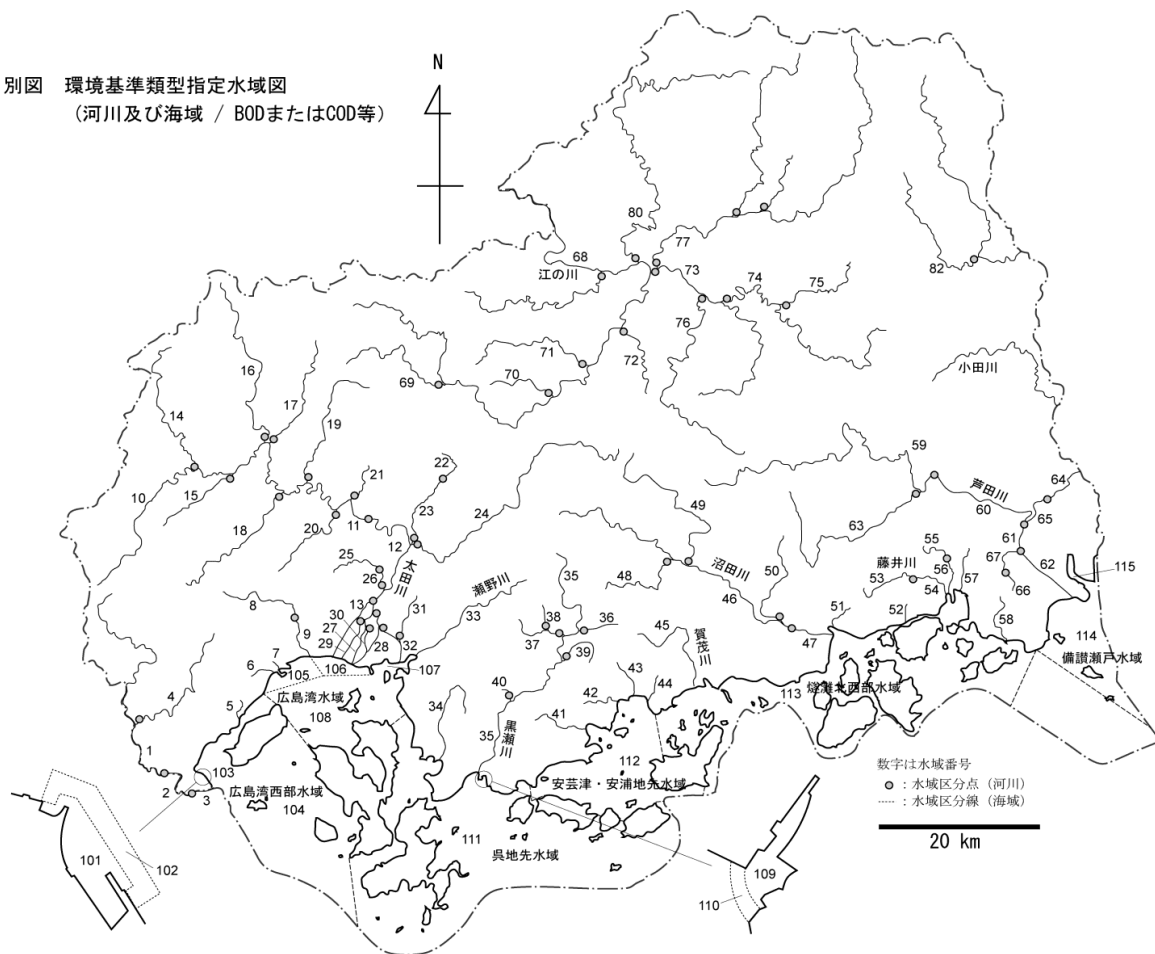
水系名	水域番号	環境基準 類型指定 水域名	環境 基準 類型	達成 期間	環境 基準 点数	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
						平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n	平均値 (mg/L)	m/n
広島湾西部	102	大竹港(2)	B	口	1	3.0	14/36	3.1	13/36	2.5	9/36	2.5	9/36	2.8	10/36
	103	大竹・岩国地先海域	A	口	3	2.8	89/108	3.0	87/108	2.3	66/108	2.3	63/108	2.6	85/108
	104	広島湾西部	A	イ	2	2.4	44/72	2.5	46/72	2.1	33/72	2.1	33/72	2.3	44/72
広島湾	105	五日市・廿日市地先海域	A	ハ	1	2.7	15/24	2.6	16/24	2.9	23/24	3.6	21/48	3.7	17/24
	106	広島市地先海域	A	口	1	2.5	15/24	2.4	12/24	2.7	19/24	2.9	20/24	3.4	18/24
	107	海田湾	B	イ	2	3.1	21/48	2.7	15/48	3.3	24/48	3.2	23/24	4.4	25/48
	108	広島湾	A	イ	6	2.5	106/192	2.5	104/192	2.7	141/192	2.9	147/192	2.9	129/192
呉地先	109	呉地先海域(一)	C	口	1	1.4	0/36	2.6	0/36	2.2	1/36	2.3	0/36	2.6	1/36
	110	呉地先海域(二)	B	口	1	1.3	1/36	1.8	2/36	1.8	4/36	2.0	3/36	1.9	1/36
	111	呉地先海域(三)	A	イ	6	1.3	12/216	1.7	28/216	1.5	30/216	1.9	64/216	1.8	58/216
安芸津・安浦地先	112	安芸津・安浦地先海域	A	イ	4	1.1	0/144	1.5	21/144	1.2	0/144	1.6	13/144	1.4	3/144
燧灘北西部	113	燧灘北西部	A	イ	6	1.1	2/216	1.4	15/216	1.3	7/216	1.5	12/216	1.4	9/216
備讃瀬戸	114	備讃瀬戸	A	イ	1	1.3	2/36	2.0	10/36	1.9	11/36	3.2	12/48	2.0	15/36
	115	箕島町地先海域	B	イ	2	2.1	5/48	2.7	5/48	3.2	12/48	1.8	9/36	2.9	12/48

資料: 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 環境基準類型指定水域については別図を参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

別図 環境基準類型指定水域図
(河川及び海域 / BODまたはCOD等)



15 環境基準点についての地点別測定結果(生活環境項目)

(1) 河川

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100ml)			(平成29年度)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n		%	最小 ~ 最大
小瀬川	小瀬川 (1)	1	小川津	AA	0/12	0	6.6 ~ 7.6	0/12	0	7.9 ~ 11	4/12	33	0.5 ~ 1.6	0.9	1.2	0/12	0	<1	12/12	100	79 ~ 2800	
					0/12	0	6.6 ~ 7.6	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.6	0.9	1.2	0/12	0	<1	4/12	33	70 ~ 3100	
					0/24	0	6.5 ~ 7.7	0/24	0	7.7 ~ 13	0/24	0	<0.5 ~ 2.3	1.0	1.1	0/24	0	<1	2/24	8	49 ~ 7000	
					0/12	0	7.2 ~ 7.5	0/12	0	8.3 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.7	0.9	0/12	0	<1	10/12	83	13 ~ 33000	
永慶寺川	永慶寺川	6	下浜	B	0/12	0	7.1 ~ 7.5	0/12	0	6.7 ~ 12	0/12	0	0.6 ~ 1.4	1.0	1.2	0/12	0	<1	9/12	75	790 ~ 170000	
					0/12	0	7.2 ~ 7.5	0/12	0	6.7 ~ 10	0/12	0	0.8 ~ 2.6	1.8	2.2	0/12	0	1	11/12	92	3300 ~ 330000	
					0/12	0	7.5 ~ 8.0	0/12	0	7.4 ~ 12	0/12	0	0.7 ~ 2.1	1.4	1.5	0/12	0	1	10/12	83	1100 ~ 110000	
					0/12	0	7.4 ~ 7.8	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0.7	0.7	0/12	0	<1	12/12	100	1700 ~ 49000	
八幡川	八幡川上流	9	魚切貯水池上流	A	0/12	0	7.5 ~ 8.0	0/12	0	8.7 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.9	1.1	1.1	0/12	0	<1	11/12	92	790 ~ 33000	
					0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	7.9 ~ 13	1/12	8	0.6 ~ 3.3	1.6	1.9	0/12	0	1	4/12	33	490 ~ 33000	
					0/12	0	7.0 ~ 7.2	0/12	0	7.7 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 0.7	0.6	0.6	0/12	0	<1	7/12	58	8 ~ 1700	
					0/12	0	6.7 ~ 8.4	0/12	0	8.5 ~ 13	1/12	8	<0.5 ~ 2.1	0.9	0.9	0/12	0	<1	4/12	33	46 ~ 3300	
太田川	太田川上流 (一)	13	柴木川下流	A	0/12	0	6.7 ~ 7.4	0/12	0	8.2 ~ 13	1/12	8	0.5 ~ 2.7	1.2	1.5	0/12	0	<1	4/12	33	94 ~ 4900	
					0/12	0	6.8 ~ 7.4	0/12	0	8.6 ~ 13	1/12	8	0.5 ~ 2.9	1.1	1.3	0/12	0	<1	5/12	42	110 ~ 7900	
					1/12	8	7.0 ~ 9.2	0/12	0	8.4 ~ 13	1/12	8	<0.5 ~ 2.7	1.1	1.3	0/12	0	<1	5/12	42	79 ~ 4900	
					0/12	0	6.9 ~ 7.7	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	0.8	0.9	0/12	0	<1	2	6/12	50	49 ~ 7900
太田川	太田川下流	18	旭橋	B	0/24	0	7.2 ~ 8.3	0/24	0	5.5 ~ 11	1/24	4	0.6 ~ 9.1	1.6	1.4	2/24	8	1	53	4/24	17	34 ~ 17000
					0/12	0	6.9 ~ 7.2	0/12	0	7.9 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1	<1	8/12	67	4 ~ 2400
					0/12	0	7.3 ~ 7.6	0/12	0	8.2 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.7	0.9	0/12	0	<1	<1	4/12	33	8 ~ 33000
					0/12	0	6.6 ~ 7.7	0/12	0	8.3 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.9	1.1	1.2	0/12	0	<1	5	5/12	42	49 ~ 17000
太田川	丁川	22	丁川	A	0/12	0	7.2 ~ 7.5	0/12	0	8.4 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.0	0.6	0.6	0/12	0	<1	5/12	42	49 ~ 7900	
					0/12	0	6.8 ~ 7.7	0/12	0	8.4 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.7	0.7	0/12	0	<1	1	7/12	58	49 ~ 22000
					0/12	0	7.5 ~ 7.8	0/12	0	8.1 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.1	0.8	0.9	0/12	0	<1	4	6/12	50	130 ~ 24000
					0/12	0	7.3 ~ 7.8	0/12	0	8.4 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.7	0.7	0/12	0	<1	1	11/12	92	460 ~ 13000
太田川	根谷川上流	27	人甲川合流前	A	0/12	0	7.5 ~ 8.2	0/12	0	8.0 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.8	0.9	0/12	0	<1	3	11/12	92	490 ~ 17000
					2/48	4	6.8 ~ 9.8	0/48	0	6.4 ~ 13	0/48	0	0.6 ~ 1.2	0.8	0.9	0/12	0	<1	2	4/12	33	79 ~ 3300
					0/12	0	7.4 ~ 7.9	0/12	0	8.2 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	0.8	1.0	0/12	0	<1	2	5/12	42	33 ~ 33000
					0/12	0	7.1 ~ 8.1	0/12	0	8.6 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.6	0.9	1.1	0/12	0	<1	3	8/12	67	240 ~ 13000
太田川	根谷川下流	32	深川橋	A	1/12	8	7.3 ~ 9.3	0/12	0	8.0 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.8	1.0	1.2	0/12	0	<1	3	9/12	75	230 ~ 17000
					0/12	0	7.4 ~ 7.9	0/12	0	7.5 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.8	1.0	1.2	0/12	0	<1	4	10/12	83	490 ~ 17000
					0/48	0	6.9 ~ 8.2	0/48	0	6.9 ~ 13	0/48	0	0.5 ~ 1.6	1.0	1.2	1/48	2	1	45/48	94	3300 ~ 49000	
					0/12	0	7.4 ~ 7.9	0/12	0	8.0 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.8	1.0	1.2	0/12	0	<1	4	10/12	83	490 ~ 17000

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)					SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	
太田川	旧太田川	35	舟入橋	A	0/24	0	6.9 ~ 8.4	6/24	25	6.2 ~ 12	1/24	4	<0.5 ~ 2.7	1.0	1.3	1/24	4	2 ~ 29	13/24	54	94 ~ 14000
		36	御幸橋	A	0/24	0	7.0 ~ 8.1	10/24	42	5.1 ~ 12	4/24	17	0.5 ~ 4.6	1.6	1.8	1/24	4	<1 ~ 26	5/24	21	11 ~ 13000
		37	昭和大桥	A	0/24	0	7.0 ~ 8.4	8/24	33	5.4 ~ 12	3/24	13	0.5 ~ 3.1	1.3	1.5	2/24	8	<1 ~ 39	10/24	42	130 ~ 24000
		38	元安川	A	0/24	0	6.8 ~ 8.5	5/24	21	5.9 ~ 12	2/24	8	<0.5 ~ 3.7	1.2	1.3	0/24	0	1 ~ 21	8/24	33	33 ~ 14000
瀬野川	府中大川	39	新大州橋	D	0/12	0	7.4 ~ 8.5	0/12	0	7.3 ~ 12	0/12	0	0.8 ~ 3.0	1.6	1.8	0/12	0	4 ~ 15	0/12	0	3300 ~ 130000
		40	仁保橋	B	0/24	0	7.2 ~ 8.2	2/24	8	4.7 ~ 11	4/24	17	0.6 ~ 5.8	1.8	2.2	0/24	0	1 ~ 22	6/24	25	49 ~ 49000
		41	日浦橋	B	0/12	0	7.1 ~ 7.6	0/12	0	7.5 ~ 12	0/12	0	<0.5 ~ 2.4	1.1	1.1	0/12	0	<1 ~ 2	8/12	67	1400 ~ 70000
		42	川角大橋	A	0/12	0	7.2 ~ 7.8	0/12	0	8.4 ~ 13	0/12	0	0.9 ~ 2.0	1.3	1.4	0/12	0	<1 ~ 1	12/12	100	9400 ~ 70000
二河川	松ヶ丘団地入口	43	松ヶ丘団地入口	A	0/12	0	7.8 ~ 8.4	0/12	0	9.3 ~ 13	0/12	0	0.5 ~ 1.1	0.9	1.0	0/12	0	<1 ~ 6	11/12	92	230 ~ 130000
		44	山手橋	A	1/12	8	7.8 ~ 8.8	0/12	0	9.9 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.0	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 3	10/12	83	330 ~ 49000
		45	三永貯水池入口	A	1/12	8	7.2 ~ 8.7	1/12	8	7.2 ~ 12	6/12	50	1.2 ~ 3.2	2.2	2.7	0/12	0	1 ~ 4	12/12	100	7000 ~ 46000
		46	樋の詰橋	A	0/12	0	7.1 ~ 7.4	0/12	0	7.5 ~ 11	12/12	100	2.1 ~ 6.0	3.3	3.3	0/12	0	1 ~ 9	11/12	92	940 ~ 21000
黒瀬川	三永川	47	幸福橋	A	0/12	0	7.3 ~ 8.3	1/12	8	7.1 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.9	1.2	1.5	0/12	0	<1 ~ 2	11/12	92	490 ~ 140000
		48	真光寺橋	A	0/12	0	7.3 ~ 8.0	1/12	8	7.4 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.7	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 9	9/12	75	79 ~ 54000
		49	高尾	A	0/12	0	7.4 ~ 8.5	0/12	0	8.3 ~ 13	2/12	17	0.6 ~ 2.5	1.3	1.3	0/12	0	<1 ~ 7	10/12	83	330 ~ 17000
		50	古河川2	A	0/12	0	7.5 ~ 8.5	0/12	0	7.7 ~ 13	2/12	17	0.8 ~ 2.7	1.4	1.3	0/12	0	<1 ~ 3	12/12	100	1400 ~ 26000
野呂川	野呂川	51	温井川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.5	0/12	0	7.5 ~ 13	1/12	8	0.8 ~ 2.1	1.3	1.7	0/12	0	<1 ~ 5	12/12	100	2100 ~ 14000
		52	松坂川	A	0/12	0	7.3 ~ 7.8	0/12	0	7.9 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	1.0	1.0	0/12	0	<1 ~ 2	8/12	67	490 ~ 49000
		53	イラスケ川	A	0/12	0	7.1 ~ 7.9	0/12	0	7.9 ~ 13	1/12	8	0.8 ~ 2.1	1.3	1.4	0/12	0	<1 ~ 2	12/12	100	2700 ~ 49000
		54	浦尻	B	0/12	0	7.3 ~ 8.0	0/12	0	9.9 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.6	0.7	0/12	0	<1 ~ 2	7/12	58	330 ~ 70000
高野川	高野川	55	風早	A	0/12	0	6.8 ~ 7.8	0/12	0	7.6 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.6	1.0	1.1	0/12	0	<1 ~ 1	11/12	92	340 ~ 34000
		56	三津小学校前	B	3/12	25	7.4 ~ 9.2	0/12	0	9.1 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0.8	0.9	0/12	0	<1 ~ 1	4/12	33	170 ~ 21000
		57	下之谷	A	1/12	8	7.5 ~ 8.7	0/12	0	8.0 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 2.0	1.1	1.2	0/12	0	<1 ~ 6	11/12	92	490 ~ 46000
		58	上水取水口上	A	1/12	8	7.5 ~ 8.6	0/12	0	8.4 ~ 12	0/12	0	0.5 ~ 1.5	1.1	1.3	0/12	0	<1 ~ 1	7/12	58	210 ~ 14000
沼田川	沼田川上流	59	朝日橋	A	6/12	50	7.5 ~ 8.9	0/12	0	8.5 ~ 13	0/12	0	0.6 ~ 1.9	1.2	1.4	0/12	0	<1 ~ 5	7/12	58	170 ~ 17000
		60	入野川下流	A	0/12	0	7.5 ~ 8.1	0/12	0	8.6 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.3	0.8	0.8	0/12	0	<1 ~ 5	7/12	58	330 ~ 130000
		61	小原橋上	A	0/12	0	7.3 ~ 7.7	0/12	0	7.7 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.9	1.0	1.0	0/12	0	1 ~ 4	12/12	100	1700 ~ 350000
		62	湖止め堰上	A	0/12	0	7.4 ~ 7.8	0/12	0	8.4 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.4	0.9	1.2	0/12	0	<1 ~ 4	12/12	100	2200 ~ 35000
和久原川	和久原川	63	定屋大橋	B	0/12	0	7.4 ~ 7.8	0/12	0	7.3 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 1.6	0.8	1.0	0/12	0	2 ~ 8	7/12	58	490 ~ 54000
		64	入野川	A	0/12	0	7.6 ~ 8.5	1/12	8	6.2 ~ 14	0/12	0	0.5 ~ 1.2	0.9	1.1	0/12	0	<1 ~ 4	11/12	92	490 ~ 110000
		65	綿梨川 (流入前)	A	0/12	0	7.4 ~ 7.9	0/12	0	8.7 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.2	0.8	1.0	0/12	0	1 ~ 5	9/12	75	230 ~ 70000
		66	小坂川合流前	A	2/12	17	7.4 ~ 9.0	0/12	0	8.4 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.5	0.9	1.0	0/12	0	1 ~ 15	10/12	83	230 ~ 49000
栗原川	栗原川	67	東町	C	0/12	0	7.0 ~ 8.2	0/12	0	8.4 ~ 13	0/12	0	<0.5 ~ 0.9	0.7	0.8	0/12	0	<1 ~ 3	0/12	0	330 ~ 540000
		68	日小橋	C	2/12	17	7.4 ~ 8.9	0/12	0	5.7 ~ 16	0/12	0	1.1 ~ 5.0	2.4	3.0	0/12	0	<1 ~ 7	0/12	0	7000 ~ 350000
		69	木門川合流前	A	0/12	0	7.6 ~ 8.1	0/12	0	8.8 ~ 14	1/12	8	0.5 ~ 2.3	1.1	1.1	0/12	0	<1 ~ 5	12/12	100	1700 ~ 140000
		70	三成	B	0/12	0	7.6 ~ 8.5	0/12	0	8.8 ~ 13	0/12	0	0.7 ~ 2.1	1.5	1.8	0/12	0	1 ~ 6	11/12	92	3300 ~ 130000
藤井川	藤井川下流	71	講和橋	B	1/12	8	7.6 ~ 9.2	0/12	0	9.0 ~ 14	0/12	0	<0.5 ~ 1.9	1.1	1.6	0/12	0	1 ~ 21	10/12	83	2300 ~ 170000

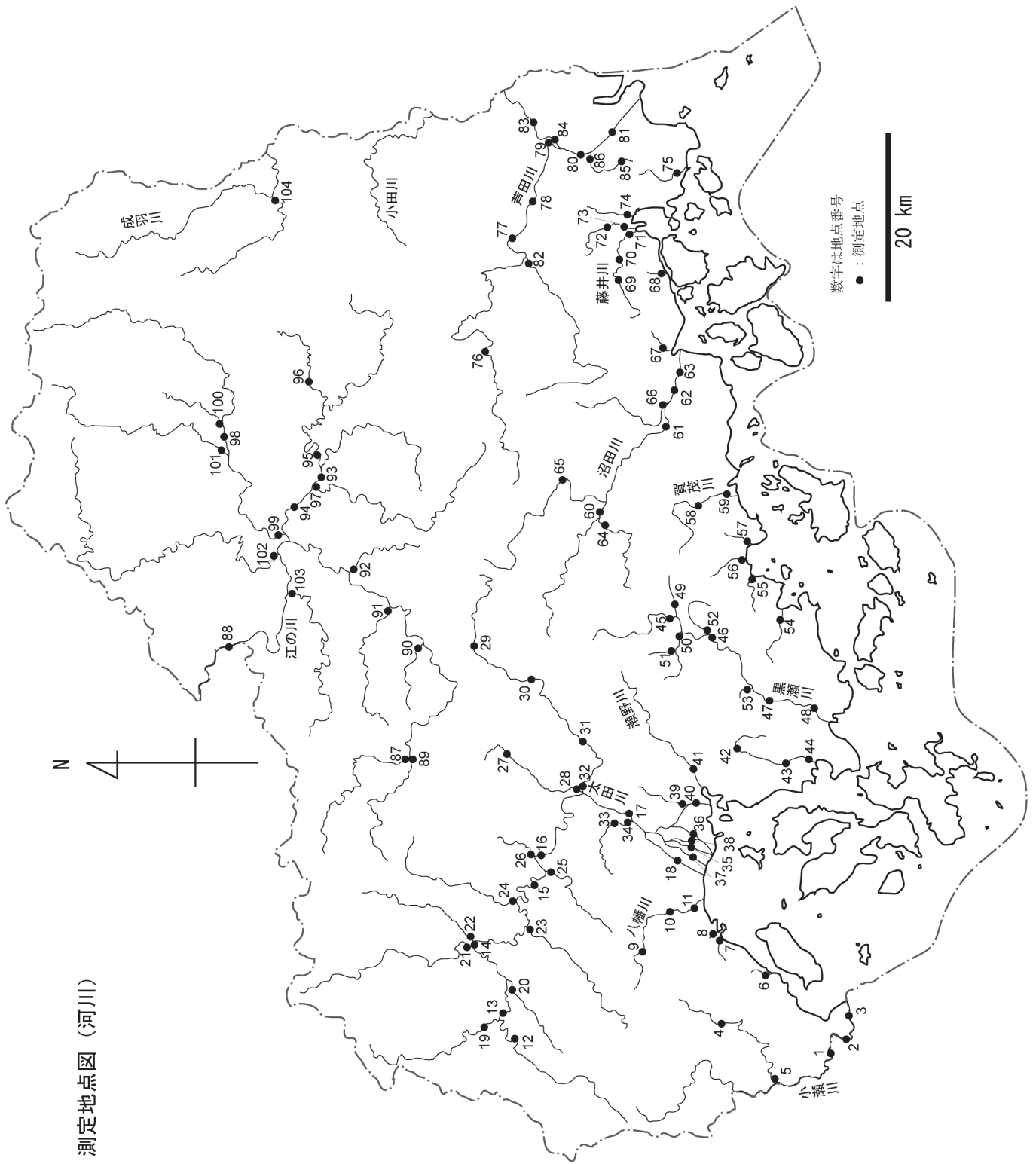
水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)			SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)														
					m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大											
本郷川	本郷川上流	72	荒神橋	B	0/12	0	7.3	~	8.0	0/12	0	9.0	~	14	0/12	0	<0.5	~	1.3	0.9	1.1	0/12	0	<1	~	3	9/12	75	2200	~	130000
	本郷川下流	73	吾妻橋	B	0/12	0	7.6	~	7.9	0/12	0	7.8	~	13	0/12	0	0.6	~	1.9	1.2	1.4	0/12	0	1	~	8	8/12	67	1700	~	540000
羽原川	羽原川	74	本庄神社前	C	3/12	25	7.6	~	9.1	0/12	0	9.7	~	18	0/12	0	0.8	~	1.8	1.4	1.5	0/12	0	<1	~	5	0/12	0	4900	~	490000
山南川	山南川	75	矢川	B	1/12	8	7.7	~	8.9	0/12	0	6.8	~	15	0/12	0	0.8	~	2.3	1.7	2.0	0/12	0	1	~	8	9/12	75	3300	~	700000
	芦田川上流	76	赤屋川下流	A	0/12	0	7.5	~	7.9	0/12	0	8.3	~	14	0/12	0	0.5	~	1.5	1.0	1.1	0/12	0	<1	~	6	12/12	100	2200	~	170000
芦田川	芦田川中流(一)	77	府中六橋	A	0/12	0	7.2	~	7.7	2/12	17	7.1	~	12	2/12	17	0.6	~	2.3	1.3	1.4	0/12	0	1	~	11	12/12	100	1100	~	26000
	芦田川中流(二)	78	上戸手	A	0/12	0	7.3	~	7.6	3/12	25	5.4	~	11	0/12	0	0.8	~	2.0	1.3	1.4	0/12	0	1	~	12	11/12	92	700	~	46000
江の川	芦田川下流	79	中津原	A	0/12	0	7.2	~	7.6	6/12	50	4.6	~	11	0/12	0	0.7	~	1.8	1.1	1.3	0/12	0	2	~	9	12/12	100	1700	~	55000
	高屋川中流	80	山手橋	A	0/48	0	7.3	~	8.4	15/48	31	4.3	~	14	14/48	29	0.8	~	3.1	1.7	2.2	1/48	2	1	~	36	48/48	100	1300	~	73000
江の川	高屋川下流	81	小水香橋	B	4/12	33	7.4	~	9.1	0/12	0	7.4	~	13	2/12	17	0.7	~	4.8	2.1	2.2	0/12	0	2	~	16	5/12	42	730	~	37000
	瀬戸川上流	82	御調川3	A	1/12	8	7.6	~	8.9	0/12	0	9.3	~	14	0/12	0	<0.5	~	1.5	0.9	1.1	0/12	0	<1	~	5	11/12	92	790	~	170000
江の川	瀬戸川下流	83	川北	A	0/12	0	7.6	~	8.1	6/12	50	4.3	~	12	6/12	50	1.1	~	3.1	2.0	2.1	0/12	0	2	~	13	12/12	100	11000	~	1700000
	瀬戸川中流	84	榎尾	B	0/12	0	7.5	~	8.0	3/12	25	3.6	~	11	2/12	17	1.1	~	3.7	2.2	2.7	0/12	0	3	~	21	12/12	100	17000	~	490000
江の川	瀬戸川下流	85	山片橋	A	0/12	0	7.7	~	8.0	0/12	0	7.8	~	12	3/12	25	0.5	~	2.3	1.4	1.6	0/12	0	<1	~	13	12/12	100	2200	~	1300000
	江の川	86	観音橋	B	1/12	8	7.6	~	8.7	0/12	0	8.0	~	14	3/12	25	1.0	~	4.7	2.5	2.9	0/12	0	3	~	15	12/12	100	13000	~	700000
高梁川(成羽川)	江の川	87	壬生	A	0/12	0	7.2	~	7.5	0/12	0	7.7	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.3	0.7	0.9	0/12	0	<1	~	3	7/12	58	33	~	33000
	江の川	88	三國橋	A	0/12	0	7.1	~	7.5	1/12	8	7.4	~	13	0/12	0	0.6	~	1.5	1.0	1.1	0/12	0	<1	~	20	8/12	67	220	~	11000
高梁川(成羽川)	志路原川	89	志路原川	A	0/12	0	7.2	~	7.5	0/12	0	7.7	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.1	0.7	0.8	0/12	0	<1	~	3	5/12	42	<2	~	13000
	多治比川	90	多治比川	A	0/12	0	7.4	~	8.4	0/12	0	8.2	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.6	0.8	0.9	0/12	0	<1	~	13	8/12	67	23	~	24000
高梁川(成羽川)	本村川	91	本村川	A	0/12	0	7.5	~	8.2	0/12	0	8.2	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.2	0.7	0.8	0/12	0	<1	~	3	8/12	67	13	~	13000
	板本川	92	板本川	A	0/12	0	7.4	~	7.7	0/12	0	7.7	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.4	0.8	1.0	0/12	0	<1	~	7	8/12	67	2	~	33000
高梁川(成羽川)	馬洗川	93	志幸	A	3/12	25	7.4	~	8.6	0/12	0	8.9	~	14	0/12	0	0.8	~	1.9	1.3	1.6	0/12	0	<1	~	4	7/12	58	130	~	9400
	上下川	94	南畑敷	A	0/12	0	7.3	~	8.1	2/12	17	6.8	~	14	0/12	0	0.9	~	1.8	1.3	1.5	0/12	0	1	~	13	10/12	83	790	~	49000
高梁川(成羽川)	上下川	95	上下川河口	A	0/12	0	7.3	~	8.5	0/12	0	7.9	~	14	0/12	0	0.5	~	1.9	1.3	1.5	0/12	0	<1	~	5	7/12	58	140	~	6300
	田総川	96	竹の花	A	0/12	0	7.5	~	8.3	0/12	0	8.8	~	13	0/12	0	0.5	~	1.6	0.9	1.2	0/12	0	<1	~	19	8/12	67	79	~	24000
高梁川(成羽川)	美波羅川	97	美波羅川	A	2/12	17	7.5	~	8.8	0/12	0	8.3	~	13	0/12	0	0.8	~	1.9	1.1	1.1	0/12	0	<1	~	3	7/12	58	94	~	13000
	西城川	98	川北川下流	A	0/12	0	7.3	~	8.1	0/12	0	8.6	~	13	0/12	0	0.5	~	1.7	1.0	1.2	0/12	0	<1	~	1	8/12	67	140	~	9400
高梁川(成羽川)	川北川	99	三次	A	0/12	0	7.2	~	7.7	0/12	0	8.4	~	14	0/12	0	0.5	~	1.4	1.0	1.2	1/12	8	<1	~	29	7/12	58	94	~	14000
	比和川	100	川北川河口	A	0/12	0	7.0	~	7.6	0/12	0	8.5	~	12	0/12	0	<0.5	~	1.3	0.8	0.8	0/12	0	<1	~	3	9/12	75	210	~	13000
高梁川(成羽川)	神野瀬川	101	比和川	A	0/12	0	7.3	~	7.8	0/12	0	8.8	~	14	0/12	0	<0.5	~	1.2	0.8	0.9	0/12	0	<1	~	1	5/12	42	94	~	6300
	生田川	102	神野瀬川	A	0/12	0	7.1	~	7.6	0/12	0	8.1	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.5	0.9	1.0	1/12	8	<1	~	32	6/12	50	310	~	14000
高梁川(成羽川)	帝釈川	103	生田川	A	0/12	0	7.3	~	7.7	0/12	0	7.9	~	13	0/12	0	0.5	~	1.2	0.7	0.8	0/12	0	<1	~	4	7/12	58	23	~	49000
	帝釈川	104	帝釈川河口	A	0/12	0	7.9	~	8.5	0/12	0	9.3	~	13	0/12	0	<0.5	~	1.1	0.7	0.8	0/12	0	<1	~	4	5/12	42	33	~	54000

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図参照。

2 m:環境基準を達成しない検体数, n:総検体数

別図 測定地点図 (河川)



(2) 湖沼

(平成29年度)

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)				SS (mg/L)				大腸菌群数 (MPN/100mL)		
					m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大	平均	75%値	m/n	%	最小 ~ 最大	m/n	%	最小 ~ 最大
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡ノ瀬貯水池	A	3/36	8	6.5 ~ 9.3	9/36	25	<0.5 ~ 11	16/36	44	1.3 ~ 6.9	2.9	3.8	3/36	8	<1 ~ 12	14/36	39	<2 ~ 24000
					4/36	11	6.5 ~ 9.0	9/36	25	4.1 ~ 11	4/36	11	1.2 ~ 6.2	2.1	2.3	2/36	6	<1 ~ 8	1/36	3	4 ~ 1100
太田川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	3	小瀬川貯水池	A	2/36	6	6.5 ~ 8.9	11/36	31	<0.5 ~ 10	12/36	33	1.8 ~ 4.8	2.8	3.2	1/36	3	<1 ~ 6	24/36	67	4 ~ 24000
					15/36	42	6.1 ~ 9.5	14/36	39	0.6 ~ 11	7/36	19	1.4 ~ 7.8	2.5	2.9	13/36	36	<1 ~ 21	5/36	14	0 ~ 3100
芦田川	三川ダム貯水池 (神鷹湖)	5	三川貯水池	A	2/36	6	6.8 ~ 9.5	18/36	50	<0.5 ~ 14	15/36	42	1.9 ~ 11	3.6	3.7	2/36	6	<1 ~ 7	11/36	31	<2 ~ 17000
					3/36	8	6.5 ~ 9.8	13/36	36	0.9 ~ 12	3.1	3.5	2/36	6	<1 ~ 13	3/36	8	0 ~ 3300			
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師ダム湖心	A	4/36	11	6.1 ~ 8.9	6/36	17	5.9 ~ 11	21/36	58	1.6 ~ 4.8	3.1	3.6	6/36	17	1 ~ 9	16/36	44	11 ~ 33000
					5/36	14	7.3 ~ 9.4	11/36	31	0.8 ~ 15	1.9	2.1	0/36	0	<1 ~ 3	4/36	11	4 ~ 3500			

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図を参照。

2 m：環境基準を達成しない検体数、n：総検体数

(3) 海域

水系名	類型指定水域名	地点番号	測定地点名	類型	pH		D0 (mg/L)		COD (mg/L)				油分等 (n-4ヶ所) (mg/L)		大腸菌祥数 (MPN/100mL)		(平成29年度)							
					m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大	m/n	%	最小	最大		m/n	%	最小	最大			
広島湾西部	大竹港(2) 大竹・岩国地先海域	2	広島湾西部2-7	B	0/36	0	7.9	8.3	1/36	3	4.1	10	10/36	28	3.3	0/2	0	<0.5	<0.5	0	<2	0	<2	79
		4	広島湾西部8	A	0/36	0	7.9	8.3	15/36	42	4.4	10	30/36	83	3.0	0/2	0	<0.5	<0.5	0	<2	0	<2	79
		5	広島湾西部2-9	A	0/36	0	7.9	8.2	14/36	39	4.8	10	28/36	78	2.8	0/2	0	<0.5	<0.5	0	<2	0	<2	240
		6	広島湾西部3-0	A	0/36	0	8.0	8.2	13/36	36	5.1	9.9	27/36	75	2.7	0/2	0	<0.5	<0.5	0	<2	0	<2	79
	広島湾西部	7	広島湾西部1-8	A	0/36	0	8.0	8.2	16/36	44	4.4	9.4	21/36	58	2.6	0/2	0	<0.5	<0.5	0	<2	0	<2	240
		8	広島湾西部2-1	A	0/36	0	8.0	8.2	19/36	53	5.6	9.4	23/36	64	2.4	0/2	0	<0.5	<0.5	0	<2	0	<2	23
		9	五日市・廿日市地先海域	A	8/24	33	8.0	8.5	5/24	21	6.1	12	17/24	71	4.7	0/12	0	<0.5	<0.5	1/24	4	<2	<2	1300
		10	広島市地先海域	A	4/24	17	7.8	8.5	6/24	25	5.7	11	18/24	75	4.1	0/12	0	<0.5	<0.5	1/24	4	<2	<2	2400
広島湾	海田湾	11	広島湾1	B	3/24	13	7.8	8.6	0/24	0	5.3	14	14/24	58	5.6	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	<2	<2	4900
		12	広島湾2-7	B	5/24	21	7.8	8.7	1/24	4	4.8	13	11/24	46	4.5	1/12	8	<0.5	1.1	0/24	0	<2	<2	33000
	広島湾	13	広島湾6	A	5/36	14	7.9	8.4	9/36	25	5.0	11	18/36	50	3.1	0/12	0	<0.5	<0.5	2/36	6	<2	<2	13000
		14	広島湾2-8	A	6/36	17	7.8	8.4	9/36	25	4.7	11	22/36	61	3.3	0/12	0	<0.5	<0.5	3/36	8	<2	<2	3300
		15	広島湾1-2	A	5/24	21	7.9	8.6	4/24	17	5.5	12	19/24	79	4.0	0/12	0	<0.5	<0.5	0/24	0	<2	<2	790
		16	広島湾1-7	A	9/24	38	7.9	8.5	6/24	25	5.4	12	18/24	75	4.8	0/12	0	<0.5	<0.5	1/24	4	<2	<2	3300
		17	広島湾1-8	A	1/36	3	7.9	8.4	17/36	47	4.8	10	29/36	81	3.5	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	680
		18	広島湾1-4	A	0/36	0	7.9	8.3	13/36	36	4.8	10	23/36	64	2.7	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	790
呉地先	呉地先海域(三)	19	呉地先7	A	0/36	0	7.9	8.3	9/36	25	4.2	11	12/36	33	1.0	0/12	0	<0.5	<0.5	2/12	17	<2	<2	3500
		20	呉地先5	A	0/36	0	7.9	8.3	10/36	28	5.8	11	14/36	39	0.9	0/12	0	<0.5	<0.5	1/12	8	<2	<2	3500
		21	呉地先1-0	A	0/36	0	7.9	8.3	6/36	17	5.5	11	11/36	31	1.2	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	2	<2	790
		22	呉地先1-5	A	0/36	0	7.9	8.2	7/36	19	6.2	11	7/36	19	1.0	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	230
	呉地先海域(一)	23	呉地先1-9	A	0/36	0	8.0	8.2	2/36	6	7.1	11	10/36	28	1.1	0/12	0	<0.5	<0.5	1/12	8	<2	<2	2700
		24	呉地先2-8	A	0/36	0	7.9	8.2	4/36	11	7.0	10	4/36	11	1.0	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	490
		26	呉地先2-5	C	0/36	0	7.4	8.2	0/36	0	7.0	11	1/36	3	1.3	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	330
		27	呉地先2-6	B	0/36	0	7.9	8.2	0/36	0	6.8	10	1/36	3	1.0	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	230
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	28	安芸津・安浦地先1-0	A	0/36	0	8.0	8.2	2/36	6	7.3	9.8	0/36	0	0.7	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	130
		29	安芸津・安浦地先6	A	0/36	0	8.1	8.2	8/36	22	7.2	9.8	0/36	0	1.0	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	11
		32	安芸津・安浦地先3	A	0/36	0	7.9	8.2	15/36	42	6.3	9.7	3/36	8	1.0	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	270
	燧灘北西部	33	安芸津・安浦地先4	A	0/36	0	7.9	8.2	16/36	44	6.3	9.1	0/36	0	0.8	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	230
		34	燧灘北西部8	A	0/36	0	7.9	8.2	18/36	50	6.3	9.3	2/36	6	0.9	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	310
燧灘北西部	35	燧灘北西部1-8	A	0/36	0	8.0	8.2	2/36	6	4.6	11	0/36	0	0.7	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	110	
	36	燧灘北西部2-5	A	0/36	0	8.0	8.1	5/36	14	6.7	13	0/36	0	0.6	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	130	
	37	燧灘北西部5-8	A	0/36	0	8.0	8.1	2/36	6	7.0	10	0/36	0	0.7	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	490	
	38	燧灘北西部5-9	A	0/36	0	8.0	8.2	3/36	8	7.1	12	0/36	0	0.6	0/2	0	<0.5	<0.5	0/12	0	2	<2	220	
	39	燧灘北西部6-0	A	0/36	0	8.0	8.1	2/24	8	7.1	12	7/36	19	0.8	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	490	
	40	備讃瀬戸	A	0/36	0	8.0	8.2	1/24	4	7.4	11	15/36	42	1.0	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	<2	<2	11	
備讃瀬戸	箕島町地先海域	41	備讃瀬戸1	B	2/12	17	8.0	8.4	0/12	0	6.4	14	5/12	42	2.0	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	11	<2	5400
		42	備讃瀬戸2	B	0/36	0	7.9	8.3	0/24	0	6.5	13	7/36	19	1.5	0/12	0	<0.5	<0.5	0/12	0	2	<2	5400

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 1 測定地点(環境基準点)は別図参照。

2 m: 環境基準を達成しない検体数, n: 総検体数

16 環境基準点についての地点別測定結果(全窒素及び全りん)

(1) 湖沼

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全りん(mg/L)			
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	渡之瀬ダム貯水池 (渡之瀬貯水池)	1	渡ノ瀬貯水池	II	0.24	0.43		0.33	0.010	0.024	11/12 7/12	0.017
		2	弥栄貯水池えん堤	II	0.17	0.46		0.32	0.005	0.029	8/12	0.016
	3	小瀬川貯水池	II	0.26	0.53		0.38	0.006	0.043	10/12	0.016	
太田川	温井ダム貯水池 (龍姫湖)	4	温井ダム堰堤	II	0.19	0.39		0.29	0.007	0.020	8/12	0.012
芦田川	三川ダム貯水池 (神農湖)	5	三川貯水池	III	0.32	1.10		0.68	0.015	0.081	9/12	0.042
	八田原ダム貯水池 (芦田湖)	6	八田原貯水池湖心	III	0.46	0.92		0.71	0.018	0.064	10/12	0.043
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	7	土師ダム湖心	II	0.38	1.10	12/12 (10/12)	0.64	0.014	0.053	12/12 (10/12)	0.028
高梁川	帝釈川ダム貯水池 (神竜湖)	8	帝釈川貯水池	III	0.26	0.82		0.54	0.011	0.031	1/12	0.020

資料：中国地方整備局，県環境保全課

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。
 2 m：環境基準を達成しない検体数，n：総検体数
 3 m/n欄の()内は，暫定基準の不適合状況である。
 4 数値は，表層の年度間を通じての値である。

(2) 海域

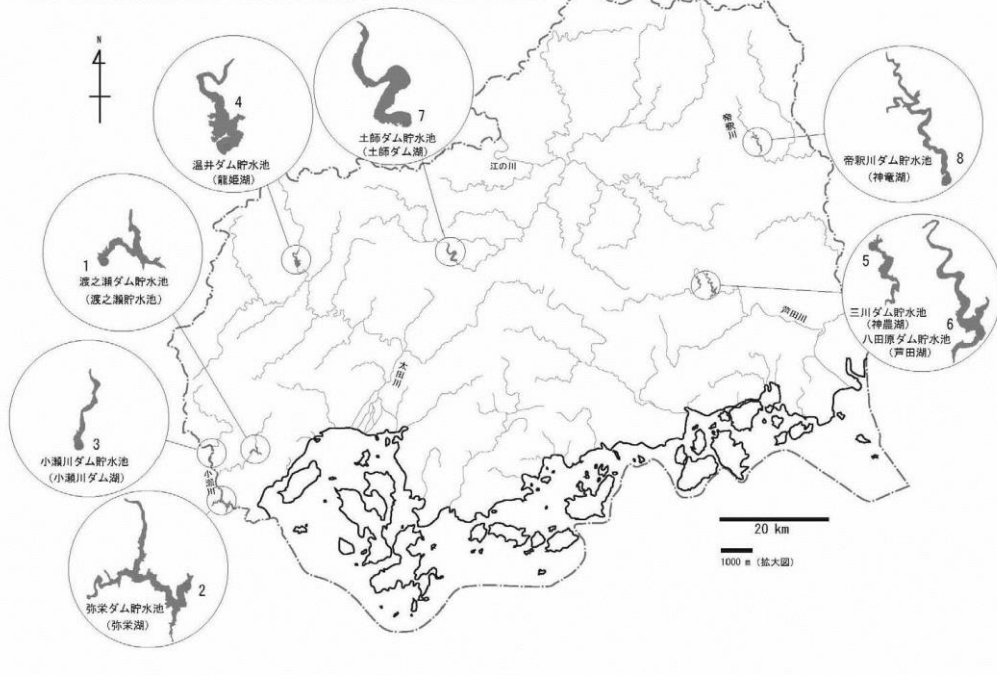
(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	地点 番号	測定地点名	類 型	全窒素(mg/L)				全りん(mg/L)				
					最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	
広島湾西部	大竹・岩国地先海域	4	広島湾西部8	II	0.13	0.4	4/12	0.25	0.013	0.059	4/12	0.029	
		5	広島湾西部29		0.10	0.34	2/12	0.2	0.01	0.041	3/12	0.023	
		6	広島湾西部30		0.12	0.23	0/12	0.16	0.008	0.041	1/12	0.023	
	広島湾西部	7	広島湾西部18	II	0.10	0.23	0/12	0.15	0.009	0.05	1/12	0.023	
		8	広島湾西部21		0.10	0.22	0/12	0.15	0.011	0.044	1/12	0.023	
	広島湾	広島湾北部	15	広島湾12	III	0.09	0.42	0/12	0.23	0.027	0.088	3/12	0.044
			17	広島湾18		0.18	0.45	0/12	0.28	0.012	0.055	2/12	0.033
			12	広島湾27		0.14	1.4	4/12	0.52	0.033	0.31	6/12	0.073
広島湾南部		13	広島湾6	II	0.07	0.63	2/12	0.24	0.016	0.046	7/12	0.030	
		18	広島湾14		0.15	0.31	1/12	0.2	0.012	0.044	2/12	0.024	
		43	広島湾30		0.11	0.38	1/12	0.19	0.012	0.045	3/12	0.026	
呉地先	呉地先海域	22	呉地先15	II	0.08	0.2	0/12	0.13	0.012	0.044	2/12	0.021	
		24	呉地先28		0.07	0.32	1/12	0.16	0.017	0.044	2/12	0.024	
		44	呉地先30-5		0.06	0.2	0/12	0.11	0.014	0.031	1/12	0.022	
安芸津・安浦地先	安芸津・安浦地先海域	33	安芸津・安浦地先4	II	0.14	0.23	0/12	0.19	0.017	0.03	0/12	0.025	
		28	安芸津・安浦地先10		0.06	0.19	0/12	0.11	0.014	0.028	0/12	0.021	
		45	安芸津・安浦地先6-5		0.12	0.31	1/12	0.19	0.012	0.036	2/12	0.025	
燧灘北西部	燧灘北西部	34	燧灘北西部8	II	0.12	0.28	0/12	0.2	0.017	0.036	3/12	0.025	
		35	燧灘北西部18		0.06	0.2	0/12	0.12	0.015	0.036	1/12	0.024	
		36	燧灘北西部25		0.06	0.18	0/12	0.11	0.015	0.034	1/12	0.023	
		37	燧灘北西部58		0.06	0.2	0/12	0.12	0.015	0.034	2/12	0.024	
		38	燧灘北西部59		0.06	0.2	0/12	0.13	0.015	0.038	2/12	0.024	
		39	燧灘北西部60		0.07	0.25	0/12	0.14	0.013	0.042	4/12	0.025	
備讃瀬戸	備讃瀬戸(口)	40	備讃瀬戸12	II	0.06	0.25	0/12	0.14	0.012	0.039	4/12	0.024	
	箕島町地先海域	41	備讃瀬戸1	IV	0.84	3.1	9/12	1.7	0.023	0.073	0/12	0.044	
		42	備讃瀬戸2		0.36	2	7/12	1.1	0.022	0.16	2/12	0.060	

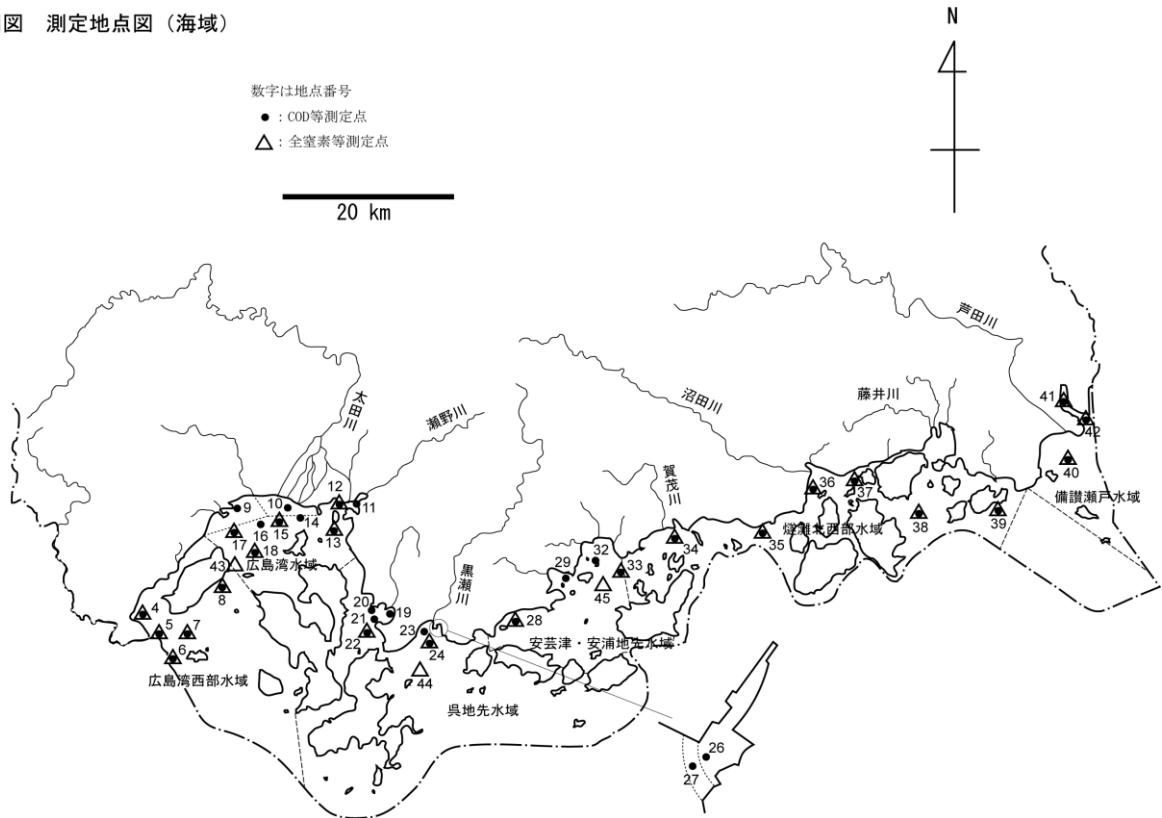
資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

- (注) 1 測定地点(環境基準点)は「測定地点図(海域)」を参照。
 2 m：環境基準を達成しない検体数，n：総検体数
 3 数値は，表層の年度間を通じての値である。

別図 環境基準類型指定水域・測定地点図（湖沼 / COD等, 全窒素・全りん）



別図 測定地点図（海域）



17 水生生物の保全に係る環境基準点についての地点別測定結果

(1) 河川

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川上流	小川津	生物A	0.001	0.012	0/12	0.006	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/6	<0.0006
		両国橋		<0.001	0.008	0/12	0.004	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	0.001	0/6	0.001
	小瀬川下流	大和橋	生物B	0.002	0.012	0/12	0.005	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	0.001	0/6	0.001
江の川	江の川上流	亀尻橋	生物A	<0.001	0.003	0/12	0.001	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.004	0/12	0.001
	江の川下流	壬生	生物B	<0.001	0.003	0/12	0.002	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.007	0/12	0.002
		三国橋		<0.001	0.010	0/12	0.002	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	0.001	0/6	0.001

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(河川)」を参照。

2 m：環境基準を達成しない検体数，n：総検体数

(2) 湖沼

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
小瀬川	小瀬川ダム貯水池 (小瀬川ダム湖)	小瀬川貯水池	生物A	<0.001	0.009	0/36	0.003	<0.00006	<0.00006	0/12	<0.00006	<0.0006	0.001	0/12	0.001
	弥栄ダム貯水池 (弥栄湖)	弥栄貯水池えん堤	生物A	<0.001	0.012	0/36	0.003	<0.00006	<0.00006	0/18	<0.00006	<0.0006	0.005	0/18	0.001
江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖)	土師ダム湖心	生物B	0.002	0.047	3/36	0.008	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.0006	0.002	0/6	0.001

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 測定地点(環境基準点)は「環境基準類型指定水域・測定地点図(湖沼)」を参照。

2 m：環境基準を達成しない検体数，n：総検体数

3 数値は年度間の全層の値である。

(3) 海域

(平成29年度)

水系名	環境基準類型 指定水域名	測定地点名	類型	全亜鉛(mg/L)				ノニルフェノール(mg/L)				直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)			
				最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n	平均値
備讃瀬戸	備讃瀬戸(全域)	備讃瀬戸12	生物A	<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006
	備讃瀬戸(イ)	備讃瀬戸13	生物特A	<0.001	0.001	0/4	0.001	<0.00006	<0.00006	0/4	<0.00006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006

資料：中国地方整備局、県環境保全課

(注) 1 m：環境基準を達成しない検体数，n：総検体数

2 数値は年度間の全層の値である。

18 海域の栄養塩の状況

(平成29年度)

水域名	測定点数	全窒素(mg/L)			全りん(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
大竹・岩国地先海域	4	0.27	0.10	1.60	0.025	0.008	0.059
広島湾西部	2	0.15	0.10	0.23	0.023	0.009	0.050
広島湾北部	8	0.36	0.09	1.40	0.050	0.012	0.310
広島湾南部	3	0.21	0.07	0.63	0.027	0.012	0.046
呉地先海域	13	0.17	0.04	0.85	0.026	0.010	0.057
安芸津・安浦地先海域	5	0.17	0.06	0.37	0.024	0.012	0.036
燧灘北西部	8	0.15	0.06	0.39	0.026	0.013	0.059
箕島町地先海域	2	1.40	0.36	3.10	0.052	0.022	0.160
備讃瀬戸	4	0.23	0.06	0.60	0.031	0.012	0.087

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

19 ダム貯水池(貯水量1,000万m³以上)の栄養塩の状況

(平成29年度)

湖沼名	測定点数	全窒素(mg/L)			全りん(mg/L)		
		平均	最低	最高	平均	最低	最高
小瀬川貯水池	1	0.38	0.26	0.53	0.016	0.006	0.043
弥栄貯水池	1	0.32	0.17	0.46	0.016	0.005	0.029
土師貯水池	1	0.64	0.38	1.1	0.028	0.014	0.053
渡ノ瀬貯水池	1	0.33	0.24	0.43	0.017	0.010	0.024
温井貯水池	1	0.29	0.19	0.39	0.012	0.007	0.020
三川貯水池	1	0.68	0.32	1.1	0.042	0.015	0.081
八田原貯水池	1	0.71	0.46	0.92	0.043	0.018	0.064
帝釈川貯水池	1	0.54	0.26	0.82	0.020	0.011	0.031
灰塚貯水池	1	0.61	0.31	0.95	0.035	0.016	0.059

資料: 県環境保全課, 中国地方整備局

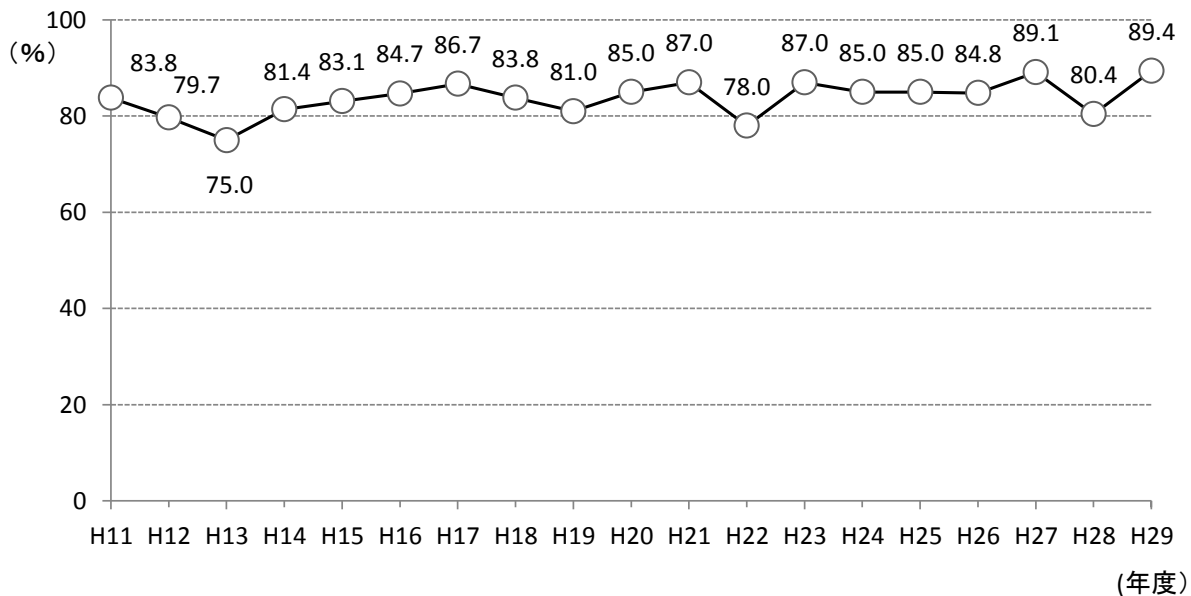
(注) 数値は、表層の年度間を通じての値である。

20 棕梨ダムのアオコ確認日数

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
日数	164	147	131	157	175	56	28	58	24	38

資料: 河川課

21 地下水環境基準達成率の推移



資料: 中国地方整備局, 県環境保全課, 広島市, 呉市, 福山市

(注) 1 (環境基準達成地点数/調査地点数) × 100

2 環境基準達成地点数は、すべての項目を達成した地点数

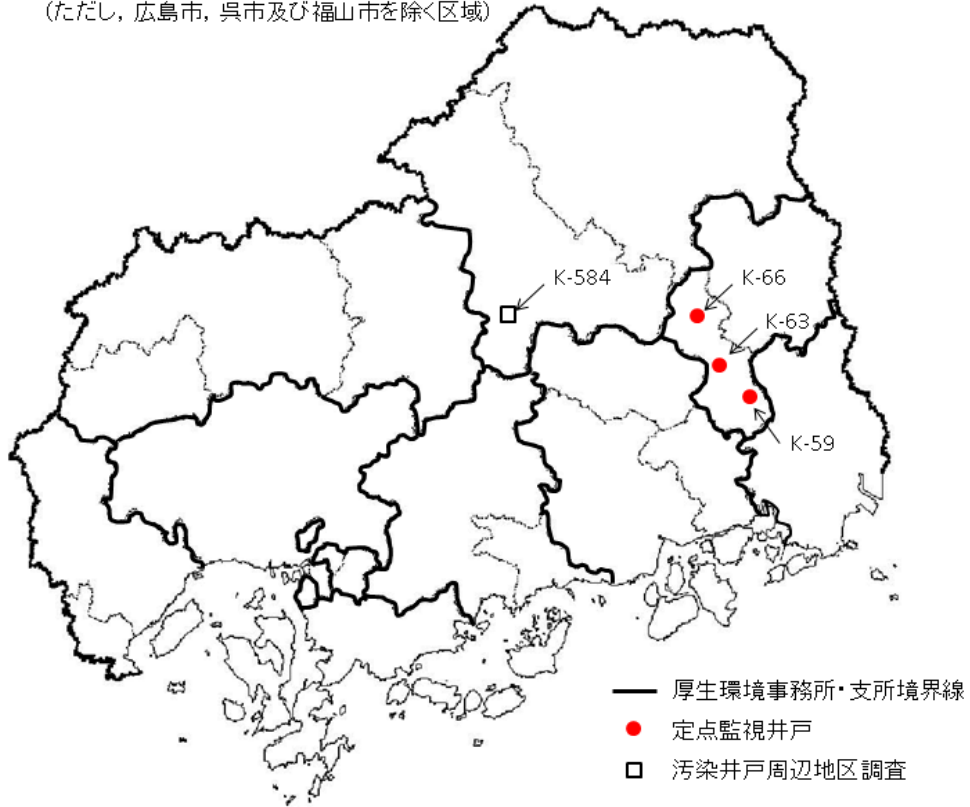
22 地下水測定結果

(平成29年度)

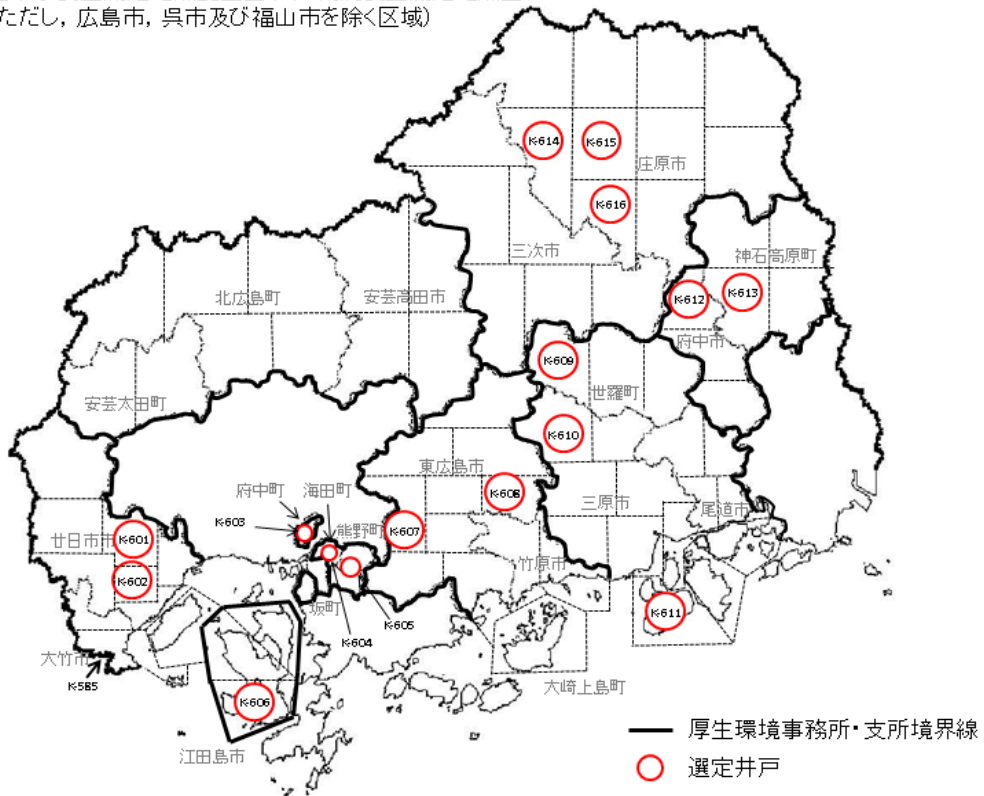
市町名	井戸番号	用途区分	水質測定結果													
			カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
広島市	H-15-2	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-15-2	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-16	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	#0.007
広島市	H-16	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	#0.007
広島市	H-17-2	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-17-2	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-18-6	生活用水			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-18-6	生活用水			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-329	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-330	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-331	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-332	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-333	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-334	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-335	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-336	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-337	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-338	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
広島市	H-910	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-910	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-920	その他			<0.005		#0.006							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-930	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
広島市	H-930	その他			<0.005		<0.005							<0.002	<0.002	<0.004
福山市	F-91	生活用水												<0.002	<0.002	<0.004
福山市	F-91	生活用水												<0.002	<0.002	<0.004
福山市	F-126	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
福山市	F-127	生活用水	#0.0004	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
福山市	F-128	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
福山市	F-129	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
呉市	T-3-2	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
呉市	T-14-2	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
呉市	T-15-2	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
東広島市	S-3	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
東広島市	S-4	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
府中市	K-59	一般飲用												<0.002	<0.002	
府中市	K-63	生活用水												<0.002	<0.002	
府中市	K-66	その他												<0.002	<0.002	
三次市	K-584	その他												<0.002	<0.002	
廿日市市	K-601	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
廿日市市	K-602	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
安芸郡府中町	K-603	その他	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
安芸郡海田町	K-604	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
安芸郡熊野町	K-605	その他	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
江田島市	K-606	工業用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
東広島市	K-607	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	#0.006	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
東広島市	K-608	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
世羅郡世羅町	K-609	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
三原市	K-610	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
尾道市	K-611	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
府中市	K-612	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
神石郡神石高原町	K-613	生活用水	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
庄原市	K-614	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
庄原市	K-615	その他	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004
庄原市	K-616	一般飲用	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.02	#0.15	<0.0005		<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004

市町名	井戸番号	用途区分	水質測定結果													
			1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
広島市	H-15-2	その他	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.001		#0.05	#0.28	#0.04
広島市	H-15-2	その他	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.001		#0.01	#0.32	#0.05
広島市	H-16	その他	<0.0005		#0.001	#0.0012						<0.001		#0.05	#0.66	#0.14
広島市	H-16	その他	<0.0005		#0.001	#0.0011						<0.001		#0.01	#0.69	#0.14
広島市	H-17-2	その他	<0.0005		<0.001	#0.0007						<0.001		#3.5	#0.1	#0.04
広島市	H-17-2	その他	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.001		#8	#0.1	#0.04
広島市	H-18-6	生活用水	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.001		#1.3	#0.09	#0.1
広島市	H-18-6	生活用水	<0.0005		<0.001	<0.0005						<0.001		#0.1	#0.15	#0.06
広島市	H-329	生活用水	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#2.2	#0.22	#0.02	<0.005
広島市	H-330	生活用水	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#0.7	#0.47	#0.01	<0.005
広島市	H-331	生活用水	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#3.8	#0.1	#0.01	<0.005
広島市	H-332	一般飲用	<0.0005	<0.0006	<0.001	#0.0008	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#1.1	#0.11	#0.01	<0.005
広島市	H-333	生活用水	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#1	#0.08	#0.01	<0.005
広島市	H-334	一般飲用	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#2	#0.12	#0.01	<0.005
広島市	H-335	一般飲用	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#2.6	#0.09	#0.01	<0.005
広島市	H-336	生活用水	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#0.82	#0.08	#0.01	<0.005
広島市	H-337	一般飲用	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	#0.79	#0.44	#0.01	<0.005
広島市	H-338	一般飲用														

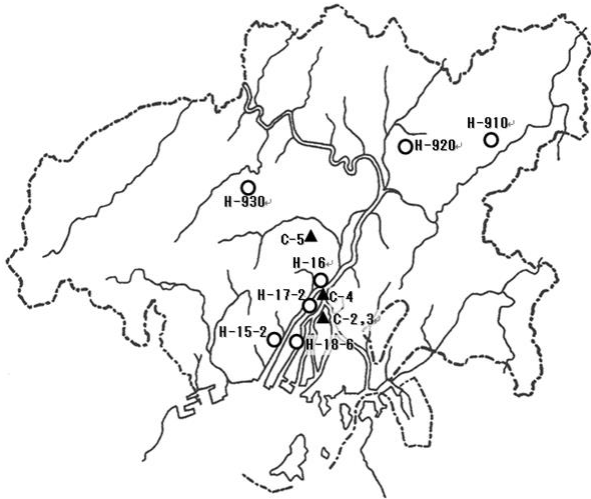
地下水調査測定点配置図(1): 継続監視調査及び汚染井戸周辺地区調査測定地点図
(ただし、広島市、呉市及び福山市を除く区域)



地下水調査測定地点配置図(2): 概況調査測定地点図
(ただし、広島市、呉市及び福山市を除く区域)

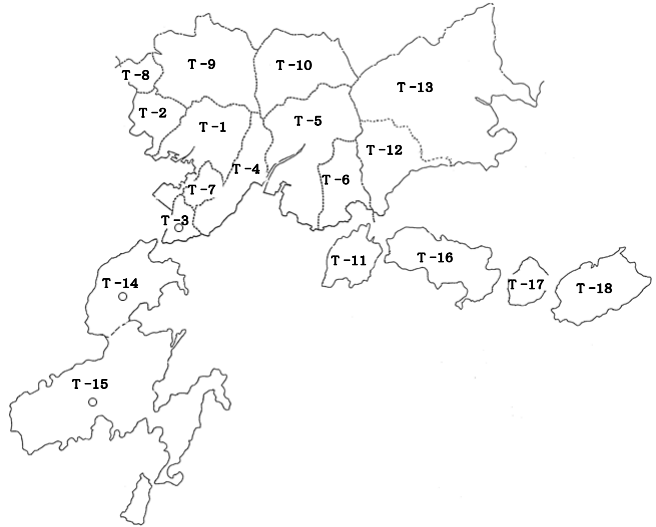


地下水調査測定点配置図(3)
(広島市の区域)



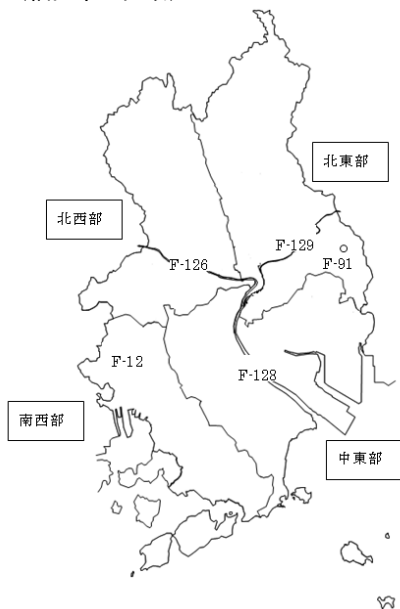
凡例
 ▲ 中国地方整備局の概況調査地点
 ● 広島市の概況調査地点
 (H329~H338未定)

地下水調査測定点配置図(4)
(呉市の区域)



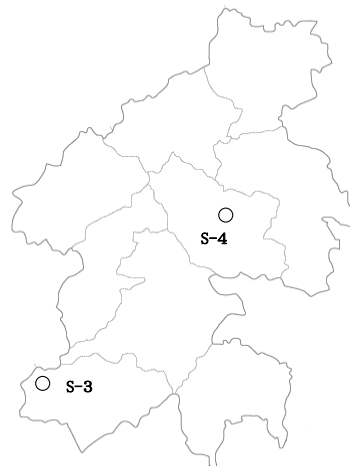
凡例
 ○ 呉市の概況調査地点

地下水調査測定点配置図(5)
(福山市の区域)



凡例
 (枠内) 福山市の概況調査地域
 ○ 福山市の継続監視調査地点

地下水調査測定点配置図(6)
(東広島市の区域(ただし、広島県の測定地点を除く。))



凡例
 ○ 東広島市の概況調査地点

23 公共用水域要監視項目等調査結果

(1) 要監視項目調査

(平成29年度)

測定地点名 物質名	小瀬川		八幡川	太田川	瀬野川	二河川	黒瀬川		沼田川		指針値 (mg/l)
	両国橋	泉橋	玖村	日浦橋	山手橋	樋の詰橋	真光寺橋	入野川下流	潮止め堰上		
クロロホルム	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
トリス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0010	<0.0002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.2
イソキサチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.04
オキシ銅(有機銅)	<0.0020	<0.0020	<0.0020	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロロボス(DDVP)	<0.0001	<0.0005	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.008
フェノカルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IBP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
カルニトフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン	<0.0002	<0.010	<0.0002	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.6
キシレン	<0.0002	<0.010	<0.0002	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	0.4
フル酸ジエチルキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
モリブデン	<0.005	<0.007	<0.005	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0.07
アンチモン	<0.0001	<0.0010	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	<0.020	0.017	<0.020	0.024	<0.020	0.21*	<0.020	0.023	0.050	<0.020	0.2
ウラン	<0.0002	0.0006	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002

測定地点名 物質名	藤井川		芦田川				江の川	指針値 (mg/l)
	講和橋	府中大橋	上戸手	中津原	山手橋	観音橋	尾関山	
クロロホルム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.06
トリス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.04
1,2-ジクロロエタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.06
p-ジクロロベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0002	0.2
イソキサチオン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.008
ダイアジノン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.005
フェニトロチオン(MEP)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.003
イソプロチオラン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.04
オキシ銅(有機銅)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0020	0.04
クロロタロニル(TPN)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.05
プロピザミド	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
EPN	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.006
ジクロロボス(DDVP)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0001	0.008
フェノカルブ(BPMC)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.03
イプロベンホス(IBP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.008
カルニトフェン(CNP)	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001		—
トルエン	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.0002	0.6
キシレン	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.0002	0.4
フル酸ジエチルキシル	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06
ニッケル	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.005	0.07
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0001	0.02
塩化ビニルモノマー	<0.0002					<0.0002	<0.0002	0.002
エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00010	<0.00004	<0.00004	0.0004
全マンガン	0.030	0.040	0.030	0.040	0.056	0.060	<0.020	0.2
ウラン	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	0.002

資料：中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

要監視項目：人の健康の保護に関する物質であるが、直ちに環境基準項目とはせず、引続き知見の集積に努めるべき項目

(2) 農薬の水質評価指針項目

(平成29年度)

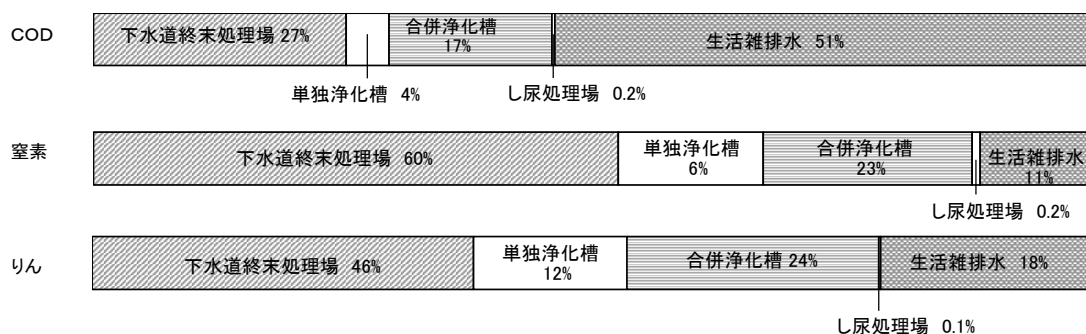
農薬名	測定地点名	黒瀬川	沼田川	指針値
		樋の詰橋	潮止め堰上	(mg/L)
イプロジオン		<0.0001	<0.0001	0.3
イミダクロプリド		<0.001	<0.001	0.2
エトフェンプロックス		<0.0005	<0.0005	0.08
エスプロカルブ		<0.0001	<0.0001	0.01
エディフェンホス (EDDP)		<0.0001	<0.0001	0.006
カルバリル (NAC)		<0.0001	<0.0001	0.05
クロルピリホス		<0.0001	<0.0001	0.03
ジクロフェンチオン (ECP)		<0.0001	<0.0001	0.006
シメトリン		<0.0001	<0.0001	0.06
トルクロホスメチル		<0.0001	<0.0001	0.2
トリクロルホン (DEP)		<0.0005	<0.0005	0.03
トリシクラゾール		<0.0005	<0.0005	0.1
ピリダフェンチオン		<0.0001	<0.0001	0.002
フサライド		<0.0001	<0.0001	0.1
ブタミホス		<0.0001	<0.0001	0.004
ブプロフェジン		<0.0001	<0.0001	0.01
プレチラクロール		0.0001	0.0001	0.04
プロベナゾール		<0.0001	<0.0001	0.05
ブロモブチド		0.0002	0.0002	0.04
フルトラニル		<0.0001	<0.0001	0.2
ペンシクロン		<0.0001	<0.0001	0.04
ベンスリド (SAP)		<0.0001	<0.0001	0.1
ペンディメタリン		<0.0001	<0.0001	0.1
マラチオン (マラソン)		<0.0001	<0.0001	0.01
メフェナセット		<0.0001	<0.0001	0.009
メプロニル		<0.0001	<0.0001	0.1
モリネート		<0.0001	<0.0001	0.005

資料： 県環境保全課

* 公共用水域における農薬の水質評価指針値
公共用水域での水質の安全性に係る評価を行う際の目安となる値

24 生活排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 28 年度)

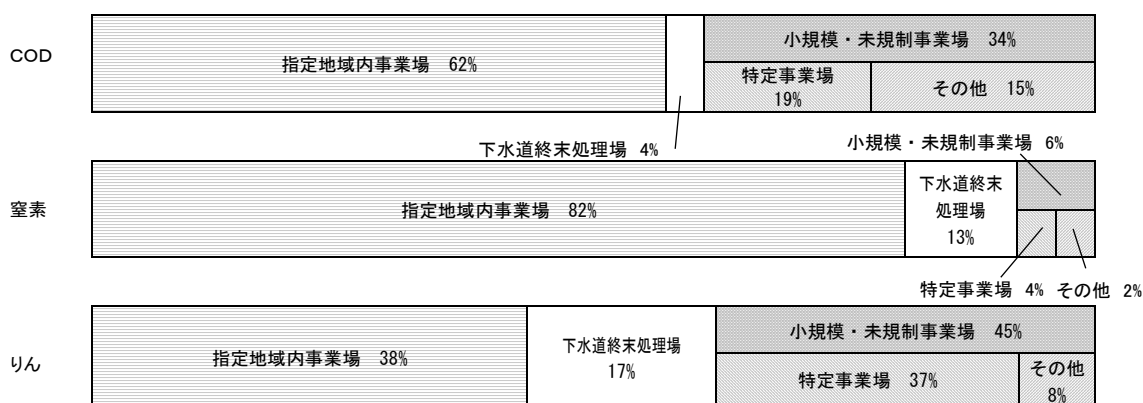


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

資料：県環境保全課

25 産業排水(瀬戸内海流域)に係る発生源別汚濁負荷量の割合

(平成 28 年度)

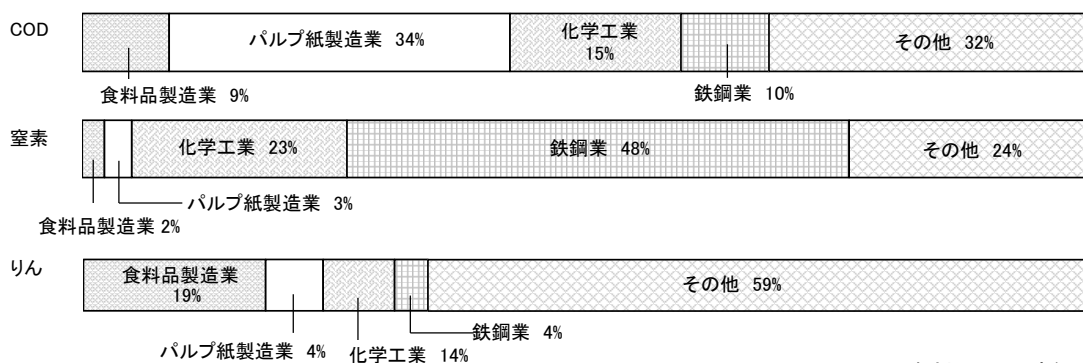


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

資料：県環境保全課

26 産業排水(瀬戸内海流域)に係る業種別汚濁負荷量の割合

(平成 28 年度)

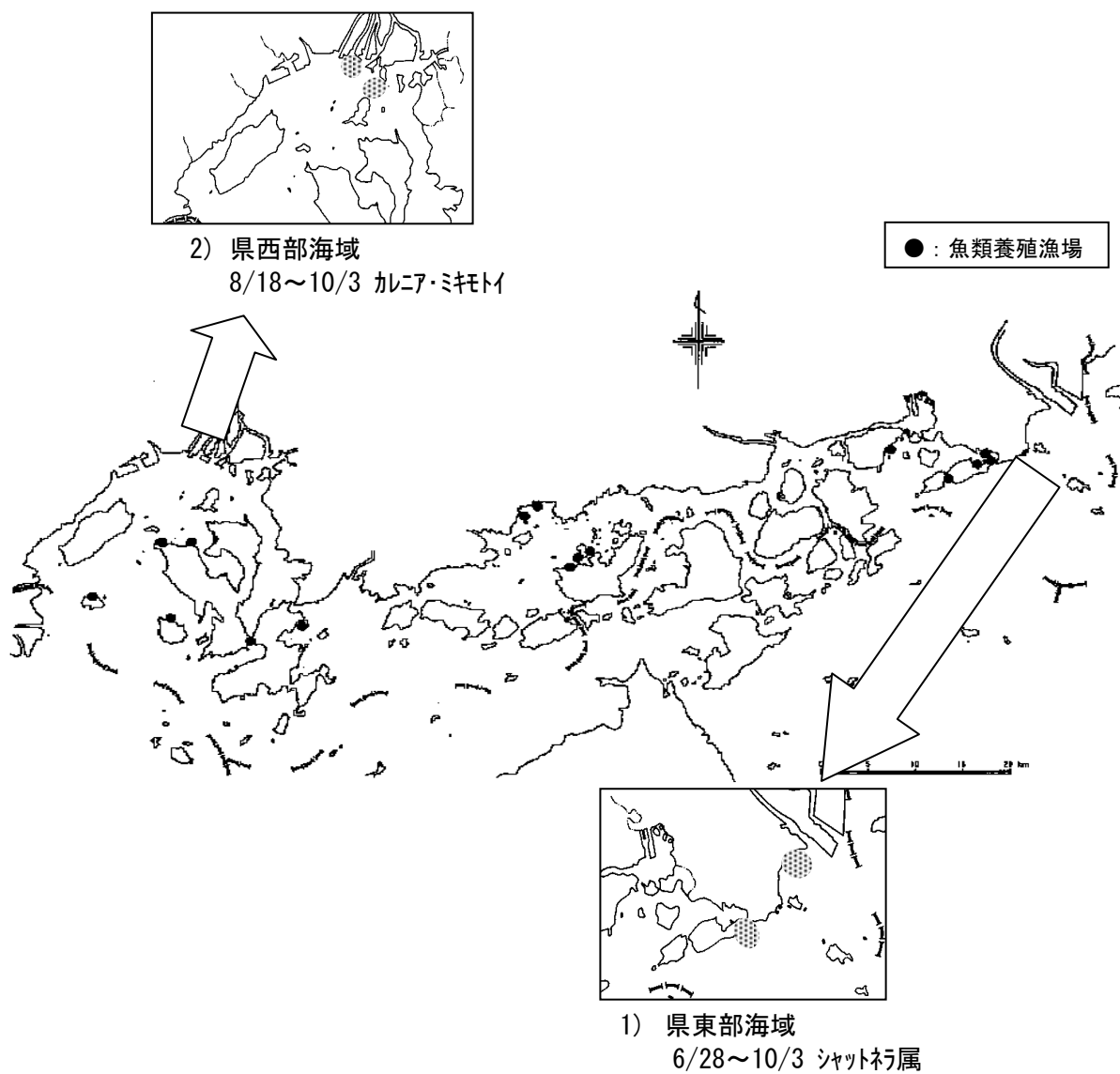


(注) 端数処理の関係で、合計が 100%にならない場合がある。

資料：県環境保全課

27 赤潮発生海域概要

～平成29年赤潮発生海域図～



資料：県水産課

28 特定施設の許可・届出受理状況

(平成29年度)

区分	瀬戸内海環境 保全特別措置法	水質汚濁 防止法	生活環境 保全条例
設置許可	16	—	—
設置届出	—	145	13
構造変更等許可	27	—	—
構造変更届出	0	58	5
氏名変更届出	46	157	26
汚染状態変更届出	0	0	0
廃止届出	14	133	27
承継届出	3	37	3
使用届出	0	0	1
合計	106	530	75

(単位：件)

29 特定事業場の状況

(平成30年3月31日現在)

区分	総計				法律		条例	
	事業場数	構成比 (%)	日平均排水50m ³ 以上の事業場	構成比 (%)	事業場数	日平均排水50m ³ 以上の事業場	事業場数	日平均排水50m ³ 以上の事業場
広島西	445	7	78	11	409	76	36	2
広島	1,205	18	71	10	1,113	70	92	1
呉	796	12	53	8	706	53	90	0
芸北	618	9	78	11	581	78	37	0
広島中央	757	11	113	16	681	112	76	1
尾三	1,157	17	136	19	1,033	135	124	1
福山・府中	1,208	18	100	14	1,043	98	165	2
備北	634	9	69	10	580	68	54	1
総数	6,820	100	698	100	6,146	690	674	8

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

(注) 区分は広域行政圏による。

30 業種別特定事業場の届出状況

(平成30年3月31日現在)

区分	号番号	業種名施設名	届出数	日平均排水50m ³ 以上の特定事業場
法律	1	鉱業・水洗炭業	6	4
	1-2	畜産農業・サービス業	302	2
	2	畜産食品製造業	101	13
	3	水産食品製造業	144	9
	4	野菜・果実保存食品製造業	84	9
	5	みそ・しょう油・食用アミノ酸・グルタミン酸ソーダ・ソース・食酢製造業	158	1
	8	パン・菓子製造又は製あん業	38	0
	9	米菓・こうじ製造業	7	0
	10	飲料製造業	133	6
	11	動物系飼料・有機質肥料製造業	16	0
	12	動植物油脂製造業	5	1
	14	でん粉・化工でん粉製造業	1	0
	15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1	0
	16	めん類製造業	95	1
	17	豆腐・煮豆製造業	227	7
	18-2	冷凍調理食品製造業	17	4
	19	紡績業又は繊維製品製造業	38	10
	20	洗毛業	2	0
	21	化学繊維製造業	2	2
	21-2	一般製材業又は木材チップ製造業	1	0
	21-3	合板製造業	22	0
	21-4	パーティクルボード製造業	1	0
	22	木材薬品処理業	12	0
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	3
	23-2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	59	0
	26	無機顔料製造業	1	1
	27	無機化学工業製品製造業	13	4
	28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	3	1
	30	発酵工業	1	0
	32	有機顔料・合成染料製造業	1	1
	33	合成樹脂製造業	5	2
	37	石油化学工業	4	2
	38	石けん製造業	2	0
	41	香料製造業	1	0
	46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	10	3
	47	医薬品製造業	6	2
	48	火薬製造業	1	1
	49	農薬製造業	1	0
	51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品(防振ゴムを除く)・更生タイヤ・ゴム板製造業	11	5
	53	ガラス・ガラス製品製造業	5	1
	54	セメント製品製造業	67	0
	55	生コンクリート製造業	135	3
	58	窯業原料製造業	2	0
	59	砕石業	23	1
	60	砂利採取業	15	0
	61	鉄鋼業	7	3
	62	非鉄金属製造業	3	2
	63	金属製品・機械器具製造業	75	5
	63-2	空びん卸売業	3	0
	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、塵ガス洗浄施設	2	2
	64-2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道施設	24	5
	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	130	18
	66	電気めっき施設	53	3
	66-3	旅館業	1113	59
	66-4	共同調理場	26	4
	66-5	弁当仕出屋・弁当製造業	60	10
	66-6	飲食店(66-6及び料亭・バー、キャバレー、ナイトクラブ等を除く)	52	10
	66-7	そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店	1	1
	67	洗たく業	610	8
	68	写真現像業	98	0
	68-2	病院	31	11
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	3	1
	69-2	中央卸売市場	1	0
	69-3	地方卸売市場	3	1
	70	廃油処理施設	1	0
	70-2	自動車分解整備事業	39	0
	71	自動式車両洗浄施設	888	0
	71-2	科学技術研究室の洗浄施設	125	8
	71-3	一般廃棄物処理施設(焼却施設)	29	1
	71-4	産業廃棄物処理施設	21	1
	71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	13	0
	72	し尿処理施設	261	232
	73	下水道終末処理施設	66	66
	74	特定事業場の排水の処理施設	17	6
	小計	5,539	556	
	有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法第5条第3項)	6	-	
	有害物質貯蔵指定施設(水質汚濁防止法第5条第3項)	8	-	
	小計	14	-	
	201~500人槽のし尿浄化槽(みなし指定地域特定施設)	594	134	
	合計	6,146	690	
条例	1	パン・菓子製造業	535	5
	2	養豚業	15	0
	3	理化学研究室の洗浄施設	108	3
	4	流水式塗装施設	16	0
	合計	674	8	
	総数	6,820	698	

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

31 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況

(平成29年度)

区分	法律関係	条例関係	合計
特定事業場	6,146	674	6,820
うち平均排水量50㎡以上	690	8	698
立入検査実施事業数	795 (985)	17 (17)	812 (1002)
うち排水検査	654 (784)	5 (5)	659 (789)
行政処分等事業場数	1 (1)	0 (0)	1 (1)
行政処分	改善命令	0 (0)	0 (0)
	一時停止命令	1 (1)	1 (1)
	0 (0)	0 (0)	0 (0)

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※()内の数字は、延べ事業場数

32 市町別水道普及率

(平成29年3月31日現在)

市町名	過疎	行政人口 人	現在給水人口 人	普及率	
				90%以上	50%未満
広島市		1,193,051	1,169,030	98.0%	○
呉市	○(※)	229,868	228,573	99.4%	○
竹原市		26,548	26,373	99.3%	○
三原市	○(※)	96,360	86,789	90.1%	○
尾道市	○(※)	140,381	131,116	93.4%	○
福山市	○(※)	469,499	449,308	95.7%	○
府中市	○	40,612	29,940	73.7%	
三次市	○	53,561	47,772	89.2%	
庄原市	○	36,608	27,292	74.6%	
大竹市		27,616	26,954	97.6%	○
東広島市	○(※)	185,147	157,475	85.1%	
廿日市市	○(※)	117,157	111,704	95.3%	○
安芸高田市	○	29,500	22,547	76.4%	
江田島市	○	24,124	23,236	96.3%	○
市計	11	2,670,032	2,538,109	95.1%	9 0
府中町		52,090	52,021	99.9%	○
海田町		29,636	29,357	99.1%	○
熊野町		24,339	21,563	88.6%	
坂町		13,104	13,032	99.5%	○
安芸太田町	○	6,591	4,893	74.2%	
北広島町	○	19,109	9,387	49.1%	○
大崎上島町	○	7,681	7,665	99.8%	○
世羅町	○	16,772	8,318	49.6%	○
神石高原町	○	9,442	4,364	46.2%	○
町計	5	178,764	150,600	84.2%	4 3
合計	16	2,848,796	2,688,709	94.4%	13 3

(※)市町の一部区域に島しょ部、又は過疎地域を含む。

資料：県食品生活衛生課

33 公共下水道の普及状況

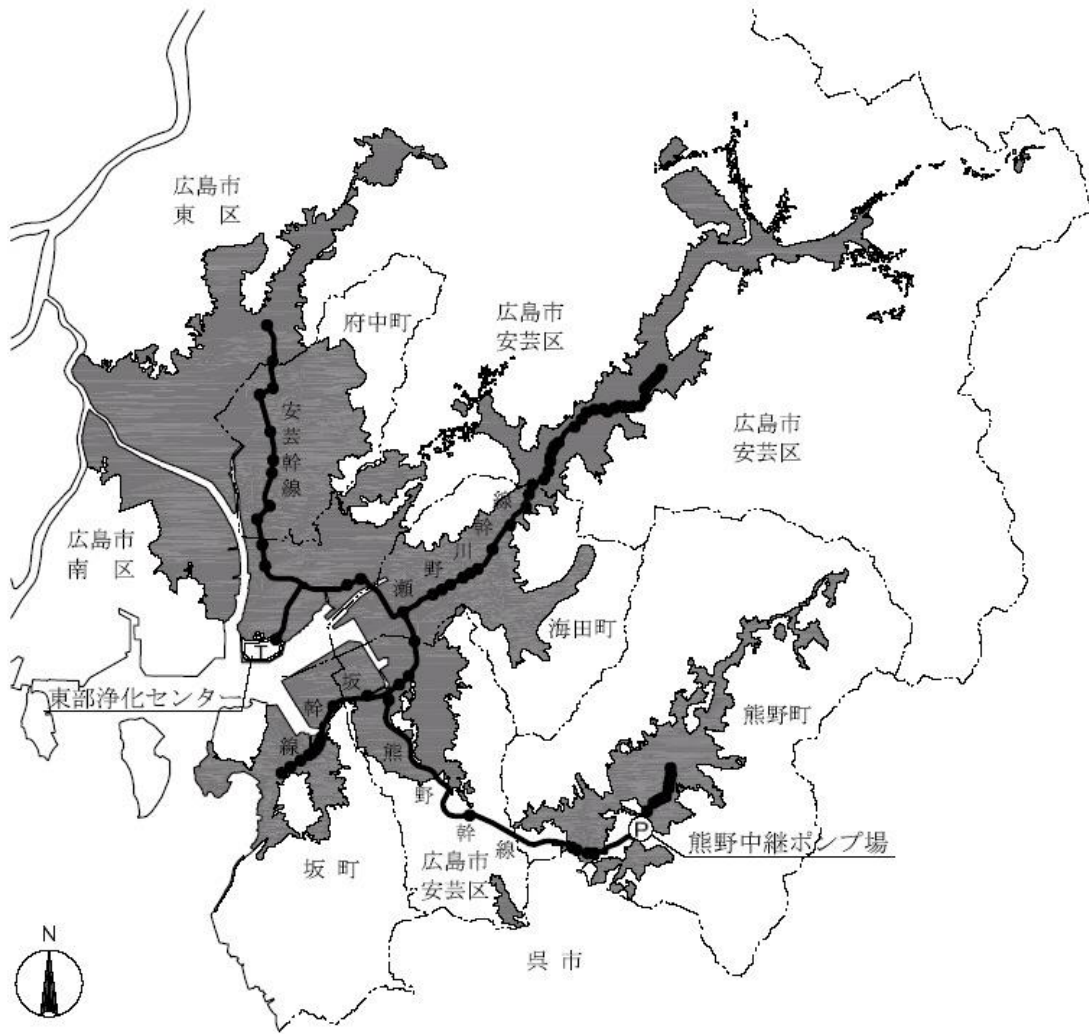
(平成30年3月31日現在)

市町名	住民基本 台帳人口 (A)人	処理人口 (B)人	人口普及率
			(B) / (A) %
呉市	226,725	197,996	87.3%
竹原市	26,038	4,190	16.1%
三原市	95,053	43,205	45.5%
尾道市	138,396	21,296	15.4%
福山市	468,987	340,672	72.6%
府中市	40,007	14,240	35.6%
三次市	52,776	20,217	38.3%
庄原市	35,910	13,571	37.8%
大竹市	27,326	25,875	94.7%
東広島市	186,012	83,841	45.1%
廿日市市	117,487	63,222	53.8%
安芸高田市	28,989	9,861	34.0%
江田島市	23,594	13,727	58.2%
府中町	52,140	50,030	96.0%
海田町	29,857	29,440	98.6%
熊野町	24,303	21,994	90.5%
坂町	13,194	13,022	98.7%
安芸太田町	6,364	2,613	41.1%
北広島町	18,885	8,479	44.9%
大崎上島町	7,568	2,484	32.8%
世羅町	16,466	1,447	8.8%
神石高原町	9,263	0	0.0%
県計(広島市除く)	1,645,340	981,422	59.6%
広島市	1,193,556	1,138,760	95.4%
合計	2,838,896	2,120,182	74.7%

※処理人口は平成30年3月31日現在の住民基本台帳人口で、4月1日供用開始を含む。

資料：県下水道公園課

34 太田川流域下水道計画図



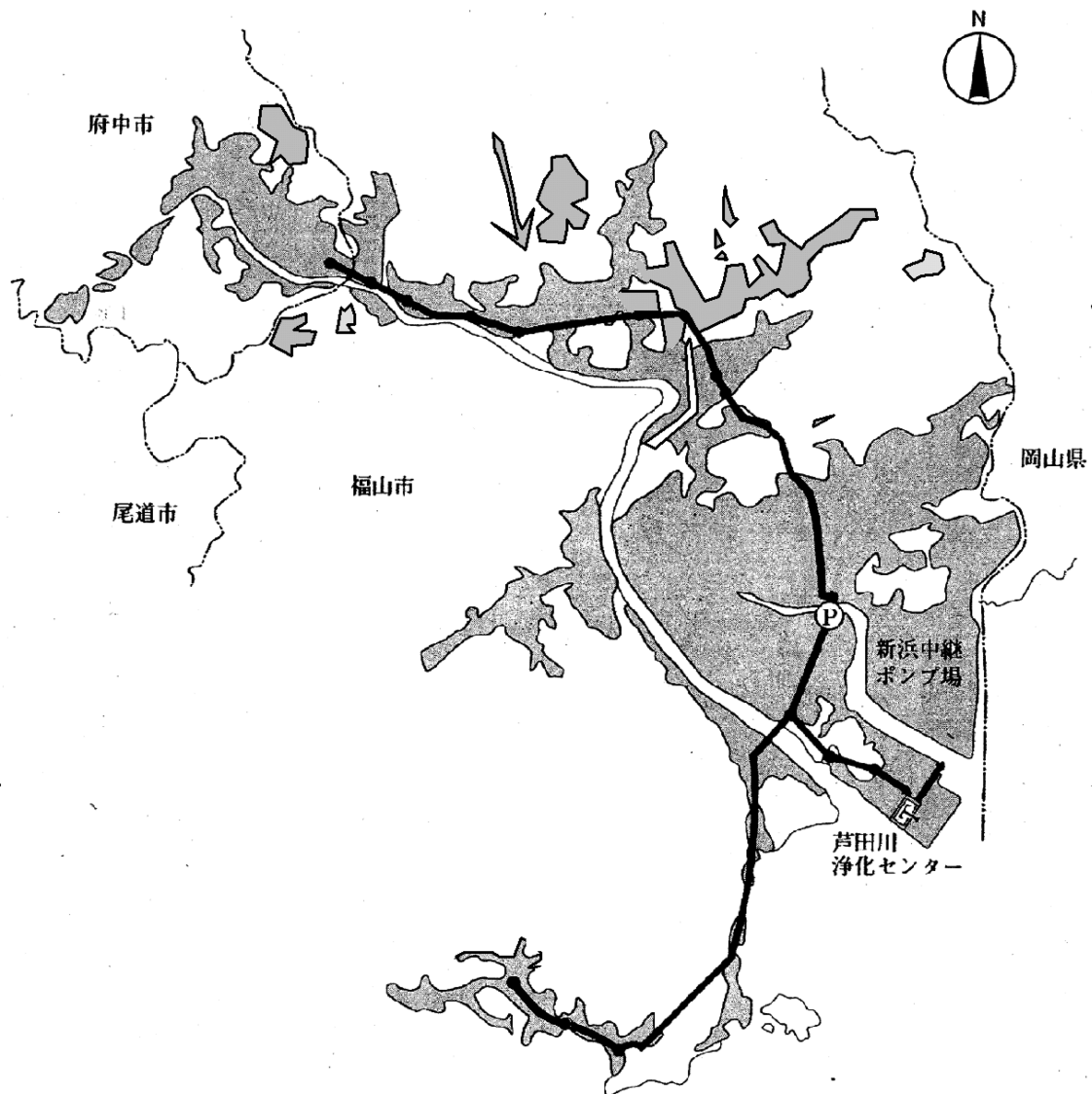
計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	1市4町 広島市 安芸郡府中町 海田町、坂町 熊野町
計画処理面積	約 5,254ha
計画処理人口	約 28.8 万人
計画処理水量	約 15.3 万 m ³ /日
処理場	1 箇所


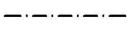

凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線 (計画)
	幹線 (敷設済)
	中継ポンプ場
	処理場

35 芦田川流域下水道計画図



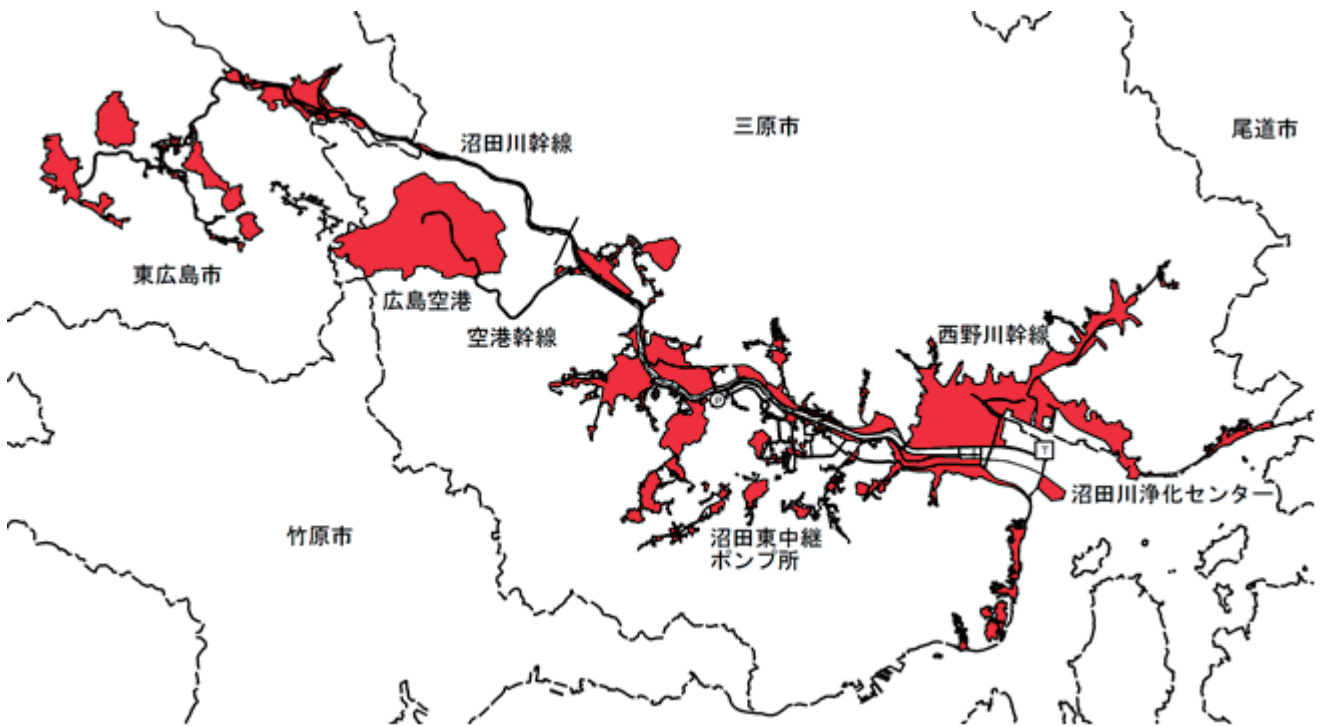
凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線（計画）
	幹線（敷設済）
	中継ポンプ場
	処 理 場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 (福山市, 府中市)
計画処理面積	約 11,726ha
計画処理人口	約 36万人
計画処理水量	約 20.6万 m ³ /日
処 理 場	1箇所

36 沼田川流域下水道計画図



凡 例

	計画区域
	行政区域界
	幹線 (計画)
	幹線 (敷設済)
	中継ポンプ場
	処 理 場

計画の概要

事業主体	広島県
関係市町	2市 〔三原市 東広島市〕
計画処理面積	約 3,261ha
計画処理人口	約 7.2万人
計画処理水量	約 4.6万 m ³ /日
処 理 場	1箇所

37 海水浴場水質測定結果

(1) 開設前

(平成29年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目			判定	病原性大腸菌O157	開設予定日	
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜				透明度
1	つつみがうらしぜんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	2.9	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月15日
2	ベイサイドビーチ坂 ^{さか}	安芸郡坂町	2.6	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月1日
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	1.8	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月1日
4	か る が かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	2.2	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月1日
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月9日
6	けんみんのほま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月9日
7	おおしくいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月15日
8	まどばかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月15日
9	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月2日
10	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月8日
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性	7月8日
12	おおはま シーパーク大浜	福山市内海町	1.7	不検出	無	1m以上	AA	陰性	6月25日
13	クレセントビーチ	福山市内海町	2.2	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月14日
14	とも うら 鞆の浦	福山市鞆町	2.2	不検出	無	1m以上	B	陰性	7月15日

※ COD等の分析項目は、測定値の平均値である。

(2) 開設中

(平成29年度)

No	海水浴場名	所在地	分析項目			判定	病原性大腸菌O157	
			COD (mg/L)	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜			透明度
1	つつみがうらしぜんこうえん 包ヶ浦自然公園	廿日市市宮島町	4.2	17	無	1m以上	B	陰性
2	ベイサイドビーチ坂 ^{さか}	安芸郡坂町	4.6	8	無	1m以上	B	陰性
3	かつらがはま 桂ヶ浜	呉市倉橋町	2.0	8	無	1m以上	A	陰性
4	か る が かいひんこうえん 狩留賀海浜公園	呉市狩留賀町	3.0	2	無	1m以上	B	陰性
5	かじがはま 梶ヶ浜	呉市下蒲刈町	1.9	7	無	1m以上	A	陰性
6	けんみんのほま 県民の浜	呉市蒲刈町	1.2	不検出	無	1m以上	AA	陰性
7	おおしくいすいよくじょう 大串海水浴場	豊田郡大崎上島町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性
8	まどばかいすいよくじょう 的場海水浴場	竹原市港町	1.2	不検出	無	1m以上	AA	陰性
9	せとだ 瀬戸田サンセットビーチ	尾道市瀬戸田町	1.1	不検出	無	1m以上	AA	陰性
10	かいひんこうえん すなみ海浜公園	三原市須波西	1.1	不検出	無	1m以上	AA	陰性
11	しまなみビーチ	尾道市因島大浜町	1.3	不検出	無	1m以上	AA	陰性
12	おおはま シーパーク大浜	福山市内海町	1.4	不検出	無	1m以上	AA	陰性
13	クレセントビーチ	福山市内海町	1.6	2	無	1m以上	A	陰性
14	とも うら 鞆の浦	福山市鞆町	1.5	不検出	無	1m以上	AA	陰性

資料：県環境保全課、呉市、竹原市、福山市

(注) 1 COD、ふん便性大腸菌群数、透明度については、海水浴場の代表地点1点で午前・午後測定した。

2 CODの測定方法は、酸性法である。

3 病原性大腸菌O157は、水浴場の代表地点1点において、午後測定した。

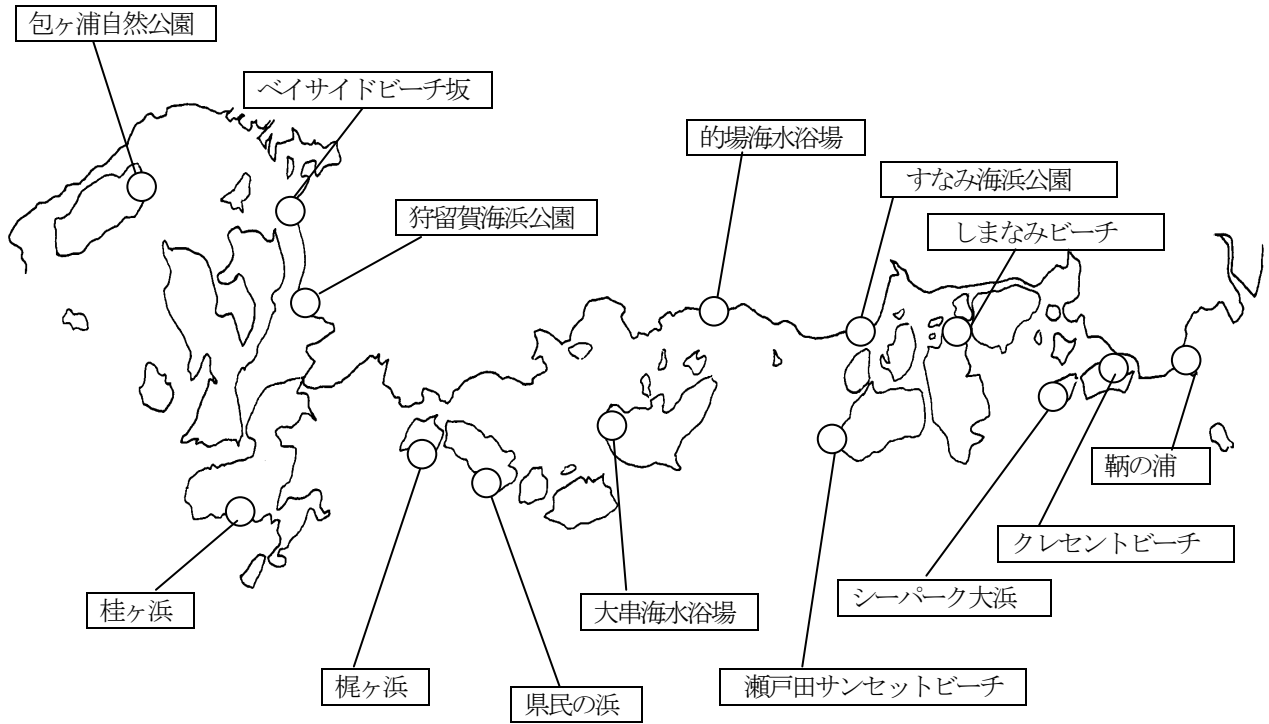
4 測定点は、別図のとおりである。

判定基準

区分	項目	COD	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	透明度
適	水質AA	2mg/L以下	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	1m以上
	水質A	2mg/L以下	100個/100mL以下	油膜が認められない	1m以上
可	水質B	5mg/L以下	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
	水質C	8mg/L以下	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	1m未満50cm以上
不適		8mg/L超	1,000個/100mL超	常時油膜が認められる	50cm未満

(注) 海水浴場の水質は、測定値の平均値で判定する。

別図 海水浴場の位置



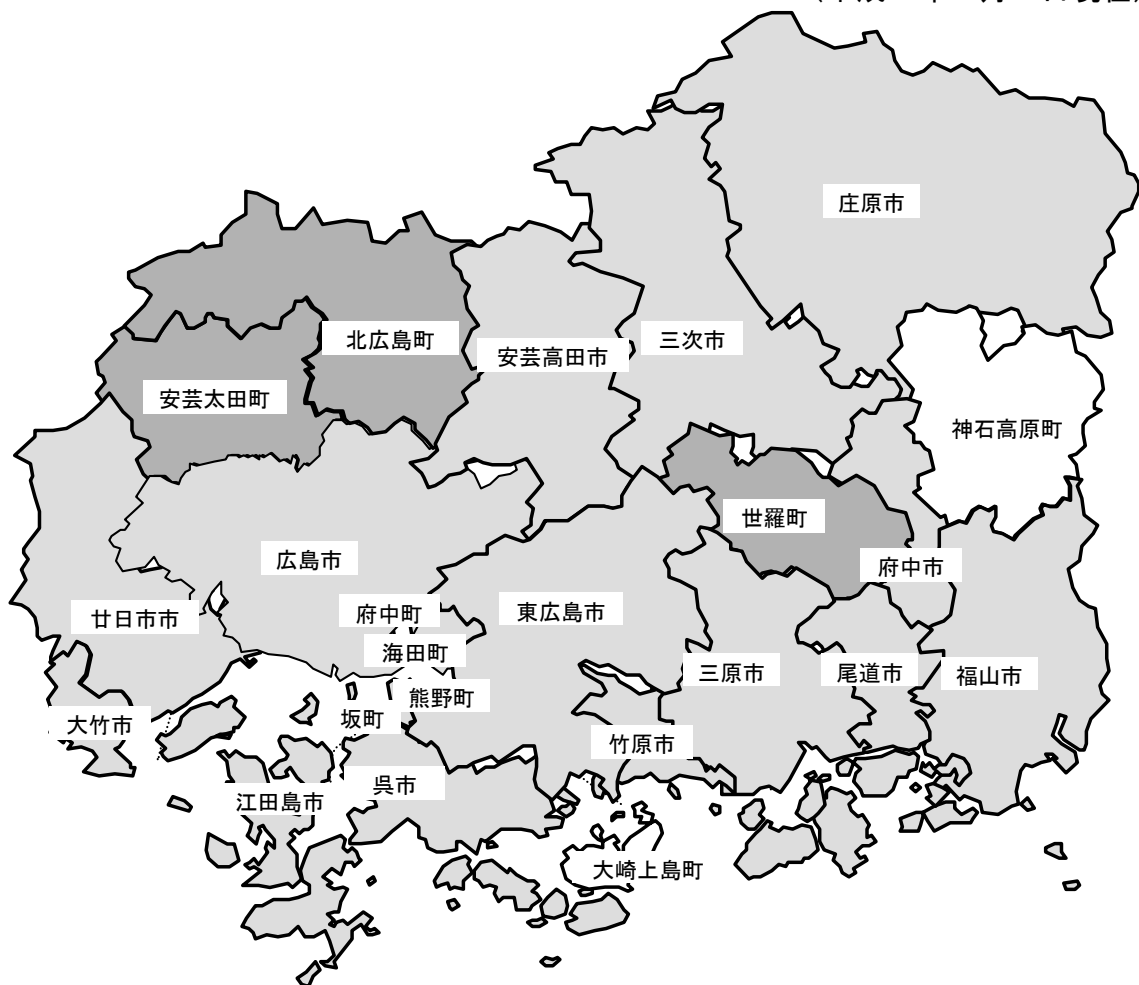
第3 騒音・振動・悪臭

1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

(平成30年3月31日現在)



環境基準のA・B・C類型を指定した市町
 環境基準のB・C類型を指定した市町

資料：県環境保全課

3 環境騒音の環境基準達成状況

(平成29年度)

地 域		時間帯	内 容	A類型	B類型	C類型	未指定	計
一般地域		昼間	測定件数	38	132	58	21	249
			達成件数	38	118	54	18	228
			達成率(%)	100.0%	89.4%	93.1%	85.7%	91.6%
		夜間	測定件数	5	19	9	1	34
			達成件数	5	14	7	1	27
			達成率(%)	100.0%	73.7%	77.8%	100.0%	79.4%
道路に面する地域	背後地	昼間	測定件数	1	9	20	1	31
			達成件数	1	9	20	1	31
			達成率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		夜間	測定件数	0	8	18	1	27
			達成件数	0	5	14	1	20
			達成率(%)	-	62.5%	77.8%	100.0%	74.1%
	道路端	昼間	測定件数	1	22	27	7	57
			達成件数	1	18	22	7	48
			達成率(%)	100.0%	81.8%	81.5%	100.0%	84.2%
		夜間	測定件数	0	16	24	1	41
			達成件数	0	12	16	1	29
			達成率(%)	-	75.0%	66.7%	100.0%	70.7%

資料: 県環境保全課, 各市町

(注) 1 未指定地域は, B類型の地域として評価した。

2 昼間: 6時~22時 夜間: 22時~6時

4 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成29年度)

環境基準の 類 型	測定地点数	環境基準達成地点数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類 型	2	1	2	1
B 類 型	41	19	33	20
C 類 型	70	35	53	36

資料: 県環境保全課

(注) 昼夜とも測定を行っている地点について整理した。

5 自動車騒音測定結果

(平成29年度)

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過						
1	一般国道2号	広島市安芸区瀬野2丁目12番	B	4	無	1.2	7.1	1.2	29.10.20~29.10.27	74	74	×	×	274	143	36.5	31.8	—
2	一般国道2号	広島市安芸区瀬野2丁目12番	B	4	無	50.0	—	1.2	29.10.20~29.10.27	53	50	○	○	274	143	36.5	31.8	○
3	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市中区舟入本町2番	C	6	有	5.7	0.0	1.2	29.10.20~29.10.27	71	70	×	×	634	302	17.7	16.2	—
4	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市中区舟入本町2番	C	6	有	50.0	—	1.2	29.10.20~29.10.27	56	51	○	○	634	302	17.7	16.2	○
5	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区観音町1丁目12番	C	7	有	7.5	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	65	61	○	○	—	—	—	—	—
6	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区己斐本町2丁目21番	C	9	有	5.8	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	64	59	○	○	—	—	—	—	—
7	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番18	C	3	無	3.7	0.0	1.2	29.10.11~29.10.18	67	63	○	○	220	68	15.9	8.1	—
8	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番18	C	3	無	70.0	—	1.2	29.10.11~29.10.18	55	47	○	○	220	68	15.9	8.1	○
9	一般国道54号	広島市安佐北区可部3丁目3番23	C	2	無	2.1	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	69	65	○	×	—	—	—	—	—
10	一般国道54号 (可部バイパス)	広島市広島市安佐北区可部4丁目20番	B	4	無	14.5	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	63	56	○	○	—	—	—	—	—
11	一般国道183号	広島市安佐南区長束2丁目1番23	C	4	無	1.6	0.7	1.2	29.10.11~29.10.18	72	68	×	×	431	186	11.7	4.8	—
12	一般国道183号	広島市安佐南区長束2丁目1番23	C	4	無	74.0	—	1.2	29.10.11~29.10.18	47	42	○	○	431	186	11.7	4.8	○
13	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野東6丁目37番	B	2	無	1.0	7.0	1.2	29.10.20~29.10.27	71	67	×	×	165	101	10.0	1.5	—
14	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野東6丁目37番	B	2	無	50.0	—	1.2	29.10.20~29.10.27	51	49	○	○	165	101	10.0	1.5	○
15	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野西2丁目16番	B	4	無	3.5	10.0	1.2	29.11.1~29.11.2	65	61	○	○	—	—	—	—	—
16	主要地方道広島三次線	広島市安佐北区白木町井原	B	2	無	1.9	1.0	1.2	29.11.1~29.11.2	71	65	×	○	—	—	—	—	—
17	主要地方道広島三次線	広島市安佐北区口田南2丁目22番	B	2	無	0.0	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	68	61	○	○	—	—	—	—	—
18	主要地方道広島豊平線	広島市安佐北区安佐町久地	B	2	無	3.2	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	68	61	○	○	—	—	—	—	—
19	主要地方道安佐豊平芸北線	広島市安佐北区安佐町大字鈴張	B	2	無	1.3	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	69	60	○	○	—	—	—	—	—
20	主要地方道久地伏谷線	広島市安佐南区沼田町阿戸2083	B	2	無	2.8	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	64	53	○	○	—	—	—	—	—
21	一般県道府中祇園線	広島市安佐南区西原8丁目40番	C	2	無	2.2	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	64	60	○	○	—	—	—	—	—
22	一般県道広島海田線	広島市安芸区船越南3丁目4番	C	2	無	2.6	6.5	1.2	29.10.11~29.10.18	67	64	○	○	218	113	11.7	3.1	—
23	一般県道広島海田線	広島市安芸区船越南3丁目4番	C	2	無	57.0	—	1.2	29.10.11~29.10.18	59	52	○	○	218	113	11.7	3.1	○
24	一般県道可部停車場線	広島市安佐北区可部2丁目38番	C	1	無	0.0	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	66	59	○	○	—	—	—	—	—
25	一般県道原田五日市線	広島市佐伯区五日市町石内3289-1	B	2	無	0.9	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	65	58	○	○	—	—	—	—	—
26	一般県道原田五日市線	広島市佐伯区五日市5丁目4番	C	2	無	3.3	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	67	63	○	○	—	—	—	—	—
27	一般市道横川江波線	広島市中区江波西1丁目28番	C	6	無	3.6	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	65	58	○	○	—	—	—	—	—
28	一般市道中島吉島線	広島市中区加古町10番	C	4	無	4.2	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	63	55	○	○	—	—	—	—	—
29	一般市道御幸橋三篠線	広島市中区南竹屋町10番	C	4	無	4.3	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	63	58	○	○	—	—	—	—	—
30	一般市道駅前吉島線	広島市中区千田町2丁目5番64	C	4	無	5.5	0.0	1.2	29.11.1~29.11.2	68	63	○	○	—	—	—	—	—
31	一般市道安佐南2区長束八木線	広島市安佐南区大町東2丁目13番14	C	4	無	2.5	0.0	1.2	29.10.30~29.10.31	67	61	○	○	—	—	—	—	—
32	国道185号線	呉市本通5丁目11番地先	C	6	無	3.0	2.5	1.2	H30.2.22	64	—	○	—	377	—	10.9	—	—
33	県道74号線	呉市下蒲刈町三之瀬3番地	B	1	無	0.0	1.0	1.2	H30.2.7	62	—	○	—	26	—	11.5	—	—
34	国道185号線	呉市川尻町西2丁目1番地先	C	2	無	1.0	10.0	1.2	H30.1.29	67	—	○	—	130	—	10.0	—	—
35	市道内海中切線	呉市安浦町内海3174-1	B	2	無	1.0	10.0	1.2	H30.1.29	64	—	○	—	60	—	10.0	—	—
36	県道287号線	呉市蒲刈町宮盛1320地先	—	2	無	1.0	15.0	1.2	H30.2.7	56	—	○	—	4	—	25.0	—	—
37	国道487号線	呉市音戸町畑3丁目6番地先	C	2	無	0.0	10.0	1.2	H30.1.19	67	—	○	—	49	—	10.2	—	—
38	県道35号線	呉市倉橋町宇和木6409地先	B	2	無	1.5	5.0	1.2	H30.1.19	63	—	○	—	59	—	8.5	—	—
39	県道大崎下島循環線	呉市豊町大長5915番地先	—	2	無	1.0	20.0	1.2	H30.2.7	58	—	○	—	21	—	9.5	—	—
40	県道豊島線	呉市豊浜町豊島字寺迫78番地先	—	1	無	1.0	20.0	1.2	H30.2.7	51	—	○	—	8	—	12.5	—	—
41	国道185号線	呉市本通5丁目11番地先	C	6	無	12.0	3.0	1.2	H30.2.22	60	—	○	—	430	—	15.8	—	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 線型	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過						
42	国道185号線	呉市広古新開2丁目1番地先	C	6	無	7.2	30.0	1.2	H29.11.21~ H29.11.22	68	63	○	○	330	43	7.9	9.3	-
43	国道31号線	呉市天応大浜3丁目2番地先	C	4	無	2.9	32.0	1.2	H29.11.1~ H29.11.2	69	64	○	○	222	45	11.7	16.2	-
44	国道31号線	呉市狩留賀町1丁目地先	B	2	無	1.3	120.0	2.0	H29.12.4~ H29.12.5	70	66	○	×	255	-	15.7	-	-
45	呉平谷線	呉市二河町1丁目地先	B	2	無	1.0	8.0	1.2	H29.10.26~ H29.10.27	62	55	○	○	140	-	5.0	-	-
46	国道185号線	呉市広白石1丁目3番地先	C	4	無	0.5	8.0	2.4	H29.10.30~ H29.10.31	70	65	○	×	296	-	7.4	-	-
47	阿賀中央西畑線	呉市阿賀北9丁目8番地先	C	4	無	0.5	13.0	3.5	H29.10.23~ H29.10.24	65	56	○	○	103	-	10.7	-	-
48	一般国道2号	竹原市西野町1950-1(緑シタニ)	C	3	無	5.3	40.5	1.2	29.10.24	73	-	×	×	161	-	36.0	-	-
49	一般国道2号	竹原市西野町1950-1(緑シタニ)	C	3	無	52.3	40.0	1.2	29.10.24	56	-	○	×	161	-	36.0	-	○
50	一般国道432号	竹原市竹原町3540-3(セブンイレブン竹原中央店)	B	2	無	3.9	25.0	1.2	29.10.25	64	-	○	×	159	-	11.9	-	-
51	一般国道432号	竹原市竹原町3540-3(セブンイレブン竹原中央店)	B	2	無	50.0	10.0	1.2	29.10.25	57	-	○	×	159	-	11.9	-	○
52	一般国道185号	竹原市中央4丁目7-11(竹原書院図書館)	C	3	無	3.7	16.0	1.2	29.10.25	65	-	○	×	116	-	11.2	-	-
53	一般国道185号	竹原市中央4丁目7-11(竹原書院図書館)	C	3	無	27.0	24.0	1.2	29.10.25	56	-	○	×	116	-	11.2	-	○
54	一般国道185号	竹原市福田町310(竹原火力発電所西側)	C	3	無	1.9	30.3	1.2	29.10.25	68	-	○	×	84	-	13.1	-	-
55	一般国道185号	竹原市福田町310(竹原火力発電所西側)	C	3	無	51.9	27.0	1.2	29.10.25	50	-	○	×	84	-	13.1	-	○
56	県道三原竹原線	三原市小泉町5235番地	C	2	無	3.1	47.0	1.2	29.11.8~ 29.11.9	67	58	○	○	101	8	3.3	2.1	-
57	県道三原竹原線	三原市小泉町5662番地	C	2	無	120.0	4.6	1.2	29.11.8~ 29.11.9	45	37	○	○	-	-	-	-	○
58	県道本郷久井線	三原市高坂町真良843番地1	C	2	無	2.5	13.0	1.2	29.12.1	67	-	○	×	37	-	24.3	-	-
59	県道本郷久井線	三原市高坂町真良203番地1	C	2	無	1.0	30.0	1.2	29.12.1	68	-	○	×	50	-	22	-	-
60	市道沼田西町79号線	三原市沼田西町松江1753番地1	C	1	無	2.0	44.0	1.2	29.12.1	56	-	○	×	7	-	14.3	-	-
61	県道三原竹原線	三原市小泉町4926番地4	C	1	無	2.0	22.0	1.2	29.12.1	65	-	○	×	68	-	5.9	-	-
62	県道東広島本郷忠海線	三原市小泉町3404番地	C	2	無	1.0	30.0	1.2	29.11.28	64	-	○	×	28	-	10.7	-	-
63	一般国道185号線	三原市幸崎能地6丁目13番	C	2	無	2.0	20.0	1.2	29.11.28	69	-	○	×	44	-	25	-	-
64	県道佐木島線	三原市鷺浦町向田野浦2170番地2	C	2	無	1.0	15.0	1.2	29.12.6	55	-	○	×	4	-	25	-	-
65	県道尾道三原線	三原市中之町6丁目3番	B	2	無	5.7	23.0	1.2	29.11.30	66	-	○	×	153	-	7.2	-	-
66	県道三原大草線	三原市小坂町3759番地6	C	2	無	3.0	5.0	1.2	29.12.7	64	-	○	×	33	-	12.1	-	-
67	一般国道2号線	三原市長谷5丁目5番地1	C	2	無	3.0	20.0	1.2	29.12.1	74	-	×	×	210	-	34.3	-	-
68	市道本町45号線	三原市本町3丁目14番16号	C	1	無	1.0	3.0	1.2	29.11.30	63	-	○	×	47	-	0.0	-	-
69	市道宮沖13号線	三原市宮沖2丁目9番3号	B	2	無	2.0	2.5	1.2	29.11.30	67	-	○	×	76	-	13.2	-	-
70	一般国道2号線	三原市糸崎2丁目9番43号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	29.11.30	71	-	×	×	166	-	14.5	-	-
71	一般国道2号線	三原市皆実1丁目21番15号	C	2	無	4.0	10.0	1.2	29.11.30	69	-	○	×	225	-	7.6	-	-
72	県道三原竹原線	三原市沼田東町七宝1288番地1	C	2	無	3.0	40.0	1.2	29.12.7	71	-	×	×	108	-	9.3	-	-
73	一般国道185号線	三原市和田1丁目8番1号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	29.11.30	64	-	○	×	93	-	8.6	-	-
74	県道三原竹原線	三原市小泉町4926番地1	C	2	無	3.0	45.0	1.2	29.11.29	68	-	○	×	85	-	4.7	-	-
75	一般国道185号線	三原市須波西1丁目2番1号	C	2	無	5.0	20.0	1.2	29.11.28	68	-	○	×	123	-	10.6	-	-
76	県道佐木島線	三原市鷺浦町須波2122番地	C	2	無	1.0	30.0	1.2	29.12.6	54	-	○	×	8	-	0	-	-
77	一般国道185号線	三原市須波ハイツ1丁目5番1号	C	2	無	50.0	-	1.2	29.11.28	58	-	○	×	120	-	9.2	-	○
78	一般国道185号線	三原市幸崎能地1丁目1番	C	2	無	1.0	60.0	1.2	29.11.28	68	-	○	×	75	-	8	-	-
79	一般国道2号線	三原市木原1丁目4番1号	C	2	無	2.0	5.0	1.2	29.11.30	77	-	×	×	310	-	25.8	-	-
80	県道宇津土八幡線	三原市八幡町善532番地	C	2	無	1.0	50.0	1.2	29.11.27	57	-	○	×	3	-	0	-	-
81	一般国道486号線	三原市八幡町美生1242番地5	C	2	無	3.0	40.0	1.2	29.11.27	68	-	○	×	60	-	21.7	-	-
82	県道三原東城線	三原市八幡町垣内601番地	C	2	無	2.0	10.0	1.2	29.11.27	69	-	○	×	48	-	14.6	-	-
83	県道本郷久井線	三原市高坂町真良3234番地	C	2	無	3.0	60.0	1.2	29.12.1	64	-	○	×	17	-	17.6	-	-
84	県道本郷久井線	三原市高坂町真良2158番地5	C	2	無	2.0	133.0	1.2	29.12.1	66	-	○	×	31	-	29	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 類型	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地	
					車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
									Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過						
85	県道三原東城線	三原市八坂町229番地	C	2	無	30.0	-	1.2	29.11.27	59	-	○	×	64	-	7.8	-	○
86	県道尾道三原線	三原市中之町9丁目11番10号	C	2	無	3.0	10.0	1.2	29.11.30	70	-	○	×	102	-	12.7	-	-
87	県道尾道三原線	三原市深町1443番地	C	2	無	3.0	15.0	1.2	29.11.29	72	-	×	×	153	-	47.1	-	-
88	県道尾道三原線	三原市中之町2丁目17番	B	2	無	4.0	100.0	1.2	29.11.30	66	-	○	×	158	-	5.1	-	-
89	高速道路山陽線	三原市八幡町垣内651番地	C	4	有	30.0	-	1.2	29.11.27	57	-	○	×	394	-	28.4	-	○
90	県道尾道三原線	三原市館町2丁目15番14号	B	2	無	4.0	10.0	1.2	29.11.30	68	-	○	×	158	-	8.9	-	-
91	市道館町9号線	三原市館町1丁目3番1号	B	2	無	3.0	18.0	1.2	29.11.30	55	-	○	×	3	-	33.3	-	-
92	一般国道185号線	三原市幸崎能地4丁目10番1号	C	2	無	2.0	10.0	1.2	29.11.28	64	-	○	×	51	-	17.6	-	-
93	一般国道2号線	三原市糸崎8丁目10番1号	B	2	無	2.0	20.0	1.2	29.11.30	74	-	×	×	132	-	20.5	-	-
94	県道瀬野側福富本郷線	三原市本郷町船木3105番地3	B	2	無	4.0	19.0	1.2	29.11.28	67	-	○	×	85	-	14.1	-	-
95	県道瀬野側福富本郷線	三原市本郷町船木3080番地2	C	2	無	5.0	18.0	1.2	29.11.28	68	-	○	×	115	-	16.5	-	-
96	県道東広島本郷忠海線	三原市本郷町上北方726番地	B	2	無	3.0	65.0	1.2	29.11.28	65	-	○	×	30	-	6.7	-	-
97	県道本郷久井線	三原市本郷北2丁目8番	B	2	無	5.0	35.0	1.2	29.12.1	65	-	○	×	62	-	12.9	-	-
98	県道瀬野側福富本郷線	三原市下北方1丁目14番15号	C	2	無	2.5	50.0	1.2	29.11.28	64	-	○	×	61	-	4.9	-	-
99	指導駅前愛宕線	三原市本郷南6丁目21番37号	C	2	無	5.0	4.0	1.2	29.11.28	60	-	○	×	86	-	2.3	-	-
100	市道駅前惣門2号線	三原市本郷南3丁目13番18号	A	2	無	1.0	10.0	1.2	29.12.1	63	-	○	×	30	-	3.3	-	-
101	一般国道2号線	三原市本郷南1丁目11番5号	B	2	有	15.0	-	1.2	29.12.1	62	-	○	×	249	-	30.9	-	○
102	県道東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方4760番地	B	2	無	7.5	37.0	1.2	29.11.28	62	-	○	×	44	-	15.9	-	-
103	一般国道2号線	三原市本郷町南方6623番地	B	4	無	3.5	70.0	1.2	29.11.28	74	-	×	×	136	-	46.3	-	-
104	県道東広島本郷忠海線	三原市本郷町南方1005番地2	B	2	無	3.0	10.0	1.2	29.11.28	67	-	○	×	49	-	10.2	-	-
105	県道三原東城線	三原市久井町下津1445番地2	B	2	無	45.0	-	1.2	29.12.1	49	-	○	×	59	-	11.9	-	○
106	県道三原東城線	三原市久井町下津1631番地9	未	2	無	1.0	3.5	1.2	29.12.1	69	-	○	×	47	-	14.9	-	-
107	一般国道486号線	三原市久井町坂井原3024番地	未	2	無	2.8	25.0	1.2	29.11.27	69	-	○	×	27	-	22.2	-	-
108	市道中野線	三原市久井町山中野1337番地	未	2	無	2.5	13.0	1.2	29.12.1	66	-	○	×	21	-	9.5	-	-
109	県道羽和泉室町線	三原市久井町和草1906番地1	未	2	無	4.0	30.0	1.2	29.12.1	59	-	○	×	10	-	10	-	-
110	県道三原東城線	三原市久井町江木1159番地1	B	2	無	3.0	67.0	1.2	29.12.1	68	-	○	×	52	-	13.5	-	-
111	一般国道432号線	三原市大和町萩原652番地7	C	2	無	5.3	20.0	1.2	29.11.27	60	-	○	×	25	-	20	-	-
112	一般国道432号線	三原市大和町下徳良324番地	C	2	有	2.6	39.0	1.2	29.11.27	61	-	○	×	23	-	13.0	-	-
113	一般国道432号線	三原市大和町和木652番地3	C	2	無	3.8	10.0	1.2	29.11.27	61	-	○	×	28	-	3.6	-	-
114	一般国道432号線	三原市大和町和木1531番地6	B	2	無	30.0	-	1.2	29.11.27	51	-	○	×	20	-	0	-	○
115	一般国道436号線	三原市大和町和木1523番地5	B	2	無	2.5	14.0	1.2	29.11.27	63	-	○	×	33	-	9.1	-	-
116	県道下徳良本郷線	三原市大和町大草9121番地4	C	2	無	1.5	6.0	1.2	29.11.27	63	-	○	×	17	-	5.9	-	-
117	農道下徳良1号線	三原市大和町下徳良2587番地	未	2	無	5.6	19.8	1.2	29.11.27	61	-	○	×	28	-	14.3	-	-
118	県道本郷大和線	三原市大和町平坂3番55(山地番)	未	2	無	30.0	-	1.2	29.11.27	51	-	○	×	37	-	13.5	-	○
119	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町50	C	2	無	1.0	2.6	1.2	29.12.6~ 29.12.8	63	59	○	○	59	18	6.8	0	-
120	一般県道向島循環線	尾道市向島町5581-20	C	2	無	1.0	2.0	1.2	29.12.7~ 29.12.15	65	61	○	○	84	30	4.8	0	-
121	旧県道美ノ郷新沖田線	尾道市美ノ郷町三成197-1	A	2	無	1.0	10.0	1.2	29.12.22	67	64	○	○	79	17	6.3	5.9	-
122	国道2号	福山市手城町	C	4	無	0.0	-	1.2	29.5.17~ 29.5.18	70	70	○	○	372	150	9.95	29.3	-
123	国道2号	福山市手城町	C	4	無	-	-	1.2	29.5.17~ 29.5.18	51	43	○	○	372	150	9.95	29.3	○
124	国道2号	福山市東桜町	C	6	無	0.0	-	1.2	30.3.13~ 30.3.14	66	65	○	○	505	223	10.1	13.5	-
125	国道2号	福山市東桜町	C	6	無	-	-	1.2	30.3.13~ 30.3.14	60	60	○	○	505	223	10.1	13.5	○
126	国道2号	福山市津之郷町	C	4	無	0.0	-	1.2	29.5.17~ 29.5.18	67	65	○	○	400	166	13.0	19.3	-
127	国道2号	福山市津之郷町	C	4	無	-	-	1.2	29.5.17~ 29.5.18	45	43	○	○	400	166	13.0	19.3	○

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
128	国道 486 号	福山市新市町戸手	B 4 無	1.3	-	1.2	29.12.21~ 29.12.22	66	61	○	○	340	161	5.29	4.97	-
129	国道 486 号	福山市新市町戸手	B 4 無	-	-	1.2	29.12.21~ 29.12.22	43	41	○	○	340	161	5.29	4.97	○
130	県道 鞆松永線	福山市沼隈町草深	C 2 無	15.6	-	1.2	29.5.30~ 29.5.31	59	53	○	○	144	36	2.78	0	-
131	県道 鞆松永線	福山市沼隈町草深	C 2 無	-	-	1.2	29.5.30~ 29.5.31	45	39	○	○	144	36	2.78	0	○
132	一般国道 486 号	府中市府川町	C 2 無	3.2	0.0	1.2	29.10.17~ 29.10.18	68	66	○	×	160	45	11.3	17.8	-
133	一般国道 486 号	府中市父石町	B 2 無	1.8	0.0	1.2	29.10.17~ 29.10.18	74	70	×	×	165	27	13.9	7.4	-
134	一般県道 三次市西酒屋1137	三次市西酒屋1137	B 2 無	3.9	10.0	1.2	29.10.4	69	-	○	-	90	-	25.6	-	-
135	一般県道 三次市向江田町3362-7	三次市向江田町3362-7	- 2 無	3.8	40.0	1.2	29.10.5	66	-	○	-	55	-	14.5	-	-
136	主要地方道 三次市君田町泉吉田311-1	三次市君田町泉吉田311-1	- 2 無	3.9	215.0	1.2	29.10.3	62	-	○	-	27	-	11.1	-	-
137	主要地方道 三次市三良坂町三良坂2859	三次市三良坂町三良坂2859	A 2 無	2.5	17.0	1.2	29.10.4	66	-	○	-	46	-	13.0	-	-
138	主要地方道 三次市三和町上坂木38-4	三次市三和町上坂木38-4	- 2 無	4.1	87.0	1.2	29.10.4	64	-	○	-	48	-	18.8	-	-
139	中国自動車道	庄原市峰田町	- 4 無	29.5	-	1.2	29.10.17~ 29.10.18	47	42	○	○	49	19	37.8	81.1	-
140	中国自動車道	庄原市峰田町	- 4 無	50.0	-	1.2	29.10.17~ 29.10.18	49	45	○	○	49	19	37.8	81.1	○
141	一般国道 183 号	庄原市宮内町	C 2 無	2.9	-	1.2	29.10.17~ 29.10.18	65	56	○	○	49	4	9.2	12.5	-
142	一般国道 183 号	庄原市宮内町	C 2 無	28.0	-	1.2	29.10.17~ 29.10.18	52	43	○	○	49	4	9.2	12.5	○
143	一般国道 186 号	大竹市元町4丁目上市公園前	B 2 無	2.0	15.0	1.2	29.12.22	54	46	○	○	8	9	0	0	-
144	市道 玖波・青木線	大竹市黒川2丁目イン ター高架下	B 2 無	1.0	8.0	1.2	29.12.18	63	-	○	-	65	-	23.1	-	-
145	一般県道 大竹・湯来線	大竹市玖波町大原 集会所前	B 2 無	2.0	50.0	1.2	29.12.18	63	-	○	-	26	-	26.9	-	-
146	主要地方道 吉舎豊栄線	東広島市豊栄町吉原 2118-3	B 2 無	1.8	20.0	1.2	29.4.12	57	-	○	-	13	-	23.1	-	-
147	一般国道 375 号	東広島市豊栄町飯田 816	- 2 無	1.4	14.5	1.2	29.4.12	66	-	○	-	52	-	11.5	-	-
148	主要地方道 吉舎豊栄線	東広島市豊栄町清武 1094	- 2 無	1.3	8.0	1.2	29.4.12	62	-	○	-	18	-	16.7	-	-
149	主要地方道 吉田豊栄線	東広島市豊栄町別府 41-3	- 2 無	1.7	35.0	1.2	29.4.12	68	-	○	-	35	-	17.1	-	-
150	一般国道 375 号	東広島市豊栄町鍛冶 屋437-7	B 2 無	1.1	25.0	1.2	29.4.12	68	-	○	-	80	-	13.8	-	-
151	市道 鍛冶屋線	東広島市豊栄町乃美 2817-1	- 2 無	5.5	12.5	1.2	29.4.12	44	-	○	-	4	-	0.0	-	-
152	一般国道 486 号	東広島市豊栄町安宿 4025-1	- 2 無	3.8	12.5	1.2	29.4.12	58	-	○	-	18	-	5.6	-	-
153	主要地方道 大和福富線	東広島市豊栄町能良 390-5	- 2 無	2.3	62.0	1.2	29.4.12	63	-	○	-	22	-	22.7	-	-
154	一般国道 375 号	東広島市福富町久芳 2300-1	B 2 無	2.1	10.0	1.2	29.4.19	68	-	○	-	67	-	14.9	-	-
155	一般国道 375 号	東広島市福富町久芳 3860-1	C 2 無	3.5	45.0	1.2	29.4.12	67	-	○	-	72	-	20.8	-	-
156	一般県道 下竹仁久芳線	東広島市福富町久芳 4402-1	- 2 無	1.7	4.5	1.2	29.4.12	67	-	○	-	23	-	43.5	-	-
157	主要地方道 瀬野川福富本郷 線	東広島市福富町上竹 仁168-3	- 2 無	3.3	50.0	1.2	29.4.12	66	-	○	-	22	-	40.9	-	-
158	主要地方道 瀬野川福富本郷 線	東広島市福富町下竹 仁470-1	- 2 無	3.3	10.0	1.2	29.4.12	65	-	○	-	31	-	19.4	-	-
159	主要地方道 瀬野川福富本郷 線	東広島市福富町下竹 仁937-2	- 2 無	2.5	50.0	1.2	29.4.12	66	-	○	-	18	-	27.8	-	-
160	一般国道 375 号	東広島市福富町上戸 野2502-3	- 2 無	2.5	24.0	1.2	29.4.12	69	-	○	-	101	-	17.8	-	-
161	主要地方道 瀬野川福富本郷 線	東広島市河内町戸野 719-1	- 2 無	2.1	14.0	1.2	29.4.13	65	-	○	-	26	-	11.5	-	-
162	主要地方道 瀬野川福富本郷 線	東広島市河内町河戸 2080-1	- 2 無	2.8	29.0	1.2	29.4.13	64	-	○	-	22	-	9.1	-	-
163	主要地方道 瀬野川福富本郷 線	東広島市河内町上河 内847-1	- 2 無	3.4	26.0	1.2	29.4.13	65	-	○	-	25	-	8.0	-	-
164	主要地方道 瀬野川福富本郷 線	東広島市河内町上河 内280-1	- 2 無	0.9	14.0	1.2	29.4.13	62	-	○	-	24	-	4.2	-	-
165	一般国道 432 号	東広島市河内町中河 内1202-2	B 2 無	1.4	4.0	1.2	29.4.13	63	-	○	-	29	-	0.0	-	-
166	一般国道 432 号	東広島市河内町入野 2056-1	- 2 無	4.3	17.0	1.2	29.4.13	63	-	○	-	45	-	8.9	-	-
167	主要地方道 東広島本郷忠海 線	東広島市河内町入野 2730	- 2 無	1.0	6.0	1.2	29.4.14	66	-	○	-	45	-	26.7	-	-
168	一般国道 432 号	東広島市河内町入野 4430	- 2 無	2.5	53.0	1.2	29.4.14	69	-	○	-	63	-	34.9	-	-
169	一般県道 吉川大多田線	東広島市黒瀬町大多 田1131-2	- 2 無	4.5	19.0	1.2	29.4.19	67	-	○	-	53	-	26.4	-	-
170	一般国道 375 号	東広島市黒瀬町南方 849-8	C 2 無	3.6	15.0	1.2	29.4.19	67	-	○	-	152	-	11.8	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過						
171	一般国道375号	東広島市黒瀬町乃美尾352-10	B 2 無	1.4	8.0	1.2	29.4.19	69	-	○	-	161	-	14.9	-	-
172	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町椋原934-6	B 2 無	1.7	9.0	1.2	29.4.19	69	-	○	-	151	-	11.9	-	-
173	一般国道375号	東広島市黒瀬町丸山1367	C 2 無	1.3	10.0	1.2	29.4.19	69	-	○	-	141	-	10.6	-	-
174	一般県道小多田安浦線	東広島市黒瀬町宗近柳国735-102	- 2 無	0.3	15.0	1.2	29.4.19	66	-	○	-	40	-	10.0	-	-
175	一般県道岡郷東市之堂線	東広島市黒瀬町乃美尾5019	- 1 無	1.6	8.0	1.2	29.4.19	45	-	○	-	1	-	0.0	-	-
176	主要地方道矢野安浦線	東広島市黒瀬町菅田866	- 2 無	5.0	14.0	1.2	29.4.19	69	-	○	-	139	-	8.6	-	-
177	一般国道185号(安芸津バイパス)	東広島市安芸津町三津4682	B 2 無	4.3	22.0	1.2	29.4.13	57	-	○	-	28	-	7.1	-	-
178	主要地方道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津4953-1	B 2 無	2.1	34.0	1.2	29.4.13	66	-	○	-	65	-	7.7	-	-
179	主要地方道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津4401-8	B 2 無	4.9	27.0	1.2	29.4.13	64	-	○	-	79	-	7.6	-	-
180	一般国道185号	東広島市安芸津町三津4090-3	C 2 無	2.9	9.0	1.2	29.4.13	66	-	○	-	89	-	5.6	-	-
181	一般国道185号	東広島市安芸津町木谷350-18	C 2 無	1.2	6.0	1.2	29.4.13	68	-	○	-	134	-	12.7	-	-
182	一般県道内海三津線	東広島市安芸津町風早757-2	B 2 無	1.9	5.0	1.2	29.4.13	67	-	○	-	29	-	20.7	-	-
183	一般国道185号	東広島市安芸津町小松原391-1	C 2 無	1.2	12.0	1.2	29.4.13	67	-	○	-	68	-	13.2	-	-
184	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1398-5	- 2 無	7.7	69.0	1.2	29.4.14	63	-	○	-	125	-	4.8	-	-
185	一般県道西高屋停車場線	東広島市高屋町杵原1349-2	- 2 無	45.1	39.0	1.2	29.4.14	51	-	○	-	125	-	4.8	-	○
186	一般国道375号	東広島市高屋町稲木307	C 2 無	3.7	18.0	1.2	29.4.14	67	-	○	-	163	-	12.9	-	-
187	一般国道375号	東広島市高屋町稲木307	C 2 無	51.8	55.0	1.2	29.4.14	54	-	○	-	163	-	12.9	-	○
188	主要地方道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町小谷3300	B 2 無	1.8	18.0	1.2	29.4.14	67	-	○	-	122	-	12.3	-	-
189	主要地方道東広島本郷忠海線	東広島市高屋町小谷3300	B 2 無	19.8	16.0	1.2	29.4.14	56	-	○	-	122	-	12.3	-	○
190	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	- 2 無	1.7	17.0	1.2	29.4.20	71	-	×	-	76	-	21.1	-	-
191	主要地方道東広島白木線	東広島市志和町志和東4661-12	- 2 無	26.3	12.0	1.2	29.4.20	56	-	○	-	76	-	21.1	-	○
192	主要地方道瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B 2 無	2.7	60.0	1.2	29.4.20	69	-	○	-	66	-	27.3	-	-
193	主要地方道瀬野川福富本郷線	東広島市志和町志和西1458	B 2 無	35.9	31.0	1.2	29.4.20	52	-	○	-	66	-	27.3	-	○
194	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C 2 無	4.2	19.4	1.2	29.4.18	71	-	×	-	214	-	4.2	-	-
195	一般国道486号	東広島市西条御条町6-4	C 2 無	11.9	19.4	1.2	29.4.18	65	-	○	-	214	-	4.2	-	○
196	市道西条駅大学線	東広島市西条町御菌宇309-1	B 4 無	7.5	25.0	1.2	29.4.14	62	-	○	-	193	-	4.1	-	-
197	市道西条駅大学線	東広島市西条町御菌宇309-1	B 4 無	22.6	22.0	1.2	29.4.14	55	-	○	-	193	-	4.1	-	○
198	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B 4 無	5.3	17.0	1.2	29.4.18	67	-	○	-	234	-	8.5	-	-
199	一般国道375号	東広島市西条町吉行863	B 4 無	48.4	25.0	1.2	29.4.18	52	-	○	-	234	-	8.5	-	○
200	一般国道375号	東広島市西条町御菌宇6485-1	B 4 無	8.4	20.0	1.2	29.4.18	65	-	○	-	261	-	13.8	-	-
201	一般国道375号	東広島市西条町御菌宇6479-9	B 4 無	32.1	5.5	1.2	29.4.18	59	-	○	-	261	-	13.8	-	○
202	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C 2 無	4.7	5.0	1.2	29.4.18	67	-	○	-	241	-	8.3	-	-
203	一般国道375号	東広島市鏡山三丁目12-26	C 2 無	30.2	5.0	1.2	29.4.18	53	-	○	-	241	-	8.3	-	○
204	一般国道2号(西条バイパス)	東広島市西条町御菌宇725-18	B 2 有	17.6	2.0	1.2	29.4.14	52	-	○	-	202	-	27.7	-	-
205	一般国道2号(西条バイパス)	東広島市西条町御菌宇725-20	B 2 有	33.6	9.0	1.2	29.4.14	51	-	○	-	202	-	27.7	-	○
206	主要地方道安芸津下三永線	東広島市三永一丁目5-23	C 4 無	6.7	37.0	1.2	29.4.18	61	-	○	-	89	-	9.0	-	-
207	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	- 2 無	1.8	12.0	1.2	29.4.18	68	-	○	-	84	-	17.9	-	-
208	主要地方道馬木八本松線	東広島市西条町馬木396-4	- 2 無	17.1	6.0	1.2	29.4.18	58	-	○	-	84	-	17.9	-	○
209	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川239	C 2 無	1.8	6.0	1.2	29.4.18	63	-	○	-	50	-	8.0	-	-
210	一般県道津江八本松線	東広島市八本松町吉川239	C 2 無	31.2	7.0	1.2	29.4.18	50	-	○	-	50	-	8.0	-	○
211	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C 2 無	1.5	12.4	1.2	29.4.18	66	-	○	-	73	-	11.0	-	-
212	主要地方道馬木八本松線	東広島市八本松町原9243-2	C 2 無	44.8	29.0	1.2	29.4.18	54	-	○	-	73	-	11.0	-	○
213	市道八本松寺家線	東広島市八本松南五丁目5-14	A 2 無	2.5	6.0	1.2	29.4.20	59	-	○	-	31	-	6.5	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地		
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間			
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過								
214	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目4-19	B	2	無	1.4	15.0	1.2	29.4.20	72	-	×	-	138	-	19.6	-	-
215	一般国道486号	東広島市八本松東七丁目5-6	B	2	無	25.9	37.0	1.2	29.4.20	59	-	○	-	138	-	19.6	-	○
216	主要地方道東広島向原線	東広島市八本松飯田一丁目6-9	C	2	無	8.6	49.0	1.2	29.4.18	65	-	○	-	121	-	8.3	-	-
217	県道329号 飯田吉行線	東広島市西条町寺家6084-1	B	2	無	2.7	12.0	1.2	29.4.14	65	-	○	-	113	-	5.3	-	-
218	市道吉行飯田線	東広島市西条町寺家4634	B	3	無	4.0	22.0	1.2	29.4.20	60	-	○	-	105	-	5.7	-	-
219	市道前谷磯松線	東広島市八本松東三丁目31-26	B	2	無	4.8	12.0	1.2	29.4.18	64	-	○	-	93	-	8.6	-	-
220	一般国道375号 (東広島呉道路)	東広島市西条町森近1091	-	1	無	10.6	40.0	1.2	29.4.20	57	-	○	-	127	-	26.8	-	-
221	一般県道栗谷大野線	廿日市市大野中央四丁目4番16号	C	4	無	4.8	8.8	1.2	30.1.30	61	-	○	-	72	-	8.3	-	-
222	一般県道栗谷大野線	廿日市市大野中央四丁目4番	C	4	無	46.4	24.3	1.2	30.1.30	53	-	○	-	72	-	8.3	-	○
223	市道前空駅鯛ノ原線	廿日市市前空六丁目4番	A	2	無	2.9	4.3	1.2	30.1.30	60	-	○	-	28	-	0	-	-
224	市道前空駅鯛ノ原線	廿日市市前空六丁目4番	A	2	無	36.3	8.5	1.2	30.1.30	44	-	○	-	28	-	0	-	○
225	一般県道廿日市港線	串戸三丁目2番	B	4	無	4.3	7.0	1.2	30.2.1	72	-	×	-	353	-	16.4	-	-
226	一般県道廿日市港線	串戸三丁目2番	B	4	無	18.7	3.0	1.2	30.2.1	57	-	○	-	353	-	16.4	-	○
227	一般国道2号	廿日市市宮島口西一丁目3番38号	C	2	無	2.5	10.4	1.2	30.1.31~30.2.1	64	59	○	○	252	192	9.6	44.9	-
228	一般国道2号	廿日市市宮島口西一丁目3番38号	C	2	無	27.0	1.5	1.2	30.1.31~30.2.1	56	54	○	○	252	192	9.6	44.9	○
229	一般国道2号	廿日市市阿品二丁目26番	C	4	無	3.0	15.0	1.2	30.1.31~30.2.1	73	71	×	×	317	111	5.00	26.4	-
230	一般国道2号	廿日市市阿品二丁目26番	C	4	無	42.0	3.7	1.2	30.1.31~30.2.1	56	51	○	○	317	111	5.00	26.4	○
231	吉田豊栄線	安芸高田市吉田町吉田3446-1	B	2	無	1.6	17.7	1.2	29.6.6	65	-	○	-	42	-	4.8	-	-
232	一般国道54号	安芸高田市八千代町勝田1486	B	2	無	1.8	13.9	1.2	29.6.5	73	-	×	-	117	-	13.7	-	-
233	浜田八重可部線	安芸高田市八千代町上根849-1	B	2	無	1.7	11.7	1.2	29.6.5	67	-	○	-	16	-	43.8	-	-
234	浜田八重可部線	安芸高田市八千代町勝田505	C	2	無	2.0	53.4	1.2	29.6.5	64	-	○	-	48	-	16.7	-	-
235	吉田邑南線	安芸高田市美土里町生田1836-6	-	2	無	3.2	32.5	1.2	29.6.6	60	-	○	-	12	-	33.3	-	-
236	一般国道433号	安芸高田市美土里町北2514	-	2	無	2.4	28.0	1.2	29.6.6	57	-	○	-	6	-	33.3	-	-
237	金屋壬生線	安芸高田市美土里町本郷1888	-	2	無	1.2	16.4	1.2	29.6.6	62	-	○	-	22	-	27.3	-	-
238	甲田作木線	安芸高田市高宮町佐々部983	-	2	無	4.0	57.0	1.2	29.6.6	61	-	○	-	24	-	16.7	-	-
239	北船木線	安芸高田市高宮町船木81-4	-	2	無	2.6	8.9	1.2	29.6.6	57	-	○	-	8	-	25.0	-	-
240	三次美土里線	安芸高田市高宮町原田3899	B	2	無	3.3	36.4	1.2	29.6.6	65	-	○	-	34	-	26.5	-	-
241	下北甲田線	安芸高田市高宮町原田3430	B	2	無	4.6	71.5	1.2	29.6.6	57	-	○	-	21	-	0.0	-	-
242	世羅甲田線	安芸高田市甲田町高田原1440	B	2	無	1.1	8.0	1.2	29.6.8	66	-	○	-	53	-	15.1	-	-
243	東広島向原線	安芸高田市向原町長田2554-6	C	2	無	2.8	2.3	1.2	29.6.5	56	-	○	-	12	-	0.0	-	-
244	吉田豊栄線	安芸高田市向原町坂1636	C	2	無	2.6	19.0	1.2	29.6.5	63	-	○	-	20	-	35.0	-	-
245	江田島大柿線	江田島市江田島町鷺部2丁目13-1	B	2	無	1.2	11.7	1.2	29.11.20	67	-	○	-	99	-	5.1	-	-
246	江田島大柿線	江田島市江田島町鷺部2丁目11-5	B	2	無	36.0	6.0	1.2	29.11.20	53	-	○	-	99	-	5.1	-	○
247	一般国道487号	江田島市能美町鹿川3096-3	B	2	無	1.9	45.0	1.2	29.11.20	65	-	○	-	67	-	10.4	-	-
248	一般国道487号	江田島市能美町鹿川3084-5	B	2	無	30.0	27.0	1.2	29.11.21	51	-	○	-	67	-	10.4	-	○
249	高田沖美江田島線	江田島市沖美町美能937-2	B	2	無	2.9	27.8	1.2	29.11.21	53	-	○	-	10	-	0.0	-	-
250	高田沖美江田島線	江田島市沖美町美能833	B	2	無	30.0	50.0	1.2	29.11.21	46	-	○	-	10	-	0.0	-	○
251	一般国道487号	江田島市大柿町大君1817-49	C	2	無	3.1	9.7	1.2	29.11.20	68	-	○	-	103	-	12.6	-	-
252	一般国道487号	江田島市大柿町大君1817-20	C	2	無	25.0	6.0	1.2	29.11.20	53	-	○	-	103	-	12.6	-	○
253	県道広島中島線	府中町大須4-1-41	C	4	無	4.0	8.0	1.2	29.11.21~29.11.21	70	-	○	×	227	-	11	-	-
254	県道東海田広島線	府中町浜田1-1-16	B	4	無	50.0	1.0	1.2	29.11.27~29.11.27	53	-	○	×	235	-	7.6	-	-
255	県道広島海田線	府中町千代9-12	C	2	無	2.0	20.0	1.2	29.11.22~29.11.22	74	-	×	×	226	-	17.2	-	-
256	町道大須上岡田線	府中町本町4-6-5	B	2	無	50.0	10.0	1.2	29.11.21~29.11.21	50	-	○	×	95	-	7.3	-	-

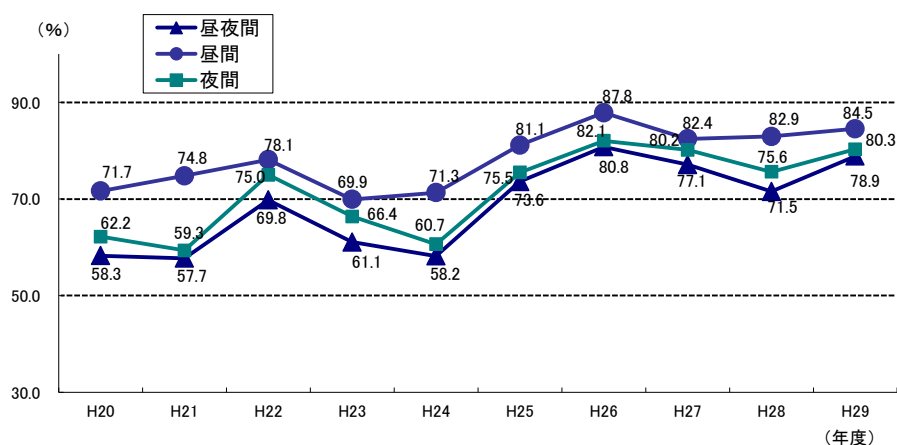
番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)		道路背後地
				車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
								Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過					
257	県道広島海田線	府中町青崎南2-15	C 2 無	-	-	1.2	29.11.14~ 29.11.15	71	67	×	×	-	-	-	-	-
258	一般国道2号	南堀川町1-39	C 4 無	2.0	20.0	1.2	30.3.23~ 30.3.23	68	-	○	×	256	-	7.03	-	-
259	一般国道2号	南堀川町1-33-4	C 4 無	20.0	2.0	1.2	30.3.23~ 30.3.23	60	-	○	×	256	-	7.03	-	○
260	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町中溝3丁目21番	B 2 無	20.0	-	1.2	29.11.14~ 29.11.15	54	50	○	○	-	-	-	-	○
261	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町中溝3丁目21番	B 2 無	2.0	-	1.2	29.11.14~ 29.11.15	69	65	○	○	200	33	11.7	21.8	-
262	一般県道瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原9丁目644番地	B 2 無	0.0	-	1.2	29.11.14~ 29.11.15	69	62	○	○	125	19	8.1	15.3	-
263	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	C 2 無	1.0	-	1.2	29.12.13~ 29.12.13	75	72	×	×	308	62	13.3	26.4	-
264	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	C 2 無	20.0	-	1.2	29.12.13~ 29.12.13	62	59	○	○	308	62	13.3	26.4	○
265	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園	C 4 無	0.8	40.7	1.2	29.12.13~ 29.12.13	72	67	×	×	289	55	12.7	27.2	-
266	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園	C 4 無	30.0	-	1.2	29.12.13~ 29.12.13	62	56	○	○	289	55	12.7	27.2	○
267	一般国道31号	坂町小屋浦1-3-6 西谷建工業業株横	B 2 無	1.0	55.0	1.2	29.12.13~ 29.12.13	73	69	×	×	227	47	10.8	22.4	-
268	一般国道31号	坂町小屋浦1-3-6 西谷建工業業株横	B 2 無	20.0	-	1.2	29.12.13~ 29.12.13	65	61	○	○	227	47	10.8	22.4	○
269	一般国道191号	安芸太田町戸内小学校前	B 2 無	30.0	50.0	1.2	30.3.12	55	-	○	-	44	-	20	-	○
270	一般国道191号	安芸太田町戸内松信園前	C 2 無	20.0	10.0	1.2	30.3.12	58	-	○	-	40	-	13	-	○
271	一般国道191号	安芸太田町ぶらっと ホームつなみ	B 2 無	10.0	20.0	1.2	30.3.12	63	-	○	-	40	-	20	-	-
272	一般国道191号	安芸太田町太田川森林組合前	C 2 無	5.0	30.0	1.2	30.3.12	63	-	○	-	59	-	13.2	-	-
273	国道261号線	北広島町山県郡北広島町春木 エトセラ横	C 2 無	3.0	12.0	1.2	29.10.18	73	69	×	×	133	76	24.0	3.9	-
274	主要地方道千代田八千代線	北広島町山県郡北広島町南方 元千代田工業倉庫横	- 2 無	2.0	8.0	1.2	29.10.18	66	-	○	-	19	-	31.6	-	-
275	国道261号線	北広島町山県郡北広島町本地 本地総合センター	- 2 無	3.0	30.0	1.2	29.10.18	66	66	○	×	45	37	11.1	2.7	-
276	国道261号線	北広島町山県郡北広島町春木 新宅譲次宅横	B 2 無	2.0	5.0	1.2	29.10.18	69	69	○	×	79	44	21.5	2.2	-
277	主要地方道千代田八千代線	北広島町山県郡北広島町南方 額田部会館横	- 2 無	1.0	5.0	1.2	29.10.18	69	-	○	-	40	-	10.0	-	-
278	県道都志見千代田線	北広島町山県郡北広島町今田 千代田病院前	B 2 無	3.0	20.0	1.2	29.10.18	59	-	○	-	15	-	6.7	-	-
279	国道433号線	北広島町山県郡北広島町舞鶴 大田錦造所前	- 2 無	1.0	15.0	1.2	29.10.18	66	63	○	○	25	12	8.0	0.0	-
280	県道八幡雲耕線	北広島町山県郡北広島町東八幡原 八幡郵便局・消防屯所前	- 2 無	1.5	1.5	1.2	29.10.4	56	-	○	-	11	-	9.1	-	-
281	国道186号線	北広島町山県郡北広島町大元 旧雄鹿原小学校前	- 2 無	1.5	10.0	1.2	29.10.4	63	-	○	-	15	-	20.0	-	-
282	国道186号線	北広島町山県郡北広島町荒神原 荒神センター前	- 2 無	1.5	10.0	1.2	29.10.4	65	-	○	-	23	-	26.1	-	-
283	国道186号線	北広島町山県郡北広島町川小田 芸北郵便局前	- 2 無	1.5	20.0	1.2	29.10.4	64	-	○	-	25	-	16.0	-	-
284	国道186号線	北広島町山県郡北広島町川小田 近藤商店前	- 2 無	1.5	10.0	1.2	29.10.4	62	-	○	-	31	-	6.5	-	-
285	国道186号線	北広島町山県郡北広島町細見 三叉路	- 2 無	1.5	7.0	1.2	29.10.4	61	-	○	-	27	-	11.0	-	-
286	主要地方道安佐豊平芸北線	北広島町山県郡北広島町移原 役場美和出張所前	- 2 無	1.5	20.0	1.2	29.10.4	53	-	○	-	12	-	-	-	-
287	主要地方道浜田八重可部線	北広島町山県郡北広島町大朝松尾住宅産業下	- 2 無	2.0	50.0	1.5	29.10.5	69	-	○	-	54	-	14.8	-	-
288	国道261号線	北広島町山県郡北広島町大朝鳴滝	- 2 無	10.0	50.0	1.5	29.10.5	69	-	○	-	33	-	18.2	-	-
289	国道433号線	北広島町山県郡北広島町下石610-4	- 2 無	5.0	3.0	1.5	29.10.11	67	-	○	-	21	-	19.0	-	-
290	県道烏帽子中原線	北広島町山県郡北広島町西宗1087-4	- 2 無	5.0	100.0	1.5	29.10.11	54	-	○	-	4	-	25.0	-	-
291	主要地方道安佐豊平芸北線	北広島町山県郡北広島町都志見4857-2	- 2 無	5.0	80.0	1.5	29.10.11	66	-	○	-	41	-	19.5	-	-
292	主要地方道安佐豊平芸北線	北広島町山県郡北広島町阿坂4435-5	- 2 無	5.0	3.0	1.5	29.10.11	63	-	○	-	40	-	5.0	-	-
293	県道七曲千代田線	北広島町山県郡北広島町吉木1600	- 2 無	5.0	50.0	1.5	29.10.11	53	-	○	-	3	-	-	-	-
294	県道澄合豊平線	北広島町山県郡北広島町長笹1562-2	- 2 無	5.0	100.0	1.5	29.10.11	64	-	○	-	4	-	75.0	-	-
295	県道烏帽子中原線	北広島町山県郡北広島町阿坂1893-2	- 2 無	5.0	5.0	1.5	29.10.11	52	-	○	-	2	-	50.0	-	-

資料：県環境保全課、各市町

(注)1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。

2 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

6 自動車騒音環境基準達成状況の経年変化



7 道路交通振動測定結果

(平成29年度)

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)	
					車道端からの距離	住宅等からの距離		昼間	夜間	要請限度以下	要請限度超過	昼間	夜間
								(7時~19時)	(19~7時)				
1	一般国道2号	広島市広島市安芸区上瀬野2丁目12番	第1種	2	1.2	7.1	29.10.24~29.10.25	45	46	○	○	274	143
2	一般国道2号	広島市中区舟入本町2番	第2種	6	5.7	0.0	29.10.23~29.10.24	49	48	○	○	634	302
3	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番18	第2種	3	3.7	0.0	29.10.11~29.10.12	35	29	○	○	220	68
4	一般国道183号	広島市安佐南区長束2丁目1番23	第2種	4	1.6	0.7	29.10.11~29.10.12	42	35	○	○	431	186
5	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野東6丁目37番	第1種	2	1.0	7	29.10.24~29.10.25	39	31	○	○	165	101
6	一般県道広島海田線	広島市安芸区船越南3丁目4番	第2種	2	2.6	6.5	29.10.17~29.10.18	42	38	○	○	218	113
7	一般国道31号線	呉市天応大浜3丁目2番地先	第1種	4	0.4	36.0	29.11.1~29.11.2	42	34	○	○	231	96
8	一般国道185号線	呉市広古新開2丁目1番地先	第2種	6	0.8	30.0	29.11.21~29.11.22	37	29	○	○	358	111
9	一般国道2号	尾道市久保三丁目2-8	第2種	2	1.0	17.0	29.12.6~29.12.8	44	32	○	○	173	42
10	一般国道2号(尾道バイパス)	尾道市栗原町3238-1	第1種	4	1.0	14.5	29.12.7~29.12.15	38	37	○	○	416	132
11	国道2号	福山市手城町	第2種	4	0.0	-	29.5.17~29.5.18	53	55	○	○	372	150
12	国道2号	福山市東桜町	第2種	6	0.0	-	30.3.13~30.3.14	50	51	○	○	505	223
13	県道広島海田線	府中町青崎南2-15	第2種	2	-	-	29.11.14~29.11.15	41	36	○	○	-	-
14	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	第2種	2	1.0	-	29.12.13~29.12.14	41	35	○	○	332	119
15	一般国道31号	坂町北新地1-2 坂町立北新地運動公園	第2種	2	20.0	-	29.12.13~29.12.14	41	32	○	○	332	119
16	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園	第2種	4	0.8	40.7	29.12.13~29.12.14	52	41	○	○	312	110
17	一般国道31号	坂町横浜東1-21 岡公園	第2種	4	30.0	-	29.12.13~29.12.14	40	31	○	○	312	110
18	一般国道31号	坂町小屋浦1-3-6 西谷建工業業株横	第1種	2	1.0	55.0	29.12.13~29.12.14	51	48	○	○	240	94

資料:各市区

8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

(平成28年度)

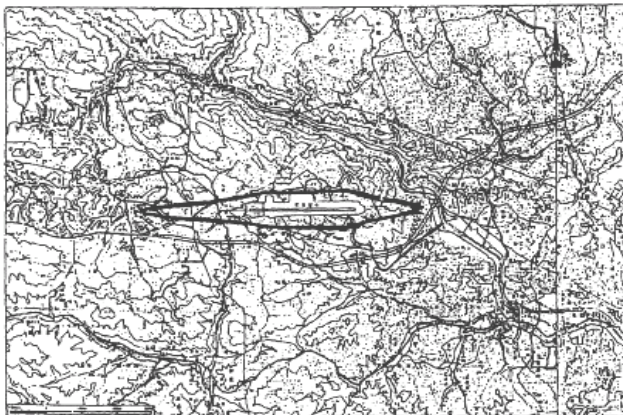
番号	市町	対象路線	区間延長距離 (km)	評価対象戸数	環境基準達成状況 (注)			
					昼夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜間とも基準値超過
1	広島市	国道2号線, 国道54号線他	586.5	151,775	145,855	2,101	501	3,318
					96.1%	1.4%	0.3%	2.2%
2	呉市	国道31号線, 国道185号線他	59.4	14,086	13,761	14	132	179
					97.7%	0.1%	0.9%	1.3%
3	竹原市	国道2号線, 国道432号線他	55.3	2,559	2,409	66	28	56
					94.1%	2.6%	1.1%	2.2%
4	三原市	国道2号線 主要地方道尾道三原線他	265.1	7,924	7,572	317	16	19
					95.6%	4.0%	0.2%	0.2%
5	尾道市	一般県道草深古市松永線 一般県道向島循環線他	168.8	9,381	8,835	3	125	418
					94.2%	0.0%	1.3%	4.5%
6	福山市	国道2号線, 国道486号線他	97.3	13,360	12,296	434	138	492
					92.0%	3.2%	1.0%	3.7%
7	府中市	国道486号線他	86.0	2,442	2,375	26	0	41
					97.3%	1.1%	0.0%	1.7%
8	三次市	一般県道知塩町線 主要地方道三次高野線他	100.5	2,662	2,657	0	4	1
					99.8%	0.0%	0.2%	0.0%
9	庄原市	中国自動車道, 国道183号線他	322.2	3,172	3,172	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10	大竹市	一般国道2号他	49.7	2,562	2,450	76	8	28
					95.6%	3.0%	0.3%	1.1%
11	東広島市	国道2号線, 185号線, 375号線他	229.5	13,038	12,632	83	137	186
					96.9%	0.6%	1.1%	1.4%
12	廿日市市	国道2号線 一般県道廿日市港線他	25.2	2,993	2,546	234	11	202
					85.1%	7.8%	0.4%	6.7%
13	安芸高田市	国道54号線 下北甲田線他	94.9	1,914	1,753	35	0	126
					91.6%	1.8%	0.0%	6.6%
14	江田島市	国道487号線他	75.2	4	4	0	0	0
					100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
15	府中町	一般県道広島海田線, 一般県道府中祇園線, 主要地方道東海田広島線	2.8	1,017	981	35	0	1
					96.5%	3.4%	0.0%	0.1%
16	海田町	国道2号線, 国道31号線, 一般県道矢野海田線	6.1	2,119	1,879	116	0	124
					88.7%	5.5%	0.0%	5.9%
17	熊野町	主要地方道矢野安浦線, 一般県道瀬野呉線	8.0	624	622	0	0	2
					99.7%	0.0%	0.0%	0.3%
18	坂町	国道31号線	7.2	527	463	31	0	33
					87.9%	5.9%	0.0%	6.3%
合計	14市4町	-	2,239.7	232,159	222,262	3,571	1,100	5,226
					95.7%	1.5%	0.5%	2.3%

資料：県環境保全課、各市

(注) 上段：基準達成戸数, 下段：基準達成戸数割合

9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図

(広島空港)



資料：県環境保全課

凡例 航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型Ⅱ)

10 航空機騒音短期測定結果

(1) 広島空港

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	29年度		
		9~10月調査	1月調査	通年
1	東広島市河内町入野 元兼地区	47.4	49.0	48.3
2	" " " 杣木地区	52.1	52.5	52.3
3	" " " 有田峰団地	50.6	51.5	51.1
4	" " " 有田陰地地区	48.4	50.4	49.5
5	" " " 徳広地区	49.3	50.2	49.8
6	" " " 栃木地区	47.5	50.3	49.1
7	" " " 中倉地区	45.4	48.0	46.9
8	" " " 木梨地区	43.1	45.4	44.4
9	" " " 大内原地区	44.6	48.3	46.8
10	" " " 大仙地区	47.5	49.8	48.8
13	三原市本郷町善入寺 本谷地区	40.9	42.8	42.0
14	" " 船木 平坂地区	50.7	51.1	50.9
15	" " " 菅地区	50.0	50.7	50.4
16	" " " 亀津地区	50.4	50.8	50.6
17	" " " 金売地区	52.0	51.3	51.7
18	" " " 川西下地区	50.4	49.8	50.1
19	" " " 片側東地区	51.6	51.8	51.7
20	" " " 兼広地区	51.6	51.4	51.5
21	" " " 下中筋下地区	51.0	48.9	50.1
22	" " " 中ノ谷地区	52.3	52.1	52.2

資料：県空港振興課

(2) 広島ヘリポート

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	29年度		
		8月調査	12月調査	通年
1	広島市西区観音新町二丁目13番	51.5	49.4	51
2	" " " 三丁目8番	39.4	38.2	39
3	" " 南観音五丁目13番	43.6	43.7	44
4	" " " 四丁目13番	44.8	42.2	44
5	" " " 二丁目9番	34.4	36.0	35
6	" " 観音新町一丁目11番	30.7	34.1	33
7	" " " 四丁目8番	52.9	50.8	52
8	" " " 四丁目12番	42.9	47.3	46
9	" " 扇一丁目1番	45.6	43.5	45

資料：広島市

11 航空機騒音常時測定結果

広島空港

L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル)

番号	測定場所	29年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	55.9
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	53.0
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	50.9
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	53.3
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	50.8

資料：県環境保全課

12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

(平成29年度)

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ(m)	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル(dB)							振動レベル(dB)			列車速度(km/時)	測定列車本数
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m	50m		
							1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	H30.1.12	76	74	69		
2	広島市西区横川新町（太田川河川敷）	I	PC桁	18.4	有	H30.1.15	62	61	60	59				48	48	160	43	
3	広島市中区西白島町	I	合成桁	15.0	有	H30.1.16	78	73	66	63				44	43	122	40	
4	三原市本郷町上北方982番地2	II	切土	-6.0	有	H29.11.13		77								284	20	
5	三原市本郷町上北方2152番地6西側	II	切土	-3.0	有	H29.11.13		73								282	20	
6	三原市長谷二丁目8番	II	高架	6.0	有	H29.11.15		72								268	20	
7	三原市長谷一丁目19番	II	高架	6.0	有	H29.11.15		71								274	20	
8	福山市山手町	I	高架	11.4	有	H29.6.14		73	72					50	49	262	20	
9	福山市東深津町三丁目2付近	II	高架	14.5	有	H29.6.5		69	67					50	46	240	20	
10	福山市引野町二丁目7-24付近	I	高架	16.4	有	H29.5.23		72	70					49	44	265	20	
11	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC桁	7.6	有	H29.11.28		68	63					46	40	191	20	

各市町調べ

- (注) 1 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。
 2 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。
 3 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。
 4 騒音レベルの欄中*印は、環境基準を超えているものを示す。
 5 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したものである。

14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

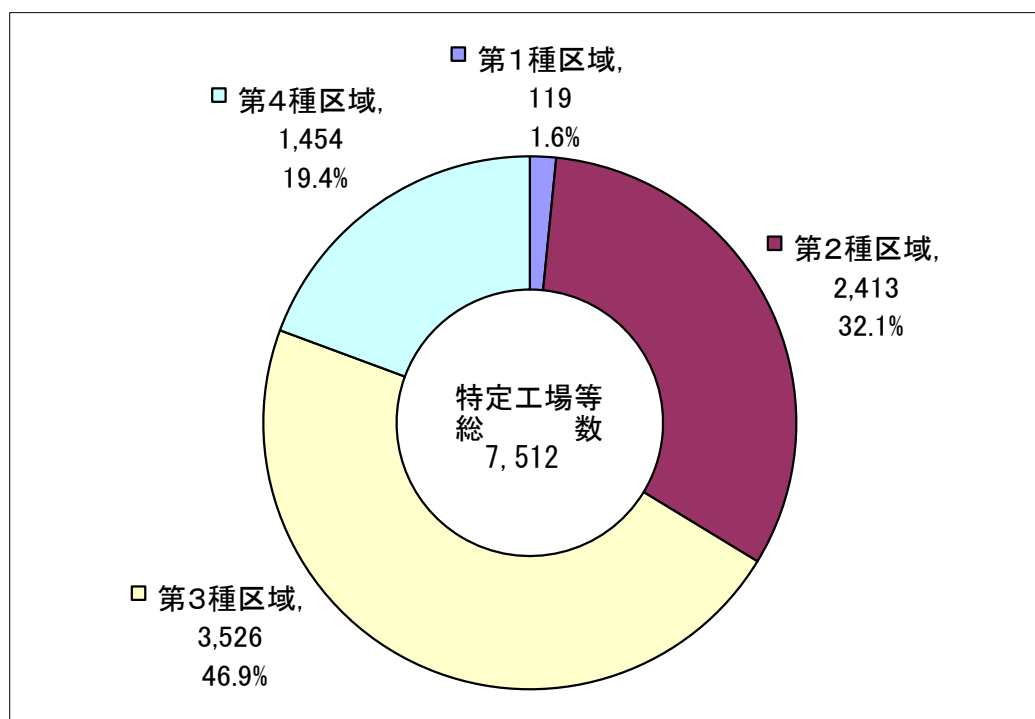
(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

17 騒音規制区域別の特定工場等数

(平成29年度)



18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

(平成30年3月31日現在)

区分	特 定 施 設																			合 計	特 定 工 場 等 数 (実 数)	特 定 工 場 等 数 の 構 成 比 (%)	
	騒 音 規 制 法											生 活 環 境 保 全 条 例											
	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	土 石 用 破 砕 機 等	織 機	建 設 用 資 材 製 造 機 械	穀 物 用 製 粉 機 械	木 材 加 工 機 械	抄 紙 機	印 刷 機	射 合 成 樹 脂 用 機	鋳 造 型 機	計	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	プ ロ ッ ク ク リ マ シ ン ト	木 材 加 工 機 械	ダ イ カ ス ト マ シ ン	オ シ レ ー ト コ ン ベ ア	電 動 発 動 機				計
合計	7,507	21,372	1,148	945	132	401	3,979	11	1,575	1,425	174	38,669	16,396	7,806	135	5,961	215	137	535	31,185	69,854	7,484	100.0
広島	2,467	7,279	242	4	39	11	1,081	0	945	429	55	12,552	5,680	3,381	37	2,092	93	116	115	11,514	24,066	2,930	39.2
広島西	142	1,712	57	0	7	1	305	6	77	64	0	2,371	249	327	6	218	0	0	1	801	3,172	245	3.3
呉	1,230	2,379	164	30	14	1	428	5	145	134	5	4,535	3,367	689	12	295	11	5	147	4,526	9,061	837	11.2
芸北	158	191	3	0	1	0	18	0	0	34	68	473	66	127	3	20	13	0	0	229	702	109	1.5
広島中央	602	1,868	70	0	10	8	126	0	44	323	1	3,052	1,626	574	1	101	0	0	3	2,305	5,357	335	4.5
尾三	910	2,087	151	70	24	4	396	0	97	143	11	3,893	1,559	809	22	458	37	0	17	2,902	6,795	964	12.9
福山・府中	1,659	5,512	435	841	27	376	1,402	0	208	212	19	10,691	3,324	1,731	48	2,541	16	16	244	7,920	18,611	1,776	23.7
備北	339	344	26	0	10	0	223	0	59	86	15	1,102	525	168	6	236	45	0	8	988	2,090	288	3.8

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
 2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。
 3 区分は広域行政圏による。

19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成29年度)

区 分	合 計	構 成 比 (%)	作 業 用 打 機 等 を 使 用 す る	作 業 用 打 機 を 使 用 す る	業 務 用 打 機 を 使 用 す る	空 気 圧 縮 機 を 使 用 す る	コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト 等 を 設 け て 行 う 作 業	パ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る	ト ラ ク タ ー シ ョ ン ボ ル を 使 用 す る 作 業	ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る 作 業
合計	1,340	100.0	193	0	935	138	0	70	1	3
広島	760	56.7	125	0	551	62	0	21	0	1
広島西	69	5.1	10	0	45	10	0	4	0	0
呉	66	4.9	6	0	57	1	0	2	0	0
芸北	8	0.6	0	0	2	0	0	6	0	0
広島中央	88	6.6	10	0	33	35	0	10	0	0
尾三	109	8.1	12	0	69	16	0	10	1	1
福山・府中	218	16.3	30	0	174	7	0	6	0	1
備北	22	1.6	0	0	4	7	0	11	0	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成29年度)

区 分	対 象 数	立 入 件 数					計 画 変 更 勧 告	改 善 勧 告	改 善 命 令
		件 数	騒 音 測 定						
			件 数	基 準 適 合 数	基 準 不 適 合 数				
法	特定工場等	5,106	119	44	38	6	0	0	
	特定建設作業	1,340	48	45	44	1	0	0	
条例	特定工場等	4,995	84	19	14	5	0	0	

資料：県環境保全課

21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域

22 振動規制法に基づく地域の指定図

(平成30年3月31日現在)



資料：県環境保全課

23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	区域の範囲	昼間	夜間
			(午前7時～午後7時)	(午後7時～午前7時)
第1種区域		騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域		騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	65デシベル	60デシベル

24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうちの学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうちの第1号区域以外の区域をいう。

25 振動規制区域別の特定工場等数

(平成30年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,675	797 (29.8%)	1,878 (70.2%)

資料：県環境保全課

26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成29年度)

区分	合計	構成比(%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	ロッキングマシーン等	木材加工機械	印刷機	ゴム練用ロール機等	合成樹脂用射出成形機	鑄造型機
合計	14,380	100.0	6,023	4,582	778	747	48	165	644	151	1,127	115
広島	4,721	32.8	2,294	1,381	240	2	11	32	319	41	380	21
広島西	520	3.6	98	276	26	0	2	27	40	0	43	8
呉	1,865	13.0	839	638	155	0	0	7	62	0	140	24
芸北	253	1.8	163	76	4	0	1	6	1	1	1	0
広島中央	1,121	7.8	398	452	84	0	1	5	26	6	149	0
尾三	1,292	9.0	336	573	115	49	18	7	34	4	152	4
福山・府中	3,978	27.7	1,581	1,051	139	696	13	45	120	99	176	58
備北	630	4.4	314	135	15	0	2	36	42	0	86	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成29年度)

区分	合計	構成比(%)	作業用打撃機等	鋼球を壊す用	舗装破砕機	作業用ブレーカー
合計	863	100.0	198	0	11	654
広島	540	60.5	140	0	6	394
広島西	43	4.2	11	0	2	30
呉	50	5.8	8	0	0	42
芸北	7	1.0	0	0	1	6
広島中央	44	4.3	14	0	1	29
尾三	58	7.2	10	0	0	48
福山・府中	110	15.8	15	0	1	94
備北	11	1.2	0	0	0	11

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成29年度)

区分	対象数	立入件数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令
		件数	振動測定					
			基準適合数	基準不適合数				
特定工場等	2,675	53	18	18	0	0	0	0
特定建設作業	863	11	10	10	0	0	0	0

資料：県環境保全課

29 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成30年3月31日現在)

市町名	地域の範囲	規制の区分
呉市	全域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	
広島市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、北広島町、世羅町、神石高原町	全域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	

30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要			
		特定悪臭物質	規制基準設定の有無		
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制		敷地境界線	気体排出施設 排出口	排水
		硫化水素	◎	◎	◎
		アンモニア、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	◎	◎	
		メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル	◎		◎
	臭気指数規制		規制基準設定の有無		
			敷地境界線	気体排出施設 排出口	排水
			◎	◎	◎
生活環境保全条例	指定施設について規制	施設の名称			
		動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設			

(注) ◎：規制基準あり

31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(平成30年3月31日現在)

区分	特定施設数									特定事業場数
	合計	構成比 (%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業				
			原料置場	蒸解施設	乾燥施設	飼養施設	収容施設	飼料調理施設	鶏ふん乾燥施設	
合計	569	100.0	19	16	6	423	8	9	88	569
広島	72	12.7	15	15	3	19	0	0	20	72
広島西	2	0.4	1	0	1	0	0	0	0	2
呉	28	4.9	1	1	1	16	0	7	2	28
芸北	28	4.9	0	0	0	19	3	1	5	28
広島中央	26	4.6	0	0	0	24	0	0	2	26
尾三	327	57.5	0	0	0	288	3	0	36	327
福山・府中	21	3.7	1	0	1	12	2	1	4	21
備北	65	11.4	1	0	0	45	0	0	19	65

資料：県環境保全課

(注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
2 区分は広域行政圏による。

32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(平成29年度)

件数	悪臭測定		立入検査	改善勧告	改善命令
	基準適合数	基準不適合数			
125	101	24	125	0	0

資料：県環境保全課

第4 化学物質

1 ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設の届出状況

(1) 大気基準適用施設 (平成30年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	焼結鉬製造用焼結炉	6	1	1
2	製鋼用電気炉	0	0	0
3	亜鉛回収用焙焼炉等	0	0	0
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等	6	0	0
5	廃棄物焼却炉	217	4	9
合 計		229	5	10

資料：県環境保全課，広島市，福山市，呉市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

(2) 水質基準対象施設 (平成30年3月31日現在)

番号	区 分	施設数	設置届 (施設)	廃止届 (施設)
1	パルプ製造用漂白施設	2	0	0
2	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	0	0
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設	0	0	0
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	0	0	0
8	クロロベンゼン等製造用水洗施設等	0	0	0
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等	0	0	0
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	0	0	0
11	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0
12	アルミニウム・同合金製造用焙焼炉等の廃ガス洗浄施設等	0	0	0
13	亜鉛回収用精製施設等	0	0	0
14	担体付き触媒からの金属回収用ろ過施設等	0	0	0
15	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	60	0	1
16	PCBの処理施設	0	0	1
17	フロン類破壊用プラズマ反応施設等	2	0	0
18	下水道終末処理施設	6	0	0
19	事業場の排水処理施設	1	0	0
合 計		69	0	2

資料：県環境保全課，広島市，福山市，呉市，三次市，庄原市，東広島市，大崎上島町

2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況

(平成29年度)

区 分	大気関係	水質関係	総 計
特定事業場数	172	46	218
特定施設数	228	74	302
立入検査実施施設数	86	33	119
行政検査件数	17	2	19
行政指導	39	4	43
改善命令	0	0	0
一時停止命令	0	0	0

資料：県環境保全課・広島市・呉市・福山市・三次市・庄原市・東広島市・大崎上島町

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業者の自主測定の実施状況

(1) 大気基準適用施設（排出ガス）

（平成30年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象施設数※	自主測定報告施設数	基準適合事業場数	未報告施設数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
焼結鈹製造用焼結炉	2	6	4	4	4	0
アルミニウム合金製造施設	2	6	6	6	6	0
廃棄物焼却炉	166	217	167	160	160	7
合計	170	229	177	170	170	7

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

(2) 水質基準対象施設（排水）

（平成30年3月31日現在）

区分	事業場数	届出施設数	自主測定対象事業場数※	自主測定報告事業場数	基準適合事業場数	未報告事業場数
			(a)	(b)		(a) - (b)
特定施設			(a)	(b)		(a) - (b)
パルプ製造用漂白施設	1	2	2	2	2	0
カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	3	3	0	0	0	0
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	34	60	2	2	2	0
PCBの処理施設	1	0	0	0	0	0
フロン類破壊用プラズマ反応施設等	1	2	0	0	0	0
下水道終末処理施設	5	6	5	5	5	0
事業場の排水処理施設	1	1	1	1	1	0
合計	46	74	10	10	10	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町

※届出事業場数から、年度内の新設により報告期限を迎えていない施設や休止中、建設中等の施設数を除いている。

4 ダイオキシン類環境汚染状況調査結果

(1) 大気

（平成29年度）

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)				
			春季	夏季	秋季	冬季	平均
広島県	一般環境	大竹油見公園	—	0.0093	—	0.010	0.0097
		廿日市桂公園	—	0.029	—	0.012	0.021
		海田高校	—	0.028	—	0.23	0.13
		東広島西条小学校	—	0.0065	—	0.021	0.014
		竹原高校	—	0.015	—	0.016	0.016
		三原宮浦公園	—	0.014	—	0.064	0.039
		尾道東高校	—	0.017	—	0.020	0.019
		府中市教育センター	—	0.022	—	0.023	0.023
		三次林業技術センター	—	0.0072	—	0.0039	0.0056
広島市	一般環境	国泰寺中学校	0.013	0.0097	0.014	0.038	0.019
		井口小学校	0.0088	0.0091	0.0072	0.014	0.0098
		安佐南区役所	0.020	0.011	0.0090	0.034	0.019
		可部小学校	0.039	0.010	0.0083	0.047	0.026
		安芸区スポーツセンター	0.10	0.030	0.073	0.33	0.13
呉市	発生源周辺	白岳小学校	—	0.042	—	0.041	0.042
	一般環境	明立小学校	—	0.012	—	0.018	0.015
		仁方中学校	—	0.022	—	0.14	0.081
		音戸消防署	—	0.036	—	0.025	0.031
福山市	発生源周辺	曙小学校	0.021	0.013	0.015	0.049	0.025
	一般環境	松永小学校	0.020	0.023	0.015	0.055	0.028
		南小学校	0.020	0.016	0.024	0.055	0.029
		培遠中学校	0.015	0.014	0.021	0.032	0.021
		駅家東小学校	0.017	0.013	0.014	0.047	0.023
		沼隈支所	0.010	0.011	0.024	0.026	0.018
		神辺支所	0.028	0.028	0.028	0.051	0.034
調査地点数		25					

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(2) 水質・底質

(平成29年度)

調査主体	区分	調査地点		調査結果	
		水域名・海域名 (海域の場合、測定地点番号)	地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
国土交通省 中国地方 整備局	一般環境	芦田川	小水呑橋	0.16	0.24
		太田川	壬辰橋	0.075	0.22
		太田川	旭橋	0.079	3.7
		小瀬川	両国橋	0.086	0.21
		小瀬川	小瀬川河口	0.083	0.21
広島県	一般環境	瀬野川	日浦橋 (10-10)	0.13	—
		黒瀬川	樋の詰橋 (14-16)	0.095	—
		広島湾西部 (31-8)	海域 (大竹市小方沖)	0.027	8.0
		燧灘北西部 (35-21)	海域 (三原市糸崎町沖)	0.029	3.5
広島市	一般環境	八幡川	泉橋	0.054	0.18
		太田川	安芸大橋	0.022	0.23
		鈴張川	宇津橋	0.033	0.20
		根谷川	根の谷橋	0.028	0.18
		三篠川	深川橋	0.036	0.18
		古川	大正橋	0.046	0.18
		猿猴川	東大橋	0.061	1.1
		府中大川	新大洲橋	0.047	0.19
		瀬野川	眞道橋	0.054	0.20
		広島湾 (31-29)	海域 (江波沖)	0.024	9.2
		広島湾 (32-17)	海域 (井口港沖)	0.021	12
		広島湾 (32-6)	海域 (金輪島南)	0.019	6.2
		海田湾 (32-1)	海域 (海田湾中央)	0.033	18
呉市	一般環境	二河川 (13-8)	松ヶ丘団地入口 (13-8)	0.056	—
		二河川 (13-10)	山手橋 (13-10)	0.056	—
		二河川 (13-5)	本庄橋 (13-5)	0.096	—
		広東大川 (52-2)	えびす橋 (52-2)	0.12	—
		昭和町沖 (33-10)	呉地先	0.023	12
		仁方錦川沖 (33-37)	呉地先	0.069	5.5
福山市	一般環境	藤井川	講和橋	0.46	2.7
		本郷川	吾妻橋	0.26	3.8
		瀬戸川	観音橋	0.22	0.72
		羽原川	本庄神社前	0.37	2.4
		山南川	矢川	0.25	2.7
		備讃瀬戸 (36-4)	海域 (St36-4)	0.20	8.1
		調査地点数		34	28

資料：国土交通省中国地方整備局、県環境保全課、広島市、呉市、福山市

(3) 地下水

(平成29年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)
広島市	一般環境	広島市西区三篠北町	0.014
		広島市東区戸坂大上二丁目	0.038
		広島市西区己斐本町二丁目	0.016
		広島市安佐南区沼田町伴	0.014
		広島市佐伯区湯来町大字麦谷	0.014
調査地点数			5

資料：広島市

(4) 土壌

(平成29年度)

調査主体	区分	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)
広島県	一般環境	安芸郡府中町下榎公園	2.7
		尾道市旭が丘第一児童公園	0.17
		江田島市江田島中央公園	0.072
広島市	一般環境	倉掛公園	0.061
		寺迫公園	0.069
		中山公園	0.18
		城ヶ丘第一公園	0.13
		矢口が丘公園	0.11
呉市	一般環境	発生源周辺 白岳小学校	0.57
		明立小学校	0.25
		仁方中学校	0.15
		音戸小学校	0.20
福山市	一般環境	御野小学校	0.29
		川口東小学校	0.76
		今津小学校	0.19
		広瀬小学校	0.024
調査地点数			16

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

5 内分泌かく乱化学物質環境汚染状況調査結果

水質

(平成29年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA
瀬野川	日浦橋	<0.05	<0.01	<0.01
黒瀬川(下流)	樋の詰橋	0.05	<0.01	0.16
黒瀬川(深堂川)	磯松橋上流	0.29	<0.01	0.01
沼田川(下流)	潮止め堰上	<0.05	<0.01	<0.01
大田川	大田橋上流	0.26	<0.01	0.02
沼田川(上流)	入野川下流	<0.05	<0.01	<0.01
藤井川	三成	<0.05	<0.01	<0.01
江の川(志路原川)	志路原川	<0.05	<0.01	0.01
燧灘北西部(竹原市沖)	35-8	<0.05	<0.01	<0.01
燧灘北西部(三原市沖)	35-21	<0.05	<0.01	<0.01

資料: 県環境保全課

(平成29年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
広島市	八幡川	泉橋	N.D.	N.D.	N.D.
	太田川	安芸大橋 (戸坂上水道取水口)	N.D.	N.D.	N.D.
	鈴張川	宇津橋	N.D.	N.D.	N.D.
	根谷川	根の谷橋	N.D.	N.D.	N.D.
	三篠川	深川橋	N.D.	N.D.	N.D.
	古川	大正橋(東原)	N.D.	N.D.	N.D.
	府中大川	新大州橋	N.D.	N.D.	N.D.
	猿猴川	東大橋	N.D.	N.D.	N.D.
	瀬野川	貫道橋(貫道)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	江波沖	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	井口港沖(17番地点)	N.D.	N.D.	N.D.
	広島湾	金輪島南	N.D.	N.D.	N.D.
	海田湾	海田湾中央	N.D.	N.D.	N.D.

資料: 広島市

(注) N.D.: 検出下限値未満(ノニルフェノール: $0.1\mu\text{g/L}$, 4-t-オクチルフェノール, ビスフェノールA: $0.01\mu\text{g/L}$)

(平成29年度, 単位: $\mu\text{g/L}$)

河川・海域名	地点名	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	
福山市	備讃瀬戸	36-60	<0.1	<0.01	<0.01
	藤井川	講和橋	<0.1	<0.01	<0.01
	本郷川	吾妻橋	<0.1	<0.01	<0.01
	羽原川	本庄神社前	<0.1	<0.01	<0.01
	山南川	矢川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(高屋川)	川北	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(瀬戸川)	観音橋	<0.1	<0.01	0.01
	芦田川(有地川)	有地川	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(神谷川)	神谷川	<0.1	<0.01	0.01
	芦田川(加茂川)	国信橋	<0.1	<0.01	<0.01
	芦田川(井溝川)	新茶屋橋	<0.1	<0.01	0.01

資料: 福山市

(参考)

平成10～15年度全国調査結果の検出範囲(μg/L)	ノニルフェノール	4-t-オクチルフェノール	ビスフェノールA	ポリ塩化ビフェニール類	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
	N. D. ～21	N. D. ～13	N. D. ～19	N. D. ～0.220	N. D. ～0.09	N. D. ～0.006

(参考)

予測無影響濃度 ノニルフェノール : 0.608 μg/L 4-オクチルフェノール : 0.992 μg/L ビスフェノールA : 24.7 μg/L	内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度。 なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人に当てはまらないことに留意する必要がある。
--	--

(注) 4-オクチルフェノールは、4-t-オクチルフェノールと4-n-オクチルフェノールの2種類の異性体がある。
 環境ホルモン作用が認められたのは、4-t-オクチルフェノールである。
 但し、魚類に対する予測無影響濃度は、4-オクチルフェノールとして設定されている。

6 ポリ塩化ビフェニル(PCB)による汚染状況調査

(平成29年度)

市場名	検体名	検体数	検出値(ppm)
三次総合卸センター	遠洋沖合魚介類	1	0.03
尾道総合食品地方卸売市場	内海内湾魚介類	1	<0.01
	内海内湾魚介類	1	0.03
	遠洋沖合魚介類	1	0.01
地方卸売市場系崎水産市場	内海内湾魚介類	1	<0.01
	内海内湾魚介類	1	0.02

食品	検体名	検体数	検出値(ppm)
食	鶏卵	1	<0.01
	鶏肉	2	<0.01

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

遠洋沖合魚介類	0.5ppm
内海内湾魚介類	3ppm
食肉(牛, 豚, 鶏)	0.5ppm
鶏卵	0.2ppm

7 水銀による魚介類の汚染調査結果

(平成29年度)

市場名	検体数	検出値(ppm)
三次総合卸センター	1	0.08
尾道総合食品地方卸売市場	3	0.15, 0.19, 0.02
地方卸売市場系崎水産市場	2	0.07, 0.12

資料：県食品生活衛生課

(注) 暫定的規制値

総水銀	0.4ppm
(総水銀が、0.4ppmを超える場合は、メチル水銀0.3ppm以下)	

8 トリブチルスズ化合物(TBT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT)による汚染調査結果

(平成 29 年度)

	採取区分	検体名	検体数	検出値 (ppm)
T B T	養殖	魚類	2	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	3	<0.02
T P T	養殖	魚類	2	<0.02
	養殖	魚介類	3	<0.02
	天然	魚類	3	<0.02

資料：県食品生活衛生課

(注) 1 暫定的 1 日許容摂取量

TBT : 1.6 μ g/kg 体重/日 (80 μ g/体重 50kg 成人/日)

TPT : 0.5 μ g/kg 体重/日 (25 μ g/体重 50kg 成人/日)

※魚介類の 1 人 1 日平均摂取量を 96.8g とすると、

TBT : 0.826 μ g/g

TPT : 0.258 μ g/g

2 検出値の単位は、厚生労働省報告様式に基づき ppm とした。

3 1ppm は 1 μ g/g に相当する。

9 かきの重金属検査結果

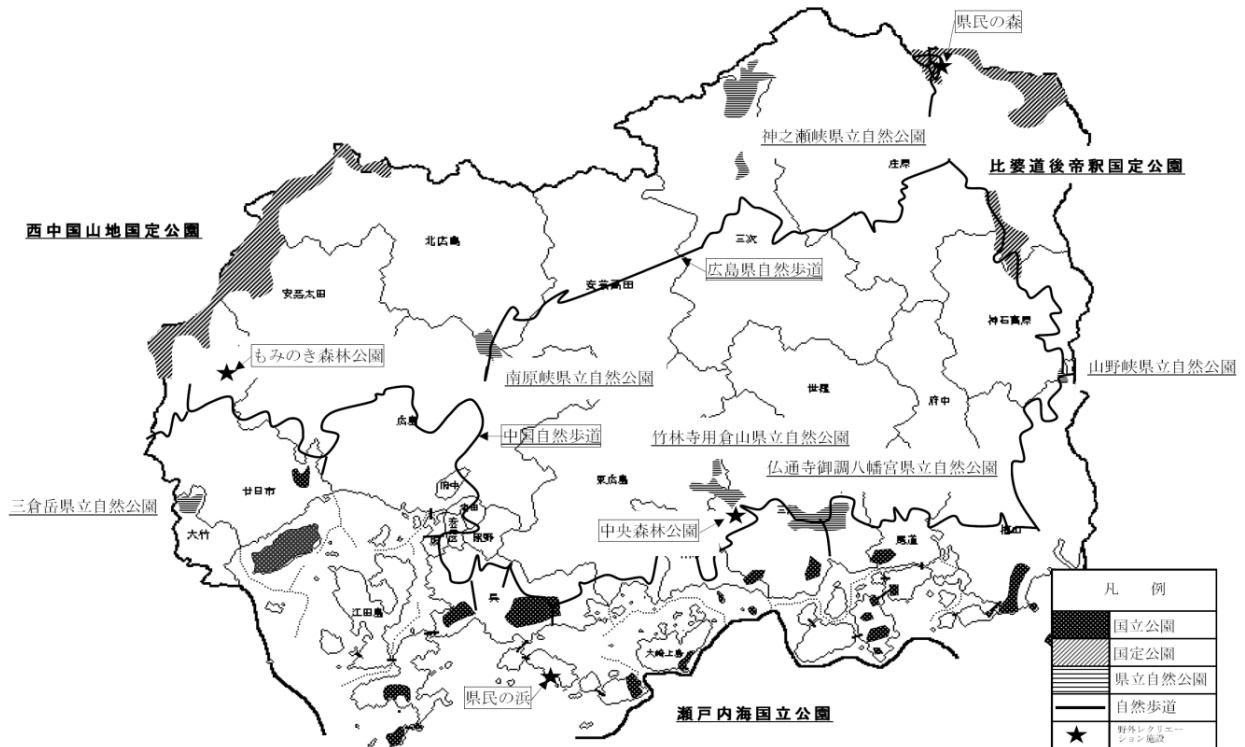
(単位 : ppm)

番号	採取年月日	重金属						
		亜鉛	銅	鉛	カドミウム	総カドミウム	亜硫酸	総水銀
1	H29.11.6	360	25	0.08	0.29	0.01	3.5	<0.01
2	H29.11.7	310	26	0.13	0.59	0.05	3.4	<0.01
3	H29.11.7	380	19	0.10	0.42	<0.01	2.8	<0.01
4	H29.11.13	400	26	0.06	0.32	<0.01	2.7	<0.01
5	H29.11.13	210	11	0.09	0.25	0.02	2.9	<0.01
6	H29.11.14	270	41	0.22	0.59	0.03	2.9	0.01
7	H29.11.14	160	13	0.18	0.20	0.02	2.1	0.01
8	H29.11.14	220	37	0.25	0.45	0.05	2.7	0.01
9	H29.11.20	260	22	0.13	0.24	0.02	3.0	<0.01
10	H29.11.20	210	20	0.17	0.29	0.02	3.1	0.01
11	H29.11.20	270	30	0.16	0.30	0.03	3.1	0.01
12	H29.11.20	290	32	0.12	0.45	0.02	3.4	<0.01

資料：県食品生活衛生課

第5 自然環境

1 自然公園等位置図



2 自然公園の指定状況

(平成30年4月1日現在)

公園名	主要地域／市町村名	面積 (ha)			指定日	
		総面積	特別地域	普通地域		
瀬戸内海国立公園	宮島, 仙酔島, 野呂山, 大久野島等	10,685 ※海面域は除く	7,569 (203)	3,116	S 9. 3. 16 S25. 5. 18 S31. 5. 1	
比婆道後帝釈国立公園	六の原, 道後山, 帝釈峡, 吾妻山等	5,342	5,342	0	S38. 7. 24 H15. 3. 25	
西中国山地国立公園	聖湖八幡原, 牛小屋高原, 三段峡, 臥竜山, 恐羅漢山等	15,389	15,389 (692)	0	S44. 1. 10	
県立自然公園	南原峡	広島市	925	925	0	S42. 9. 1
	山野峡	福山市, 神石高原町	311	311	0	S42. 11. 14
	三倉岳	大竹市	499	499	0	S46. 11. 23
	竹林寺用倉山	東広島市, 三原市	614	614	0	S46. 11. 23
	仏通寺御調八幡宮	三原市	1,356	1,356	0	S46. 11. 23
	神之瀬峡	三次市, 庄原市	2,736	2,736	0	H10. 4. 30
自然公園計		37,857	34,741	3,116		

資料：県自然環境課

(注) 特別地域内の () は、特別保護地区で内数である。

3 県自然環境保全地域一覧

(平成30年4月1日現在)

名 称	市 町	面 積 (ha)			指 定 年 月 日	
		総 面 積	特別地区	普 通 地 区	区域指定	特別地区の指定
龍 頭 峽	安芸太田町	31.40	31.40 (31.40)	—	48.10.25	51.6.18
万 古 溪	廿日市市	64.10	26.25	37.85	49.7.18	〃
当木島・釜戸岬	福 山 市	2.17	2.17	—	〃	51.12.24
魚 切 溪 谷	神石高原町	72.96	70.87	2.09	53.3.24 (区域の拡張)	51.6.18
石ヶ谷峽	広 島 市	389.75	119.34	270.41	49.9.30	51.6.18
津田の明神山	世 羅 町	66.69	22.54	44.15	49.11.14	51.12.24
常 清 滝	三 次 市	54.13	23.23	30.90	50.3.14	〃
八 国 見 山	庄 原 市	80.59	43.06	37.53	〃	〃
柏 島	呉 市	39.65	39.65	—	51.12.24	—
小 掛 峽	安芸高田市	52.51	14.80	37.71	〃	—
指 谷 山	庄 原 市	88.25	77.74	10.51	〃	—
大 峯 山	広島市・廿日市市	39.89	39.89	—	〃	—
福 王 寺 山	広 島 市	136.98	66.11	70.87	〃	—
男 鹿 山	世 羅 町	43.71	11.63	32.08	〃	—
湯 の 山	広 島 市	85.11	85.11	—	52.1.19	—
滝 山 峽	安芸太田町・北広島町	336.24	172.13	164.11	53.3.24	—
大 沢 湿 原	安芸高田市	56.62	33.77 (5.05)	22.85	53.12.1	—
黒川の明神山	世 羅 町	19.89	19.89	—	〃	—
神 之 瀬 峽	三次市・庄原市	46.41	46.41	—	54.12.1	—
岳 山	府 中 市	44.72	37.02	7.70	〃	—
阿 下 川	神石高原町	54.27	54.27	—	〃	—
猫 山	庄 原 市	65.03	65.03 (29.26)	—	57.7.19	—
品 の 滝	三次市・世羅町	50.16	49.88	0.28	〃	—
吾妻榎原谷	庄 原 市	87.52	87.52	—	〃	—
上田の明神山	三 次 市	10.19	—	10.19	58.3.31	—
八 幡 湿 原	北 広 島 町	29.43	2.93 (1.08)	26.50	59.3.31	59.10.1
女 亀 山	三 次 市	5.75	5.75 (5.75)	—	62.3.31	62.7.27
計	27 地 域	2,054.12	1,248.39 (72.54)	805.73		

資料：県自然環境課

注：1 特別地区欄の()は、野生動植物保護地区で内数である。

2 特別地区の指定年月日は、区域指定時に特別地区があわせて指定された場合を除くものである。

4 自然海浜保全地区一覽

(平成30年4月1日現在)

名 称	所在地	面積 (陸域) ha	海岸線 (延長) m	海浜状況	指定年月日
阿多田島長浦	大竹市	1.20	330	自然	S55. 8. 1
佐木大野浦	三原市	0.63	400	自然/半自然	"
七浦	呉市	0.27	300	"	"
干汐	尾道市	0.17	150	半自然	S56. 3. 31
大串	大崎上島町	0.23	1,400	自然/半自然	"
長浜	竹原市	0.10	800	"	S56. 9. 22
横山	福山市	0.54	1,100	"	"
大柿長浜	江田島市	—	650	"	S57. 3. 31
梶ノ鼻	尾道市	1.44	850	"	"
高根	尾道市	7.20	1,000	"	"
百島	尾道市	0.29	500	自然	S58. 3. 31
大附	江田島市	1.24	450	"	"
中島	呉市	0.28	600	半自然	"
箱崎	福山市	1.04	600	自然	"
グイビ	福山市	—	700	半自然	"
柄鎌瀬戸	三原市	0.45	1,500	"	S59. 3. 31
恋ヶ浜	呉市	0.84	300	自然	S62. 3. 31
大浦崎	呉市	0.04	720	"	H 2. 3. 31
須之浦	呉市	1.37	700	"	H 3. 3. 31
計	19地区	17.33	13,050		

資料：県自然環境課

5 緑地環境保全地域一覽

(平成30年4月1日現在)

名 称	市 町 村	面積 (ha)	指定年月日
三永水源	東広島市	71.50	S48. 10. 25
西国寺	尾道市	7.72	"
大坊	福山市	10.17	"
五品岳	庄原市	13.61	"
郡山	安芸高田市	95.34	S49. 4. 19
深山峡	安芸太田町	31.48	S49. 7. 18
大宮八幡宮	東広島市	2.59	"
蓮華寺	広島市	167.14	S49. 10. 1
風土記の丘	三次市	160.54	S50. 2. 12
古鷹山	江田島市	90.72	S50. 3. 14
立鶴山	神石高原町	12.48	"
立花山	尾道市	1.13	"
龍山	北広島市	3.71	S51. 12. 24
国貞山	安芸高田市	1.50	S56. 9. 11
東山溪	広島市・廿日市市	53.50	S58. 3. 31
榊山	東広島市	4.21	S60. 3. 30
今高野	世羅町	20.47	"
日高野	呉市	3.13	S63. 3. 31
葦嶽山	庄原市	60.32	H元. 3. 31
龜山八幡神社	呉市	1.50	"
大富山城跡	庄原市	3.71	"
天神鼻	呉市	2.01	H3. 3. 31
計	22地域	818.48	

資料：県自然環境課

6 自然公園内の許可等の処理状況

(平成 29 年度)

区 分	特別保護地区				特別地域									公園事業同意 (認 可)		
	許 可				許 可									届 出		
	工作物の新設増築	木竹の損傷	土地の形状変更	動物の捕獲等	工作物の新設増築	木竹の伐採・損傷	物の集積・貯蔵	指定植物の採取	色彩の変更	広告物の設置	土地の形状変更	非常災害の応急措置	木竹の植栽等	道路	野営場	その他
西中国山地国定公園	2	—	—	—	11	10	1	1	2	—	2	—	—	—	—	—
比婆道後帝釈峡国定公園	—	—	—	—	25	3	—	1	—	—	—	—	—	—	—	
南原峡県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	
山野峡県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
三倉岳県立自然公園	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
竹林寺用倉山県立自然公園	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
仏通寺御調八幡宮県立自然公園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
神之瀬峡県立自然公園	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

資料：県自然環境課

7 海岸線の状況

		自然海岸		半自然海岸		人口海岸		河口部		総延長 k m
		延長 k m	%	延長 k m	%	延長 k m	%	延長 k m	%	
H8	県	349.0	31.5	59.3	5.3	692.9	62.5	8.3	0.7	1,109.5
	全国	17,413.9	53.1	4,252.8	13.0	10,821.6	33.0	310.7	0.9	32,799.0
H5	県	355.3	33.0	49.4	4.6	663.7	61.7	6.9	0.7	1,075.3
	全国	18,105.7	55.2	4,467.5	13.6	9,941.8	30.3	264.0	0.8	32,778.9
S59	県	366.0	34.3	57.5	5.4	637.0	59.7	6.9	0.6	1,067.3
	全国	18,402.1	56.7	4,511.4	13.9	9,294.5	28.6	263.8	0.8	32,471.9
S53	県	369.6	35.0	59.0	5.5	621.0	58.8	6.9	0.7	1,056.5
	全国	18,967.2	59.0	4,340.4	13.5	8,599.0	26.7	263.7	0.8	32,170.2

資料：環境庁第 2 回～第 5 回自然環境保全基礎調査

8 藻場・干潟の現存面積と消滅面積

	藻場 (ha)		干潟 (ha)	
	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)	現存面積	消滅面積 (昭和 53 年度以降)
広島県	1,842	251	1,068	99
全国	142,459	65,156	49,380	5,920

資料：環境庁第 5 回 (平成 7・8 年度) 自然環境保全基礎調査

9 保安林面積

(単位：千 ha)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
水源かん養保安林	159	159	160	160	161	162	162	163	163	163
災害防備保安林	80	80	81	81	81	81	81	82	82	82
その他保安林	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
計	245	246	248	248	249	250	250	252	252	252

資料：県森林保全課

10 鳥獣保護区等一覧

(1) 森林鳥獣生息地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
宮島鳥獣保護区(弥山特別保護地区)	廿日市市宮島町	4,397	平成36年10月31日	203
並滝寺鳥獣保護区	東広島市志和町	111	平成34年10月31日	
朝日山鳥獣保護区	竹原市下野町	640	平成34年10月31日	
甲山ふれあいの里鳥獣保護区	世羅郡世羅町	464	平成34年10月31日	
大野町鳥獣保護区	廿日市市大野町	810	平成33年10月31日	
八千代鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	1,600	平成33年10月31日	
大土山鳥獣保護区	安芸高田市甲田町, 向原町	673	平成32年10月31日	
竜王山鳥獣保護区	福山市赤坂町ほか	972	平成32年10月31日	
指谷山鳥獣保護区	庄原市高野町	88	平成32年10月31日	
石ヶ谷峡・湯の山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	1,527	平成31年10月31日	
冠山鳥獣保護区	廿日市市吉和	1,630	平成40年10月31日	
岩子島鳥獣保護区	尾道市向島町	245	平成40年10月31日	
後山鳥獣保護区	福山市鞆町ほか	631	平成40年10月31日	
八国見山鳥獣保護区	庄原市口和町	196	平成40年10月31日	
恐羅漢山鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	811	平成38年10月31日	
苅尾山鳥獣保護区(苅尾特別保護地区)	山県郡北広島町	638	平成38年10月31日	114
郡山鳥獣保護区	安芸高田市吉田町	95	平成38年10月31日	
比婆山鳥獣保護区(比婆山特別保護地区)	庄原市西城町ほか	3,233	平成38年10月31日	403
大仙鳥獣保護区	東広島市河内町	78	平成37年10月31日	
立岩鳥獣保護区	廿日市市吉和, 山県郡安芸太田町	536	平成37年10月31日	
東郷山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	364	平成37年10月31日	
天狗石山鳥獣保護区	山県郡北広島町	111	平成37年10月31日	
竹林寺鳥獣保護区	東広島市河内町	87	平成37年10月31日	
野呂山鳥獣保護区	呉市川尻町	282	平成37年10月31日	
仙養ヶ原鳥獣保護区	神石郡神石高原町	740	平成36年10月31日	
南原峡鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	533	平成36年10月31日	
大万木山鳥獣保護区	庄原市高野町	507	平成36年10月31日	
三段峡鳥獣保護区(三段峡特別保護地区)	山県郡安芸太田町	1,350	平成36年10月31日	499
上野鳥獣保護区	庄原市	93	平成36年10月31日	
休山鳥獣保護区	呉市警固屋町	1,860	平成36年10月31日	
帝釈峡鳥獣保護区(帝釈峡特別保護地区)	庄原市東城町ほか	730	平成36年10月31日	159
笹ヶ丸鳥獣保護区	広島市安佐北区安佐町	389	平成36年10月31日	
犬伏山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	827	平成36年10月31日	
熊谷山鳥獣保護区	安芸高田市高宮町	321	平成36年10月31日	
龍頭峡鳥獣保護区	福山市山野町	271	平成36年10月31日	
道後山鳥獣保護区	庄原市東城町ほか	1,739	平成36年10月31日	
青笹鳥獣保護区	廿日市市	844	平成36年10月31日	
七塚鳥獣保護区	庄原市七塚町	1,121	平成35年10月31日	
神峰山鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	225	平成35年10月31日	
福王寺鳥獣保護区	広島市安佐北区可部町	1,249	平成35年10月31日	
細見谷鳥獣保護区	廿日市市吉和	851	平成35年10月31日	
	計	33,869		1,378

(2) 集団渡来地

(単位:ha)

名 称	所 在 地	面積	存続期限	特別保護 地区面積
王泊鳥獣保護区	山県郡安芸太田町, 北広島町	134	平成33年10月31日	
樽床鳥獣保護区	山県郡北広島町	240	平成33年10月31日	
久山田鳥獣保護区	尾道市久山田町	20	平成31年10月31日	
土師鳥獣保護区	安芸高田市八千代町	335	平成40年10月31日	
松永湾鳥獣保護区	福山市, 尾道市	1,582	平成40年10月31日	
沼田川鳥獣保護区	三原市	1,115	平成39年10月31日	
斎島周辺鳥獣保護区(斎島周辺特別保護地区)	呉市蒲刈町ほか	9,340	平成36年10月31日	6,230
津々木島鳥獣保護区	豊田郡大崎上島町	1,255	平成36年10月31日	
広島湾西部鳥獣保護区	広島市佐伯区ほか	1,400	平成35年10月31日	
	計	15,421		6,230

(3) 身近な鳥獣生息地

(単位:ha)

名称	所在地	面積	存続期限	特別保護地区面積
緑化センター・森林公園鳥獣保護区	広島市東区, 安佐北区	433	平成34年10月31日	
仙酔島鳥獣保護区	福山市鞆町	94	平成34年10月31日	
牛田山鳥獣保護区	広島市東区	1,240	平成33年10月31日	
陀峯山鳥獣保護区	江田島市大柿町	236	平成33年10月31日	
蓮華寺山鳥獣保護区	広島市安芸区	54	平成33年10月31日	
阿弥陀山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町	577	平成33年10月31日	
大峯山鳥獣保護区	広島市佐伯区湯来町ほか	40	平成33年10月31日	
万古溪鳥獣保護区	廿日市市	64	平成33年10月31日	
上黒瀬小学校林	東広島市黒瀬町	2	平成33年10月31日	
原田小学校林鳥獣保護区	尾道市原田町	2	平成33年10月31日	
横倉鳥獣保護区	福山市沼隈町	252	平成33年10月31日	
千田町鳥獣保護区	福山市千田町	540	平成33年10月31日	
三倉岳鳥獣保護区	大竹市	1,306	平成32年10月31日	
男鹿山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	43	平成32年10月31日	
亀鶴山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	37	平成32年10月31日	
権現山鳥獣保護区	神石郡神石高原町	14	平成32年10月31日	
鶴学園学校林伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	20	平成31年10月31日	
切串小学校林古鷹鳥獣保護区	江田島市江田島町	3	平成31年10月31日	
龍頭峽鳥獣保護区	山県郡安芸太田町	31	平成31年10月31日	
龍王鳥獣保護区	東広島市西条町	147	平成31年10月31日	
八本松地区学校林七ツ池鳥獣保護区	東広島市八本松町	8	平成31年10月31日	
黒川明神鳥獣保護区	世羅郡世羅町	46	平成31年10月31日	
城山鳥獣保護区	世羅郡世羅町	51	平成31年10月31日	
中之町小学校林日松山鳥獣保護区	三原市糸崎町	7	平成31年10月31日	
熊野小学校林後西鳥獣保護区	福山市熊野町	8	平成31年10月31日	
君田中学校林木呂田鳥獣保護区	三次市君田町	17	平成31年10月31日	
高野中学校林大鬼山鳥獣保護区	庄原市高野町	4	平成31年10月31日	
柏島鳥獣保護区	呉市川尻町	40	平成40年10月31日	
美土里中学校林日野城山鳥獣保護区	安芸高田市美土里町	4	平成40年10月31日	
三育学院学校林深見鳥獣保護区	三原市大和町	34	平成40年10月31日	
大坊鳥獣保護区	福山市駅家町	19	平成40年10月31日	
灰塚鳥獣保護区	三次市・庄原市	438	平成39年10月31日	
大浜崎鳥獣保護区 (大浜崎特別保護地区)	尾道市因島大浜町	35	平成39年10月31日	17
極楽寺山鳥獣保護区	廿日市市	110	平成38年10月31日	
もみのき森林公園鳥獣保護区 (もみのき森林公園特別保護地区)	廿日市市吉和	400	平成38年10月31日	337
グリーンピアせとうち鳥獣保護区	呉市安浦町	344	平成38年10月31日	
槇原谷鳥獣保護区	庄原市比和町	88	平成37年10月31日	
因島南鳥獣保護区	尾道市因島三庄町ほか	477	平成36年10月31日	
黄金山鳥獣保護区	広島市南区仁保町	18	平成36年10月31日	
五品岳鳥獣保護区	庄原市東城町	14	平成36年10月31日	
大久野島鳥獣保護区	竹原市	70	平成36年10月31日	
猫山鳥獣保護区	庄原市西城町ほか	65	平成36年10月31日	
緑井鳥獣保護区	広島市安佐南区	720	平成35年10月31日	
府中鳥獣保護区	安芸郡府中町	527	平成35年10月31日	
錦竜公園鳥獣保護区	大竹市玖波町	130	平成35年10月31日	
聖湖鳥獣保護区	山県郡北広島町	37	平成35年10月31日	
伴鳥獣保護区	広島市安佐南区沼田町	116	平成35年10月31日	
走島鳥獣保護区	福山市走島町	220	平成35年10月31日	
宇品鳥獣保護区	広島市南区元宇品町	34	平成35年10月31日	
	計	9,216		354

11 有害鳥獣の捕獲(有害捕獲数)

(単位:頭,羽)

区分	年度					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28
イノシシ	14,926	14,619	15,833	17,966	17,124	19,296
シカ	4,698	4,924	5,827	6,424	7,147	6,831
サル	102	130	120	158	126	225
カラス	3,471	3,516	2,753	1,728	1,526	1,471

資料:県自然環境課

第6 温暖化対策関係

1 部門別二酸化炭素排出量の推移(広島県)

(単位: 万t-CO₂)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	伸び率 (H19~ H27)
産業	3,714.2	4,141.2	4,194.8	3,774.3	3,670.4	3,922.7	3,963.6	3,995.3	4,071.5	4,003.0	3,995.2	-4.8%
うち工業プロセス	86.4	90.5	101.2	89.3	88.6	94.7	94.9	95.7	96.3	95.5	96.5	-4.6%
うちエネルギー転換	91.9	94.9	89.1	112.8	106.5	108.9	97.0	105.7	104.6	77.8	79.3	-11.0%
運輸	694.0	691.7	695.5	700.1	664.1	636.0	625.1	611.8	613.1	638.1	596.9	-14.2%
民政(家庭)	471.4	459.6	466.8	457.0	415.0	498.3	444.8	481.4	477.7	426.6	423.0	-9.4%
民政(業務)	426.1	437.0	465.0	407.9	372.4	447.1	376.0	411.7	405.3	373.7	360.4	-22.5%
廃棄物	49.3	49.1	50.5	50.0	45.5	46.7	45.0	45.5	44.8	46.6	46.9	-7.1%
合計	5,355.0	5,778.7	5,872.5	5,389.4	5,166.9	5,550.8	5,454.5	5,545.7	5,612.4	5,488.2	5,422.4	-7.7%

注1) 産業には、工業プロセスとエネルギー転換の値を含む。

注2) 数値は有効数字の関係上、合計の端数が一致しない場合がある。

注3) 第2次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度であるH19年度からの伸び率としている。

注4) 平成25年数値、産業部門、運輸部門、民生(業務)部門を確定値に変更した。

資料: 県環境政策課

2 電灯・電力消費量(広島県)

(単位: 億kWh)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
電灯	68	71	71	70	75	72	71	71	69	67
電力	138	145	136	124	134	129	129	131	129	128
計	206	216	207	194	209	201	200	202	198	195

資料: 県環境政策課

3 用途別都市ガス販売量(広島県)

(単位: 億kcal)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭用	14,193	13,370	13,377	12,983	13,128	13,157	12,967	12,664	12,688	12,214
商業用	7,397	7,208	7,000	6,116	6,140	5,928	5,826	5,778	5,519	5,314
工業用	27,393	30,400	29,707	30,003	33,000	32,717	32,230	32,019	30,086	30,021
その他	4,577	4,459	4,348	4,077	4,578	4,478	4,482	4,613	4,422	4,292
計	53,560	55,437	54,432	53,179	56,846	56,280	55,505	55,074	52,715	51,841

資料: 県環境政策課

4 種類別燃料油販売量(広島県)

(単位: 千kl)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
A重油	737	588	506	565	481	458	395	357	349	370
C重油	535	354	325	362	389	332	277	312	301	283
軽油	826	828	822	778	762	833	831	821	790	768
灯油	344	316	308	288	285	280	259	223	218	233
ナフサ・ジェット油	67	59	58	56	52	57	56	53	51	52
揮発油	1,370	1,416	1,331	1,281	1,258	1,248	1,174	1,170	1,154	1,142
計	3,879	3,561	3,350	3,330	3,227	3,208	2,992	2,936	2,863	2,848

資料: 県環境政策課

5 自動車保有台数の推移(広島県)

(単位: 千台)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
乗用車	884	870	864	859	861	859	856	851	849	853
貨物自動車	142	135	130	127	125	122	121	121	121	120
乗合自動車	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
軽自動車	740	755	765	773	785	799	817	834	841	844
その他	65	65	66	66	66	67	68	69	70	71
計	1,836	1,830	1,830	1,830	1,842	1,852	1,867	1,880	1,880	1,880

資料: 県環境政策課

6 住宅用太陽光発電システム設置件数(広島県)

(単位: 件)

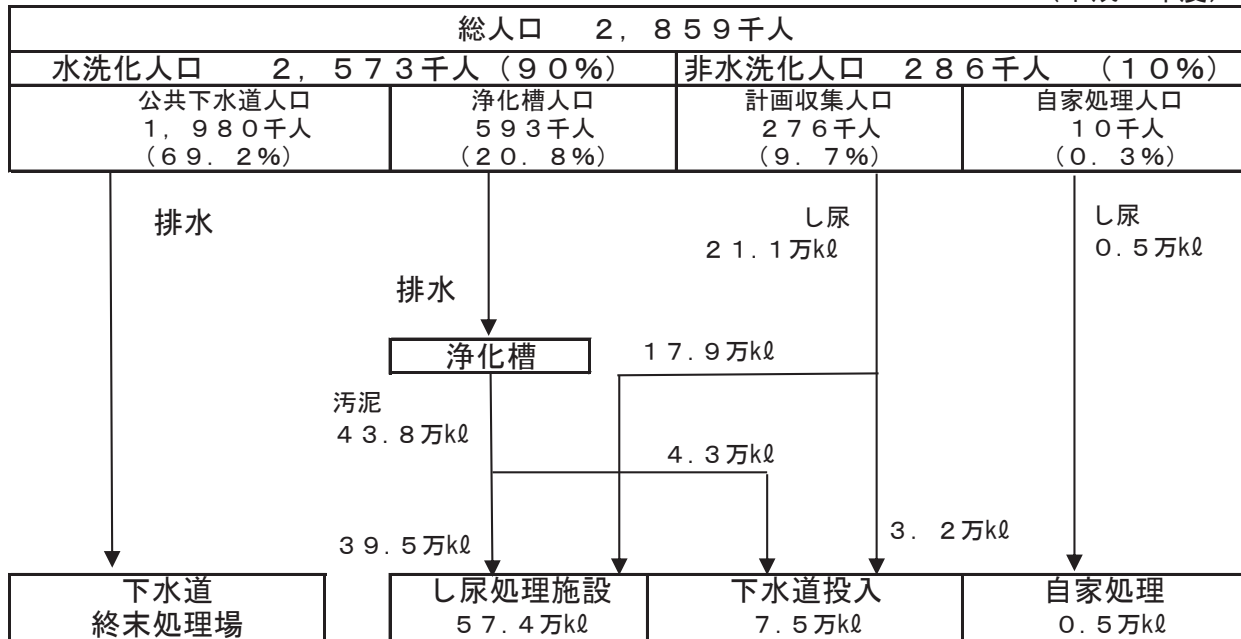
年度	~H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
設置件数	1,174	805	642	1,138	1,624	2,010	2,815	2,129	1,636	1,909	3,357	6,884	7,773	7,879	7,775	4,210	4,433	4,169	62,362

資料: 県環境政策課

第7 廃棄物対策関係

1 し尿処理の概況

(平成28年度)

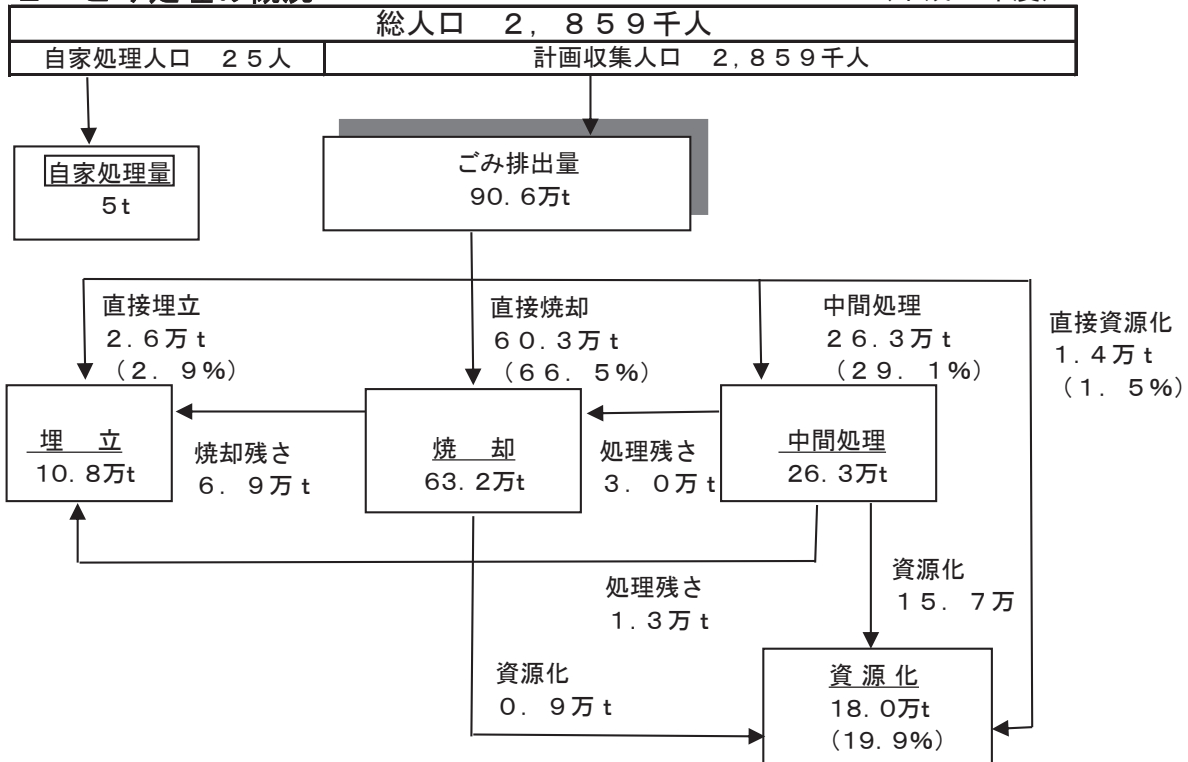


資料: 県循環型社会課

- (注) 1 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。
 2 公共下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口、浄化槽人口とは浄化槽(集落排水処理施設等を含む。)を利用してし尿等を処理している人口をいう。

2 ごみ処理の概況

(平成28年度)



資料: 県循環型社会課

- (注) 端数四捨五入により合計が合わない場合がある。
 計量値の差や水分の蒸発などの理由により、排出量と処理量は一致しない。

3 容器包装廃棄物の分別収集の状況

(単位：t)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
無色ガラス	7,641	6,412	6,360	6,047	5,890	6,065	5,794	5,701
茶色ガラス	7,642	6,694	6,641	6,235	5,909	5,901	5,784	5,517
その他のガラス	2,774	2,267	2,273	2,181	2,055	2,531	2,372	2,332
その他の紙	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	4,983	4,211	4,198	4,497	4,238	4,312	4,542	4,705
その他のプラスチック	27,231	27,763	24,108	20,791	20,291	24,264	23,922	23,327
うち白色トレイ	11	10	9	9	9	8	9	6
スチール	4,953	4,492	4,193	3,786	3,462	3,251	3,124	3,008
アルミ	2,898	2,654	2,672	2,567	2,590	2,726	2,861	2,817
段ボール	10,676	8,640	8,049	8,848	7,876	8,017	7,873	7,754
飲料用紙パック	94	84	90	100	74	77	66	66
計	68,892	63,217	58,584	55,052	52,385	57,143	56,339	55,228

資料：県循環型社会課

4 広島県分別収集促進計画(第8期)の概要

(単位：t)

対象品目		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
特定分別基準適合物	無色のガラス	5,872.0	5,845.0	5,816.0	5,792.0	5,761.0
	茶色のガラス	5,777.0	5,744.0	5,712.0	5,674.0	5,641.0
	その他のガラス	2,239.0	2,223.0	2,209.0	2,196.0	2,183.0
	その他の紙	260.0	348.0	437.0	496.0	556.0
	ペットボトル	4,258.0	4,248.0	4,236.0	4,225.0	4,209.0
	その他のプラスチック	24,061.1	23,967.1	23,887.1	24,005.1	23,962.1
	うち白色トレイ	11.1	13.1	15.1	16.1	18.1
小計	42,467.1	42,375.1	42,297.1	42,388.1	42,312.1	
法第2条第6項物	スチール	3,369.0	3,345.0	3,320.0	3,294.0	3,269.0
	アルミ	2,914.0	2,896.0	2,877.0	2,859.0	2,845.0
	段ボール	9,825.0	9,791.0	9,758.0	9,723.0	9,678.0
	紙パック	136.6	134.6	132.6	131.6	131.6
	小計	16,244.6	16,166.6	16,087.6	16,007.6	15,923.6
合計	58,711.7	58,541.7	58,384.7	58,395.7	58,235.7	

資料：県循環型社会課

5 自動車リサイクル法関連事業者の登録・許可状況

(平成30年3月31日)

区分	登録業者数		許可業者数		
	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業	
				(破砕前)	(破砕)
広島県	207	126	40	20	0
広島市	211	87	13	4	0
呉市	55	16	4	2	0
福山市	214	83	25	11	0
計	687	312	82	37	0

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

6 産業廃棄物処理業者許可状況

(平成30年3月31日)

区分	広島県	広島市	呉市	福山市	
産業廃棄物	収集運搬	3,992	165	42	106
	処分	236	115	29	65
	小計	4,228	280	71	171
特別管理産業廃棄物	収集運搬	552	28	7	14
	処分	17	8	2	3
	小計	569	36	9	17
合計	4,797	316	80	188	

資料：県産業廃棄物対策課，広島市，呉市，福山市

(注) 1 表中の数字は許可件数を表している。

2 1つの業者が複数の区分，複数の自治体の許可を有する場合，それぞれ計上している。

第8 その他

1 生活圏別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成29年度)

区分		合計	広島	広島西	呉	芸北	広島中央	尾三	府中・福山中	備北
取扱件数 (原因者数)	合計	1,289	401	131	35	2	178	237	303	2
	(構成比%)	100.0	31.1	10.2	2.7	0.2	13.8	18.4	23.5	0.2
取扱件数内訳	大気汚染	363	39	87	2	0	51	44	140	0
	水質汚濁	224	97	14	4	0	37	23	48	1
	騒音	265	150	15	16	1	16	12	55	0
	振動	22	13	4	2	0	1	0	2	0
	悪臭	144	51	11	11	1	13	8	48	1
	土壌汚染	2	0	0	0	0	1	1	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	269	51	0	0	0	59	149	10	0	

資料：県環境保全課

(注) 広域行政圏において市町が取り扱った件数

2 発生源別・種類別公害苦情事案の発生状況

(平成29年度)

発生源 種類別	合計	会社・事業所																		個人	その他	不明			
		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	水道・電気・ガス・熱供給業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	公務（他に分類されないもの）				分類不能の産業		
(原因者数) 取扱件数	合計	1,349	14	4	9	1	185	169	5	1	12	19	2	2	34	9	2	5	63	2	52	353	89	317	
	(構成比%)	100.0	1.0	0.3	0.7	0.1	13.7	12.5	0.4	0.1	0.9	1.4	0.1	0.1	2.5	0.7	0.1	0.4	4.7	0.1	3.9	26.2	6.6	23.5	
取扱件数内訳	大気汚染	371	2	3	5	0	42	50	1	0	1	2	0	1	1	3	0	0	11	1	19	158	7	64	
	水質汚濁	239	5	0	2	1	10	27	1	0	6	2	0	0	7	2	1	2	13	0	8	27	29	96	
	騒音	265	0	1	0	0	100	42	0	1	4	8	1	1	15	3	1	2	21	1	9	29	10	16	
	振動	22	0	0	0	0	15	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	
	悪臭	148	5	0	2	0	5	39	1	0	1	5	0	0	10	1	0	0	14	0	8	21	2	34	
	土壌汚染	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	301	2	0	0	0	13	8	2	0	0	2	1	0	1	0	0	1	4	0	7	118	36	106		

資料：県環境保全課

(注) 県及び市町が取り扱った件数

3 公害苦情事案の処理状況

区 分	26年度			27年度			28年度			29年度			
	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	総 数	解決 件数	解決 率 (%)	
取扱件数	1,425	1,386	97.3	1,403	1,362	97.1	1,249	1,199	96.0	1,349	1,297	96.3	
公害の 種類	大気汚染	352	350	99.4	356	352	98.9	346	341	98.6	371	363	98.4
	水質汚濁	252	248	98.4	290	286	98.6	232	229	98.7	239	229	95.8
	騒音	286	271	94.8	295	284	96.3	258	246	95.3	265	256	96.6
	振動	19	17	89.5	21	21	100.0	17	17	100.0	22	21	95.5
	悪臭	167	153	91.6	151	132	87.4	134	112	83.6	148	131	88.5
	土壌汚染	3	3	100.0	2	2	100.0	1	1	100.0	3	2	66.7
	地盤沈下	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	その他	346	344	99.4	288	285	99.0	261	253	96.9	301	295	98.0

資料：県環境保全課

4 環境保全協定締結状況

(平成30年3月31日現在)

当 事 者		締 結 年 月 日	
県 大竹市	日本製紙株式会社	昭和46年8月26日 " 50年9月23日 平成9年10月1日 平成15年4月1日 平成20年4月1日 平成24年10月1日 平成25年3月4日	日本紙業株式会社と協定締結 全部改訂 日本紙業株式会社から日本板紙株式会社に承継 日本板紙株式会社から日本大昭和板紙西日本株式会社に承継 日本大昭和板紙西日本株式会社及び三島製紙株式会社から日本大昭和板紙株式会社に承継 日本大昭和板紙株式会社から日本製紙株式会社に承継 全部改訂
	三菱ケミカル株式会社	昭和46年10月5日 " 50年9月2日	三菱レイヨン株式会社と協定締結 全部改訂
	株式会社ダイセル 三井化学株式会社 三井・デュポンポリケミカル株式会社	昭和46年11月25日 " 50年9月23日	協定締結 全部改訂
	JFEスチール株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成15年4月1日	日本鋼管株式会社と協定締結 一部改訂 日本鋼管株式会社から承継
県 福山市	瀬戸内共同火力株式会社	昭和46年12月27日 " 57年3月31日 平成18年7月1日	福山共同火力株式会社と協定締結 一部改訂 福山共同火力株式会社から承継
	日本化薬株式会社	昭和51年9月14日 " 57年3月31日 平成27年1月21日 平成29年10月2日	日本化薬株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂 一部改訂
	日新製鋼株式会社	昭和47年12月13日 " 59年3月31日	日新製鋼株式会社と協定締結 全部改訂
県 呉市	王子マテリア株式会社	昭和59年3月31日 平成元年4月1日 " 24年10月1日	東洋パルプ株式会社と協定締結 王子製紙株式会社と協定締結 王子製紙株式会社から承継
	横浜ゴム株式会社	昭和48年9月25日 平成9年11月6日 " 11年3月17日 " 20年6月3日 " 23年8月23日	横浜ゴム株式会社と協定締結 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂
県 竹原市	電源開発株式会社	昭和49年1月22日 " 55年4月19日 平成26年11月27日	電源開発株式会社と協定締結 全部改訂 一部改訂
県 大崎上島町	中国電力株式会社	平成7年11月20日 " 15年6月23日	中国電力株式会社と協定締結 一部改訂
	大崎クールジェン株式会社	平成25年1月15日	大崎クールジェン株式会社と協定締結

資料：県環境保全課

5 環境影響評価の実施状況

(1) 「環境影響評価法」に基づき手続中の事業 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
(仮称) 大佐山風力発電事業	北広島町	風力発電所	約 58,000kw	配慮書 H29. 6. 30

(2) 「環境影響評価法」に基づく手続を終了した事業 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
岩国大竹道路	大竹市	道路	4. 7km	H12. 8. 31
福山道路	福山市	道路	15km	H13. 3. 29
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画	大崎上島町	火力発電所	16. 7 万 kw	H24. 12. 4
竹原火力発電所新 1 号機設備更新計画	竹原市	火力発電所	60 万 kw	H25. 12. 20
福山共同発電所更新計画	福山市	火力発電所	23 万 kw	H30. 2. 27

(3) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づき手続中の事業 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	意見送付日
廿日市市新機能都市開発事業	廿日市市	土地区画整理事業	70. 2ha	-
(仮称) 福山市次期ごみ処理施設整備事業	福山市	廃棄物処理施設	600t/日	-

(4) 「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく手続を終了した事業 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
廃棄物処理・リサイクル事業	福山市	廃棄物処理施設	500t/日	H13. 4. 26
福山リサイクル発電事業	福山市	廃棄物処理施設	314t/日	H13. 9. 27
(仮称) 福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	し尿処理施設	200kℓ / 日	H22. 4. 1
(仮称) 三原市汚泥再生処理センター整備事業	三原市	し尿処理施設	176kℓ / 日	H22. 12. 13
広島中央エコパーク整備事業	東広島市, 竹原市	焼却施設 し尿処理施設	300t/日 300kℓ/日	H27. 4. 20
海田バイオマス混焼発電所設置計画	海田町	火力発電所	11. 2 万 kw	H28. 12. 5

(5) 「広島県環境影響評価の実施に関する指導要綱」に基づく手続を終了した事業 (平成 30 年 3 月 31 日現在)

事業名	事業の実施場所	種 類	規 模	評価書の公告縦覧
三和ゴルフクラブ建設事業	神石郡三和町	ゴルフ場	69ha	S60. 2. 12
広島市内陸部埋立事業	広島市	廃棄物処理施設	40ha	S60. 4. 11
広島港五日市地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	154ha	S61. 1. 27
東広島中核工業団地開発整備事業	東広島市	工業団地	70ha	S61. 3. 27
吉和カントリークラブ建設事業	佐伯郡吉和村	ゴルフ場	134ha	S61. 3. 27
新広島空港整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	2, 500m	S61. 9. 4
福山石炭灰最終処分場設置事業	福山市	廃棄物処理施設	42ha	S61. 11. 25
広島市矢野土地区画整理事業	広島市	住宅団地	103ha	S61. 11. 25
広島市安佐地区開発事業	広島市	工業団地	74ha	S62. 2. 26
広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市	住宅団地	123ha	S62. 7. 20
阿戸ゴルフ場建設事業	広島市	ゴルフ場	87ha	S62. 8. 24
箕島地区産業廃棄物等処理事業	福山市	廃棄物処理施設	59ha	S63. 5. 12
江の川水系灰塚ダム建設事業	甲奴郡総持町, 双三郡三良坂町	多目的ダム	354ha	H1. 3. 30
大佐山カントリークラブゴルフ場建設事業	芦品郡新市町	ゴルフ場	110ha	H1. 8. 10
志和東ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	115ha	H1. 8. 24
千代田カントリークラブ建設事業	山県郡千代田町	ゴルフ場	127ha	H2. 2. 15
鷹の巣ゴルフクラブ建設事業	佐伯郡佐伯町	ゴルフ場	114ha	H2. 3. 12
坂ゴルフ場建設事業	安芸郡坂町	ゴルフ場	136ha	H2. 7. 16
広電大和町ゴルフコース建設事業	賀茂郡大和町	ゴルフ場	127ha	H2. 11. 19
J & P36H ひろしまコース建設事業	山県郡豊平町	ゴルフ場	302ha	H4. 1. 9
瀬戸内リゾート竹原建設工事	竹原市	ゴルフ場等	139ha	H5. 5. 13
シティリゾートタウン開発事業	広島市	住宅団地等	145ha	H5. 8. 5
広島エーポートカントリークラブ建設事業	豊田郡本郷町	ゴルフ場	131ha	H5. 9. 30
西広島開発事業	広島市	住宅・工業団地	489ha	H6. 8. 11
広島港出島沖地区港湾整備事業	広島市	公有水面埋立	129ha	H6. 11. 4
大朝カントリー倶楽部建設事業	山県郡大朝町	ゴルフ場	165ha	H7. 2. 27
安浦地区ゴルフ場施設整備事業	豊田郡安浦町	ゴルフ場	19ha	H7. 3. 6
千代田流通団地造成事業	山県郡千代田町	流通業務団地	137ha	H7. 3. 27

久芳カントリー倶楽部建設事業	賀茂郡福富町, 豊栄町, 河内町	ゴルフ場	167ha	H7. 4. 20
広島空港拡張整備事業	豊田郡本郷町	飛行場	3, 000m	H8. 1. 8
恋文字ゴルフ場建設事業	東広島市	ゴルフ場	161ha	H8. 6. 6
広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市	工業団地等	80ha	H8. 9. 26
中国横断道尾道松江線(三次～高野)	三次市, 庄原市, 比婆郡口和町, 高野町	道路	36km	H8. 11. 5
上黒島最終処分場増設計画	安芸郡下蒲刈町	廃棄物処理施設	28ha	H9. 3. 27
駅家・加茂地区内陸団地造成事業	福山市	工業団地等	255ha	H10. 9. 17
地域高規格道路江府三次線建設事業	庄原市	道路	4. 1km	H11. 2. 4
呉市ごみ処理施設整備事業	呉市	廃棄物処理施設	393t/日	H11. 5. 10

(注) 事業の実施場所は、手続時の市町村名を記載している。

資料：県環境保全課

6 広島県環境配慮推進要綱に基づく環境配慮チェック表作成状況

(平成 29 年度)

環境配慮チェック表作成事業件数 (大・中規模事業)	事業の種類	道路・街路の整備		港湾・漁港等整備		砂防・治山		農業・農村の整備			用地・団地の造成		建築物の整備			合計																											
		6		1		5		12			1		4			29																											
		計	工	計	工	計	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工	計	設	工																								
		1	1	4	1	0	0	2	2	1	1	4	7	0	1	0	1	2	1	6	10	13																					
【循環】環境への負荷が少ない循環型社会広島	大気環境、水環境の保全	路線(場所)の選定について地域環境の保全、土地利用等と整合																			6	5	2	0	0	0	0	0	8	7	4	0	1	0	3	2	0	17	15	6			
		交通網の整備により交通量を分散化																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
		交通量を円滑化																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
		出入口の複数化や駐車場の適正配置による交通渋滞の緩和																																	2	2	0	2	2	0			
		沿道、沿線環境に配慮した構造																			1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
		防音壁を設置																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
		環境施設帯を設置																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
		駐車場の周辺に緑地を設置し大気汚染や騒音の緩和																																	3	2	0	3	2	0			
		低騒音舗装、透水性舗装、低騒音軌道等を採用																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		建設機械、車両の稼働に伴う周辺環境への影響の低減																			3	3	4	1	0	0	0	1	1	12	10	7	0	0	0	4	3	1	20	17	13		
		工事中の汚水、濁水の発生を低減																			3	3	3	0	0	0	0	1	1	11	10	6	0	1	0	0	0	0	14	15	10		
		地盤改良に当たり地下水汚染や土壌汚染の防止																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	4	3	1	4	6	3			
		工事の集中を避け平準化																			1	1	1	0	0	0	0	0	0	12	11	7	0	0	0	0	0	0	13	12	8		
		自然海岸の変更等による海水の自浄能力の低下や水産資源への影響の回避																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		埋立による潮流の変化がもたらす水質悪化や異常堆砂・異常洗掘等の回避																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		工事中の濁りを低減																												1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
		埋立柱材による汚染防止																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		土砂採取により埋立柱材を確保する場合の環境保全の配慮																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		水質の自浄作用に配慮した構造																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		地域の気候環境、水環境に配慮した処理方式・構造																																	0	1	0	0	1	0	0		
		汚水の高度処理、公共下水道接続																																	0	0	0	0	0	0	0		
		放流先の水環境の配慮																																	0	0	0	0	0	0	0		
		造成中の粉じん対策																																	0	0	0	0	0	0	0		
		廃棄物を有効利用する方式																																	0	0	0	0	0	0	0		
		緑が持つ水循環機能に配慮																																	0	0	0	0	0	0	0		
		雨水や循環水の利用促進																																	0	0	0	0	0	0	0		
		透水性舗装など地下水の涵養																																	0	0	0	0	0	0	0		
		処理水の再利用																																	0	0	0	0	0	0	0		
		悪臭の発生防止																																	0	0	0	0	0	0	0		
		中水道の整備																																	0	0	0	0	0	0	0		
		雨水利用施設、雨水浸透施設の整備																																	0	1	0	2	2	0	3		
		【廃棄物】廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	建設廃棄物の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理	3	3	4	1	0	0	0	1	1	12	11	7	0	0	4	3	1	20	18	13																				
				再生資材、再生砕石等の再生資源の利用																			3	3	4	1	0	0	0	1	1	12	11	7	0	1	0	2	1	0	18	17	12
				建設発生土の発生抑制、有効利用、適正処理																			3	3	4	1	0	0	0	2	0	12	11	7	0	1	0	0	0	1	15	17	12
		【地球】地球温暖化防止	バイパスの整備、立体交差化等により交通渋滞の緩和	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0																			
CO ₂ の吸収、ヒートアイランド現象の緩和等に資するため施設の緑化																			6	5	3	0	0	0	0	0	0	9	7	5	0	1	0	2	1	0	17	14	8				
熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など森林資源の保護																			3	3	3	1	0	0	0	3	1	11	9	6	0	0	0	0	0	0	15	15	10				
【省資源】省エネルギーの推進	自然エネルギー、省エネルギータイプの道路施設の導入	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0																					
		省資源、省エネルギーに配慮した建設資材の活用																			3	3	4	0	0	0	0	1	1	11	10	7	0	0	0	1	1	15	15	13			
		建築物の断熱化																																	2	2	0	2	2	0			
【共生】自然と人がふれあう潤いのある広島	自然環境の保全	雨水利用や中水利用設備の導入																																	0	0	0	0	0	0	0		
		貴重な動植物の生息・生育地の消失の回避																			4	4	3	1	0	0	0	0	0	9	8	4	0	0	0	0	0	0	14	12	7		
		回避できない場合は、自然環境の改変の少ない線形、形状や代替措置																			4	4	3	0	0	0	0	0	0	11	9	4	0	0	0	0	0	0	15	13	7		
		生物生息空間のネットワークの確保																			1	1	1	0	0	0	0	0	0	4	3	2	0	0	0	0	0	0	5	4	3		
		自然改変の少ない施設、構造・工法の採用																			1	1	0	0	0	0	0	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	7	5	0		
		のり面、環境施設帯等を活用した生物生息空間の創出																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		のり面、水際等については、生物生息空間の確保																												1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1		
		道路・場内・施設照明、前照灯、誘導灯等による影響の低減																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		野生生物の生息環境に配慮した夜間照明																																	0	0	0	0	0	0	0		
		干潟、藻場、磯場の保全																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		工事に伴って一時的に改変する自然環境の復旧																			1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	5	5	3	0	0	0	0	0	6	7	5		
		生態系を維持するための適切な河川水量を確保																																	0	0	0	0	0	0	0		
		池など生物生息空間の創出																																	0	0	0	0	0	0	0		
		多自然型川づくりにより、河川環境の保全・創造																																	0	0	0	0	0	0	0		
		【快適な生活空間】快適な生活空間の創造	緩勾配のり面への高木植栽を実施するなど道路、沿線の緑化	地場産資材、天然素材等の利用や植栽に努めるなど周辺景観と調和																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0
橋脚・施設等の色彩は周辺環境と調和																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
防波堤、堤防等の構造、形態、意匠及び素材等は周辺景観と調和																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
緑豊かな空間の維持・形成																												0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0				
親水性護岸、景観保全護岸等																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
人がふれあえる水辺環境を創造																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
のり面、水際等について親水性や景観の保全																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	4	0	1	0	0	0	0	8	7	4				
倉庫、上屋などの建築物等は個性、風情の活用、周辺景観との調和																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
良好な景観を形成している樹木等の存続、移植、現存樹木等を考慮した植栽等																												0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0				
良好な道路景観や町並み等の快適な都市景観の創造に努める																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
動植物の生息・生育場である多様な水際線、河床等の維持・創造																												0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
屋敷林、鎮守の森、里山などの保全																												2	2	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1				
施設内の緑化																																	0	0	0	0	0	0	0				
防災にも踏まえたオープンスペースの確保																																	0	0	0	0	0	0	0				
電波障害、日照障害、風害の防止																																	0	0	0	3	2	0	3				
人の健康に配慮した内装材等の使用																																				3	2	0	3				
【歴史】歴史的景観の保全	歴史的景観の保全	文化遺産の保護																			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	2	3	0		
		3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2	0	1	0	0	0	0	8	7	5																				
合計		56	51	47	7	0	0	4	13	8	170	##	93	0	16	0	40	31	6	277	260	154																					

※灰色の欄は各事業種の環境配慮チェック表の対象外項目。

7 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画に記載されている事業等一覧表(平成29年度実績)

県計画記載事項				H29年度関係課等の事業等の実施・進捗状況				
区分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容		
1 沿岸域の環境の保全・再生及び創出	(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務	○ 保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止	現存する藻場・干潟等の保全	水産課	水産資源保護法及び瀬戸内海漁業取締規則の施行業務	○ 保護水面における水産動植物の採捕禁止、重要藻場におけるひき網漁業の禁止について周知を図った。	
		水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、漁礁等を含む)造成面積(H23～32年度までの累計)17.0ha	水産課	水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進	
		海域環境創造事業	○ 八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	人工による干潟機能の回復、知見の集積	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	○ 八幡川河口人工干潟における鳥類及び底生生物の生息状況モニタリング	
	(2) 自然海浜の保全等	生物多様性保全推進事業	○ ミヤジマトンボ生息地の保全管理	ミヤジマトンボの絶滅回避	自然環境課	生物多様性保全推進事業	○ ミヤジマトンボ生息地の保全管理	
		漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	保全活動箇所数8か所(H32年度)	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	
	(3) 底質改善対策・産地対策の推進	自然海浜の保全	○ 自然海浜保全地区における開発等の規制	指定海浜の保全	自然環境課	自然海浜の保全	○ 自然海浜保全地区における開発等の規制	
		海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	○ 燧灘の果エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) ○ 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な漁場環境の修復方策の方向性の明確化	港湾振興課 水産課 環境保全課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務	○ 海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。	
		水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業	○ 海底堆積物除去の実施(広島市、呉市)	
		海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	
		美しい川づくり事業	○ 広島駅周辺地区の猿猴川において浚渫及び石灰灰造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業	○ H27年度に実施した河川環境改善(浚渫)効果等を検証するため、モニタリング調査を実施。	
	(4) 埋立に当たっての環境保全に対する配慮	公用水面埋立法施行業務	○ 工事の場所や規模に応じた、環境への影響の回避・低減を条件とした埋立の承認	環境への影響の回避・低減	港湾振興課	埋立に当たっての環境保全に対する配慮	○ 公有水面埋立法に定める免許基準等に基づく審査の実施	
	(5) 環境配慮型構造物の採用	海岸保全事業	○ 生物の生息環境の創出に資する海岸整備の推進	採用件数の増加	港湾漁港整備課 農業基盤課	海岸保全事業	○ 海岸保全施設の整備に当たっては、生物の生息環境に配慮する。	
	2 水質の保全及び管理	(1) 水質総量削減制度等の実施	水質汚濁防止法等施行業務	○ 許可制度による排水規制の徹底 ○ 処理施設等の監視指導による維持管理の徹底	発生負荷量(H26年度目標値)COD 53t/日以下 窒素42t/日以下 りん2.4t/日以下 次期目標は平成28年度策定予定 環境基準達成率COD 達成率の向上 窒素 100% りん 100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	○ 工場・事業場への立入検査を行い、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導を実施 ○ 国の定めた第8次総量削減基本方針を受け、第8次総量削減計画を策定 発生負荷量(H31年度目標値)COD 45t/日以下 窒素 40t/日以下 りん 2.2t/日以下
			農畜水産業の指導業務	○ 耕畜連携支援モデル事業の推進 ○ 養殖漁場の環境管理の適正化指導	発生負荷量(農畜水産関係等)(H26年度目標値)COD 6t/日以下 窒素17t/日以下 りん0.8t/日以下 次期目標はH28年度策定予定	環境保全課 畜産課	水質汚濁防止法施行業務 資源循環型畜産推進指導事業	○ 工場・事業場への立入検査を行い、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導を実施 発生負荷量(農畜水産関係)(H31年度目標値)COD 6t/日以下 窒素 16t/日以下 りん 0.7t/日以下
			湾灘協議会	○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備前瀬戸)で湾灘協議会を開催
(2) 下水道等の整備の促進		赤潮対策	○ 「広島県赤潮対策マニュアル」に基づき、国、県、漁協等の情報交換による監視通報の体制強化、赤潮対策に関する調査研究の推進	赤潮被害の低減	水産課	赤潮貝毒漁場環境監視事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査(水質、プランクトン等)及び漁業者への情報伝達や普及啓発を実施	
		生活排水処理対策	○ 広島県水適正処理構想に基づいた各種生活排水処理施設の効率的な整備 ○ 公共下水道及び流域下水道の整備 ○ 個別浄化槽の設置の推進 ○ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備	汚水処理人口普及率92.9% 下水道人口普及率77.9% (H37年度まで)※ 8か所(H32年度)	循環型社会課 下水道公園課 農業基盤課 港湾漁港整備課	浄化槽設置整備事業・浄化槽市町村整備推進事業 公共下水道整備事業・流域下水道整備事業 農業集落排水事業 漁業集落環境整備事業	○ 浄化槽を設置する個人に対して助成する市町の事業費に対する補助 ○ 浄化槽を面的に整備する市町の経費に対する起債元金償還費補助 ○ 公共下水道及び流域下水道の整備 ○ 農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善を図る。 ○ 漁業集落における排水処理施設の整備	
(3) 水質及び底質環境の改善	海砂利採取跡地フォローアップ調査事業	○ 燧灘の果エリアの海砂利採取跡地において海底地形、底質、魚介類等の海域環境を調査し、過去の調査結果と比較して、現在の環境修復の状況を検証・確認(H26～28年度) ○ 学識経験者の意見を踏まえ、今後の取組を検討	地域の実情に応じた、効果的な漁場環境の修復方策の方向性の明確化	港湾振興課 水産課 環境保全課	海砂利採取に係る海域環境フォローアップ調査業務	○ 海砂利採取跡地の魚介類、卵稚仔、漁業、文化財の調査及びH26～28年度で実施した調査の全体をとりまとめ、学識経験者の意見を踏まえて、修復の方向性を確認した。		
	水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした海底耕うんや海底堆積物(海底ごみ)除去による底質改良の実施	海底耕うん・海底ごみ継続実施	水産課	水産基盤整備事業	○ 海底堆積物除去事業の実施(広島市、呉市)		
	海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)	覆砂約9.9ha(H26～28年度)	港湾漁港整備課	海域環境創造事業	○ 福山内港における浮泥、悪臭防止のためのリサイクル資材を利用した覆砂の実施(H26～28年度)		
	美しい川づくり事業	○ 広島駅周辺地区の猿猴川において浚渫及び石灰灰造粒物の散布による河川環境の改善	河川環境の改善及び維持管理	河川課	美しい川づくり事業	○ H27年度に実施した河川環境改善(浚渫)効果等を検証するため、モニタリング調査を実施。		
(4) 有害物質等の低減のための対策	水質汚濁防止法等施行業務	○ 排水基準の遵守の徹底、特定施設の設置等の許可・届出制度を適切に運用し、水質環境基準の達成維持	排水基準の達成率100%	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	○ 工場・事業場に立入検査を行うとともに、排水検査を実施するなどして、排水基準の遵守状況を確認		
	ダイオキシン類等対策事業	○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場等への排水基準の遵守の徹底	環境基準達成率100%の維持	環境保全課	ダイオキシン類等対策事業	○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場への指導や排出水の行政検査を実施するとともに、水質(底質を含む)の環境モニタリングを実施した。		

県 計 画 記 載 事 項				H29年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区 分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容	
2 水質の保全及び管理	(4)有害物質等の低減のための対策	PRTR法施行業務	○ 特定化学物質の排出量の把握及び排出削減に向けた適正管理の推進	排出量の削減	環境保全課	PRTR推進事業	○ 特定化学物質の排出削減に向けた適正管理を推進するため、排出量の把握及び届出情報の提供等を行った。
		PCB廃棄物の適正処理等	○ PCB廃棄物(トランス、コンデンサ等)の適正な保管の指導、「ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づく適正な処理の推進	処理率 100%(H31年度)	産業廃棄物対策課	PCB廃棄物処理促進事業	○ 「広島県PCB廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物の適正な保管及び期限内処理を推進
	(5)油等による汚染の防止	油等の流出防止対策及び流出事故対策	○ 事故時の迅速な対応のための油処理機材等の備蓄 ○ 流出した油の処理及び原因者への防除作業の指導 ○ 海上保安部が行う規制や監視取締り等に対する情報提供による海洋汚染の未然防止	現状より減少	危機管理課 消防保安課 環境保全課	石油コンビナート等災害防止法に基づく、油等の流出防止対策及び流出事故対策 水質事故対策	○ 石油コンビナート等防災計画の策定等による防災対策の推進及び排出油等の流出拡大対策 ○ 関係機関と連携し、事故時の迅速な対応のための連絡体制の整備・対応
	(6)海水浴場等の保全	海水浴場水質調査	○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査の実施、公表	情報提供の徹底	環境保全課	海水浴場水質調査	○ 海水浴場の開設前・開設中の水質調査を実施するとともに、関係市町実施分もとりまとめて、公表する。
	(7)廃棄物の処理施設の整備	廃棄物の排出抑制等の推進	○ リデュース・リユースの推進 ○ リサイクル製品の使用促進	(一般廃棄物) 排出量 87.4万以下 再生利用量 排出量に占める割合 19%以上 最終処分量 10.3万以下 (H32年度まで※)	循環型社会課 産業廃棄物対策課	一般廃棄物対策事業 産業廃棄物処理実態調査事業	○ 一般廃棄物処理計画(市町)の策定指導、一般廃棄物の排出量等の実態調査及び一般廃棄物排出量等削減対策検討会の実施による削減対策の推進。 ○ 県内の産業廃棄物の排出量を調査・把握することにより、県廃棄物処理計画の進行管理に必要な基礎資料を得る。
	(8)健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	河川改良事業	○ 芦田川支流の瀬戸川の浄化施設の維持管理	BOD除去率 30%を下回らない	河川課	単独河川維持修繕事業	○ 芦田川水環境改善アクションプランの取組みの一環として、瀬戸川の浄化施設のモニタリング調査及び維持管理を実施し、水環境改善に努める。
		海灘協議会 広島湾再生推進会議	○ 流域及び海域を単位とした地域協議会を設置し、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり ○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進(各事業主体の事業を一元的に取りまとめ進捗管理)	流域や海域の実情に応じた取組の推進 中間評価を踏まえた計画の推進 (H28年度まで※)	環境保全課 技術企画課	瀬戸内海環境保全推進事業 広島湾再生推進会議	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備讃瀬戸)で海灘協議会を開催 ○ 森・川・海の健やかなつながりを活かし、豊かな広島湾を保全・再生する。
3 自然景観及び文化的景観の保全	(1)自然公園等の保全	瀬戸内海国立公園内での自然公園施設整備事業	○ 自然とのふれあいを促進するための施設整備	優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進	自然環境課	国定公園等整備事業 自然公園施設整備事業	○ 自然とのふれあいを促進するための施設の修繕 ○ 歩道安全対策(宮島)
		自然保護協力奨励事業	○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金の支給	自然環境の適正な保全	自然環境課	自然保護協力奨励事業	○ 県自然環境保全条例に基づく自然保護協力奨励金及び立木損失補償金を支給
		開発等の規制	○ 自然公園法等に基づく規制・指導	自然公園の保護	自然環境課	開発等の規制	○ 自然公園法等に基づく規制・指導
		採石条例施行業務	○ 林地等の保全に配慮した採取計画の認可、採石条例の適切な運用 ○ 森林法に基づく保安林の指定による立木伐採・開発行為等の制限	採石場における緑地の確保	技術企画課	採石条例施行業務	○ 林地等の保全に十分配慮して採取計画の認可を行うとともに、採取跡の整備の履行確保を図る
	(2)緑地等の保全	保安林制度及び林地開発許可制度	○ 林地開発許可制度の適正な運用による乱開発防止	土砂流出防止、風致等森林の公益的機能の保全、森林の乱開発防止	森林保全課	保安林制度及び林地開発許可制度	○ 保安林制度は、森林の有する公益的機能に着目し、安全かつ快適な国民生活を保持することに資する制度。 ○ 林地開発許可制度は保安林以外の森林であっても、森林の土地の適正な利用を確保することを目的とした制度。
		漁業集落環境(緑地等施設)整備事業	○ 快適にして潤いのある漁業集落の形成、その他住民の健康増進及び防災安全の確保(市町実施事業)	漁業集落の生活環境等の改善	港湾漁港整備課	該当なし	
		ひろしまの森づくり事業	○ 間伐等による人工林の健全化、放置された里山林の整備 ○ 住民団体やNPO法人等の森林保全活動等の支援	森林の持つ公益的機能の維持発揮 ※H33まで	森林保全課	ひろしまの森づくり事業	○ 15年以上手入れが十分されないまま放置され、緊急に整備が必要なスギ・ヒノキの人工林について、間伐等を実施し人工林の健全化を実施 ○ 土砂災害防止、生物多様性の保全等を目的として放置された里山林を整備するほか、住民団体やNPO法人等が自ら企画・立案・取組を行う森林保全活動等を支援
		森林病害虫駆除事業	○ 松くい虫被害やナラ枯れ被害など原因となる森林病害虫の蔓延防止	松くい虫、ナラ枯れ防除対策の推進による森林の健全な状態の確保	森林保全課	ひろしまの森づくり事業 森林病害虫駆除事業	○ 保安林等公益的機能が高い森林を対象に、松くい虫、その他森林病害虫等の的確な防除を実施し、森林の保全を実施
	(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全	文化財保存事業費補助金	○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理事業等への補助	良好な状態で文化財を保存	教育委員会文化財課	文化財保存事業費補助金	○ 国・県指定等文化財の管理及び保存修理等
	(4)漂流・漂着・海底ごみ対策の推進	瀬戸内海海ごみ対策関連事業	○ 海岸漂着物等対策推進計画の策定による、計画的な海ごみの回収及び発生抑制対策の取組	海岸をきれいな状態に維持 自主的な清掃活動の継続	環境保全課	海ごみ対策推進事業	○ 海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、市町の海岸漂着物処理を推進
	海岸一斉清掃	○ 住民等の参加による河川、海岸等の清掃活動の推進	海岸清掃活動参加者 20,000人/年 (H32年度)		海岸一斉清掃	○ 3市町において海岸一斉清掃を実施した。	
	放置艇対策事業	○ 放置艇の撤去指導、代執行等 ○ 廃船の処理等	放置艇の解消	港湾振興課	○ 法令に基づく海域利用の規制 ○ 放置艇対策事業 ○ 所有者不明沈没船処理	○ 法令に基づく海域利用の規制(占用許可制度等) ○ 放置艇の集積が高い地域から順次「係留保管計画」を策定し、段階的に係留・保管施設を整備 ○ 上記対策を補完するため、新たに「放置艇解消のための基本方針」を策定	
(5)エコツーリズム等の推進	エコツーリズム等の推進	○ 自然景観とそれに調和した文化的景観を活用したエコツーリズムの推進	エコツーリズム実施エリアの増加	環境保全課	エコツーリズム等の推進	○ 瀬戸内ツーリズム推進協議会、宮島エコツーリズム推進協議会に参加した。	
(6)鳥しよ部の環境の保全	鳥しよ部における環境保全活動の促進	○ 環境保全活動を行う団体に対する活動支援	各島1団体以上	環境保全課	鳥しよ部における環境保全活動の促進	○ 鳥しよ部で活動するせとうち海援隊に対して関係市町と協力して団体の活動を支援	

県 計 画 記 載 事 項			H29年度関係課等の事業等の実施・進捗状況			
区 分	事業名等	事業等の内容	目標	主要関係課名	事業名	事業等の内容
4 水産資源の持続的な利用の確保	水産基盤整備事業	○ 漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を目的とした藻場・干潟の造成等、漁場生産基盤の整備	アマモ場、ガラモ場等(関連する干潟、魚礁等を含む)造成面積(H23～32年度までの累計)※ 17.0ha	水産課	水産基盤整備事業	○ 藻場及び干潟の造成の推進 ○ 海底堆積物除去の実施(広島市、呉市)
	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援	海底耕うん・海底ごみ除去の継続	水産課	漁場基盤改良事業	○ 効用が低下した漁場において、漁場生産力の回復と向上を目的とした魚礁の設置等、漁場基盤の整備を支援
	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援	海砂利採取跡地における魚礁等整備箇所数 1か所/年	水産課	漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 漁場環境保全のための基礎調査の実施 ○ 漁業者等の地域活動組織が取り組む藻場・干潟等の保全活動に対する支援
	栽培漁業センター運営事業 瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 広島県栽培漁業センターにおける放流用種苗の大量生産及び供給 ○ 地域の核となる重点魚種を集中放流するための種苗の供給体制の整備	重点魚種(ガザミ、キジハタ、オニオコゼ、カサゴ)の種苗生産数量増加	水産課	瀬戸内水産資源増大対策事業	○ 県東部海域において、ガザミ、カサゴの集中放流を実施
	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 漁業者等が実施する資源管理型漁業の推進 ○ 漁業関係法令の適切な運用による水産資源の保護及び漁業秩序の維持	漁業資源の持続的利用の確保 漁業生産額(海面漁業)42億円(H32年度) (イワシ類、アサリ類を除く)	水産課	漁獲管理及び漁船等対策、沿岸・内水面漁業調整	○ 集中放流実施地区における体長制限等の自主的な資源管理の実施 ○ 対象魚種について、漁業者による漁獲状況の定期報告等を受理した。漁業関係法令の運用により、水産資源の保護及び漁業秩序の維持に努めた。
	第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理	○ 生活環境、農林水産業又は生態系への被害防止を目的とした、その原因となる鳥獣の生息数及び生息範囲の適正な管理	被害を与えるカワウの個体数の減少(H28年度に数値目標の設定を検討)	自然環境課	特定鳥獣保護管理計画事業	○ 生息状況調査の実施 ○ 被害対策の実施
5 推進基盤の整備	(1)水質等の監視測定	水質常時監視	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、水質測定計画を作成し、測定調査を実施	環境保全課	水質常時監視	○ 水質汚濁防止法に基づき、関係機関との連携のもと、測定調査を実施(平成29年度)河川227g地点、湖沼8地点、海域67地点 合計302地点
	(2)環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等	発生源水質連続測定データの監視	○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視	環境保全課	水質汚濁防止法施行業務	○ 公害防止に関する協定工場の排水中の水質・水量の毎時データの監視を、週報対象工場9社に対し実施した。
		漁場環境総合監視事業 赤潮貝毒監視事業	○ 漁場環境を把握するための水質・プランクトン等の基礎調査 ○ 貝毒・ノロウイルス実態調査	総合技術研究所	・漁場環境監視事業 ・資源評価調査事業 ・漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業(瀬戸内海西部における有害赤潮等分布拡大防止)	○ 漁場環境を把握するための水質・プランクトン等の基礎調査 ○ 有害赤潮プランクトンのモニタリング
		調査研究	○ 瀬戸内海流入河川中の栄養塩類濃度の変遷調査(H26～28年度)	総合技術研究所	・瀬戸内海環境保全・創造に係る研究助成(特定非営利活動法人瀬戸内海研究会/瀬戸内海環境保全知事・市長会議)	○ 本事業はH28年度で終了。
	(3)広域的な連携の強化等	瀬戸内海環境保全知事市長会議	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換	環境保全課	瀬戸内海環境保全知事・市長会議 (公社)瀬戸内海環境保全協会	○ 瀬戸内海環境保全知事・市長会議及び(公社)瀬戸内海環境保全協会への参画を通じて関係府県等との連携・情報交換を行った。
		クリーン太田川	○ 国土交通省、広島県及び関係市町で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系36河川の一斉清掃	道路河川管理課	クリーン太田川	○ 国土交通省、広島県及び関係市町等で組織する「クリーン太田川実行委員会」の主催により、太田川沿川自治会や河川愛護団体等が参加して、太田川水系37河川の一斉清掃を行う。
		広島湾再生推進会議	○ 広島湾の良好な環境の再生を目指し、行政や地域住民が連携して環境保全・再生に関する取組を推進 (各事業主体の事業を一元的に取りまとめ進行管理)	技術企画課	広島湾再生推進会議	○ 人と海の繋がりを取戻し、親しみやすい広島湾を再生する。
	(4)情報提供、広報の充実	情報提供	○ 県HP「エコひろしま」等による情報提供	環境保全課	県HP「エコひろしま」等による情報提供	○ 県HP「エコひろしま」にて、県内の公共用水域・海水浴場の水質の調査結果等の瀬戸内海の保全に関する情報を掲載し情報発信を行っている。
	(5)環境保全思想の普及及び住民参加の推進	広島県アダプト制度(マイロードシステム)	○ 県管理の国道・県道における清掃・美化ボランティア活動を行っている地域住民団体等をアダプト活動団体(マイロード団体)に認定し、表示板の設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援	道路河川管理課	広島県アダプト制度(マイロードシステム)・ラブリバー制度	○ 県管理の道路や河川の清掃・美化ボランティア活動に意欲を持ち、現にボランティア活動を行っている住民団体、企業や個人をアダプト活動認定団体(マイロード認定団体・ラブリバー認定団体)に認定し、表示板を設置、傷害・損害賠償保険の加入、活動費の一部を支援する。
		せとうち海援隊支援事業	○ 海域の自然環境への関心の向上を図り、環境を良好に維持していくため、生物観察会や海岸清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動支援(傷害保険の加入、活動資材の提供、回収ゴミの処分、活動状況のPR等)	環境保全課	せとうち海援隊支援事業	○ 海域の自然環境を良好に維持していくため、県内の海浜等で、清掃活動を行う団体を「せとうち海援隊」として認定し、関係市町と協力して団体の活動を支援する。(傷害保険の加入、活動費の一部を支援する)
		環境活動リーダー養成	○ 地域において自主的な環境活動を担うリーダー人材の育成	100人(H32年度までの累計)	環境政策課	環境活動リーダー養成
	(6)環境教育・環境学習の推進	子どもエコクラブ活動促進	○ 幼児から高校生までが地域で自主的な環境活動を進めるための支援や会員募集	同規模の活動の継続	環境政策課	子どもエコクラブの支援
湾灘協議会		○ 流域及び海域を単位とした地域協議会の設置など、幅広い主体の意見を施策に反映する仕組みづくり	流域や海域の実情に応じた取組の推進	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ 西部(広島湾)、中部(安芸灘、燧灘)、東部(備後灘、備讃瀬戸)で湾灘協議会を開催
環境保全アドバイザー制度		○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を養成・登録し、県民の環境保全活動を支援	同規模の活動の継続	環境政策課	環境保全アドバイザー制度	○ 環境学習等で、助言・指導を行うことができる人材を登録し、県民の環境保全活動を支援
環境学習講師派遣事業		○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣	派遣者数の増加	環境政策課	環境学習講師派遣事業	○ 学校、地域、事務所等が実施する環境学習に専門知識を有する講師を派遣
教員研修の推進		○ 地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上	同規模の活動の継続	教育委員会教職員課 教育委員会義務教育指導課	教員研修の推進	○ 地域の特色を活かした学校独自の環境学習プログラムを創造するため、教員の専門的な知識や技能を向上
瀬戸内海環境保全推進事業		○ 海岸生物調査マニュアルを使用した住民による生物調査の推進 ○ 活動団体による観察会の結果などの公表、情報共有	自主的な生物調査の拡大	環境保全課	瀬戸内海環境保全推進事業	○ せとうち海援隊認定団体や一般県民、学生等を対象とし、調査マニュアルに基づく調査の講習会及び小学生以上を対象とした観察会を実施。

8 せとうち海援隊認定団体

(平成30年3月31日現在)

地域名	団体名	活動区域(市町名)
広島	宇宙船地球号の会	包が浦地区海岸(廿日市市)
	阿多田島漁業協同組合	阿多田地区海岸(大竹市)
	宮島の磯・生きもの調査団	大元公園前海岸外(廿日市市)
	広島環境サポーターネットワーク	元宇品海岸太田川河口(広島市)
	N T T ドコモ中国グループ	ベイサイドビーチ坂(坂町)
	フジこどもエコクラブ広島	包ヶ浦海岸(廿日市市)
	特定非営利活動法人佐伯帆走協会	廿日市市ポートパーク周辺(廿日市市ほか)
	広島市立似島小学校	大黃湾(広島市)
	瀬野川を楽しむ会	瀬野川, 海田湾周辺(海田町)
	広島市立似島中学校	長浜, 大黃湾(広島市)
	広島干潟生物研究会	太田川緑地, 猿猴川河口他(広島市)
	自然環境ネットワーク SAREN	倉橋島(呉市), 宮島(廿日市市)ほか
	宮島未来ミーティング	腰細浦, 包ヶ浦(廿日市市)
	富士ゼロックス広島フィッシングクラブ	オレンジビーチ(呉市)ほか
呉	海越女性会	海越地区海岸(呉市)
	呉市豊浜町公衆衛生推進協議会	豊浜町内海岸(呉市)
	ひろしま自然の会	呉市周辺の海岸(呉市)
	呉市豊町公衆衛生推進協議会	大崎下島の蒲野, 白潟(呉市)
	S S F C 海辺の清掃実行委員会	呉市内の海岸(呉市)
	呉市立下蒲刈小学校	梶ヶ浜(呉市)
	呉市立吉浦中学校	狩留賀浜(呉市)
	永田川カエル倶楽部	永田川, 鹿川湾(江田島市)
	呉市立広南小学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市立広南中学校	呉市広長浜(呉市)
	呉市民公益活動団体 Team JIN 「仁」	大浦崎海岸(呉市)ほか
東広島	忠海高校科学研究部&ボランティアサークル	長浜海岸, 忠海高校前海岸(竹原市)
	大崎上島町公衆衛生推進協議会	大串海岸, 野賀海岸(大崎上島町)
尾三	くる ² (くるくる)みはら発見隊	鷺浦町広瀬谷海岸(三原市)
	三原市立鷺浦小学校	鷺浦町須ノ上, 佐木, 向田地域海岸(三原市)
	尾道市立高見小学校	千汐海岸, 下江府島海岸(尾道市)
	尾道市立浦崎小学校	海老干潟(尾道市)
	浦島漁業協同組合	浦崎町内海岸, 百崎町内海岸(尾道市)
福山	環境市民ネットまつなが	松永湾一帯(福山市)
	盈進中学校環境研究部生物班	仙酔島(福山市)
	福山市立内海小学校	入双の浜, しゃごしの浜, 家廻の浜(福山市)
	特定非営利活動法人しまなみの心	備後灘, 燧灘海域の海岸(福山市)

資料：県環境保全課

9 こどもエコクラブ数, メンバー数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
メンバー数	1,439	972	941	1,542	4,415	2,457	3,118	2,249	1,924	1,057
サポーター数	246	182	178	254	554	537	666	543	310	183
クラブ数	82	55	42	49	77	49	53	47	52	41

資料：県環境政策課

10 緑の少年団, 団員数

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
団員数	2,525	2,596	2,396	2,497	2,566	2,462	2,843	2,795	2,949	2,975	2,956
団 数	38	37	36	34	37	38	35	36	34	33	32

資料：県森林保全課

11 国指定・県指定文化財等件数一覧

(平成30年3月27日現在)

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計
種 別 (種 類)		件数	種 別 (種 類)		件数	
国 宝	建 造 物	7				7
	絵 画	2				2
	工 芸 品	9				9
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	1				1
小 計		19				19
重 要 文 化 財	建 造 物	56	重 要 文 化 財	建 造 物	45	101
	絵 画	11		絵 画	51	62
	彫 刻	43		彫 刻	92	135
	工 芸 品	55		工 芸 品	55	110
	書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	20		書 跡 ・ 典 籍 ・ 古 文 書	51	71
	考 古 資 料	4		考 古 資 料	18	22
	歴 史 資 料	4		歴 史 資 料	4	8
小 計		193	小 計		316	509
重 要 無 形 文 化 財		0	無 形 文 化 財		3	3
重 要 有 形 民 俗 文 化 財		7	有 形 民 俗 文 化 財		5	12
重 要 無 形 民 俗 文 化 財		4	無 形 民 俗 文 化 財		67	71
記 念 物	特 別 史 跡 ・ 特 別 名 勝	1	記 念 物			1
	特 別 史 跡	1				1
	特 別 名 勝	1				1
	特 別 天 然 記 念 物	1				1
	史 跡	25		史 跡	125	150
	名 勝	7		名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	117	132
小 計		51	名 勝 天 然 記 念 物		1	1
			小 計		249	300
重 要 伝 統 的 建 造 物 群		3				3
合 計		277	合 計		640	917
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
文 化 財 登 録	登録有形文化財					245
	登録記念物					3

資料：県文化財課

12 都市公園整備現況

(平成29年3月31日現在)

区分	種別	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	2,725	404.28
	近隣公園	111	219.30
	地区公園	27	145.33
	計	2,863	768.91
都市基幹公園	総合公園	28	426.71
	運動公園	20	294.59
	計	48	721.30
特殊公園		29	659.61
広域公園		5	291.15
都市緑地・緑道		167	200.99
国営公園		1	338.80
計		202	1,490.55
合計		3,113	2,980.76

資料：県下水道公園課

(注1)特殊公園には、風致公園、歴史公園、動・植物公園、墓園を含む。

(注2)都市緑地・緑道には、緩衝緑地、都市緑地、広場公園、緑道、カントリーパークを含む。

13 県・市町の環境保全関係規程等

(1) 県

区 分	名 称	
環境一般	通 則	広島県環境基本条例 広島県生活環境の保全等に関する条例 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
	環境影響評価	広島県環境影響評価に関する条例 広島県環境影響評価に関する条例施行規則
	地球環境	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則
	附属機関	広島県環境審議会条例 広島県景観審議会規則
	基 金	広島県環境保全基金条例 広島県みどりと景観の基金条例 広島県産業廃棄物抑制基金条例
	試験・研究	広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 広島県立総合技術研究所の設備の利用等に関する規則
	そ の 他	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の総量規制基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の総量規制基準（大竹地域） 大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の燃料使用基準（福山地域） 大気汚染防止法の規定による硫酸酸化物の燃料使用基準（大竹地域） 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準
	騒音・振動・悪臭	騒音の規制に関する定め 騒音に係る環境基準の類型指定 航空機騒音に係る環境基準の類型指定 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 振動の規制に関する定め 悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
	水質汚濁	水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排出基準を定める条例 化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 化学的酸素要求量に係る総量規制基準 窒素含有量に係る総量規制基準 りん含有量に係る総量規制基準 汚濁負荷量の測定に係る排水の期間 特定排出水の化学的酸素要求量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水の窒素含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 特定排出水のりん含有量に係る汚染状態及び特定排出水の量の計測方法 水質汚濁防止法の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則 窒素及びその化合物ならびに燐及びその化合物に係る削減指導指針
	公害紛争処理	公害紛争の処理に関する条例 公害紛争の処理に関する条例施行細則 公害苦情相談員の任命等に関する訓令
環境整備	廃棄物・リサイクル	広島県産業廃棄物埋立税条例 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法施行細則 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則
	浄化槽	浄化槽法施行細則 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
	化製場	化製場等に関する法律施行条例 化製場等に関する法律施行細則 動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定
自然保護	自然環境保全	広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則 広島県自然環境保全基本方針 広島県自然環境保全条例 広島県自然環境保全条例施行規則
	自然公園	広島県立自然公園条例 広島県立自然公園条例施行規則 自然公園施設の設置及び管理に関する条例 自然公園施設管理規則
	温 泉	広島県温泉法施行細則
	鳥獣保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則
	野生生物	広島県野生生物の種の保護に関する条例 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則 広島県野生生物保護基本方針 指定野生生物種及び特定野生生物種の指定
景 観	ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例 ふるさと広島県の景観の保全と創造に関する条例施行規則 広島県景観形成基本方針 広島県公共事業等景観形成指針 広島県大規模行為景観形成基準 宮島・大野景観指定地域景観形成基準 新広島空港周辺景観指定地域景観形成基準 西中国山地国定公園周辺景観指定地域景観形成基準 西瀬戸自動車道景観指定地域景観形成基準 安芸灘架橋景観指定地域景観形成基準	
国土利用	広島県国土利用計画審議会条例 広島県土地開発指導要綱 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱	
広島県環境基本計画 広島県地球温暖化防止地域計画、広島県地球温暖化対策実行計画 広島県廃棄物処理計画 広島県災害廃棄物処理計画		

(2) 市町(条例)

市 町 名	条 例 の 名 称
広 島 市	広島市環境の保全及び創造に関する基本条例 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 広島市ばい捨て等の防止に関する条例 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広島市環境影響評価条例 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 広島市景観条例
呉 市	呉市環境基本条例 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 呉市ポイ捨て等防止に関する条例 呉市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 呉市景観条例 呉市伝統的建造物群保存地区保存条例 呉市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
竹 原 市	竹原市環境基本条例 竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例
三 原 市	三原市環境基本条例 きれいな三原まちづくり条例 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三原市生活環境審議会条例 三原市小型浄化槽設置及び管理条例 三原市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 三原市大和まちづくり景観条例
尾 道 市	尾道市環境基本条例 尾道市環境美化に関する条例 尾道市の自然環境を守る条例 尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 尾道市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 尾道市景観条例 尾道市屋外広告物条例
福 山 市	福山市環境基本条例 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例
府 中 市	府中市環境基本条例 府中市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 府中市住宅団地汚水処理施設設置及び管理条例 府中市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 府中市上下町まちづくり景観条例
三 次 市	三次市環境基本条例 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 三次市かいてき環境保全条例 三次市ポイ捨て等禁止条例 三次市景観条例 三次市に生息する希少野生動植物を保護する条例
庄 原 市	庄原市環境基本条例 庄原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 庄原市ポイ捨て等防止に関する条例 庄原市河川美化条例
大 竹 市	大竹市環境基本条例 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 大竹市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例 大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例
東 広 島 市	東広島市環境基本条例 東広島市ポイ捨て等防止に関する条例 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例
廿 日 市 市	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例
安 芸 高 田 市	安芸高田市環境美化条例 安芸高田市公害対策審議会条例 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査の縦覧等の手続きに関する条例 安芸高田市環境基本条例
江 田 島 市	江田島市環境美化の推進に関する条例 江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 江田島市環境基本条例
府 中 町	府中町環境の保全及び創造に関する基本条例 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
海 田 町	海田町美しいまちづくり条例
熊 野 町	熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
坂 町	坂町環境美化の推進に関する条例 坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

安芸太田町	安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 安芸太田町ふるさと清流条例 安芸太田町環境保全審議会条例 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 安芸太田町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
北広島町	北広島町環境保全に関する条例 北広島町環境美化に関する条例 北広島町生物多様性の保全に関する条例 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
大崎上島町	大崎上島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
世羅町	世羅町生活環境保全等に関する条例 世羅町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 世羅町浄化槽清掃業に関する条例
神石高原町	神石高原町環境保全に関する条例 神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(3) 市町（計画）

市 町 名	計 画 の 名 称
広島市	広島市環境基本計画 広島市地球温暖化対策実行計画 広島カーボンマイナス70—2050年までの脱温暖化ビジョン— 広島市景観計画
呉市	呉市環境基本計画 呉市地球温暖化対策実行計画
竹原市	竹原市環境基本計画 竹原市地球温暖化対策実行計画
三原市	三原市環境基本計画 三原市役所地球温暖化対策実行計画
尾道市	尾道市環境基本計画 尾道市地球温暖化対策実行計画 尾道市景観計画
福山市	福山市環境基本計画 福山市地球温暖化対策実行計画
府中市	府中市環境基本計画 府中市地球温暖化対策実行計画
三次市	三次市環境基本計画 三次市地球温暖化対策実行計画 三次市地域新エネルギービジョン 三次市地域新エネルギー重点ビジョン 三次市景観計画
庄原市	庄原市環境基本計画 庄原市地域新エネルギービジョン
大竹市	大竹市環境基本計画 大竹市地球温暖化対策実行計画
東広島市	東広島市環境基本計画 東広島市地球温暖化対策地域推進計画 東広島市役所地球温暖化対策実行計画 東広島市地域新エネルギービジョン
廿日市市	廿日市市環境基本計画 廿日市市地域省エネルギービジョン 廿日市市地域新エネルギービジョン 廿日市市景観計画
安芸高田市	安芸高田市環境基本計画 安芸高田市地球温暖化対策実行計画 安芸高田市地域省エネルギービジョン 安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン
江田島市	江田島市地球温暖化対策実行計画 江田島市環境基本計画
府中町	府中町環境基本計画 府中町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
海田町	海田町環境基本計画 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
熊野町	熊野町地球温暖化対策実行計画 熊野町地域新エネルギービジョン
坂町	坂町環境基本計画 坂町地球温暖化対策実行計画
安芸太田町	安芸太田町地域新エネルギービジョン
北広島町	北広島町環境基本計画
大崎上島町	大崎上島町地域新エネルギービジョン
世羅町	世羅町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 世羅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 世羅町地域新エネルギービジョン
神石高原町	神石高原町地球温暖化対策実行計画 神石高原町地域新エネルギービジョン

※ この他に、各市町（一部事務組合）一般廃棄物処理基本計画が定められています。

第9 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

1 mg = 1000 分の 1 g = 1000 μ g

3 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 5 「付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利 用 目 的 的 性	基 準 値					該当水域
		水 イ 濃 (p H)	素 濃 度 (B O D)	生 物 化 学 要 求 量 (S S)	浮 遊 物 質 量 (D O)	溶 存 素 量 (D O)	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	告示の付表9に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB培養管に移植し、35～37度、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
" 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水 イ 濃 (P H)	化 学 的 要 求 (C O D)	酸 素 量 (S S)	溶 酸 素 (D O)	存 量 大 群 腸 菌 数	
AA	水道1級、水産1級、自然環境 保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2、3級、水産2級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級、工業用水1級、 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法 又はガラス電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度の計測 結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法 又は隔膜電極を用いる 水質自動監視測定装置 によりこれと同程度の計測 結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別国又は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種、 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

(ウ) 海域

a

項目 類型	利用目的の性	基準値					該当水域
		水イ濃 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶酸素 存量 (DO)	大腸菌 数	n-ヘキ サン抽出物 (油分等)	
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	告示の付表10に掲げる方法	

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。
- 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。
試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mLとアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$COD (O_2mg/L) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \times Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$$
 (a)：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）
 (b)：蒸留水について行った空試験値（mL）
 f $Na_2S_2O_3$ ：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

(注)

- 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種、水浴、及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種、及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種、工業、生物、生息、環境、保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

d

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上	別に国又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる

4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2, 55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表8に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2, 61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキシン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		
5 「公共用水域告示付表」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の付表をいう。		

5 騒音に係る環境基準(一般地域の騒音)

(1) 道路に面する地域以外の地域

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づき 都道府県知事が地域の区分ごとに指定する 地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に面する空間の基準値

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20 メートルまでの範囲をいう。

6 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

7 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

9 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格 K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度が、それぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg, 0.01mg, 0.8mg及び1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg, 0.03mg, 2.4mg及び3 mgとする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。